

# 環シナ海における近世日越関係史の研究

広島大学大学院文学研究科

博士課程後期人文学専攻

D116390 フ イ ン ト ロ ン ヒ ャ ン  
HUỲNH TRỌNG HIỀN

2014 年

## 目次

はじめに .....	2
略語・用語 .....	5
度量衡 .....	6
地図・図・表・図表・グラフ一覧 .....	7
序論 原史料と先行研究および課題設定 .....	9
<b>第1章：日越関係の政治的背景および貿易の開始</b> .....	16
第1節 日越関係の政治的背景 .....	16
第2節 日越における貿易の開始 .....	18
<b>第2章：日越交換文書からみた朱印船時代前後の貿易関係</b> .....	23
第1節 広南阮氏と幕府 .....	25
第2節 東京（トンキン）鄭氏と幕府 .....	42
<b>第3章：ホイアン日本町角屋氏とトンキン通事魏氏</b> .....	68
第1節 ホイアン日本町角屋氏について .....	68
第2節 トンキン通事魏氏について .....	97
<b>第4章：17、18世紀の日越貿易関係の実態</b> .....	103
第1節 朱印船時代後の日越貿易の新たな担い手 .....	105
第2節 17、18世紀の日越貿易関係の実態 .....	115
<b>結論</b> .....	161
引用史料一覧 .....	165
参考文献一覧 .....	167

## はじめに

環シナ海とは東シナ海と南シナ海の二つの海域のことを指し、日本は東シナ海の海域に、ベトナム<sup>1</sup>は南シナ海に位置している。

現在のベトナムは、北が中国の雲南省に、南・東が太平洋に、西がラオス、西南部がカンボジアに面している。ベトナムの面積は33万平方キロメートルで、日本の総面積から九州を除いたほどの面積である。日本は四分の三が山脈で占められているが、ベトナムは西部に山脈地帯が広がり、北部・東部・南部は丘陵・平野で占められている。

気候は北部、中部、南部でそれぞれ異なる。暑く湿った夏と、寒く湿った冬をもつのが北部、通年酷暑多雨が中部、夏の雨季と冬の乾季がはっきりするのが南部である<sup>2</sup>。

本稿の題にある「越」とは現ベトナムのことであるが、本稿で扱う時代には「安南」<sup>3</sup>、「交趾」と呼ばれた。「安南」、「交趾」に関連する表記は様々であり、統一した呼称はみられなかった。そもそもそれ以前、紀元前2世紀に『漢書』6武帝紀 元鼎6年の条によると、現在のベトナム領内には交趾、九真、日南の3つの郡が置かれたが、それらはそれぞれ北部平野、清化（タインホア）・乂安（ゲアン）、乂安以南に比定されている<sup>4</sup>。

中国から独立してその朝貢国となったベトナムは、中国の冊封体制内で「安南」と呼ばれたが、国内および冊封体制外の諸国に対しては「大越」と称した<sup>5</sup>。しかし江戸幕府との交換文書の中では阮氏も鄭氏も「安南国」と表記している。

16-18世紀の間、安南国は南北分裂状態（北部は黎鄭政権、南部は阮氏。【地図1】を参照）に陥った。当時、外国人は北の黎鄭政権を「東京（トンキン）」<sup>6</sup>、中部の阮氏政権を

<sup>1</sup> 先行研究は「日越関係」については単なる「トンキン—長崎」間の貿易に焦点を当て論じている。しかし、本論文は越＝「ベトナム」という語を使用し、つまり当該期近世の「日越関係」にはトンキンのみならず安南（広南あるいはコーチシナ）も含まれて、こういった地方の政権と日本との関係を持っていたことを意味する。それに、本論文は17～18世紀のベトナムの総体的に日本との政治関係や貿易関係を時系列で見、明らかにする。

<sup>2</sup> 桜井由躬雄「ベトナムの歴史と文化」（『The Great Story of Vietnam—大ベトナム展カタログ・ベトナム物語』（九州国立博物館、2013年）、008頁）。

<sup>3</sup> ベトナムは当時「安南」と呼ばれ、時期によって指し示す範囲が変化していくが、本稿では史料上の都合によりこれを用いる。

<sup>4</sup> Maspero, H., “Études d’histoire d’Annam III, La commanderie de Siang”, BEFEO 16, 1916.

<sup>5</sup> 桃木至朗「広南阮氏と「ベトナム国家」（『南シナ海世界におけるホイアン（ベトナム）の歴史生態的位置』I、文部科学省研究費報告書、大阪大学文学部、1995年）、29頁。

<sup>6</sup> 日本史料では「東京」で、ベトナム史料では「ケーチョ Kê Chợあるいはダングアイ Đàng Ngoài」のことで、現ベトナムの首都 Hà Nội の旧称である。オランダをはじめヨーロッパ諸国の関連史料などでは、Tonkin, Tonckin, Toncquin, Tonquin, Tonchin などと表記されて

「コーチシナ」あるいは「広南（クイナン、クイナム）」と呼んでいた<sup>7</sup>。

また、周知のように 15-17 世紀のアジア海域内は、大商業時代であったと評価されており、アジア諸国及びヨーロッパからやってきたスペイン・ポルトガル・イギリス・オランダ等の商船の間で交易が活発となっていた。

この時期、日本もベトナムもアジア域内貿易に参画するようになった。朱印船時代には広南のホイアン（会安 Hôi An）に日本町が建設され、ここが日本人商人の貿易商品調達の拠点とされた。しかし広南のみならずトンキンへ向かう日本商船もあり、鎖国後には他国商船の水先案内および黎鄭政権への斡旋、通訳を行うような日本人商人もいた<sup>8</sup>。

徳川幕府の鎖国後にも、日本とベトナム間の関係は続いた。オランダ人と中国人が日越貿易の仲介役として参入し、ベトナムの社会経済に変動をもたらすこととなった。とくに黎朝<sup>9</sup>の首府トンキンでの貿易が活発になったが、その関係史には多くの疑問が残されている。そこで本稿では 17 世紀より 18 世紀後半に至る日越関係を検討し、その交換文書をもとに政治および貿易関係の実態、そしてその他にオランダトンキン商館とベトナム発ジャンク船がその関係を媒介したことによって日越関係を明らかにする。

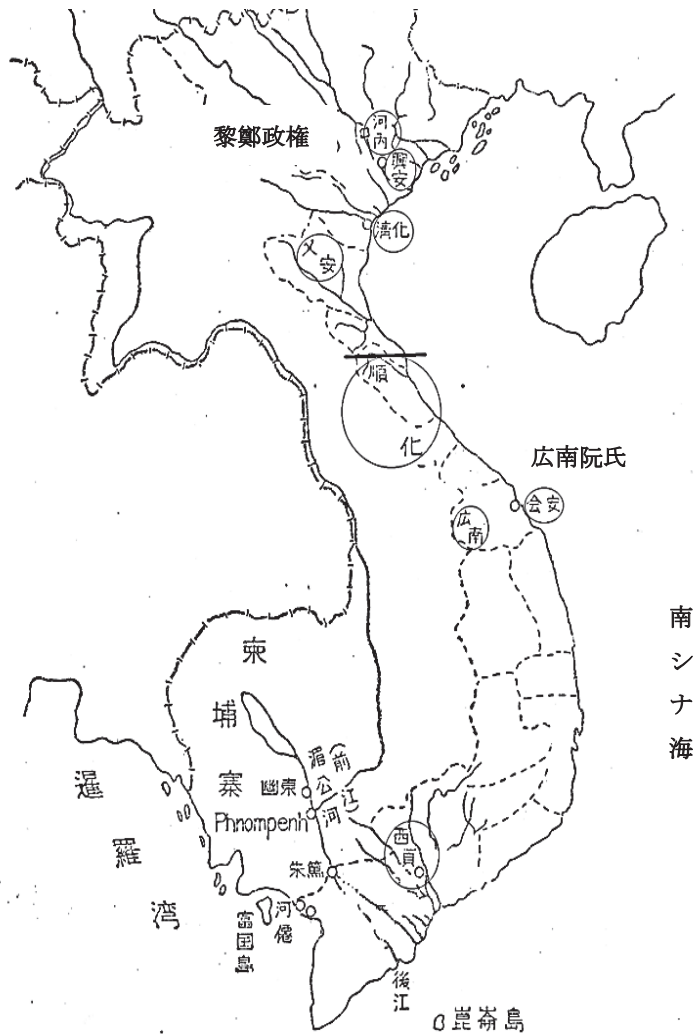
---

いる。

<sup>7</sup> 桃木前掲論文、29 頁。日本史料では、「広南」を表記された。当時の「コーチシナ」は「安南」と同義の場合もあり、ヨーロッパ史料では Quinam, Quinangh と表記されている。

<sup>8</sup> 永積洋子『近世初期の外交』（創文社、1999 年、83-90 頁）によると、オランダ東インド会社のフランソワ・カロン François Caron の工作によって朱印船の渡海禁止へとつながっていたという。カロンは 1619-1639 年までオランダ商館の通訳、商館助手を務め、1639 年 2 月から 1641 年まで当商館長になった。

<sup>9</sup> 黎朝は、「黎初・黎中興」と二つの時代に分けられる。本稿で扱う期間は黎中興時代にあたる。



【地図①】 16世紀黎鄭政權と阮氏政權の勢力域

出典：東亜研究所『安南史』（岩波書店、1942年、附録18頁）、  
第12図に加筆訂正

## 略語・用語

*BEFEO*: *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient* (フランス極東学院紀要)

BL: British Library, London (大英図書館、英国国立図書館)

EIC: English East India Company (イギリス東インド会社)

*NCLS*: *Nghiên Cứu Lịch Sử* (雑誌『歴史研究』(ヴェトナム国立アカデミー史学院雑誌、  
ヴェトナム語))

*NCDNA*: *Tap chí Nghiên cứu Đông Nam Á* (雑誌『東南アジア研究』(ヴェトナム国立アカ  
デミー東南アジア研究院雑誌、ヴェトナム語))

VOC: Vereenigde Oost-Indische Compagnie (オランダ東インド会社)

## 度量衡<sup>10</sup>

### ○通貨単位の換算レート

(銀の貫とテールとギルダー)

- ・ 銀 100 テール (tael) = 1 貫
- ・ 10 テール = 100 匁
- ・ テール = 3 ギルダー 2 ステーフエン (1636 年以前)  
= 2 ギルダー 17 ステーフエン (1636～1666 年)  
= 3 ギルダー 10 ステーフエン (1666～1743 年)

(銀と銅銭)

- ・ テール = 2,000 (1650 年代以前)  
= 600～700 (1650 年代～1660 年代)  
= 2,200 (1660 年代～1700 年代)
- ・ 貫 = 600 コイン (kasjes)

### ○重量単位の換算

- ・ ピコル(picul) = 100 カッティ(catties)  
= 100 斤  
= 60 キログラム
- ・ 斤 = 0.6 キログラム
- ・ テール (生糸) = 37.5 グラム = 0.375 キログラム
- ・ ファッカル faccar : トンキン生糸の重量単位。  
例 : 15 ファッカル生糸 = 15 テール生糸 = 良銀 1 テール

---

<sup>10</sup> 『イギリス商館長日記 (訳文編附録 (下))』 (東京大学史料編纂所、1982 年)。Hoàng Anh Tuấn, *Silk for Silver: Dutch-Vietnamese Relations, 1630-1700*, Brill, 2007.

地図・図・表・図表・グラフ一覧

地図編	頁
【地図①】 16 世紀黎鄭政権と阮氏政権の勢力域	4
【地図②】 朱印船の渡航地	24
【地図③】 又安処の丹涯海門	45
図編	頁
【図①】 角屋氏の家譜	70
【図②】 安南交趾松本寺の図	88
【図③】 松本寺の扁額	88
【図④】 松本寺の位置（推定）	89
【図⑤】 17 世紀の魏氏（鉅鹿氏）家系	99
【図⑥】 17 世紀のトンキン通事魏氏家系	99
表編	頁
【表①】 角屋栄吉関係文書「安南交趾角屋栄吉遺書」と「安南記」の内容一覧	72
【表②】 長崎に送った贈答品（寛文 11 年）	80
【表③】 「安南国エ音信ノ大概」の品名一覧	83
【表④】 「誂物之覚」の内訳	83
【表⑤】 長崎来航したベトナム発ジャンク船数（1675-1724 年）	118
【表⑥】 18 世紀長崎来航唐船数の動向	121
【表⑦】 長崎来航ベトナム発ジャンク船数一覧（1715-1733）	122
【表⑧】 ベトナム発ジャンク船・船主名および信牌の状況（1714-1738）	123
【表⑨】 ベトナム発ジャンク船の年平均長崎輸入ベトナム生糸の推移	144
【表⑩】 ベトナム発ジャンク船の年平均長崎輸入ベトナム絹織物	144
【表⑪】 日本産銅銭のベトナム輸入の推移（1618-1764 年）	150
【表⑫】 ベトナムからの砂糖・肉桂・胡椒・沈香・鹿皮・鮫皮の量	158
【表⑬】 年平均長崎輸入砂糖の量	158
【表⑭】 ベトナム発ジャンク船による年平均長崎輸入その他の商品の数量（1640-1767）	159
【表⑮】 各種商品値段の推移	159



【表⑩】 各年代別ベトナム商品の長崎輸入推移.....	159
-----------------------------	-----

図表編 .....	頁
-----------	---

【図表①】 長崎来航船数（1628-1682年） .....	117
--------------------------------	-----

【図表②】 広南・トンキンへの来航船数（1601-1635） .....	126
--------------------------------------	-----

【図表③】 トンキンおよび広南への来航船数（1647-1700） .....	127
----------------------------------------	-----

【図表④】 VOC 船による生糸輸入総額およびトンキン生糸輸入額の変遷（1636-1697） .....	132
---------------------------------------------------------	-----

【図表⑤】 トンキン発オランダ船・ベトナム発ジャンク船の長崎輸出生糸・絹の量 （1637-1767） .....	137
-------------------------------------------------------------	-----

【図表⑥】 長崎での銅輸出力（1710-1764年） .....	149
----------------------------------	-----

グラフ編 .....	頁
------------	---

【グラフ①】 トンキンへの来航船数（1636-1700） .....	127
------------------------------------	-----

【グラフ②】 オランダ船によるトンキン生糸買値と長崎売値（1636-1668年） .....	133
------------------------------------------------	-----

【グラフ③】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸・絹各種 （1641年） .....	141
-----------------------------------------------------------	-----

【グラフ④】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸・絹各種 （1641年附録） .....	141
-------------------------------------------------------------	-----

【グラフ⑤】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸・絹各種 （1650年） .....	143
-----------------------------------------------------------	-----

【グラフ⑥】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸・絹各種 （1651年） .....	143
-----------------------------------------------------------	-----

【グラフ⑦】 1653年 長崎輸入生糸・絹各種.....	144
------------------------------	-----

【グラフ⑧】 長崎からの銅輸出力（1650-1800年） .....	149
------------------------------------	-----

【グラフ⑨】 オランダ船による1630年代銅銭の輸入.....	154
---------------------------------	-----

【グラフ⑩】 VOC 船によるトンキン輸入日本銅銭.....	154
--------------------------------	-----

【グラフ⑪】 ベトナム宛中国ジャンク船による日本銅銭の輸入.....	154
------------------------------------	-----

## 序論 原史料と先行研究および課題設定

### 原史料（編纂史料を含む）について

#### (1) 日本史料

この序論では、当該期の日越関係を明らかにするための史料を以下のようにまとめる。近世<sup>11</sup>日本の海外交渉関係史料でとくにベトナムに関連する史料は、金地院崇伝の『異国日記』<sup>12</sup>、近藤重蔵（守重）の『外蕃通書』<sup>13</sup>に納められている。これらの史料は、日越間で交わされた文書を含み、交換の経歴、相互認識、貿易体制、貿易促進、贈物交換などがわかるが、対象となる時代は主として鎖国以前である。そして『通航一覧』<sup>14</sup>にも多くの

<sup>11</sup> 本稿の題目および本文では「近世」という術語を用いているが、ベトナム史では「近世」という概念は議論の最中であり、政治史と社会構成体史の観点にたった時代区分論争は未だに決着していない。よって本稿では日本史の時代区分に従った「近世」概念を利用し、当該期のベトナムとの関係を考察することとする。

前近代ベトナム史の時代区分を論じた桃木至朗は、古代から近代までの歴史の概要を把握した上で、ベトナム人研究者の間で「世界史の基本法則」と「民族解放闘争史観」および「アジア的生産様式」に基づく時代区分の論争の展開からも問題が未解決であること、そして18世紀以降の膨大な村落文書が利用可能になったにもかかわらずそれらが討論で十分利用されていないこと、それにまだ言及の少ないベトナム南部の社会構成史的研究の必要性などを指摘して新しい時代区分が必要であることを論じている。

氏は開発と人口に焦点を当て、①農学的適応の時代、②工学的適応の時代（13-15世紀）、③純粋小経営とプロト工業化（16-17世紀）、④前近代開発の限界と村落の閉鎖的共同体化（18-19世紀）を時代区分として提起した（桃木「ヴィエトナム史の時代区分」『古代文化』46号、1994年、48-55頁）。

<sup>12</sup> 異国日記刊行会編『影印本異国日記一金地院崇伝外交文書集成』（東京美術、1989年、以下『異国日記』と略称）を使用。同書には13通の重複文書を除き、22通の日越交換文書が所収されている。また『異国日記抄』（村上直次郎校註、三秀舎、1911年）の「異国日記編者」によれば、徳川家康は当時文名のもっとも高かった僧侶を用いて朱印及び国書作成のことを掌らせた。最初は西笑承兌、その元佶、次に崇伝がその任にこたえた。崇伝は慶長13年に家康に仕えて駿府に至り、同15年から外交文書を掌った。

<sup>13</sup> 近藤守重『近藤正斎全集』（国書刊行会、1905-1906年）所収の「外蕃通書」を使用する。本稿では引用する場合に便宜的に「第〇〇冊、〇〇頁」と洋装本の頁を示す。1601年から1695年までの日越交換文書56通のうち、22通は広南阮氏、13通はトンキン鄭氏政権、21通は日本側からである。同書所収の文書は『影印本異国日記一金地院崇伝外交文書集成』の掲載文書と重複している。本稿では『異国日記』を主に用い、「外蕃通書」で補うこととする。

<sup>14</sup> 林復斎『通航一覧』（清文堂出版社、1967年）第4、巻171-178。『国史大辞典』第9巻（吉川弘文館、1988年）、702頁によれば、『通航一覧』は幕末期の江戸幕府によって編修された対外交渉関係の史料集成で、林復斎が主宰し編集したものである。永禄9（1566）年三河国片浜浦への安南国船漂着の記事から始まり、文政8（1825）年の異国船打払令

文書が含まれているが、それらは概ね『異国日記』、『渡海御朱印帳』所収の文書を訓読したものである。

また、トンキンおよび広南との貿易状況や具体的な船数などが判明するものとして林春勝と林信篤によって編纂された『華夷変態』<sup>15</sup>があり、他には「唐船進港回棹録」、「島原本唐人風説書」、「割符留書」<sup>16</sup>、長崎歴史文化博物館所蔵「長崎渡来唐人事蹟及び唐船主摘録」<sup>17</sup>などがあり、17～18世紀までの長崎に出入りする商船の事情が知らせる史料である。

## (2) オランダ・イギリス史料

オランダ東インド会社 VOC が残した到着文書集 (*Overgekomen Brieven en Papieren* (1602-1794)<sup>18</sup>)には、オランダトンキン商館の対日本貿易の状況を語る多くの史料が収録されている。例えば『一般報告』*Generale Missiven*<sup>19</sup>や『出島商館日記』*The Deshima*

---

の公布に至るまでを記述する。

<sup>15</sup> 長崎奉行から幕府に進達された唐船風説書を編纂したもので、1644-1717年までの2,200通を収録する。後の編纂によって享保9(1729)年までの文書も追加収録された。林春勝・林信篤『華夷変態』(東洋文庫、1958-1959年)を使用。

<sup>16</sup> 「唐船進港回棹録」(県立長崎図書館蔵)は正徳新例の後から享保18(1733)年までの長崎港での中国船出入記録である。「島原本唐人風説書」は『華夷変態』に収録されていない唐風説書を収録したもので、「割符留帳」(県立長崎図書館蔵)は信牌発給の原簿である。本稿では関西大学東西学術研究所(編)『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳—近世日中交渉史料集』(関西大学東西学術研究所、1974年)を使用する。

<sup>17</sup> 本史料は、正徳4(1714)年から元文3(1738)年までの奥船および中船が長崎に入港したことを記録している。船主の名前に加え、信牌の発行・非発行およびそれを受領し、ほかの商人に譲ったことなどについても書かれている。唐船のうち、長崎に来航して貿易する商船は3種類に分けられた。

1.奥船=トンキン・広南・占城・東埔寨・暹羅・バタヴィアの遠国東南アジア諸国の商船。

2.中奥船=福建・広東・広西の所からきた商船。

3.口船=南京・寧波など比較的長崎に近い所からきた商船。

<sup>18</sup> 植村泰夫「Ⅲ インドネシア(後期)」(『アジア歴史研究入門』第5巻 南アジア・東南アジア・世界史とアジア、同朋舎、1984年)、286-289頁。

<sup>19</sup> 『一般報告』は、1610-1750年の時期をカバーし、アジア各地の商館・要塞から送付されてきた貿易その他の情報をバタヴィアで整理編纂し、決算書を添えて年に1度、本国オランダの重役会へ送られたものの集成である。その中に、トンキンとの貿易や社会情勢に関する記事も収録されている。本稿では W. Ph. Coolhaas and other editors, *Generale missiven van gouverneurs-generaal en raden aan Heren XVII der Verenigde Oostindische Compagnie*, Martinus Nijhoff, 1960-. (『一般報告』)を使用する。

Dagregisters<sup>20</sup>、『バタヴィア城日誌』*Dagh-registe gehouden int Casteel Batavia*<sup>21</sup>などによって、日本からの多くの情報やトンキンからの商品の行き来が時系列に確認できる。

オランダ東インド会社の史料の他、イギリス東インド会社の当時の記録も視野に入れなければならない。イギリス東インド会社はオランダのトンキン貿易にほぼ進展がみられない17世紀後半の20年間にトンキン市場に参入した。その記録が未刊行史料「東京航海記録」Tonkin Journal Registers<sup>22</sup>である。

### (3) ベトナム史料

ベトナム史料では、16世紀半ばの莫朝科挙官僚楊文安の『烏州近録』<sup>23</sup>が、当時の順化（トゥアンホア）地方の地理・風習・土壌について記している。そして、18世紀後半の黎朝科挙官僚黎貴惇の『撫辺雜録』<sup>24</sup>は16世紀末から18世紀後半の順化・広南各地の経済・社会の状況について詳述している。1811年から阮朝により『大南寔録』<sup>25</sup>の編纂が始まったが、1844年に完成した『大南寔録前編』は、阮潢が1558年に順化地方の鎮守になってから広南阮氏最後の王である睿宗の没する1777年までの歴史を叙述しており、その中に阮氏の海外交易に関する記事が見られる。

### 先行研究について

<sup>20</sup> 1641年から1800までの出島における貿易事情、商船の行き来、現地の商品調達の交渉記録で、商船の出帆時、江戸参府等の情報が含まれる。現在13巻までが編纂されている。本論ではTon Vermeulen et al. (eds.), *The Deshima dagregisters: Their Original Tables of Contents*, Leiden Centre for the History of European Expansion, 13 vols, 1986-2010を使用する。

<sup>21</sup> これはバタヴィア政庁が周辺地域の日々の出来事および各地からの情報の要点をまとめた日誌であり、1624年から1807年まで記録された。このうち1682年までの分はシェイス Chijs などによって活字化された (Chijs, Jacobus Anne van der (ed.), *Dagh-register gehouden int Casteel Batavia*, 1887-1931, 31 vols, s-Gravenhage Martinus Nijhoff)

<sup>22</sup> 同史料は1672年から1699年までのトンキンにおけるイギリス商館の貿易活動を記録したもので、British Library in London の The India Office Records に所蔵されている。この史料は蓮田隆志氏（新潟大学准教授）から借覧した。記して謝意を示す。

<sup>23</sup> 同書の序文によれば、楊文安は広平（クアンビン）省の出身で、親の喪で帰郷した際に故郷の情報を集め、同書を記したとある。本稿では漢喃研究院所蔵写本（図書記号：VHc.586）を使用する。

<sup>24</sup> 黎貴惇は18世紀後半の鄭氏による阮氏政権討滅作戦に参加し、作戦終了後もフエにとどまって調査を行い、同書を遺した。本稿ではパリの Centre National de la Recherche Scientifique 所蔵写本を使用する。

<sup>25</sup> 同書は慶応義塾大学言語文化研究所によって洋装影印本が1961年より刊行が開始され、81年に完結した（全20冊）。本稿では同影印本を使用する。

戦国期末期から日本国内の混乱は徐々に回復し、経済力の上昇から奢侈品である中国の生糸を求める欲求が強まったが、日本は明朝の貿易対象外とされたため、日本商船は中国人商人などが持ち出す生糸が集まる東南アジアへ乗りだし、幕府がそれに正規の貿易船であることを示す証明書である朱印状を発給した。これが朱印船制度のはじまりである。

朱印船時代<sup>26</sup>（1604-1635年）における日越貿易関係についての戦前の研究は、南洋諸国にある日本町を日本人商人の貿易拠点として考察したり、日本の貿易商人の活動を述べたりするものが中心であった。なかでも岩生成一によって一連の朱印船貿易史の研究が発表され、貿易の実態やその規模のほかにも、ホイアンをはじめとする日本町についても数々の研究がなされた<sup>27</sup>。岩生は江戸時代初期にトンキンに在住した日本人像を追跡し、トンキンでの職業等をも明らかにしている<sup>28</sup>。

日本町についての最初の代表的な研究は、1929年に出版された櫻井祐吉の『安南貿易家角屋七郎兵衛一附松本一族』<sup>29</sup>である。これは17世紀にホイアンに在住した角屋七郎兵衛<sup>30</sup>が残した史料に基づいて日本町の存在に言及したものである。1930年刊の『増訂・海外交通史話』<sup>31</sup>に収録された辻善之助「南洋の日本町」は、ツーラン Tourane（現ダナン）に日本町があったと述べている。これを疑問視した小倉貞男は、1989年に『朱印船時代の日本人』<sup>32</sup>を執筆したが、結論は持ち越しということになった。2003年に菊池誠一が『ベトナム日本町の考古学』<sup>33</sup>を公刊し、考古学視点からツーランに日本町が存在したことは信じがたいと論じている。また現ホイアンの町並みは中国人街で、ホイアン日本町は旧市街の17世紀の居住地区にあることはほぼ間違いのないのであろうと述べている。

17世紀にはアジア各地からの商品が長崎に輸入された。これについて永積洋子は VOC 史料および日本史料を利用し、『唐船輸出入品数量一覧 1637-1833年—復元唐船貨物改帳・

---

<sup>26</sup> この「朱印船」制度の発足については諸説あり、豊臣秀吉時代の文禄初年に始まったとする説と、徳川時代の慶長6年に始まったという説がある。本稿は、システムとして機能を果たし強化されたのが江戸時代に入ってからであることに鑑み、後者を支持したい。

<sup>27</sup> 岩生成一『朱印船と日本町』（至文堂、1966年）。同『南洋日本町の研究』（岩波書店、1978年）。同『新版・朱印船貿易史の研究』（吉川弘文館、1985年）など。

<sup>28</sup> 岩生成一「江戸時代初期トンキン在住の日本人」（『歴史地理』53(6)、1929年）。

<sup>29</sup> 角屋七郎兵衛贈位報告祭協賛会出版。

<sup>30</sup> 菊池理夫他「松阪・ホイアンの交流の過去と現在—角屋七郎兵衛を中心として」（『地域社会研究所報三重中京大学』21、2009年）。この論文の199-246頁でとくに七郎兵衛の事跡が詳細に記されている。

<sup>31</sup> 内外書籍株式会社出版。この論文自体は1914年が初出。

<sup>32</sup> 小倉貞男『朱印船時代の日本人』（中央公論社、1989年）。

<sup>33</sup> 菊池誠一『ベトナム日本町の考古学』（高志書院、2003年）、115頁。

帰帆荷物買渡帳』<sup>34</sup>を編纂した。同書ではトンキン・広南（交趾）からの商船数および商品の量や種類・仕入値・長崎での売値等のデータが記録されている。

ベトナムにおいては、1920年代にレ・ズ Lê Du<sup>35</sup>が、初めて日越間の交換文書 35 通を『南風雑誌』*Nam Phong Tap Chi*<sup>36</sup>上で紹介した。また、最近ではファン・タン・ハイ Phan Thanh Hai がこの 35 通の中から 14 通を再び紹介している<sup>37</sup>。これらの文書は、『異国日記』、『外蕃通書』所収のものである。

日越関係史全体に関わる研究については、1990年に「ホイアン国際シンポジウム」がホイアンに近い中部最大の都市ダナンで、1992年にフォーヒエン（舗憲 Phó Hiến）<sup>38</sup>シンポジウムがフンイエンで開催され、数々の新しい論文や関係史料目録などが提示されるようになった。

<sup>34</sup> 永積洋子編『唐船輸出入品数量一覧 1637-1833 年—復元唐船貨物改帳・帰帆荷物買渡帳』（創文社、1987年）。本書の構成は以下の通りである。第Ⅰ部：史料解題、第Ⅱ部：「唐船輸入目録—唐船貨物改帳」：1641年から1725年（1664年から1681年の分は欠ける）の船名ごとの輸入商品の内訳記録。1725年から1785年間の入港何番船、船名と商品の内訳記録。1786年以降はすべて商船入港の際の○番船との記録のみで、商船の出帆地は確認不能。第Ⅲ部「唐船輸出目録」：1678年から1725年間の船名と輸出品名の記録。1725年から1785年間の番船、船名、輸出商品の内訳。1786年以降は番船と輸出商品の内訳のみ。第Ⅳ部「附録」：1637年から1704年までの補足記録。「B 唐船の商品価格」は、1640年から1706年まで各船の商品価格の記録。

<sup>35</sup> レ・ズ Lê Du（1885-1957年）は、広南の出身。学者として東遊運動に参加し、1906年に日本へ渡航した。歴史・文化・思想等を学び、1909年に朝鮮・中国へ渡った。1919年にベトナムに帰国し、『南風雑誌』編集部から研究論文投稿を依頼され、1921年から当雑誌の漢字部門の編纂を担当し、1924年にハノイのフランス極東学院の研究者となった（Sở Cuồng Lê Du, *Dấu Tích Thăng Long*, Nxb. Lao Động, 2006, pp. 5-8.（レ・ズ『昇竜の痕跡』、労働出版社、2006年））。

<sup>36</sup> 『南風雑誌』（全210号、1917-1934年、全号でおよそ35,000頁）はフランス植民地政権によって刊行された。ベトナム語・フランス語・漢字を用いて記述され、文学・東洋文化・文明（機械・技術発展）などを取り上げ、人々の認識・世界観を高揚させる新聞として知識人の活動の場となった。近世日越関係関連の文書は、『異国日記』からの2通、『外蕃通書』からの2通、『古事類苑』からの1通、『大日本史料』からの3通、回易大司馬貞子元誌からの1通、細川宰相源臣忠興所蔵からの1通、荒木宗太郎所蔵からの1通、そして出典表記なしの24通の計35通であった。また、文書の一部が省略されたり（65冊、56頁の弘定7年4月15日付文書）、文書の年代が間違っていたりするものがある（たとえば54冊205頁の「弘定10年4月25日付文書」は、正確には「永祚10年」である）。

<sup>37</sup> Phan Thanh Hai, “Vè những văn thư trao đổi giữa Chúa Nguyễn và Nhật Bản (thế kỷ 16-17)”, *NCLS số 375*, 2007, pp. 59-68 & số 381, 2008, pp. 59-73.（「16-17世紀日本と阮氏の交換文書について」『歴史研究』375号、2007年と381号、2008年（続））

<sup>38</sup> ハノイの南東40キロほどのところにある紅河本流とルオック河の分岐点にある町。現在はフンイエン省の省都フンイエン市となっている。朱印船時代の後も国際貿易港として栄えた。

VOC のベトナムでの活動に関する初期の研究のひとつとして、オランダ人研究者ブッフ W. J. M. Buch の『17 世紀広南における東インド会社—オランダと安南の関係』<sup>39</sup>があり、VOC の広南における貿易活動の状況について分析しているが、VOC と広南阮氏政権との関係が良好でなかったため、貿易は不振であったことを明らかにしている。

また VOC による「トンキン—長崎」間の貿易の銀生糸貿易を論じたものに、クライン P. W. Klein の研究<sup>40</sup>がある。氏の取り扱う時代は日本の鎖国後の 1635 年から 1700 年までで、その間に VOC がトンキン生糸を日本に輸出したことを明らかにし、具体的な商船名および商品の総額を明示している。

日本の永積洋子も 17 世紀半ばの「トンキン—日本」間の貿易を分析し、クラインの説と重なっているが、1640 年から 1646 年までの間、中国ジャンク船によってトンキン生糸が日本に輸入されたことを指摘した<sup>41</sup>。このことは岩生の研究<sup>42</sup>とも一致している。

ベトナム人研究者ホアン・アン・トゥアン Hoàng Anh Tuấn は「トンキン—日本」間の貿易のうち、クラインと同様に、1670 年から生糸貿易が終焉を迎えたと論じている<sup>43</sup>。

朱印船時代以降の日越貿易研究は VOC トンキン商館の貿易活動を中心に議論がなされたが、近年では「トンキン—長崎」間の貿易における中国人商人の活動（中国ジャンク船貿易）を重視する新たな研究の展開がある<sup>44</sup>。

貿易とベトナムの国内情勢の関連については、リ・タナ Li Tana が、広南の経済はとくに日本と中国貿易に頼り、鄭氏にとっても海外貿易が対阮戦争の資金となったことを指摘

---

<sup>39</sup> Buch, W. J. M., *De Oost-Indische Compagnie en Quinam - De betrekkingen der Nederlandesrs met Annam in de XVII<sup>e</sup> eeuw*, H. J. Paris, Amsterdam, 1929.

<sup>40</sup> Klein, P. W., “De Tonkinees-Japanse Zijdehandel van de Verenigde Oostindsche Compagnie en het Inter-Aziatische verkeer in de 17e eeuw”, In: Frijhoff W. and Hiemstra, M. (eds.), *Bewogen en Bewegen - De historicus in het spanningsveld tussen economie en cultuur*, Tillburg, 1986. (P. W. クライン「17 世紀における VOC のトンキン・日本生糸貿易とアジア域内の交通」(W. フライホーフ & M. ヒームストラ『移行と移動—文化および経済の間の拡大における歴史—』トゥーバーク、1986 年所収))

<sup>41</sup> 永積洋子「17 世紀中期の日本・トンキン貿易について」(『城西大学大学院研究年報』8、1992 年)。

<sup>42</sup> 岩生成一「江戸時代における銅銭の海外輸出について」(『史学雑誌』39(11)、1928 年)。

<sup>43</sup> “Vietnamese-Japanese Diplomatic and Commercial Relations in the Seventeenth Century”, originally presented at the session of “Diplomacy as Cultural Interaction in Early modern East Asia” of the International Conference *Cultural Reproduction on Its Interface: An Approach from East Asia*, Kansai University, 13-14 December, 2008.

<sup>44</sup> たとえば Iioka Naoko, “Literati Entrepreneur: WEI ZHIYAN in the Tonkin-Nagasaki Silk Trade”, Ph. D. Dissertation of National University of Singapore, 2009. などがある。ただしこの論文はある特定の貿易商人に焦点をあててトンキン生糸について論じているが、ベトナム貿易の全体像までは議論が及んでいない。

している<sup>45</sup>。また、新稿<sup>46</sup>でリ・タナは 18 世紀の広南銭の鑄造および使用について述べ、ベトナムでの銅・亜鉛銭の鑄造が 18 世紀および 19 世紀の前半にブームとなり、1829 年の広東省における報告では広東でもベトナム銅銭が使用され、貨幣の 60-70%を占めたことなどを新たな論点としてあげている。しかし、そのブームが当時の広南阮氏の社会経済および一般民衆の生活にどれほど影響を与えたかについて言及はない。

ベトナム人研究者タン・テ・ヴィ Thành Thế Vỹ<sup>47</sup>も近世ベトナムの貿易について考察しているが、先行研究が用いた史料の再利用にとどまり、具体的な貿易額などにはほとんど言及がなく、新しい論点を出せていない。

## 課題設定

本稿では広南およびトンキンに貿易拠点をおいた中国人商人の活動が重要なポイントであると考え、VOC 船に加えて中国ジャンク船が日本との間で輸出入した商品の種別および数量を分析することにより 17-18 世紀における日越貿易関係を再検討することを課題とした。

朱印船時代後は、先行研究ではトンキンばかりが注目されてきたが、トンキンのみで日越関係を述べることはできない。ベトナム国内に貿易拠点を置く「(トンキンおよび広南)ベトナム-長崎」間の貿易から、正徳新例の後の「中国—ベトナム—長崎」間貿易に変わることも史料では確認できるが、その場合も「トンキン—長崎」間の貿易に加えて「広南—長崎」間貿易を考慮する必要があると考える。その際にはもちろんイギリス東インド会社の 20 年間の貿易活動の史料分析も重要となる。

---

<sup>45</sup> Li Tana, *Nguyễn Cochinchina - Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Cornell University, 1993.

<sup>46</sup> Li Tana, “Cochinchinese Coin Casting and Circulating in Eighteenth-century Southeast Asia”, In: Tagliacozzo Eric and Wen-Chin Chang (eds.), *Chinese Circulations*, Duke University Press, 2011.

<sup>47</sup> Thành Thế Vỹ, *Ngoại thương Việt Nam hồi thế kỷ XVII, XVIII và đầu XIX*, Hà Nội: Nxb. Sử học, 1961. (『17、18 世紀および 19 世紀初頭のベトナムの外国貿易』、ハノイ：史学出版社)



## 第1章 日越関係の政治的背景および貿易の開始

アジア域内貿易は巨大な利益を生む貿易活動であるのみならず、諸国間の文化交流を拡大し、商業活動によって港市の社会経済を発展させ、結果として現地人の生活等も大きく変化させた。

15世紀初めに明朝の宦官鄭和が東南アジア諸国やその西方の南アジア・西アジア・アフリカ東海岸部にまで到達した。「交易の時代」の始まりである<sup>48</sup>。その後、ヨーロッパ人によってはじめて新大陸が「発見」され、彼らの活躍によって世界的貿易網が形成された。しかしそれ以前に環シナ海の諸国では貿易港がすでに成立し、そこに欧州商船も寄航し、世界を繋ぐこととなった。

15世紀中葉になると、明朝の海禁と冊封一朝貢貿易体制は崩壊していった。中国私貿易商人は中国海岸から東南アジア諸国の海岸地域へと商品の流通地域を拡大していった。隆慶元（1567）年の海禁の緩和により、清朝の支配下に入ると、清朝は台湾に拠る鄭氏対策のため1655年に海禁令を、さらに1661年には遷界令を出した。そのため中国商人は再び海上貿易から切り離されかねない危機が訪れた。しかし鄭氏が降伏した後、1684年には展海令が出され、18世紀にはいると中国商人のアジア域内貿易における役割は一層重要となった。

本論文の当該期において日本市場の需要に応える多種多様な貿易品を供給できるトンキンおよび広南地方は日本商人、ヨーロッパ商人、中国商人等の貿易の舞台となり、アジア域内貿易の一躍となった。

### 第1節 日越関係の政治的背景

日本商船がベトナムの諸港に来港した時代、黎朝は虚位状態にあった。1527年に武臣の莫登庸が黎朝を篡奪して莫朝を開いたが、黎朝の遺臣阮滄が黎帝の末裔莊宗を擁して莫朝に抵抗した。阮滄は莫氏の密偵により暗殺されるが、その後を滄の女婿である鄭検が半世紀に及ぶ内戦の後、鄭氏・阮氏を中心とする黎朝軍は1592年に莫朝を倒し、都を奪回した。しかしその前後から莫朝打倒に功績のあった鄭検と阮滄の子である阮潢との間に権力争いが激化する。

---

<sup>48</sup> Reid, Anthony, *Southeast Asia in the Age of Commerce, 1450-1680*, 2 vols, Yale University Press, 1988 & 1993.

政争に勝利した鄭検は事実上、黎朝政権の最高権力者となり、鄭検に対して危険を感じた阮潢は、対莫戦争中の1558年に順化地方へ鎮守として赴任する形で南方に遷った<sup>49</sup>。彼は1571年以降、広南地方をも支配下に置き、次第に黎鄭政権から離脱し独自の政権を築き、南北分裂の形勢が生まれた<sup>50</sup>。

こうした分裂状況が続くなか、17世紀にはいってベトナムは本格的に多くの外国と関係を持つこととなった<sup>51</sup>。阮潢は対莫戦闘の最中にすでに外国商船を招致する積極的な政策をとった。それは1591年（黎光興14年、日本永禄5年）の安南国副都堂福義侯阮氏より日本国王宛に送られた文書の存在により確認することができる<sup>52</sup>。この文書についての真相は明らかになっていないが、1590年代初めからすでに広南国主阮潢は日本との関係を試みていたのである。

トンキンにおいては、1630年代までは朱印船も来航したが、対外交易は広南ほど活発ではなかった。VOCが広南で交易を活かすことができなかつたため、トンキンに移り、トンキン商館を設立した1637年以降になると、鄭氏は海外貿易により注目し、厳重な統制を伴いながらも貿易促進をはかり、トンキン貿易を催促した。

鄭氏は和田理左衛門やウル・サン婦人という日本人商人を用いて他の外国商船を斡旋させた<sup>53</sup>。そのため、来航商船の商品の数量、種類等が官人（宦官）によって厳しく監察さ

<sup>49</sup> 『大南寔録前編』巻1、第6葉表には、  
端郡公将家子有才略、可令往鎮、与広南守将互為犄角。庶無南顧之憂。…戊午元年〔黎正治元年、明嘉靖三十七年〕冬十月、上初鎮順化。時…宋山郷曲及義勇皆樂從之、建營于愛子。…（〔 〕は割注を示す。以下同じ）  
（端郡公 将家の子にして才略有り、鎮に往きて、広南の守将と互いに犄角を為さしむべし。南顧の憂い無きに庶からん。…戊午元年〔黎正治元年、明嘉靖37年（1558）〕冬10月、上（阮潢）初めて順化に鎮す。…時、宋山（タインホアに属する県）の郷曲及び義勇 皆楽しみてこれに従い、愛子に建營す）  
とある。

<sup>50</sup> この対立が表面に出たのは阮潢の後継者問題に鄭氏が口をはさんだことにあるが、最初の本格的戦闘は1627年に勃発し、1672年の大規模交戦まで臨戦状態にあった。この期間中に両軍は7回ほど大きな交戦を行い、決着をみないまま休戦となった。

<sup>51</sup> Nguyễn Văn Kim “Về cơ chế hai chính quyền song song tồn tại trong lịch sử Việt Nam và Nhật Bản”, *NCLS số 326*, 2003, pp. 6-74.（「ベトナムと日本の歴史における並立政権システムについて」『歴史研究』326）

<sup>52</sup> 九州国立博物館編『The Great Story of Vietnam—大ベトナム展カタログ・ベトナム物語』（九州国立博物館、2013年、105頁）に基づくと、日本とベトナム両国間の最初の文書交換は、従来『外蕃通書』所収文書によって1601年と考えられていたが、最初の日越交換文書は現在のところ1591年付となっている。

<sup>53</sup> 岩生「江戸時代初期トンキン在住の日本人」によれば、トンキンとの関係をもつ日本人商人和田理左衛門（?-1667年）やUrusa/Urusanという日本人婦人が当時の外国商船の斡旋および水先案内も行ったことが紹介されている。

れているという VOC の報告がある<sup>54</sup>。なお黎一鄭氏と阮氏間の紛争は 1672 年でひとまず収束し、それ以降 1780 年代のタイソン反乱までは休戦状態が続いた。

一方、戦国時代の日本を統一したのは豊臣秀吉であったが、彼が没した後、政権を奪取したのは 1603 年に将軍となり江戸幕府を開いた徳川家康であった。幕府は諸国に自らの存在を強調し、外国との平和な関係樹立を促進した。そのため諸外国と交易、文書交換を行い、日本人商人に対して海外渡航の許可状（渡海朱印状）を発行した。

日越両国間では、1566 年に三河国（現愛知県東部）に漂着した船に多量に積載されていた安南国産の「唐の頭」という獣の皮が家康に献上され、家康はその船を帰帆させたことがある<sup>55</sup>。それから数十年後に、日本人貿易家が幕府の許可を得て安南へ向い、中国人商人や現地政権・商人と貿易を行うようになるのである。

両国の国家レベルでの関わりを示すのは、現在のところ、上述の 1591 年付け阮潢より日本国王宛の文書である。しかしその後の現存史料による限り、逸早く家康が文書を送ったのは安南であった。その後、安南と江戸幕府の間では渡海商人を優遇し、貿易活動を政権が把握するとともに、種々の通信文を商人に委託し相互に送呈することとなった。これは、安南と江戸幕府が交換文書によって商人の貿易をコントロールし、商人を合法貿易に導くことを目指したという見方もできよう。阮氏がこういった積極的な対応を促進し、江戸幕府と海上貿易を通じて関係が盛んになった。

中部の阮氏はとくに長崎の船本弥七郎、荒木宗太郎、京の茶屋四郎次郎、角倉与一などの日本人商人と緊密な関係を結び、彼等を通じて幕府との関係を築いていった。一方の北部の鄭氏は海外貿易に一足遅れで参入し、外国との貿易関係を強化しはじめるのは 1630 年代以降である。その転機はオランダ人にトンキン商館の設立を許した 1637 年である。

## 第 2 節 日越における貿易の開始

日本国内では生糸、絹、砂糖、鮫皮、鹿皮、沈香などへの需要が高まり、それに応じたのが中国や東南アジアであった。『大南寔録前編』の記述をみると、1585 年に西洋人だと誤認された白浜頭貴の海上騒擾事件の記事がある<sup>56</sup>。日本では 1604 年から 1635 年までの

<sup>54</sup> 永積「17 世紀中期の日本・トンキン貿易について」（『城西大学大学院研究年報』8、1992 年）、24 頁。

<sup>55</sup> 林『通航一覽』巻 177、540 頁。

<sup>56</sup> 『大南寔録前編』巻 1、第 13 葉表には、乙酉二十八〔黎光興八、明万曆十三〕年、時、西洋国賊帥号頭貴者、乗巨舟五艘、泊于越海口、劫掠沿海。（「乙酉二十八〔黎光興八、明万曆十三（1585）〕年、時、西洋

間、外国人も含めて 150 人が朱印状を給付され、計 356 隻の船が派遣されたが<sup>57</sup>、その全体の約 4 割近くの 130 隻の朱印船が安南、交趾へ向かった。

江戸初期における安南渡海日本人商人のうち、角倉氏の渡海回数を挙げてみよう。慶長 8 年 10 月 15 日付の第 1 回渡航の朱印状は角倉了以に与えられたが、同時に長男与一（素庵）は幕府から「日本国回易使」に指名されている<sup>58</sup>。また、朝鮮の役 of 被害者であった趙完璧<sup>59</sup>は角倉船に便乗して、慶長 9 年より 11 年にかけて又安の興元県<sup>60</sup>にやってきた。彼は当時同地方（【地図③】参照）の貿易管理者と考えられる有力宦官<sup>61</sup>の文理侯にも面会している。

その後、黎鄭政権の実力者鄭松（鄭検の子）の弘定 12（1610）年正月 26 日付令旨<sup>62</sup>によると、前年の 1609 年に角倉商船が又安地方で貿易を行い、帰国しようとしたところ難破している。そして、慶長 15 年 12 月 29 日にも貞順（角倉与一）が文書を文理侯に送っており<sup>63</sup>、またその翌々年の慶長 17 年 1 月 3 日にも「回易大使」貞順が船長加兵衛に託して書を文理侯に送った。『異国御朱印帳』によると、角倉船は慶長 13 年に安南宛、同 14 年にトンキン宛、15 年に安南宛、16 年にトンキン宛と連年朱印状の下付を受けている<sup>64</sup>。

---

国の賊帥頭貴と号する者、巨舟五艘に乗り、越海口に泊し、沿海を劫掠す。）とある。

<sup>57</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、219 頁。

<sup>58</sup> 林屋辰三郎『角倉素庵』（朝日新聞社、1978 年）、94 頁。

<sup>59</sup> 岩生成一「安南国渡海朝鮮人趙完璧について」（『朝鮮学報』6、1944 年、1-12 頁）によると、趙完璧は朝鮮晋州の人で、丁酉倭変（慶長の役、1596-1598 年）時に捕虜となり、日本の京師、すなわち京都に入った。彼は文字に明るかったので、舟に乗せられ、海外貿易に従事し、甲辰の年（1604 年）から連年安南に渡っている。

<sup>60</sup> 興元県は現ゲアン省の省都ヴィン郊外にある川沿いの県である。

<sup>61</sup> 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』（第 3 輯、岩波書店、1962 年）、13-14 頁。東インド会社平戸商館の 1633 年から 1638 年まで第 7 代商館長であったクーケバックル・ニコラス Coeckebacker Nicolaes の日記の 1633 年 9 月 13 日の条によると、角倉家のジャンク船の舵手フィッセル・フランソワ・ヤコブセン Visscher François Jacobsen の情報がトンキンから来たが、彼は同地の貿易について、貿易は自由貿易ではなく制限貿易であり、先にトンキンの奥地に（商船が来航したという）報告が送られ、国王の命令を持って宦官が川を下ってくるまで、積荷の積下ろしが許されず、非常に厳重な見張りを付けられる、と不満を述べている。また、蓮田隆志「17 世紀ベトナム鄭氏政権と宦官」（『待兼山論叢』史学編 39、2005 年、1-23 頁）は、宦官文理侯が陳靖（第 3 章で詳述、又安処における海外貿易を管理する人物）であると特定し、対外貿易の専管者として関わっていたことを論じている。

<sup>62</sup> 令旨は黎帝の聖旨・勅旨に対して鄭王の出す旨文のことである。また、岩生も近藤重蔵も、弘定 11 年は慶長 14 年とするが、1600 年 11 月以降が弘定元年なので、弘定 11 年は 1610 年となり、日本暦では慶長 15 年となる。

<sup>63</sup> 岩生前掲書、150 頁。

<sup>64</sup> 同前、150 頁。

岩生によると安南に向かう渡航船数は年間あたり4隻である。朱印状の渡航先はトンキンと交趾を分けて記している場合もあれば、渡航先を安南とのみ記している朱印状もある。したがって、渡航先を限って貿易を行ったとは限らない。

1620年代には阮福源の願いにより、幕府は船本弥七郎を広南に派遣し、海上で非合法貿易を行っている日本人商人を取り締まることにした。朱印船貿易に登場する代表的商人としては、黎鄭政権との関係が深い女性のウル・サン Urusan の他に、和田理左衛門 (?-1667年)、阮福源から阮姓と大良の名を授かった木村氏 (荒木宗太郎 (?-1636年))、茶屋家、角倉了以の親子などが存在する。

17世紀初頭に布教のために安南にやってきたクリストフォロ・ボルリ Christoforo Borri の日記<sup>65</sup>には、「交趾支那では中国の福建、シヤムのみならず、遠くマカオ、日本、ポルトガル、オランダ、イギリス等の商船もみられ、この地方に欲しいものはすべて揃っている」と記されている。

朱印船が携行した貿易資本を時期ごとにみても、慶長9年より元和2年に至る13年間の総船数は194隻で、年平均15隻の商船がアジア各地に渡航している。この期間の日本商人が持出した資本総額は年平均約7,927貫65匁であり、元和3年より寛永12年に至る18年間における渡航船数は161隻で、年平均9隻となり、その資本総額は約4,759貫239匁程度であったと試算されている<sup>66</sup>。

中部ベトナムは貿易の利潤を多くもたらす地域であった<sup>67</sup>。VOC 総督クーン Coen J. P. の1617年12月18日の報告には、「広南は良好な湾で、同地においてシナ人は日本人と年々盛んに取引しており、日本人の商船5隻が20万両の銀をもって安南の商品を購入した」とある<sup>68</sup>。

前述したように慶長9年から元和2年までの朱印船の海外渡航数は年平均15隻であった。その期間中にベトナムに来航した船は年平均5隻で、総数のおよそ3割を占めている。岩生が試算した朱印船の年平均の資金額によれば、5隻で銀2,642貫目程度の資金を持って渡航したと推測できる。

---

<sup>65</sup> Borri, Christoforo, *Realatione della Nvova Missione della P. P Compagnia de Giev al Regno della Cocincina*, Roma, 1631, p. 90. (ボルリ『イエズズ会宣教活動と南部コーチシナの関係』ローマ、1631年)

<sup>66</sup> 岩生前掲書、373頁。

<sup>67</sup> 同前、375頁。

<sup>68</sup> Colenbrander H. T., *Jan Pietersz Coen Bescheiden omtrent zijn bedrijf in Indie, Eeste Deel, s-Gravenhage Martinus Nijhoff*, 1919, p. 295. (『ヤン・ピーテルスゾーン・クーン インド領における任務について』第1巻、ハーグ マルティヌス ネイホフ、1919年)

その後、元和3年から寛永12年に至る19年間で66隻の商船がベトナムに来ているので、年平均3-4隻が来航したことになる。これはこの時期の朱印船数全体の4割強を占めている。上述の年平均の資本額をもとにすると、3-4隻でおおよそ銀1,142貫目が持ち込まれたと推測される<sup>69</sup>。

また、翌季に来る朱印船のための生糸などをあらかじめ予約するのが、現地に在住している日本人商人の役割でもあった<sup>70</sup>。彼らは貿易商品の量を左右する大きな影響力を有していたに相違ない。

安南からの輸入額を計算すると、日本市場での商品個々の利潤には開きがあり、朱印船以外の外国船による輸入量の多寡と時期によって相場も激しく変化し、利潤を大きく左右した。1600年より35年に至る平均利潤はおおよそ185%と試算されている<sup>71</sup>。

鎖国に至るまでの年次輸入商品に関する年次史料は皆無であるが、たとえばボルリの日記には、「日本の商船は年に4-5万両（おおよそ400-500貫目）をもって交趾支那に貿易にやってきた」<sup>72</sup>とある。また、上述の角倉商船の難破事件では、乗組員の総人数は105人であったから、貿易規模は決して小さいとはいえない。

広南には各地から商人がやってきた。現地産品は、広南産絹、奇南、黒砂糖、陶磁器、金などであった。ないのは銅であり、そのため日本の銅が大量に輸入された<sup>73</sup>。

『烏州近録』によると、広南の奠盤の麗水県琅珠 Lang Chau 村は白絹の産地であった<sup>74</sup>。岩生も広南の養蚕業は年二季があったとする<sup>75</sup>。またボルリやアレキサンドル・ド・ロード A. de Rhodes は他国にはみられない広南産奇南（沈香）について高く評価している。3種類の沈香のうち伽羅はもっとも貴重で高級品であり、金と相当する値段で売られている

---

<sup>69</sup> 岩生前掲書、375頁。

<sup>70</sup> 同前、347頁。

<sup>71</sup> 同前、344頁。

<sup>72</sup> Borri, *op. cit.*, pp. 96-98.

<sup>73</sup> 黎貴惇『撫辺雑録』巻4、順広二処源頭巡司陂湖市渡税例、金銀銅鉄税 23葉表には、順・広二処無銅鉞、日本土出紅銅、毎年艘到、即令収買、每百斤古錢四十五貫、至如上国福建広東各艘有載紅銅、亦其開報、依価買之、官買之余、始許各艘貿易...」（順・広（順化と広南）二処銅鉞なく、日本土出の紅銅、毎年艘至らば、即ち収買せしむ。百斤毎に古錢四十五貫、上国（中国）福建広東の各艘紅銅を載む有るが如きに至りては、亦た其れ開報し、価に依りてこれを買い、官買の余、始めて各艘貿易するを許す）とある。

<sup>74</sup> 『烏州近録』巻3、風俗の条には

肇豊府、...奠盤...琅珠村産多白絹...（肇豊府、...奠盤...琅珠（Lang Châu）の産、白絹多し...）

とある。

<sup>75</sup> 岩生前掲書、374頁。

とする<sup>76</sup>。阮氏はこの奇南を徳川家康、秀忠、家光へ贈っている。これらは当時の広南の主力貿易商品であった。数量の詳細は分からないが、広南での貿易が 17 世紀初頭から 30 年余の繁栄を保ったということは日本からの需要に応えたということになる。

こうした人の移動によって物も同時に移動し、他国からの資金と商品を利用し、広南阮氏は国家経営方針として商業と農業の振興策に取り組み、それは「南進事業」<sup>77</sup>の大きな原動力となった。また、日本からの大量の銀が広南とトンキンへと流れ込み、銀は貿易上の決算手段として使われたのである<sup>78</sup>。

---

<sup>76</sup> Rhodes A. de (author), Nguyễn Khắc Xuyên (trans.), *Hành trình và Truyền giáo*, Nxb. Ủy ban Đoàn kết Công giáo Tp. Hồ Chí Minh, 1994, p. 50. (アレキサンドル・ド・ロード著、グエン・カク・スエン訳『旅程と宣教』ホーチミン市キリスト教団結委員会出版社、1994 年)

<sup>77</sup> 17 世紀の末にはベトナム人はすでに現ホーチミン市付近にまで達していた。

<sup>78</sup> 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」（『岩波講座世界歴史』13、岩波書店、1998 年）、16-18 頁。岸本は当時の銀が中国の北方地方に軍資金として流れていったことを論じている。

## 第2章 日越交換文書からみた朱印船時代前後の貿易関係

序論で述べたように、朱印船貿易に関する研究は新たな局面を迎えたが、日越の貿易関係の推移について総体的に論じたものはまだほとんどなく<sup>79</sup>、その実態や、相互の認識の推移については不明な点がある。そこで本章では、先行研究をふまえつつ、幕府成立時から鎖国に至るまでの日越関係を明らかにし、貿易関係における相互の位置づけとその歴史的意義を考察したい。

徳川家康が周辺諸国へ外交文書を送ったのは関ヶ原の戦いの勝利によって、事実上の天下人になってから間もなくのことであった。『異国日記』および『外蕃通書』によると、ルソンとベトナム宛の最初の文書は1601年付である。家康の目的は、新政権の発足を諸国へ知らせるとともに、諸国と貿易関係を築こうとするというものであった。

日本にはすでに唐船およびポルトガル商船が来港し、貿易活動が行われていた。家康は諸国宛に貿易促進の意図をもって外交文書を出すとともに、海外渡航商船に朱印状を下付するシステムを作り出した。朱印状を持つ船は名目上幕府の保護下にあつて、幕府の正式な派遣船という資格をもち、環シナ海を中心に海上貿易活動を行うこととなった。

朱印船制度が強化された要因としては、第一に、秀吉時代の外交政策を転換し、親善外交への軌道修正をめざしたこと<sup>80</sup>、第二に、幕府政権の支柱となる経済振興策に着手するため、貿易管理を企図したことがあげられる<sup>81</sup>。第三に、明朝の海禁政策が16世紀後半に緩和されたが日本はその緩和対象にされなかったことに対して、迂回貿易の拠点としてタイワン、マカオ、ルソン、安南、アユタヤ等が選ばれ、唐船との貿易振興を図ろうとしたことが重要であったからである。そしてそれらの港の内、最も重要であったのが明に近い安南に含まれるトンキンと広南であった。朱印船は長崎から北東季節風を利用し、11月か12月ごろに南を指して出帆する。1-2ヶ月かけて安南に到着し、5月か6月ごろまでに貿易活動を行った後、再び南西季節風を利用し日本へ戻ったのである。

<sup>79</sup> 川島元次郎『朱印船貿易史』（巧人社、1942年）。岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、同『南洋日本町の研究』（岩波書店、1996年、初版1941年）などは朱印船時代を通して安南（交趾）国における貿易について研究したものである。永積「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」、同『朱印船』（吉川弘文館、2001年）は「トンキン—日本」間の貿易について論及している。

<sup>80</sup> 岩生成一『朱印船と日本町』（至文堂、1966年）、21頁。

<sup>81</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、2頁。





【地図②】朱印船の渡航地

## 第1節 広南阮氏と幕府

広南は海岸線が長く、ホイアンは貿易港としてもっとも好適な場所であった。「交易の時代」において海外との関係が盛んになると、広南阮氏は海外貿易からの歳入が自らの政権を維持し、かつ存続につながることを認識していたため、貿易事業をより重視するようになった<sup>82</sup>。

17世紀に入ると、貿易はさらに活発となり、阮氏政権は外国との交易を発展させていった<sup>83</sup>。ホイアン港が整備され、ヨーロッパおよびアジア各国商人が中部ベトナム地域まで交易のためにやってきた<sup>84</sup>。中国人商人のほかに日本人商人たちも貿易上の便宜を与えられ、ホイアンの繁栄に貢献した<sup>85</sup>。同地の主要な貿易は中国人と日本人が担い、毎年4ヶ月ほど互市が行われた。彼らにはまた貿易上の便宜のため、居留地が与えられ、彼ら独自の文化・生活風習・様式等に従うことも許された<sup>86</sup>。阮氏は貿易以外に貿易船からの入港税と出航税を取ることで大きな利益を得た<sup>87</sup>。

最近まで阮氏と成立前の江戸幕府との交換文書は1601年付けのものが最古の文書であるとされてきたが、前述のように、それ以前の光興14年（天正19年、1591年）に広南阮潢が日本国王宛に文書〔史料①〕を送っていることが明らかとなった。2013年に九州国立博物館で開かれた「大ベトナム展」で、その文書が公開されたのである。以下がその文書である。（なお本章〔史料①〕～〔史料⑳〕の出典については章末を参照されたい）。

### 〔史料①〕

安南国副都堂義侯阮 肅んで日本国国王座下に書す。

窃かに聞くならく、信は国の宝にして、誠に当に修むべき所。前年陳梁山 本国に就くに見みえ、謂はく国王 意い雄象を好むと。象一隻有り、已に陳梁山に付して国王に将

<sup>82</sup> 林屋『角倉素庵』、94頁。

<sup>83</sup> Nguyễn Văn Kim, “Xứ Đàng Trong trong các mối quan hệ và tương tác quyền lực khu vực”, *NCLS số 362*, 2006, p. 22. (「地域権力の相互作用と諸関係におけるダンジョン（コーチシナ）地域」〔『歴史研究』362号、2006年〕)

<sup>84</sup> Nguyễn Văn Kim, “Ứng đối của chính quyền Đàng Trong đối với các thế lực Phương Tây”, *Tạp chí Khoa học (ĐHQG Hà Nội ĐHKHXHNV) số 26*, 2010, p. 23. (「西洋勢力に対するダンジョン政権の対応」〔『科学雑誌』(ハノイ国家大学所属人文社会科学大学)26号、2010年〕)

<sup>85</sup> *Ibid.*, pp. 25-27.

<sup>86</sup> Borri, Christoforo, *Realatione della Nvova Missione della P. P Compagnia de Giev al Regno della Cocincina*, Roma, 1631, p. 96-98. (ボルリ『イエスズ会宣教活動と南部コーチシナの関係』ローマ、1631年)

<sup>87</sup> *Ibid.*, pp. 96-98. 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、334頁。

回せんとするも、その艚 小にして載する能わず。好香二株・雨油盖一柄・象牙一件・好紵二有り。国王に寄与し、もって好信を修めんとす。明年隆巖また本国に到り、言はく、陳梁山ならびに財物 未だに見ざると。ここに雨油盖一柄あり、再び国王に寄与し、信と為さん。国王 もし本国の奇物を好まば、なお隆巖を遣わし、好劔二柄・好甲衣一領を將つて、阮に就与せん。得買の奇物は国王に寄回し、以て両国の往来・交信の義を通さん。茲に書す。

光興十四年閏三月二十一日 書押す

阮潢が前年（天正 18 年）に渡来してきた陳梁山という人物に文書と贈答品を委託し、日本国王に送った。しかし今年（1591 年）隆巖（おそらく禅僧であろう）という人物が広南にやってきて、「未だに陳梁山や贈答品は見えていない」という。そこで阮潢は再び隆巖に文書と贈物を日本国王に送ることにする、というものである。文書の最後からは、日本国王の安南国奇産に対する好みに応じたいという阮氏の意が読み取れる。一方で阮氏も隆巖を介して日本の甲衣を送って欲しいと要望している。

この文書には多くの疑問が残る。まず、この文書に関連する文書が他の史料（『当代記駿府記』、『鹿苑日録』、『相国寺西笑和尚文案』など<sup>88</sup>）に存在しない。この文書の執筆時点、つまり 1591 年は、秀吉が朝鮮出兵を準備している時期にあたる。前年 1590 年に秀吉は日本に入貢するようにと周辺諸国、とくにスペイン領のルソンに書簡を出している。翌 1591 年 9 月に秀吉は出兵準備命令を出し、朝鮮出兵に専念するため、自ら関白を辞して秀次に関白の地位を譲っている。このようなあわただしい状況のため、この 1591 年の文書は秀吉のもとに届かなかったのかもしれない。

次に、どのような立場の人物がこの文書を受け取ったのか、現在までどのように保管されてきたのかも不明のままである。これらの疑問点に関しては今後調べる余地がある。

しかし上記のような政治状況下にあるにも関わらず、文禄元（1592）年頃、秀吉は海外渡航船に朱印状を下付したと伝えられている。そしてその渡航先として広南、交趾、トンキンも挙げられている。『長崎実録大成』正編「異国渡海御免ノ事」<sup>89</sup>には以下のようにあ

<sup>88</sup> 『当代記駿府記』は安土桃山時代から江戸時代初期にかけての社会・政治の状況を編年的に記した記録風の書物。『鹿苑日録』は相国寺鹿苑院主の執務日録。長享元（1487）年から慶安 4（1651）年までの記事があり、発給文書の控えなども混在する。西笑承兌、金地院崇伝などが院主であった。『相国寺西笑和尚文案』に 1597 年から 1607 年に至るまでは西笑承兌が作成した文案などが収められている記録である。

<sup>89</sup> 田邊八右衛門著、丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成』正編（長崎文献社、1973 年）、283 頁の「異国渡海御免ノ事」。九州文化史研究所史料集刊行会編『長崎実記年代

る。

一、文禄の初年より長崎、京都、堺の者御朱印を頂戴して、広南、東京、占城、柬埔寨、六昆、太泥、暹羅、台湾、呂宋、阿媽港等に商売のため渡海する事御免これあり。

長崎より五艘

末次平蔵 二艘、船本弥平次 一艘、荒木宗太郎 一艘、絲屋隨右衛門 一艘

京都より三艘

茶屋四郎次郎 一艘、角倉 一艘、伏見屋 一艘

堺より一艘

伊予屋 一艘

以上

日越貿易にはその後 10 年の空白期間が訪れるが、阮潢は日本に友好を求め弘定 2（慶長 2 年、1601 年）年 5 月 5 日付の「国書」を家康宛に出した。同書簡は既述の、日本人商人白浜顕貴の海難事件について言及したものである。

[史料②前半]

安南国天下統兵元帥瑞国公、茲にしばしば家康公の貴意をこうむる。前に差したる白浜顕貴、船を發して往販し、商を通じ好を結び、また文翰を賜るを蒙る。乃ち前任の都堂 往復し、今我 新たに都統元帥に任ぜられ、前事に依り両国の交通を欲す。不幸にして、旧年四月の間に至り、顕貴の船泊りて順化処海門に在るも、風蕩を被り、船破れ依恃する所なし。順化大都堂官、顕貴の良商なるを識らず、船衆と争気す。意わざりき、都堂官 事身を誤る。故に諸もろの将帥 兵を興し怨に報いんとし、かつ日々顕貴を殺死せんと要む。我 東京に在りてこの消息を聞き、愛惜すること勝えがたし。上年に於いて我 命を天朝に奉じ、復た巨鎮に臨み、顕貴の尚お我国に在るを見ゆ。(後略)

---

録（九州文化史研究所史料集 3）』（九州文化史研究所史料集刊行会、1999 年、12 頁）にも収録されている。

この1601年の文書は当時すでに日本商人の商船がベトナムへ往来し、日本側からの書翰をしばしば受け取っていることを述べている。これによると「旧年」の4月、白浜頭貴は安南国の順化処（阮潢の管轄）の海門にて事件に巻き込まれたことを通知している。前任の順化地方長官は、商船が風蕩に遭遇した頭貴が善良な商人であることを知らず、頭貴と戦い、自ら命を落とした。そのためほかの將軍たちが兵を起し、報復しようとした。この時阮潢はトンキンにいたので、この情報を聞き、残念でならなかったと述べている。

川本邦衛はこの「旧年」を頭貴の海難事件のあった1585年であるとする<sup>90</sup>。氏は『大南寔録』<sup>91</sup>の、1585年に頭貴と号する「西洋国」賊師が5隻の船に乗って越海口の海沿いで略奪行為を繰り返したため、阮潢の命令で阮福源が頭貴の船2艘を撃破し、頭貴を敗走させた、という記事に依拠している。そしてそれから阮潢が頭貴に会うまで16年も彼が順化に拘束されたとする。

一方、阮潢は1585年には順化にいたが、1593年から1600年までトンキンに滞在していたので<sup>92</sup>、頭貴が順化において拘束されたことについては知らなかったはずと可能性もあり、また日本との関係を良くしたいため、頭貴が16年間も拘束（放置）されていたことを隠した可能性もあるが、これを裏付ける根拠は搜索困難である。ただ少なくともベトナム史料『大南寔録前編』1585年の条<sup>93</sup>では頭貴を捕えたという記録はみられない。

1585年と「旧年」の事件の場所が異なることから、頭貴は1585年に阮潢の派遣軍の攻撃を受けた後、1600年までの間の消息は不明だが、「旧年」に順化付近の海門で再び海難事故に遭った。そして順化の新長官（当時順化はすでに事実上阮氏の独立国であり、この新長官も阮氏の一族ないし家臣であった可能性が高い）と戦闘になり、おそらく捕らえられて順化に留め置かれ、1600年に阮潢が順化に戻った際に彼と会合した、ということである。

<sup>90</sup> Kawamoto Kunie, “Nhận thức quốc tế của Chúa Nguyễn ở Quảng Nam căn cứ theo *Ngoại phiên thông thư*”, *Kỷ yếu Hội thảo Đô thị cổ Hội An*, Nxb. Khoa học Xã hội, 1991, p. 178（川本邦衛『外蕃通書』に基づく広南阮氏の国際認識（『ホイアン古町』社会科学出版社、1991年））。

<sup>91</sup> 注55参照。

<sup>92</sup> 『大南寔録前編』巻1によれば、甲午（1594）年夏5月に阮潢は軍を率いて莫氏残存勢力の掃討作戦に従い、丙申（1596）年春3月には黎帝と共に中国との国境の地諒山へ向き、丁酉（1597）年春2月に明の使官を出迎えた。フエに戻るのは1600年である。

<sup>93</sup> 注55の引用文の続きには、

上（阮潢のこと一引用者）命皇六子領戦船十余艘、直抵海口、撃破賊船二艘。頭貴驚走。（上皇六子に命じて戦船十余艘を領め、直ちに海口に抵り、賊船二艘を撃破せしむ。頭貴驚きて走ぐ。）

とある。

ろう。

家康はこれに対して返書を送り、海外との関係促進につとめた。これ以降、両国間で文書交換が頻繁に行われるようになった。慶長6（1601）年辛丑小春日（10月頃）付けで家康から安南国阮潢に出された最初の文書は以下のごとくである。

[史料③]

日本国源家康 安南国統兵瑞国公に復書すらく、信書落手せり、卷舒すること再三。⑦本邦長崎より発する所の商船、其地に於いて逆風もて破舟し、凶徒 人を殺すは、国人宜しく之を教戒すべし。足下 今に至り舟人を撫育するは、慈恵深き也。貴国異産 目録の如く之を収む。夫れ物遠く至り罕に見るを以て珍と為す。⑧今、我邦四辺事無く、郡国昇平なり。商人往返し、滄海陸地、逆政有るべからず。安心すべし。⑨本邦の舟、異日其の地に到らば、此書の印を以て証拠となすべし。印無きの舟は、これを許すべからず。幣邦の兵器、聊かこれを投贈す。実に千里鵝毛なり。維時孟冬、保畜珍重。慶長六年辛丑小春日 御印

この書簡から窺える家康の本意は3点あり、⑦日本人商人と思われる白浜頭貴の事件に対して阮潢の対応に問題がないこと、⑧日本は平和であり貿易に適していること、⑨朱印を有する商船は日本の商船で、朱印を有しない商船とは取引を行わないで欲しいということである。この文書をもって朱印船制度が事実上始まったといえよう。

一方、阮潢も海外貿易を充実させる考えをもっていた。[史料②後半] 文書は次のように伝えている。

（前略） 上年に於いて我 命を天朝に奉じ、復た巨鎮に臨み、頭貴の尚お我国に在るを見ゆ。我もと発船し回るを許さんと欲するも、奈せん天時未だ順せず、延るに今日に至る。幸いに貴国商船の復た到るを見ゆ。頭貴 事由を晴曉し、我 悦ばざるなし。爰に謹しんで菲儀を具え、聊か微意を表さん。庶いねがはくは、少納を容すの外、專書一封、煩しくも上位に伝うるを為し、予以示し下さり、頭貴は国に返さしめ、以て兄弟の邦を結び、以て天地の儀を交さんことを。誠にかくの如くせば、則ち助くるに軍器を以てし、生塩・漆並びに器械、以て国用に充つ。我 徳に感ずること涯無く、異日容報せば至祝なり。茲に書す。

この文書からは顕貴事件への配慮、具体的には顕貴を「海賊」ではなく「良商」と見なし、日本に帰す意志があることを示すことで、広南阮氏日本と好誼を結び、貿易の発展を望んだことが窺える。

阮潢が「安南国天下統兵都元帥瑞国公」を称して家康に文書を送ったきっかけは明らかではないが、当時中国から朝貢国として認められていないものの、阮氏が自己を「国」として認識していたとも考えうる<sup>94</sup>。また当時の阮氏は軍備増強も課題であった。実際に「安南国書」中の阮氏文書からは、武器<sup>95</sup>を国用のため要求していることがしばしば確認できる。これは北部の鄭氏政権への備えと自らの南進政策のためであろう。

阮氏と江戸幕府の間にはそれに加えて、お互いの存念や心境を示し、友好を深めるための文書も交わされている。慶長7(1602)年小春日2日付の家康から阮潢宛の書簡〔史料④〕などがそれである。

#### [史料④]

日本国源家康 安南国大都統瑞国公慕下に報章す。

遙かに珍章を伝え近くに玉字を見ゆ。千里沼々、不異晤對。㊦況んや又靈区の異産・遠方の芳情、歛拊に勝えず。貴国懇求の方物、幣邦産する所の土宜は、商人に随うべし。㊦思うところ、地 已に海山を阻むといえども、その情 尺五も減らず。㊦他日商船往来するに、風波の難は天なり。敵国の四方、海陸みだりに凶賊あるべからず。本邦の兵器、目録 別楮に具う。その物 菲薄と雖も、志の之く所なり。この時口冬、霜氣稍や厳し。国家が為め宜く保重すべし。不備。

慶長七年壬寅小春日二 御印

家康は㊦広南からの異産(珍重)の贈物を通じその情を感じることに、㊦両国は海山で阻まれているといえどもその良い関係は少しも変わらないこと、㊦以前に起こった商船の海難は天命でしかたがないことなどを述べている。そして日本から送った兵器は菲薄であるが精一杯の気持ちであると謙譲の意を表しているのである。

両国が文書を交わす過程で、貿易に関する規定も整備されていった。慶長8(1603)年小春(陰暦10月)初5日付の文書〔史料⑤〕を見てみよう。

<sup>94</sup> Kawamoto, op. cit., p. 178.

<sup>95</sup> 阮氏の文書に見られた日本刀は、もちろん武器であるが、その数から判断すると、用途としては記念品あるいは美術品とも考えられる。

[史料⑤]

渡海商人 寡人に請いて曰く、異日敵邦に来たるの時、海浜に島嶼に、府県村邑に到らば、船主の心に任せ、奇寓すべきの大望。即ち陋邦の士民に命じ、而して商人の住居 思う所に随うべしと書し、商舶貨財侵掠すべからざるの印札を書して付与し、只だ旅客をして安居せしめんことを要む。

家康は実際に渡海商人の依頼に基づいて、すなわち海外商船（ここでは広南商船を指すのであろう）が日本に着岸する際、船主の願い通り商品および財産などを侵掠されないようにとの通達書を海浜の民に付与することによって、商人が安全に商売できることを約束している。これからも家康の意図は明らかである<sup>96</sup>。また、翌年慶長 9 年仲秋節（8 月頃）26 日付の幕府の文書 [史料⑥] には、

[史料⑥]

（前略）本邦より貴国へ赴くの商賈、若し法政を侵さば、国務に任せて誅罰すべし。  
委曲 上野介正純 伝説すべし。（後略）

とあり、家康は安南国で日本商人が法を侵した場合、安南の法にもとづいて罰を与えることを要請するとともに、こうした法に反する交易事情は今後本多正純に知らせるがいいという。また家康から阮潢宛の翌慶長 10 年 9 月付文書 [史料⑦] には、日本人商人への対処について次のように申し入れている。

[史料⑦]

陋邦の商客、毎歳其の国に到り、海陸の遠きを厭わず、風浪の災いを畏れず、小利を貪り一身を軽んずるは、共に有道の輩に非ず。異方に於いては、想うに是れ族類の親無きを以て、口舌の便を得ず。若し悪言を吐き悪行を作さば、理の正邪を究尽し、罪の軽重を弁別し、而して刑戮を被むるべし。

毎年広南へ日本商船が往来するが、商人の中にはその広い海の災いなどを恐れず、小利を求めやっていく者もいる。広南では友も家族もおらず、もし悪言あるいは悪行を起こし

<sup>96</sup> 拙稿「朱印船時代前後の日越関係」（『史学研究』第 279 号）、28 頁。



た場合、道理の正邪を究めて審理をつくした上でその罪の軽重を決めて刑罰してもらいたいと伝えるものである。

これに対して、阮潢は弘定 6（1605）年 5 月初 6 日付の書翰を 2 通、それぞれ家康宛と本多正純宛に送っている [史料⑧]。

[史料⑧]

安南国大都統瑞国公 日本国本多上野介正純幕下に報書す。(中略) 比ごろ弥七郎、天教一見・篤実忠厚なり。我 結びて義子と為す。(中略) 明年復た計るに弥七郎、参艘を整飾し、本鎮に来たらしめ、一平に交易せんことをと。

阮潢自ら日本人商人弥七郎（船本顕定、通称弥七郎又は弥兵次）を義子として受け入れたこと、翌年（1606 年）にもぜひ弥七郎が指揮する日本人商船 3 艘を交易のため派遣して欲しいとあり、「隣国の交誼」を表している。

阮潢の返書の内容は家康の提案に直接回答したものではなかったが、阮潢が日本人商人による貿易活動を促進しようとしたことは明らかである。船本弥七郎を義子としたことから、日本人商人が阮氏の領域内において、来航後の貿易活動やその安全を保証されていたことは相違ない。これを裏付ける文書が、前年弘定 5（1604）年 5 月 11 日付のものである。

[史料⑨]

熙尊（阮朝時代、「尊」は「宗」の避諱字）考文皇帝 日本国王に寄するの書。安南国大都統瑞国公 日本国王殿下に報章す。(中略) それ貴国の商船<sup>げん</sup> 見に来たりて販売す。職 由りて愛護を加え、各おの安居するに任す。(後略)

日本から商船がやってくると優遇し、日本商人が望むまま「安居」できるよう配慮したことを述べている。

一方で広南阮氏とトンキン鄭氏の関係は悪化したままで、それが貿易に反映し、阮氏が家康に送った上引の弘定 5（1604）年 5 月 11 日付文書 [史料⑨] の続きには、「職 本国以て貿易に便とす。清華・又安等処の若きはもとより職とあい讎敵を為す。萬望すらくは国王すでに愛を交し、理において宜しく商舶に禁止し、彼の処に通往するを許す勿かるべし」とあり、鄭氏が敵であることを家康に知らせ、その領域に含まれる清華（清化）と又安へ

日本商船が往来することを禁止するように要請している。しかし、慶長 10（1605）年秋 9 月日付の家康の返書〔史料⑦〕ではこの願いに対して家康は明確な回答をしていない。

幕府成立の後、家康は融和政策を取り、隣国と友好関係を作った。これには家康のブレーン金地院崇伝（1569-1633 年）、筆頭の役割もした年寄の本多正純（1565-1637 年）・土井利勝（1565-1637 年）らの存在が重要である。

朱印状については、金地院崇伝の『異国日記』に発給記録がある。まず安南国渡海朱印状は慶長 9 年に 2 通発行された。これは天満イバラキヤ又左衛門の取次で尼崎屋又次郎<sup>97</sup>が同年春 13 日に、続いて船本弥七郎<sup>98</sup>に同年 8 月 6 日に発行されたものである。そして慶長 10 年には 4 通の朱印状（細屋喜斎が同年 8 月 13 日付け、末次平蔵<sup>99</sup>が 8 月 26 日付け、島津家久<sup>100</sup>が同年秋初 3 日付け、そして再び船本弥七郎が同年 8 月 28 日付け）が発行された。

さて、阮潢から送られた文書の中では自らを「瑞国公」と呼称しているが、『大南寔録前編』によると、阮潢は 1593 年に黎帝から「中軍都督府左都督掌府事・太尉・端国公」の職爵を与えられた。しかし、1591 年の文書を除き、1601 年から 1613 年までの間の文書にはすべて「瑞国公」と称したことになっている<sup>101</sup>。

1613 年に阮潢が没して以降、阮氏から送られた文書には「瑞国公」が抜け、一様に「安南国大都統<sup>102</sup>」となっている。家康も角倉与一<sup>103</sup>（貞順）を幕府の正式な使者にして慶長

<sup>97</sup> 「三大町人由緒書」『大阪市史』第 5 卷（清文堂出版社、1979 年、146 頁）によれば、尼崎屋又右衛門は大坂の三大町人の一人で、慶長 9 年の記述はないが、慶長 12 年に初代尼崎又次郎次吉が朱印状を受領しトンキンへ渡海した。しかし、尼崎又次郎次吉がトラブルに巻き込まれトンキン人に討ち取られ、幸い 2 人（1 人は不明）は生きてままと送還された。

<sup>98</sup> 『国史大辞典』第 12 卷（吉川弘文館、1991 年、325 頁）によれば、船本弥七郎は船本顕定で、江戸時代初期の朱印船貿易家。長崎外浦町に住んだ。豊臣秀吉が文禄元（1592）年に始めた朱印船貿易では、末次平蔵や荒木宗太郎・糸屋随右衛門とともに朱印船の派遣を許された。また、慶長 9 年に始まった江戸幕府の朱印船貿易でも 11 回にわたって朱印船を安南・交趾各地に派船し、自らも船に乗り貿易を営んだ。

<sup>99</sup> 『国史大辞典』第 8 卷（1987 年、44 頁）によれば、末次平蔵（?-1630 年）は江戸初期の貿易商人。長崎代官。名は政直。父は博多の商人末次興善である。末次平蔵は乙名として町の支配に与ったが、渡海朱印状をもらい、安南方面へ船を派船して貿易を営んだ。1619 年に長崎代官になった。

<sup>100</sup> 『国史大辞典』第 7 卷（1986 年、103 頁）によれば、島津家久（1576-1638 年）は島津義弘の三子。江戸初期の武将。文禄 2（1593）年に島津氏の継嗣となった。1606 年に家康の偏諱を与えられ、家久と改名した。

<sup>101</sup> Kawamoto Kunie, op. cit., p. 178. によると、『外蕃通書』では阮潢の弘定 7（1606）年 4 月 15 日付文書では「端国公」と称しているが、『外蕃通書』のそれ以外の文書および『通航一覧』では以前と同様「瑞国公」と称している。おそらく日越いずれかの史料の誤記であろう。

<sup>102</sup> これは阮氏が黎帝から贈られた爵位を使用せずに、独立心を逞しくして自ら大都統とい

8年10月15日付文書を授け、更にこの年に角倉了以に安南国渡航の朱印状を下付した<sup>104</sup>。

しかし、両政権間の貿易活動がいつも平和で安穩だったというわけではなかった。阮氏は弘定7(1605)年4月15日[史料⑩]と同年5月8日付の2通の文書を日本商人宛に出している。文書の文面は2通ともほぼ同じ内容である。

[史料⑩]

(前略) 吾 上年において、日本国商人 船三艘有りて、吾国に遠来して販売するを見ゆ。吾 恩を以てこれを撫し、厚くこれを燕待し、信義を存ちて彼をして自ら吾徳を感じせしめんと欲する也。彼ら乃ち自ら悪を逞しくし、國中を横行す。福建商人の貨財を虜掠し、傍近の居民・婦女を劫奸し、傲物肆誌し、法を越え常にそむく。吾 人をして義をもってこれを諭せしめ、それ過を改め善に遷らんことを欲す。彼すなわち吾命に遵わず、自から決戦を願う。吾 やむを得ずして、加わうるに兵をもってするは、彼らの貨利を貪るに非ずしてその礼無きを悪むなり。ここに爾等 また日本富商大売、再び販売に就き、方物大物を得んと欲せば、爾等 たちまち艱屯に遇わん。吾 これを見るに、中心に於いて感々とする有り。吾 当に厳しく国人を戒め、侵掠を為す勿るべし。爾等 各おの自ら所存の財物を謹守し、再び船艘を整え、順風の時を待ち、爾の本国に回るべし。(後略)

弘定柒年肆月拾五日

この文書には、阮氏の厚い待遇にもかかわらず、日本人商人のなかには国中で乱暴狼藉を擅にし、福建商人の商品等を奪ったり、居住民や女性に暴力をふるったり、やりたい放題をする者がいるとしている。それに対して阮氏は使者を送り、義をもって話し合いをしたが、結局兵まで出して事態を沈静化した。ただし武力を使用したのは日本商人の財産没収を目的としたものではないと明言し、退去処分を通知したのである。

上記 1605 年の日本商人宛<sup>105</sup>の通知の他、阮氏は家康にも同年 5 月 13 日付文書を送付し

---

う実在しない官職を名乗りはじめたとも考えられよう。ちなみに同時代、黎帝も明からは「安南都統使」の称号のみを与えられ、清朝期になるまで「安南国王」には冊封されていない。

<sup>103</sup> 『国史大辞典』第8巻(1987年、152頁)によれば、角倉素庵(1571-1632年)は名与一、諱玄之、のち貞順。父了以の海外通商などの事業に積極的に協力する実務能力とともに向学心強く朱子学の研鑽につとめた。安南への書簡も作成した。元和元年から5年まで幕令で近江国坂田郡の県令(代官)となったこともある。

<sup>104</sup> 林屋『角倉素庵』、94頁。

<sup>105</sup> 『異国日記』、190頁の「異国御朱印帳」によれば、本弥七郎と原弥次右衛門が慶長11

ている。それが〔史料⑩〕である。

〔史料⑩〕

安南国大都統瑞国公 敬んで日本国本主一位源家康王殿下に回翰す。曰く、交隣の道、信を以て重きと為す。ここに日本国 安南国と、封域殊なるといえども、地軸星象、正に天枢を一にす。伏して国王を荷い、量るに滄海を同にす。恵 陋邦に及び、歳ならずして商船を通ぜしめ、賚らすに兵器の用を以て。職 恩厚を蒙るも、奈せんその報答、未だ心に孚まず。何ぞ復た玉章を覩んや。芳情の通達、実に含弘の量有るなり。ここに職 信義を堅くせんと欲し、ここに雲箋を達す。虔んで土産小物を将て、遙に贈りて贄と為す。所望すらくは、国王 兼愛の心もて惟れ曲げて笑納を垂れ、以て両国の情を通じ、以て億年の好みの至りを結ばんことをと。

弘定七年五月十三日

書押

この文書では阮氏は家康に一切日本商人の非法行為を伝えてはいない。両国の関係を壊したくないと考えたのであろう。むしろ阮氏は日本からの文書に回答する前に更に新たな文書が届いたことに感謝している。家康からの返書も直ちに届いた。それが慶長 11 (1606) 年秋 17 (日) 付の文書〔史料⑪〕であり、これも去年慶長 10 年の家康の返書〔史料⑦〕と同じく、交趾に來航する日本人商人が法に背いた場合のことについて言及している。

〔史料⑪〕

日本国源家康 安南国刺史足下に回章す。(前略) 年々 商 邦内に到る。則ち足下 仁沢を施し、遠人に親しむは偉きかな。陋国より貴邦へ赴くの商人、若し国政に従わずんば、宜く深淺の罪を正し、厚薄の刑を加うるべし。(後略)

この文書からは家康が日本商人の保護を感謝しながら、阮氏の法を尊重していることが伺える。これは管理貿易に関する制度を強化する時期であることを反映しているであろう。

朱印船制度の確立とともに交趾における中国船との生糸貿易量は増大した<sup>106</sup>。ベトナム渡海商船に参加した者には、京・堺・長崎などの豪商はもちろんのこと、大名等も含まれ

---

年 8 月 18 日と同年 9 月 19 日の御朱印「自日本到天南国商船也」を下付された。

<sup>106</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、342 頁。

ていた<sup>107</sup>。例えば島津家久・加藤清正・長谷川藤広・細川忠興等である。

順化地方宛の朱印状は、日本商人の中では慶長 9 年 8 月 26 日に平戸助太夫という平戸の商人に 1 通発給された<sup>108</sup>。一方、安南国宛朱印状は同年孟春 13 日に大坂商人尼崎屋又次郎に、同年 8 月 6 日に船本弥七郎に、同年 8 月 13 日に細屋喜済に、同年 8 月 26 日に末次平蔵にも与えられた。すなわち慶長 9 年には 5 通の朱印状が発行され、4 人の商人がこれを受け安南国へ渡航することになったのである。そして翌慶長 10 年 7 月 1 日に 1 通、孟秋 3 日に 1 通の計 2 通の朱印状を島津陸奥守（家久）が拝領した。同年 8 月 27 日には船本弥七郎も再び朱印状を拝領している。さらに、慶長 11 年 8 月 6 日にも 3 年連続船本弥七郎が天（安）南国への渡航を許可され、天南国への返書を持って同年 10 月 25 日に渡海を命じられた<sup>109</sup>。その他、上記のようにこの慶長 11 年 9 月 19 日に原弥次右衛門<sup>110</sup>にも朱印状が与えられた。翌年、加藤清正が拝領した上記の 2 通に加えて、船本弥七郎は慶長 12 年 8 月 28 日付朱印状と阮氏への返書をも拝領した<sup>111</sup>。角倉氏も安南渡航のために慶長 13 年 1 月 11 日付朱印状（前年 12 月 27 日に西笑承兌が他界）を拝領している<sup>112</sup>。

阮氏も大名加藤清正（肥後熊本藩初代藩主）宛に文書を送っている。弘定 10（1609）年 5 月 17 日付の文書〔史料⑬〕は以下の通りである。

[史料⑬]

安南国大都統官瑞公 敬んで日本国加藤肥後守平清正貴翁座に書して曰く、（前略）明年 再び吾兵衛に許して、商船を整修し、直ちに本国に来たらしめ、以て相い賀するを得ん。（後略）

弘定拾年五月拾七日

加藤清正はすでに豊臣時代に貿易船を呂宋に派遣していたが<sup>113</sup>、慶長 14 年 1 月付の交趾

<sup>107</sup> 岩生『朱印船と日本町』、45-46 頁。

<sup>108</sup> 『異国日記』、194 頁。

<sup>109</sup> 同前、190 頁。

<sup>110</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、222 頁。「第七表 個人別・年次別朱印船派船表」によると、原弥次右衛門は筑後に居住した商人で、慶長 11 年にも朱印状を拝領し、渡海した。

<sup>111</sup> 林『通航一覽』第 4、巻 173、498 頁。

<sup>112</sup> 『異国日記』、200 頁。

<sup>113</sup> 本多博之「戦国豊臣期の政治経済構造と東アジア」（『史学研究』第 277 号、19 頁）では、豊臣政権は外交権を掌握する統一権力として諸大名の海外貿易を容認しつつも許可制とすることで貿易統制を始めたとする。

渡航朱印状を得て船を派遣した。そして帰帆に当たり、阮氏は書を清正に寄せた<sup>114</sup>。

これによりすでに加藤船が安南に来航したこと、阮氏が加藤船から贈物を受領し、来年からも再び安南に来航し、両国共に商業上の利益を共有し、友好関係を永く結ぼうとしたことが確認できる。

翌弘定 11（慶長 15）年 5 月 24 日付で阮氏は再び加藤清正宛に書簡〔史料⑭〕を送った。この文書では加藤清正の商船が暹羅から日本に帰国する途中で阮氏のもとに至ったことを語っている。

〔史料⑭〕

安南国大都統官 書を日本国加慈肥後寺清王閣下に達す。

（前略）茲に貴国船主林右有り。本より憑を受給し、暹羅国に往販す。奈せん慈帆 彼岸に登らず、忽ち我国に到る日、まさに庭謁す。我 素より聞くならく、暹羅国王 擾乱に当たりて、船主の他往し留めて買売に任すを許すに忍びざると。我 待つに実情を以てす。昨日、我 貴府 貴物有りて我に賚贈する有るを聞く。物見げんに来たらざると雖も、然れども我 已に其の厚恵を知る。茲に船主林右 順風、纜を解くに因りて、我 小礼有りて、遥かに寄せて信と為す。貴府 能く我を相愛する如く、止めるに船主に許して、明年再び商舶を修めて我国に来販し、以て両国の貨財を通し、以て千年の好義を結ばん。茲に書す。

弘定十一年五月二十四日 書押

加藤氏は慶長 14 年 1 月 11 日付暹羅渡航朱印状も含めて 2 通の朱印状を得て、船を派遣した。しかしこの商船は暹羅国内の騒乱によって貿易許可が下りず、交趾へ引き返して阮氏に謁見した。阮氏は彼らを厚遇し、商船が季節風で帰国する際、来年も加藤氏が派船するようにと願っている。この加藤船の船長は林右（林三官、華人）<sup>115</sup>である。

幕府は慶長 15 年 1 月 11 日に角倉了以に朱印状を与えた。同 16 年同月同日に平戸松浦氏<sup>116</sup>も朱印状を受領したが、取次役は長崎奉行の長谷川左兵衛（藤広）であった<sup>117</sup>。阮氏は弘定 12（慶長 16）年 5 月 6 日付外交文書〔史料⑮〕を長崎監事（長崎奉行）長谷川左兵衛宛

<sup>114</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、234 頁。

<sup>115</sup> 同前、235 頁。この船長林三官は加藤清正の部下であろう。

<sup>116</sup> 『国史大辞典』第 13 卷（1992 年、180 頁）では松浦鎮信（1549-1614 年）は江戸時代初期の肥前国平戸藩主。

<sup>117</sup> 『異国日記』、200 頁。

に送っている。その文書は以下の通りである。

[史料⑮]

安南国大都統 肅書して日本国長崎監軍長谷川左兵衛丞藤広座右に達して曰く（中略）前に顕定給示を承るに縁て、内に安南国に往きて方物を販売す。各おの已に完備す。船主原田等勃見するに往きて大泥国に使いせんと奉命せんも、欠風を被るに因りて暫く港外に駐し、再三接入せんとするも敢えて命を越えず。我道を以て真情を達す。（後略）

この年に渡航してきた平戸松浦船の船主は原田という人物であった。この商船は大泥（パタニ）国へ行くことを命じられていたが、風が吹かなかったので港の外に停泊していた。そこで再三、港に入るように勧告したが、原田は命を守って入港しなかったという。そこでこの後阮氏はパタニに影響力のある暹羅王が亡くなり、海賊が横行していることを通達して、安南の港へ入らせたことが述べられている。すなわち、阮氏が日本豪商はもちろんのこと、日本大名の商船へも便宜を図っていたことがうかがえる。

慶長 17 年 1 月には、徳川秀忠（台徳公）が茶屋四郎次郎に交趾御朱印状を与えた<sup>118</sup>。その後、両国間の貿易状況はとくに大きな変化はなかったが、元和 4 年（弘定 15）に阮福源は苦情を伝える文書を送ってきた。日本商人への苦情で、宛先は本多正純である。元和 4 年 5 月 4 日付の書翰を引用 [史料⑯] しよう<sup>119</sup>。

[史料⑯]

安南国大都統 日本国柱国本多上総介麾下に書す。自年以来、常に翰札を通じ、屢しば命を承り、欣悦に勝ず。数年間音問濶疎にして、思い想ふに恩情時として忘ること無し。却て知らず、足下 亦よく常に我を念うや否や。茲に今貴国の人民、旧日と同じからず。敝国の貿易、放肆端を生じ、商民累を被る。我 之を法せんと欲するも、両国の情義を隔つるを恐る。切思するに先年、貴国の厳令、船本弥七郎顕定に札示し、来国の諸人、法度を遵守せざる無し。今や小人知る無く、先令に依らず、各商を混擾し、以て拘束するに難し。幸いに旧恩を念い、仍て七郎をして札を持ち親しく来たら

<sup>118</sup> 近藤『外蕃通書』第 13 冊、84 頁。

<sup>119</sup> 近藤『外蕃通書』からみると、阮福源が家康宛に弘定 15 年（慶長 19 年、西暦 1614 年）5 月初 8 日付の文書を送って以来、元和 4 年にかけては数年間、交換文書の空白期間となっている。阮福源はこの年に日本商人の非法な活動を同様に土井利勝にも訴えている。

しめ、以て我が望みに副へ、両国の好を通ぜしめ、以て商民の貿易に便とせん。是に禱り是に念ず。厚亮不恭。

阮潢は1613年に亡くなり、阮福源が後継者となった。書翰では、その数年の間、両国間の交換文書が途絶えており、またこれまで船本弥七郎が幕府の命により広南の法を順守させて貿易してきたが、近年、それを知らない者が今や先令に従わず、貿易を混乱させ、もはや抑えることができない状況にあると述べている。阮福源は、両国間の良好な関係が継承されることを望んでおり、幕府の土井大炊助もこれに同意し、不届き者は厳罰に処して構わないとの文書を送っている。

同年（1618）10月12日付の返書〔史料⑰〕では本多正純も、

〔史料⑰〕

（前略）自国の他国法令に背くは争でか寛宥の義あらんや。求むる所に依り、吾大樹源君に聞し、重ねて顕定を遣わし、副えるに札書を以て、相共に計議す。而して犯人の是非を究め、罪過の軽重を糺し、国政に任せ、之を制せらるべし。聊か訝しむこと莫く旧時の厳令に復し、新義の邪曲を除き、商船の往來自由に行わんことを。

と返答している。大樹源君は秀忠のことで、本多正純が秀忠に上申し、船本弥七郎を広南へ派遣することにしたと述べ、阮氏の法に任せ、厳しく悪党を除いてほしいと要請している。そして同年月日に、幕府は十年來の安南貿易家船本弥七郎にも次のように命令している〔史料⑱〕。

〔史料⑱〕

日本より交趾国に到り、渡海するの諸商人、船本弥七郎計りたるべし。交趾に付き、非法の輩之在らば、**屋形**次第、成敗せらるべき者也。右相背くもの之有るに於ては、帰朝の刻に言上に随い、曲事仰せ付けらるべし。

弥七郎に命じて交趾へ向かわせ、非法の商船を排除し、屋形<sup>120</sup>（阮氏のことを指す）の

<sup>120</sup> ここで、注目されるのはこの書中にある「屋形」という言葉である。文書様式からみると、同レベル人間同士の場合を除き、「屋形」の前に「御」が付くものである。つまり、本多氏も土井氏も広南阮氏を家臣レベルの同格と認識しているからに他ならない。幕府の広南阮氏に対する認識の変化ではないかと考えられる。



意向に任せて罰するがいいと、また法に背くものがいたら帰朝後に言上すべきことを命じたのであった。

この弥七郎の派遣によって非法行為は治まっていったようであった。それを裏付けるのは本多正純と土井利勝の連署で阮福源に送られた翌年元和6年2月11日付の文書[史料⑱]である。

[史料⑱]

日本国 臣上野介藤原正純・大炊助藤原利勝 相共に書を安南国大都統磨下に呈す。去る歳船本顕定帰朝し、口陳を聞取し、貴域の風土を知る。海晏河清、祝々なり。そもそも奇楠香口片・油汁炮二挺、吾大樹源君に献ぜ見れ、両臣 相議し以てこれを奏上す。

(中略) 吾国の兵器・鎧二領共に六具・太刀二柄、これを投贈せらる。(後略)

元和六年庚申二月十一日

本多氏および土井氏が昨年交趾へ出向させた船本顕定(弥七郎)が帰国した時、交趾のことを口述させたこと、阮福源からの贈物である奇南と鉄砲を秀忠に贈ったこと、返礼に兵器や鎧、太刀を贈ったとある。この文面からは貿易に関わる騒擾事件の事は記されていない。

阮福源は日本人商人に対する厚遇の証として、前述のように、弘定20(1619)年に荒木(木村)宗太郎に阮大良という姓名を与えている。

[史料⑳]

安南国主 長崎木村宗太郎に与うるの書。安南国殿下兼広南等処 書を立てんが事の為にす。蓋し聞くならく、両国の乾坤を重んず。斯の言 信なり。一家に親しむの和睦、何ぞ貴きことかくの如し。肆我阮家、国を立つるより以来、務めて仁義を施し、遠来近説、恵沢均しく蒙むる。茲に日本国艘主木府(村カ)宗太郎有りて、艘に乗り海に駕り、我国に栄耀して拝見し、膝下を承けんことを願う。我 乃ち其の欲する所を推し、仍りて貴族阮大良に巨名顕雄を加う。(後略)

これは、先述のように船本顕定が阮潢の養子として迎えられたことと同様の事態であった。阮氏はホイアンに日本町建設を許可し、今まで以上に貿易活動はもちろんのこと、日本の生活様式・風習の維持、日本寺の建立までも許したのである。日本町の存在は当時の

日越関係の良好さを示す象徴に相違ない。

荒木宗太郎はその2年後に将軍秀忠から再び朱印状を与えられ〔史料⑳〕、交趾に渡航することになった。〔史料㉑〕には「台徳公 荒木宗太郎に御朱印を賜う。日本より交趾国に到る船也。元和八年十一月四日、御朱印」とある。

その後1627年にベトナム国内の鄭阮両氏の戦争が本格的に始まった。翌28年に阮福源は家光宛にこの事態を報告している〔史料㉒〕。

〔史料㉒〕

（前略）豈に期らんや、前年某月、外姪 天に背き逆に従い、孝を失い、忠を失い、（中略）兵を興し境を犯し、天理乖違し、膽喪い心寒く、敗兵逃鼠す。<sup>さきごろ</sup> 昨大王の恩厚を得て、艚客に戒め、東京に赴くを禁ず。此の義量り難し。万に一も報ゆる無し。（後略）

阮福源は鄭阮両氏の戦争が勃発したことを伝え、「外姪」鄭柁<sup>121</sup>（1577-1657年）を破ったこと、「大王」（家光）が日本商船に対してトンキンへ赴くことを禁じたことを謝している。

また同年月日、阮福源はホイアンを中心に貿易活動としている茶屋四郎次郎にもトンキン・タインホア（清華）・ゲアン（乂安）地方へ商船を出すのを止めるように申し入れた〔史料㉓〕。ここには「貴国の商艚有るに係りては、トンキン・清華・乂安等処に放つなかれ」とある。鄭阮両氏の戦争中、阮氏の申し出に対して幕府は翌寛永6（1629）年、茶屋四郎次郎に交趾渡航の朱印状を与えている<sup>122</sup>。

このような状況のなかで出された文書から以下の2点の解釈が可能となる。第一は、阮氏が自己の正当性を訴え、味方になることを求めていること、第二は、莫大な利益をもたらす外国との貿易を独占しようとしていることである。

この戦争状態にもかかわらず、日本からの商船は絶えなかった。それは、戦場はほとんどの場合ゲアン以南フエ以北で行われたため、貿易への直接的影響は鄭・阮どちら側にもほとんどなかったためと考えられる。岩生の計算に基づくと、安南には1627年から1635年の間、26隻（年平均約3隻）が来航しており<sup>123</sup>、その数は以前と変わらなかったのである。

<sup>121</sup> 鄭柁は阮福源の従甥でありかつ阮福源の娘の夫でもある。阮福源が「外姪」と呼んだのは長幼の序を利用したからであると考えられる。

<sup>122</sup> 近藤『外蕃通書』第14冊、93頁。

<sup>123</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、127頁の「第二表」に基づく計算。

朱印船の資金の面では、例えば 1617 年に交趾渡航船は銀 400 貫をもって貿易へと向かった。また、1633 年の交趾渡航商船 2 艘はそれぞれ銀 1,380 貫と 1,620 貫を、翌年 1634 年の交趾渡航商船は銀 500 貫を資金として渡海した<sup>124</sup>。

以上、本節では朱印船時代に幕府と阮氏の間で交わされた外交文書に基づいてその関係を述べた。広南阮氏、とくに第 2 代阮福源は前代よりも対外貿易促進に柔軟性をみせながら関係を深化させようとしていた。また、それに加えて黎鄭政権から自立した新しい「国」としての体制を強化しようとしたのであった<sup>125</sup>。こうして 17 世紀初頭の日本—阮氏間関係は親密な関係となった。では北ベトナムの政権である黎鄭氏はどのように日本商人を迎えたのであろうか。

## 第 2 節 東京（トンキン）鄭氏と幕府

17 世紀初頭の黎鄭政権の貿易は自由貿易ではなく管理貿易であった<sup>126</sup>。黎鄭政権の都である昇竜には外国商人の在留が認められなかった。彼らは東南へ 40 キロほど離れた外港フォーヒエン（舗憲）に留められ、小舟で商品を積んで都まで交易に行かねばならなかった。また黎鄭政権の外交交渉は宦官等の手に任せられており、彼らの恣意的な判断や対応のため、外国との貿易は大きく発展はしなかった。

江戸幕府が安南国宛に慶長 6（1601）年に最初に送った文書は阮氏のところに届いた。その 2 年後の慶長 8 年、幕府は角倉了以に安南渡航に命じた。『徳川実記』では「角倉了以光好仰せを蒙りて安南国に船を渡して通商す」と記されている<sup>127</sup>。同年 10 月 15 日、幕府は角倉与一を正式な安南通商の「日本国回易大使司」に任命した<sup>128</sup>。

さらに藤原惺窩は「此年、鵠船往還し、二国の情好やや徴すべし、感佩惟れ深し、甲辰（慶長九年）六月、我が舟人恙なく帰り、復書を辱くす。添うるに嘉幣若干を以てす。（中略）、厚意言うべからず」と記しており<sup>129</sup>、慶長 9 年、角倉了以・与一父子は無事に帰国したことが確認できる。「角倉文書」<sup>130</sup>によればこの商船が主に活動したのは、トンキンおよびゲアン地方であった。

<sup>124</sup> 岩生『朱印船と日本町』、73 頁。

<sup>125</sup> Nguyễn Văn Kim, op. cit., p.73.

<sup>126</sup> 永積『朱印船』、153 頁。

<sup>127</sup> 『徳川実記第一篇』（吉川弘文館、1964 年）、100 頁「東照宮御實記 卷七」。林屋前掲書、93 頁。

<sup>128</sup> 林屋前掲書、63-65 頁。

<sup>129</sup> 『藤原惺窩集』上巻（思文閣出版、1978 年）、125 頁「致書安南文」。

<sup>130</sup> 京都の旧家角倉氏所蔵の文書。『国史大辞典』第 8 巻、152 頁。

慶長9年8月6日に幕府が角倉了以に朱印状を与えた記録が残っているが、この年には角倉家だけではなく、トンキン渡航朱印状が同年閏8月11日に亀屋栄任（栄仁<sup>131</sup>）に、同年11月26日に幕府は堺の皮屋助右衛門に与えられている<sup>132</sup>。

史料上では、亀屋栄任が朱印状を与えられたのは一度のみである。一方、皮屋助右衛門や角倉了以は翌年慶長10年9月10日と同年月3日にもトンキン渡海朱印状を受けているが、皮屋助右衛門が朱印状を受けたのはこの慶長10年が最後である。

角倉船は安南・トンキン両地に往来し交易を行い、慶長11年9月11日、同14年1月11日にも幕府からトンキン渡航朱印状を与えられた<sup>133</sup>。

では、鄭氏政権はどのように日本商船を受け入れたのであろうか。この弘定10（慶長14）年6月に角倉船が海難事件にあった際に、黎鄭政権より家康宛に2通と日本商人宛に3通で合計5通の書簡が出された。

これらの文書はすべて弘定11年付けであり、5通のなかの安南国都元帥総国政尚文（父カ）平安王鄭松から角倉商船艚長宛の令旨は弘定1月26日付のもので、他の4通は黎鄭政権の広富侯阮景河と舒都公阮景堅から日本国王宛に、宦官文理侯<sup>134</sup>から角倉商船艚長宛に出されたもので、弘定10年6月16日に角倉商船がゲアンの興元県復礼社において貿易活動を終了し、帰国しようとしたところ風波に遭遇したことに関連するものである。ここでは鄭松の令旨を紹介しよう。

#### [史料④]

（前略）日本国艚長弟庄左衛門・客商甚右衛門・源右衛門・多右衛門・善左衛門・伝兵衛等 啓す所に係りて謂く、上年岸を跨いで海を越え、五月五日、又安処興元復礼社開庸に到り、貨物を貿易す。六月十六日、艚を移し、国へ回らんとするも、丹涯海門に至り、風波を被り、其の庄左及び本艚客商共一百五人、寄跡淹まること久しく、恭しく回らんことを乞許する等因。応に僑居の旅次に就き、行李を装整し、便に任せ、本国へ回還するを許すべし。凡そ経過する所、巡司把截し、去る処実を験し放行せよ。

135

<sup>131</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、222頁「第七表 個人別・年次別朱印船派船表」。

<sup>132</sup> 『異国日記』、190頁。

<sup>133</sup> 同前。

<sup>134</sup> 蓮田隆志「17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官」（『待兼山論叢』史学編39、2005年）を参照。

<sup>135</sup> Hoang Anh Tuan, “Vietnamese-Japanese Diplomatic and Commercial Relations in the Seventeenth Century” (originally presented at the session of “Diplomacy as Cultural Interaction

弟<sup>136</sup>庄左衛門を船長とする角倉商船がゲアン地方において貿易活動を終え、日本に帰る際、丹涯海門<sup>137</sup>において遭難したとの連絡がゲアンからあった。そこで商船の乗組員および客商ら計 105 人の一時逗留を許し、行李（荷物）などを準備させ、希望の通り帰国させるようにしたとある。他の文書からは、この事件に黎鄭政権の宦官らが関与していることがわかる。

[史料⑳]

安南国又安処総太監掌事監事文理侯 書を達して日本国船長弟庄左衛門(以下人名省略)等に与う。原より行きて角倉船の難尾に往き、合わせて一百五人を得たり。其れ本処官大都堂右府舒公・文理侯・駙馬官広富侯公 意い、功德を欲し、遠国飢饉の情を拾憫せんとし、家物を以て給養し、生を全うして再び京に赴きて拝稟せしめんとす。主上 徳広く糧を給与す。旨判して日本国へ回らしめんとす。幸なること甚だし。其れ大都堂舒公等、官結して船艘を作り、本国へ回るを許し、以て功德の義を全うす。茲に書を達して日本国へ回らしむ。

弘定十一年二月一日 判

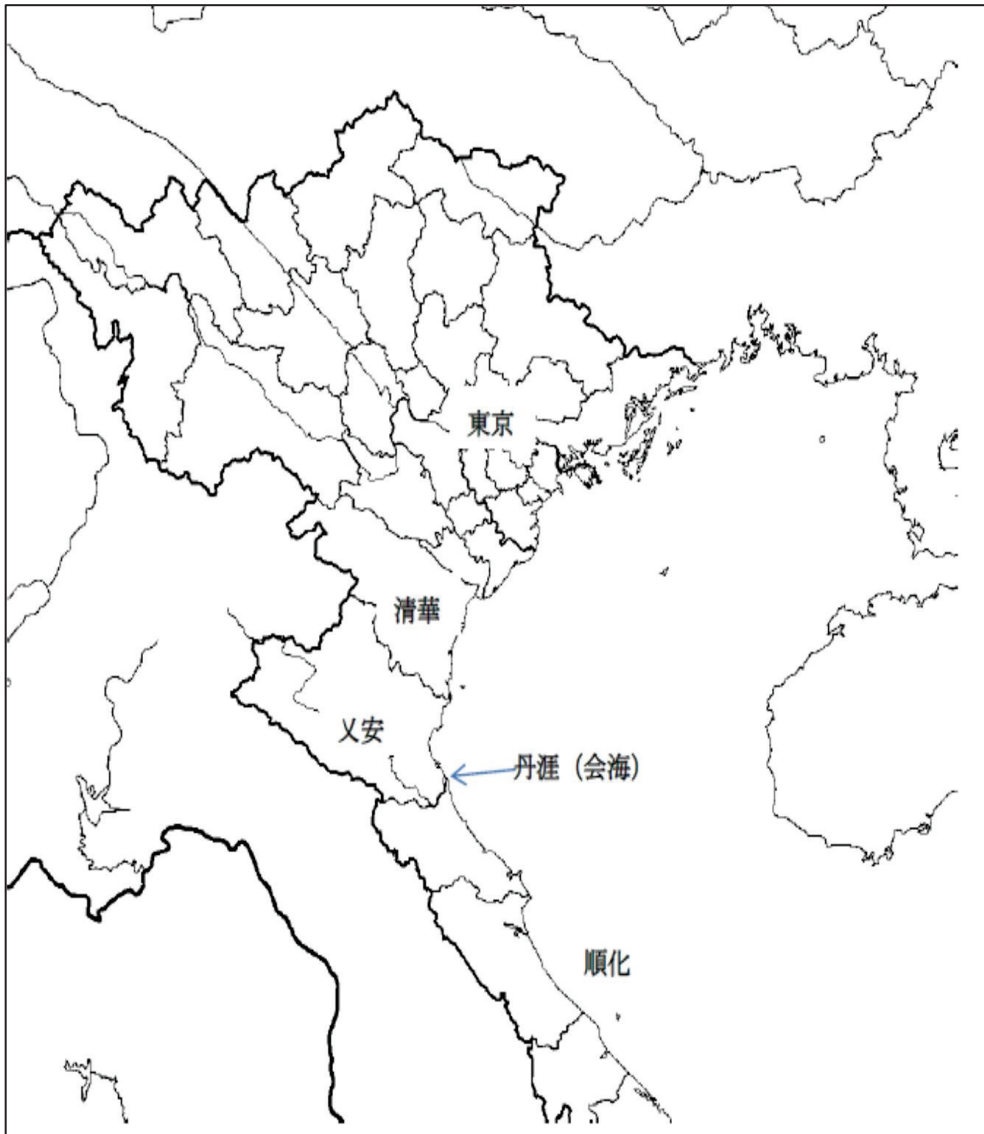
角倉船の生存者に対して、宦官文理侯、広富侯等が食糧などを供給したこと、舒公等が鄭王の命により新たに船を作り、角倉船の乗組員を日本へ送らせようとしたことが知られ、文面からは日本商人に対して手厚い対応をしたように感じられる。また [史料㉑] では、さらに事情の詳細が窺える。

---

in Early modern East Asia” of the International Conference *Cultural Reproduction on Its Interface: An Approach from East Asia*, Kansai University, 13-14 December, 2008, pp. 19-41)では、1624 年になってはじめて黎鄭政権が江戸幕府宛に外交文書を送ったとする。しかし、上記の如く、それ以前に 5 通の文書が送られていることを氏は見落としている。

<sup>136</sup> 文書中によるとおそらく角倉船の船長の弟。この年の角倉船の船長の名は不詳。

<sup>137</sup> 『大南一統志』(維新 3 (1909) 年阮朝国史館刊) 卷 15、又安省下 関汎 会海汎の条では、宜禄県の東南 27 里にあり、南岸は宜春県となる。海口の広さは 35 丈 (約 115m) で、満潮の時は 7 尺 3 寸、干潮の時は 5 尺 3 寸、数里離れたところに双魚島あり、他に瓊崖島もある。海口に屈曲した暗沙が存在するため、商船の出入りが困難である。この会海口の旧名は丹哈または丹涯であるとされている。



【地図③】 乂安処の丹涯海門

[史料②⑥]

安南国 揚武威勇功臣錦衣衛署衛事 駙馬都尉 [広] 富侯台下、文書を採裁し、賚を冒して日本国国王殿下に達す。兪允洞察し、浅言するに、往年日本艘有り。艘長角蔵等、盛んに貨物を載す。五月十一日、わずかに本国又安処地方に到り、本処官に宿往し、謹しんで啓を備へ来たり。其れ台下 将門より継出し、兵柄を操るに預かり、主上の義壻を以て、黎皇の厚恩を受く。家事有るに縁りて、恭しく榮卿を稟し、伏して主上の特差を蒙る。其れ台下 辞を奉じ、日本・福建等の艘を巡守し、庸舎を開立し、以て買売に便とす。且つ台下 角倉の心中を探知し、謹んで厚く結び義養を為す。六月十六日に至り、角倉等 辞回し、海門の外に到り、卒に風波に遇う。其れ角倉等共に十三人、投身して波を跨ぐも、不幸にして俱に逝く。存りし親弟の庄左衛門及び客商（人名省略）合せて百人余、生路を擺尋し、幸いに活くるを得。其れ台下 兵卒を任差し、索救して将て私第に回らしめ、四十九人を給養す。其れ台下嚴侍す。大都堂右府舒郡公、三十九人を憐養し、掌監文理侯と二十六人を祇養し、共に衣食を分貸す。（中略）其れ台下（中略）伏して令許を乞い、理として船艘を作り、庄左等に与え、便に任せ国へ回し、其の郷貫に会帰せしむを庶いねがうべしと。（後略）。

毎年多くの商品を積んで来航している角倉氏の商船が弘定 10 年 5 月 11 日に又安処の海門まで到った。広富侯が日本・福建商船との貿易のために互市を開くように鄭松から命令された。そこで、角倉（弟庄左衛門）のことを慮って、義（子）の関係を結んだと述べている。

その後、同年 6 月 16 日までに互市を終え、角倉船は帰国のため海門外に出たが、突然風波に遭遇し、船長を含む 13 人が落命し、生き残った百余人を 3 つに分けて、49 人を広富侯が、39 人を舒都公阮景堅が、残り 26 人を大都堂右府攀宦官文理侯が給養し、衣食および船を与えたという事情を文書にしたものである。

また他の 2 通もこの角倉船を救助した鄭氏政権の諸臣が事件の詳細を報じ、帰国のための船を角倉船の生存者に与え、衣食などを供給したことを述べている。角倉氏はこれに対して、慶長 15（1610）年 12 月 29 日付の謝意を示す文書を文理侯に送っている<sup>138</sup>。

しかし、これらの文書は、日本人商人角倉らを厚遇したことを誇張したととられかねないものであった。なかでも上述の武将広富侯阮景河の文書 [史料②⑥] には、

<sup>138</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、150 頁。

[史料②⑥]

⑦ (前略) 其庄左等、其生を聊かに得るは、大抵皆台下の仁慈力量に由る。茲に台下 業已に恩を施し、庄左等の性命を全うせんと欲す。(中略) ①庄左等国主面目を域つを得、師父の義恩に酬ゆるを得、妻子の願望を慰さむるを得るは、則ち其台下の功の徳。(後略)

と記されており、この文書は無礼だと判断されたため<sup>139</sup>、長崎奉行はこれらが幕府宛のものではないとみなし、幕府に上呈しなかった。したがって、幕府からこれらに対する返書が出されることはなかったのである。鄭氏政権がこのような動きを採ったのは、外国との交易をまだ視野に入れていなかったことを意味する。とはいっても、外国商船が来航できなかったわけではない。黎鄭政権は都から離れた所に貿易港を開き、鄭氏の代理として側近の宦官に对外贸易の管理を任せたのである<sup>140</sup>。

黎鄭政権における宦官について、和田正彦氏と蓮田両氏<sup>141</sup>は、政治面、財政面における彼らの存在感を力説している。トンキンにおける外国商船の交易活動について、三浦按針 (William Adams, 1564-1620) が 1619 年 3 月 15 日に平戸から新しいジャンク船でトンキンへ向かった際の記録<sup>142</sup>がある。三浦按針の商船は 1 ヶ月ほどかかり、4 月 3 日にやっとコーチシナ Cochinchina (順化・広南地方) に、そして同 6 日にトンキン地方に到着した。三浦の商船は交易が許可されるまで日本商人 Goyemon Dono (Cuemon Dono = 九右衛門殿<sup>143</sup>) に頼り、九右衛門は生糸購入のために 4,000 テールを都督 governor (ここでは都堂官であろう) に渡した。その Cam という governor は外国商船の管理に携わり、この人物は三浦の商船に対して要求を日毎に増大させていった。結局 5 月 10 日に三浦等 10 名の商人は Miaco (京、ケチョ、トンキン) に向かうことを許された。同様のことは「鎖国」直後のオランダ商船フロル Grol 号のトンキン航海報告 (後述) にも述べられている<sup>144</sup>。

<sup>139</sup> 近藤『外蕃通書』第 13 冊、82-83 頁。同文書に対する近藤正斎の按文。

<sup>140</sup> 永積洋子訳『平戸オランダ商館日記』第 3 輯 (岩波書店、1980 年)、14 頁。なお、上述の角倉商船の海難事件を処理した大臣らの中にも宦官文理侯もいた。少なくともこの文理侯は 1604 年から 1612 年まで乂安地方において貿易に関与していたと考えられる。

<sup>141</sup> 和田正彦「ヴェトナムにおける宦官の受容とその呼称について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』8、1976 年)、21-40 頁。同「ヴェトナム李・陳・黎三朝の宦官について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』9、1977 年)、39-61 頁。同「ヴェトナム黎朝末阮初の宦官について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』10、1978 年)、23-44 頁。蓮田前掲論文。

<sup>142</sup> Purnell, C. J., *The Log-book of William Adams, 1614-1619*, London, 1916, pp. 63-83.

<sup>143</sup> 皆川三郎『平戸英国商館日記』(訂正増補版、篠崎書林、1974 年)、165 頁。

<sup>144</sup> 永積洋子「17 世紀中期の日本・トンキン貿易について」(『城西大学大学院研究年報』8、



貿易に便宜を図る準備が欠けていたことも 17 世紀トンキン貿易の特徴である。鄭氏と幕府の文書交換の話にもどるが、上述のとおり弘定 11 年の鄭氏の宦官を含む地方官の文書に対して江戸幕府は返書をせず、事故の被害者角倉氏からの謝状があるのみであった。そのためか、商船の来航を保護する目的で上記の宦官文理侯が角倉助次右衛門に文書[史料⑦]を送っているが、その文面は以下のとおりである。

[史料⑦]

安南国都堂官文理侯、差を奉じ又安処興元県華園社に往き、日本艚角蔵助次右衛門及び客商の住む所を知り、販売を守看す。事畢わらば本国に回るを許し、給憑を呈するを經る。衙門 実を勘べ、便を得て往来販売せしむ。ここに書す。

弘定十一年五月十三日 書押

本文書は文理侯が鄭氏の命令を受け、又安処興元県華園社（現ゲアン省）へ行き、華園社において角倉商船が貿易を行っていることを知り、商船の交易活動を見守り、それが終われば帰国を許し、官の許可証発給を経て、（以降も）往来し販売することを許されたことを伝えている。

これら一連の文書が黎鄭政権によって発給された初期の文書である。鄭氏はもちろん、彼の部下である武臣<sup>145</sup>や宦官が貿易、海外商船に関する事故事件に加わっていることは間違いない。

『平戸オランダ商館日記』第 3 輯には、角倉のジャンク船の舵手、フランソワ・ヤコブセン・フィッセル François Jacobsen Visscher のトンキン情報がある<sup>146</sup>。その中で、彼はトンキンにおける貿易が自由貿易ではなく、制限貿易であることに対して不平を述べている。商船の入港情報が王（鄭氏）のもとに届き、王の命令で宦官が川を下ってくるまで商船の荷物の積みおろしは許可されず、厳しい見張りが付けられる。次にすべての商品は陸揚げされた後、明細が書き上げられるので、合わせて 20 日から 25 日かかる。また、（貿易品）買付けにより利益を得ることはできない。商品は小船に積み込まれ、宦官と川上（都か）に航行し、到着してからも前と同様陸揚げはできず、厳しく監視される。到着の 2、3 日後、国王の使者が来てはじめて商品および貨幣（持ち込みの銀等）の陸揚げが許されるが、驚

---

1992 年)。

<sup>145</sup> 弘定 11 年 2 月 1 日付の武官広富侯阮景河の文書等。

<sup>146</sup> 『平戸オランダ商館日記』第 3 輯、13-14 頁。フィッセルのトンキン情報は 1633 年 9 月 13 日付。

くほど嚴重に検査される。宦官は気に入ったものはすべて取り込み、彼等が適當と思うだけの生糸で支払う、と述べている。

このトンキン貿易情報は日本が鎖国する2年前のことであるが、この数十年の間の貿易形態はほとんど変わらなかったのである。しかしこの宦官等の合法非合法の搾取があるにもかかわらず、トンキン地方は莫大な利益が生まれる交易地として魅力があったため、多くの商船が集まってきたのである。

また、残された史料によれば、トンキンに派船された朱印船の数は広南と比べると多くないが、「安南」宛の朱印状を受けた船がトンキン地方へ行かなかったわけでない。その上朱印状の貸与および売却、偽造なども行われた<sup>147</sup>。もちろんこれらの行為は厳禁されていたが、このことからこの貿易が莫大な利益をもたらしたことは疑いない。

1610年の角倉船の海難事故報告の後、トンキンと幕府の関係には新たな展開はみられなかったが、1612年になって再び鄭氏のところから文書が届いた。それは、宦官ではなく又安処布政州の副将華郡公宛<sup>148</sup>（氏名不詳）の文書〔史料⑳〕である。

[史料⑳]

細川忠興 商船を派遣し、往きて<sup>すま</sup>暹羅において商いし、安南に漂流す。安南都督 救いてこれを送還す。忠興 土宜を家康に献じ、尋いで書を安南に寄せこれに謝すこと左のごとし。日本国豊の前後二州太守細川宰相源朝臣忠興 書を安南国布政州右奇副将北軍都督府華郡公麾下に奉ず。去歳敵国より暹羅国に往くの商船、羅風轉變し、貴城の海隅に到る。足下 仁沢を施し、遠人を撫育するは、慈母の嬰孩においてするが如し。愍恵深き也、計るに勝えるべからず。商船 還旆の期に臨み、官 文榜候副使数侶をして海を超え来享せしむ。華緘落手し、圭復すること再三にして、欣悦すること餘り有り。故を以て吾 相公に聞し、朱印を押しこれに示す。今より以還、他域絶海を隔つるを論ぜず、盟を交す。両国商売し互いに往来して敗いあらば、則ち何ぞ異域中に契を得て<sup>かわ</sup>渝ること勿からん。靈区の異産、筆記の如く領納す。寔に意わざるの芳信なり。敝所の産するにおいて懇求せるの方物あらば、来意の思う所に随うべし。不腆の土宜これを投贈す。目錄 具さに別楮に在り。其物 菲薄なりといえども、志の所也。采納せらるればただ幸なり。餘事 船主問次良左衛門に付与し、口碑せしむ。循時自嗇。不宣。

<sup>147</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、102-107頁。

<sup>148</sup> 蓮田前掲論文、14頁。

慶長十七年壬子孟春十有一日

この文書は慶長 17 年孟春 11 日に豊前豊後二国の国主細川忠興が華郡公宛に送った謝状である。暹羅行きの細川船が風のため、又安地方に流され、商船に対して手厚い扱いを受けたことを承けて、細川氏がこの出来事を家康に報告した上で、謝状と贈物を送ったものである。華郡公は元和 2 年 6 月にも島津家久から貿易促進を望む内容の文書〔史料⑳〕を受領している。

〔史料㉑〕

松平薩摩守藤原家久 安南国華郡公に復書す。〔南浦全集及び異国日記に載る〕<sup>149</sup>日本国薩隅日三州太守藤氏家久 安南布政州右奇副将北軍都督府都督同知華郡公に復書す。我 貴国の土宜土風を聞き、仰慕すること年尚し。今雲翰を辱けなくし、展玩すること再四。(中略)且つ復た都元帥総国政尚文〔父カ〕平安の命有りて、好を通して交隣せんと欲す。兩地万里滄溟を隔つと雖も、交信の約 豈渝らんや。伏して願わくは今より以往、歳々その有る所を以てその無き所に易わば、則ち両国 須く各おのその所を得るべし。(中略)今や船主洪玉山・夥長郭慧田の二人をして一隻船を艤し、方物を装載し、且つ贈るに戎衣十領・長劍十枝・弓靱各おの十具・琉黄一万斤を以てす。(後略)  
元和二年六月日

この文書は家久が華郡公に送った文書であるが、文書を見るとそれ以前に華郡公から島津に文書を送ったことがわかる(華郡公からの文書は残っていないが)。この元和 2 年の文書では島津家久が安南のことに関心をもち、華郡公の文書を受けとても喜んだこと、平安王鄭松も日本との関係を求めていることを知ったので、今年洪玉山が船主、郭慧田が夥長(二人とも華人)をつとめる商船 1 隻を派遣し、贈物と一緒に渡海させる旨を伝えている。

それから弘定 20 (元和 5) 年 4 月 17 日付文書〔史料㉒〕も残っている。これは華郡公が幕府の奉行(権力者)宛に贈物を送呈するという内容のものである。

〔史料㉒〕

---

<sup>149</sup> 割注では『異国日記』に記載されているとあるが、同書では同年同月付けに「島津家久が幕府の命令で唐船の長崎回航を令す」とあるのみで、この華郡公宛の該文書は載録されていない。

安南国布政都堂右府華郡公 拝して大邦日本国奉行大人麾下に書す。久しく貴国の法正・威明声名を仰ぎ、天下諸国 尊譲す。茲に小国華郡公、戊午の年に因りて、貴国の客艘 来港し貿易し回らんとするも、奈せん風及ばざる時に、転じて本地に在るを見ゆ。客九郎兵等有り、掲告し奉行に口称すらく、朋友日本艘長、已に抽分を収め、他に回りて過船す。其れ艘長 交わして謂わく抽分無しと。此に其の情理を究め、暫く抽分半分を減ず。訴えし九郎兵等の客、いまだ抽分を還さず、他船に過ごす。其れ艘長と九郎兵二客、愛同じくして法断するに忍びず。貴国の其の正法を修め、以て両客を安んずるを奉待す。(後略)

弘定二十年四月十七日

戊午（1618）年に日本商船が安南国に来航し貿易を行ったが、帰国の時期の風が不順のため、本地（乂安）まで移転した。しかし輸入税（抽分）の支払いをめぐる商船の船長と客商の与郎兵が対立したので、これに関して華郡公は幕府に最終判断をつけるよう求めているのがこの文書である。

この文書中もっとも注意を引くことは、華郡公が自国を「小国」と書き、低姿勢で文書を送呈していることである。華郡公が何を望んで文書を送ったのかは不明であるが、これ以降、文書交換の頻度が増え、トンキンと幕府間の関係が少しずつ良くなっていったと考えられる。

1620年代になると黎鄭政権には外国との交易促進に力を入れはじめる動きがみられた。莫氏残党の鎮庄がとりあえず終わり、次に阮政権に対する遠征が一大目標となったからである。広南阮氏は当時、環シナ海における貿易地として繁栄していた。1624年の清都王鄭樞（平安王鄭松の子）が日本商人船頭弥右衛門<sup>150</sup>へ出した令旨〔史料⑩〕には、「日本国義客弥右衛門、逡年各おの貴物を載せ安南国に就き、京へ赴き拝稟し売買するを許す。両国を通じ、貨財を交易するを以て、其の恩義に副えん。茲に令す」とあり、弥右衛門が毎年日本から品物をトンキンにもたらすので、交易許可を与えることでその恩に報いたいと述べている。

他にも清都王鄭樞の令旨を受けた華郡公が同年6月5日付文書を日本人商人「角倉艚義子」と「財副」（商船財政係）役の島田兵衛宛に送り、積極的に貿易を促そうとした<sup>151</sup>。岩

<sup>150</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』「第七表 個人別・年次別朱印船派船表」を参照。

<sup>151</sup> 近藤『外蕃通書』第14冊、90頁。永祚6年6月5日付「安南国華郡公付島田政之書」

生によると、この年には交趾とトンキンにそれぞれ2艘の日本商船が来航している<sup>152</sup>。

これに対し翌1625年1月に家光は安南国王宛文書を出し、安南国との貿易が「年々商舶往来するは、自他の大幸也。余来音を期す」<sup>153</sup>と述べ、貿易関係の維持を歓迎している。

その間、永祚6(1624)年5月20日付の清都王が角倉を通して家光に送った文書〔史料⑳〕には、

〔史料㉑〕

安南国王大元帥統国政清都王、新たに本国を建て、中興を恢復せんが事のためにす。土宇版章、都一統に帰す。(中略)聞くならく、日本国主、年春方長、性徳寛賢なり。我結びて兄弟の国にならんと欲す。仁義道愛、先ず正義の名を以て、相交わりを始めんとす。

とあり、家光政権と兄弟国でありたいと述べている。そして仁義および正義を基にして交易関係を築くよう自ら指定した角倉と末吉を通して幕府に伝文を送ったのであった。

黎鄭政権の事実上の主権者清都王鄭樞は、1627年に対阮戦争が始まると海外貿易政策を一変させた。鄭樞は将軍家光に対して永祚9(1627)年5月22日付の文書〔史料㉒(ア)〕を日本へ送り、

〔史料㉒(ア)〕

安南国元帥統国政清都王鄭樞 手書し、(中略)征夷大將軍源家光に達す。会曉し、伝へて曰く、国人と交ごも呈信を止むこと。上年余書を日本国主に与うる有りて、金鏡貳口・生絹の広好なるもの肆匹・象牙貳拾枝を寄問し、艚長角倉に付す。将に因て納めて国主に与う。茲の年に到るも、未だ信来たるを見ず。信安あるか。

とあり、「上年」<sup>154</sup>に北の黎鄭政権が角倉船を通して幕府宛に送った文書に対して、幕府の返書が未だに来ていないと催促している。鄭樞はさらに同書簡〔史料㉒(イ)〕で

〔史料㉒(イ)〕

<sup>152</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、127頁。

<sup>153</sup> 近藤『外蕃通書』第14冊、91頁。寛永2年正月付「大猷公復賜安南国王御書」

<sup>154</sup> 同前、72頁、「安南国都元帥瑞国公上書」への近藤重蔵按文によると、上年は去年のことと、ここでは1626年のことを指す。

清都王鄭柁、(中略) 搜尋して角倉正身を得、上年余の寄す所の財物を遞達するや否やを究問し、憑を得れば信来し、以て懷遠の情を通じ、以て交隣の義を尽すさんとす。

とあり、角倉に対する信頼などから、日本国との交隣を強く求めたのであった。

上述のように鄭柁は家光宛に文書を出しているが、その目的は江戸幕府からの音信・交易が停滞しており、交易振興を意図して贈物を送ったのであった。この1627年に鄭阮両氏の戦争が勃発している。

前節で見たように、阮福源は江戸幕府宛に永祚10(1628)年4月25日付の文書〔史料②③〕を送り、鄭阮両氏の戦争が始まったことを伝え、外姪鄭柁を打ち破ったこと、「大王」つまり家光の恩を厚く得て、日本商船がトンキンへ赴くことを禁じたことを謝している。しかも同年月日、阮福源はホイアンを拠点としている茶屋四郎次郎にもトンキン・タインホア(清華)・ゲアン地方へ商船を出すのを止めるように申し入れたのであった。

これに対して鄭氏政権は幕府宛に現状を知らせるような文書は出していない。また、上述のように、この争乱にもかかわらず、日本からの商船来航は絶えなかった。数年後に再び鄭氏は日本人商人角倉宛に日本国籍の商船の非法について述べた令旨〔史料③④〕を發布し、嚴重に法を守るよう命令した。

#### 〔史料③④〕

大元帥統国政師父清王令旨す。日本艚義子艚長啓明及び艚長角蔵花遊等艚并に客商、応に庸舎を開き、座肆各おの時価を行いて買売し、以て財貨を通ずべし。事畢わらば、通年の期に依り、本国に回るべし。衆留むるを得ず。諸府及び宮奇の差す所に係る隊船并に等員人、脅買し潜かに盜挾を行うを得るなかれ。違う者 巡守官兵に許して、正身并に贓物を挨拶し、引きて府門に就きて処治し、以て法禁を厳くす。茲に令す。

徳隆四年四月二十五日

徳隆4年は1632年にあたり、日本商船船長角倉花遊などの商船および客商に、店舗を借りて商売することを許し、その相場に応じて売買することが終了すれば直ちに帰国すべきことを命じている。また脅し買いや盗みを働けば物品を没収するなど厳しく取り締まる旨を伝達している。

1634年の文書には、しばらく見えなかった宦官の姿が現れる。それは安南国王府内監兼都察監總太監掌監事派都公という宦官で、角倉商船の船長助次右衛門に文書〔史料③⑤〕を

送っている。

[史料⑤]

(前略) 上年に安南国に到りて、売買す。絲貴き時に遇い、買う所難く、いまだ船を回すに及ばず。仍りて我国に留どまり、すでに年を経るも、非為の事を作す無し。果たして是れ良民なり。茲に売買すでに完らば、応に本国に回るを許すべし。経に総督官に呈して准驗す。その生理を安んじ、来年再び船を將て方貨を装載し、我が国京に赴きて売買し、以て貨財を通じて貿易せよ。茲に示す。

徳隆六年六月初九日 示押す

宦官派都公は上年（1632）に角倉商船が到来して交易したが、生糸を買い入れることが困難で日本へ戻らなかった。派都公はその一年の間に非法行為をしていなかった角倉商船の乗組員たちを良民と認定して貿易上の便宜を図り、帰国を許した。そして、角倉商船に来年も来航するように求めているのである。

この時期、日本では対外貿易に関する大変化があった。オランダ商館の働きかけによって、幕府が鎖国政策に向かったのである。派都公の文書は鄭氏政権からの最後の文書となり、1630年代の後半からはトンキン—長崎貿易においては、オランダ商館の役割が大きくなった

以上のように、トンキン政権と幕府の間の貿易関係は初期には大きな進展はなかった。漂流した日本商船の救済活動を行い、積極的に日本商人や大名などと文書を交わし、トンキン貿易を呼びかけた副将華郡公等によって、ようやく1610年代半ばからトンキン政権および幕府の貿易関係が築かれたのである。

## <第2章 引用史料>

[史料①] 西暦 1591 年

日本国国王座下。竊聞、信者国之宝、誠所当修。前年見陳梁山就本国、謂国王意好雄象。有象  
壹隻、已付陳梁山將回国王、其體小不能載。有好香貳株・雨油盖壹柄・象牙壹件・好紵貳。寄  
与国王、以修好信。明年隆巖又到本国、謂陳梁山并財物未見。茲有雨油盖壹柄、再寄与国王、  
為信。国王如好本国奇物、仍遣隆巖、將好劍貳柄・好甲衣壹領、就与阮。得買奇物寄回国王、  
以通兩國往来交信之義。茲書。

光興十四年閏三月二十一日 書押

出典：九州国立博物館（編）『The Great Story of Vietnam - 大ベトナム展カタログ ベトナム  
物語』（九州国立博物館、2013 年）、105 頁。九州国立博物館所蔵。

※下線部は本文で訓読した部分である。以下、同じ。

[史料②] 西暦 1601 年

安南国天下統兵都元帥瑞国公、茲屢書家康公貴意。前差白浜頭貴、發船往販、通商結好、又蒙  
賜文翰。乃前任都堂往復、今我新任都統元帥、欲依前事兩國交通。不幸、至旧年四月間、頭貴  
船泊在順化処海門、被風蕩、船破無所依恃。順化大都堂官、不識頭貴良商、与船衆争氣。不意、  
都堂官事誤身。故諸將帥興兵報怨、且日日要殺死頭貴。我在東京聞此消息、愛惜難勝。於上年  
我奉命天朝、復臨巨鎮、見頭貴尚在我国。我本欲發船許回、奈天時未順、延至今日。幸見貴国  
商船復到。頭貴晴曉事由、我無不悅。爰謹具菲儀、聊表微意、庶容少納外、專書一封、煩為伝  
上位、示下予、頭貴返国、以結兄弟之邦、以交天地之儀。誠如是則助以軍器、生塩漆并器械、  
以充国用。我感德無涯、異日容報至祝。茲書。

弘定貳年五月初五日 書押

出典：『外蕃通書』第 11 冊 72 頁。『異国日記』には載録せず。

[史料③] 西暦 1601 年

安南国之 賜書。日本国 源家康 復章安南国統兵元帥瑞国公、信書落手、卷舒再三。自本邦  
長崎所發之商船、於其地逆風破舟、凶徒殺人者国人宜教誡之。足下今撫育舟人者、慈惠深也。  
貴国異産如目錄収之。夫物以遠至罕見為珍。今也吾邦四邊無事、郡国昇平也。商人往返、滄海



陸地、不可有逆政。安心矣。本邦之舟、異日至其地、以此書之印可為證據。無印之舟者、不可許之。幣邦兵器、聊投贈之。實千里鵝毛也。維時孟冬、保齎珍重。

慶長六年辛丑小春日 御印

出典：『異国日記』「下」104頁（69左）、「異国近年御書草案」180頁（5右）。

[史料④] 西曆 1602 年

日本国源家康報章安南国大都統瑞国公慕下。遙伝珍章近見玉字。千里沼々、不異晤對。況又靈区之異産・遠方之芳情、不勝歛抃。貴国懇求之方物、幣邦所産土宜者、可隨商人。所思、地已雖阻海山、其情不減尺五。他日商船往来、風波難者天也。敵国之四方、海陸叻不可有凶賊。本邦兵器、目錄具別楮、其物雖菲薄、志之所之也。維時□冬、霜氣稍嚴也。為国家宜保重。不備。

慶長七年壬寅小春初二 御印

出典：『異国日記』「下」104頁（70右）、「異国近年御書草案」180頁（5左）。

[史料⑤] 西曆 1603 年

日本国源家康復章安南国大都統瑞国公床下。華紙芳言、金札刊字、共婦掌握。遙雖阻莫渤、簡牘頻往来、則其盟齋鄰境。特投贈貴国方産如目錄領之。實至情也。渡海商人請寡人曰、異日来敵邦之時、于海浜于島嶼、到府県村邑、任船主心、可寄寓之大望。即命陋邦土民、而書商人住居可隨所思、書商舶貨財不可侵掠之印札、而付与焉、只要使旅客安居。幣国軍器、長大刀壹拾柄寄贈以伸寸忱、今也歸舟勿々、不能委悉也。不具。

慶長八年星次癸卯小春初五日 御印

出典：『異国日記』「下」104頁（70左）、「異国近年御書草案」180頁（6右）。

※二重下線部は『異国日記』では脱落しており、『外蕃通書』第11冊74頁で補った部分である。

[史料⑥] 西曆 1604 年

日本国大將軍源家康啓安南国大都統瑞国公来翰披覽。年々聞音問者、方域如不隔絶。特三種之方物、懇意不淺。自本邦赴貴国之商賈、若侵法政、任国務可誅罰。委曲上野介正純可伝説焉。即今托〔託カ〕船主而腰刀〔備別片山一文字〕刀〔鎌倉廣次〕投贈之、以寸志可顧微物、之所

希若〔者力〕 采納。

慶長第九曆歲舍甲辰仲秋二十有六莫 御印

出典：『異国日記』「下」104頁（70左）、「異国近年御書草案」180頁（6左）。

〔史料⑦〕西曆1605年

日本国從一位源家康報章安南国大都統瑞国公足下。郇雲飛來。扱而誦之。則近以接眉目。殊以注記贈數般之土宜。寔芳誠也、陋邦商客、每歲到其国、不厭海陸遠、不畏風浪災、貧小利輕一身、共非有道輩、於異方者、想是以無族類之親、不得口舌之便。若吐惡言作惡行、究尽理之正邪、弁別罪之輕重、而可被刑戮。服遠人者、惠之至也。巨細分付本多上野介筆頭。長刀貳柄、大刀壹把、雖薄物述賀儀而已。

慶長十載龍集乙巳秋九月日 御印

出典：『異国日記』「下」105頁（71真中）、「異国近年御書草案」181頁（7右）。

〔史料⑧〕西曆1605年

安南国大都統瑞国公復本多正純書

安南国大都統瑞国公報書

日本国本多上野介正純幕下。遥觀雲箋、如接風采。比者弥七郎、天教一見・篤實忠厚。我結為義子。無愛（憂）諸客曲加勸戒、体如鈞意。茲焉弥七郎回国、不勝想望。爰裁片楮、附風獎保、方望幕下。見幸弥七郎、我知其惠。且勸懲国之常典、理宜稟白国王。明年復計弥七郎、整飾參艘、使來本鎮一平交易。兩全恩義、所有小物、聊贈為信。其余他客商、不得混進。倘有暴惡、正以国法。謂不能容。書不尽言。至矣必矣。

弘定六年五月初六日

出典：『外蕃通書』第12冊76-77頁。『異国日記』には載録されず。

〔史料⑨〕西曆1604年

熙尊考文皇帝寄日本国王書。安南国大都統瑞国公報章 日本国王殿下。嘗聞修睦結交国君盛典。去年厚賜好甲宝劍。茲復寄贈長大刀一十柄。職蒙惠不淺。其貴国商船見來販賣。職曲（由力？）加愛護、各任安居。會曰商舶言還。職陋邦貴物稀少、輒具小礼（具在別楮）投贈。国王殿下庶

酬具義。自茲年通商船只要就、職本國以便貿易。若清華・乂安等處素與職相為讎敵。萬望國王業已交愛、於理宜禁止商船、勿許通往彼處。言不爽信王其鑒焉。

弘定五年五月十一日

出典：『南風雜誌』「古代南日交通攷」第 54 冊 203 頁。

[史料⑩] 西曆 1606 年

天南國太尉瑞國公曉示客商書（書簡屏風）。天南國欽差雄義當副都將行下順化廣南等處太尉瑞國公、為曉示日本國客商事。蓋聞為國、九經一曰、柔遠人。吾於上年、見日本國商人、有船三艘、遠來吾國販賣。吾以恩撫之、厚燕待之、欲存信義使彼自感吾德也。彼等乃自逞惡、橫行國中。虜掠福建商人貨財、劫奸傍近居民婦女、傲物肆誌、越法乖常。吾使人以義諭之、欲其改過遷善。彼乃弗遵吾命、願自決戰。吾不得已、加以兵威、非貪彼等貨利也、惡其無禮也。茲爾等亦日本富商大賈、再就販賣、欲得方物大物、爾等忽遇艱屯。吾見之於中心有感々焉。吾當嚴戒國人、勿為侵掠。爾等各自謹守所存財物、再整船艘、待順風時、回爾本國。以存吾恩信、慎勿疑懼、曉辭所至。爾等咸使聞知、須至曉示者。

弘定柒年肆月拾五日 曉示押

出典：『外蕃通書』第 12 冊 78 頁。『異國日記』には載録されず。

[史料⑪] 西曆 1606 年

安南國大都統瑞國公奉復書（書簡屏風）。安南國大都統瑞國公敬回翰日本國本主一位源家康王殿下。曰、交隣之道、以信為重。茲日本國與安南國、封域雖殊、地軸星象、正一天樞。伏荷國王、量同滄海。惠及陋邦、無歲遣通商船、賚以兵器之用。職蒙恩厚矣、奈其報答、未極孚于心。何復觀玉章。芳情通達、實有含弘之量也。茲職欲堅信義、爰達雲箋。虔將土產小物、遙贈為贄。所望、國王兼愛心惟曲垂笑納、以通兩國之情、以結億年之好至矣。

弘定七年五月十三日 書押

出典：『外蕃通書』第 12 冊 79-80 頁。『異國日記』には載録されず。

[史料⑫] 西曆 1606 年

日本国源家康回章安南国刺史足下。遥寄華箋、被閱再三。其他封疆、如在眼界。抑貴国方物如筆記領受、厚意不勝感荷。年々商到邦内。則足下施仁沢、親遠人者偉哉。自陋国赴貴邦之商人、若不隨国政、宜正深淺罪、加厚薄刑。本邦兵具長刀十柄、不憚薄物以表寸忱、餘蘊分与後音也。慶長拾壹星輯丙午季秋十七莫

出典：『異国日記』、105 頁（71 左）「異国近年御書草案」181 頁（7-8）。

[史料⑬] 西曆 1609 年

安南国大都統官瑞公敬書于日本国加藤肥後守平清正貴翁座右曰、国家大宝、其一曰信以信交、斯仁者之所為也。曩者貴府情未相識、既有先施之義、賚贈與僕、意已勤奉。倘二番矣。奈嘗遇碍。凡信物頗雖未見、然僕已受其恩。茲方船主言還僕、心深想貴府厚意將何以答、暫以小礼。遥寄為信幸蒙笑納、貴府如能親愛於僕。明年再許吾兵衛、整修商船、直來本国、得以相賀如此、則利通兩國好結千年至矣、必矣。

弘定拾年五月拾柒日

出典：九州国立博物館（編）前掲書、106 頁（80）。熊本本妙寺所藏。

[史料⑭] 西曆 1610 年

安南国大都統官書達于日本国加慈肥後寺清王閣下。知炤閣下起居万福我不勝欣賀之至。茲有貴国船主林右。本受給憑、往販暹羅国。奈慈帆不登彼岸、忽到我邦日、方庭謁。我素聞、暹羅国王当擾乱、不忍許船主他往任留買壳。我待以実情。昨日、我聞貴府有貴物賚贈與我、雖物不見來、然我已知其厚惠。茲因船主林右順風解纜、我有小礼遥寄為信。貴府如能相愛於我、止許船主、明年再修商舶來販我邦、以通兩國之貨財、以結千年之好義。茲書。

弘定十一年五月二十四日 書押

出典：九州国立博物館（編）前掲書、106 頁（81）。熊本本妙寺所藏。

[史料⑮] 西曆 1611 年

安南国大都統肅書達于日本国長崎監軍長谷川左兵衛丞藤広座右曰、信者行於華夏、明者見於万里。緣前顯定承給示内往安南国、販売方物各已完備。勃見、船主原田等奉命往使大泥国、因被欠風暫駐港外、再三接入不敢越命。我以道達真情、暹王晏駕海寇橫行。欲就大泥。無由可湊。

且国猶国也。或一不便、恐負兩天理可留居、使回本貫。爰裁雲楮。伏冀電明。洵有菲言。要当勿聽。於是乎書。

弘定拾貳年五月初陸日 押印

出典：九州国立博物館（編）前掲書、107頁（83）。三重・宗教法人、桑名神社所藏。

[史料⑩] 西曆 1618 年

安南国大都統書于日本国柱国本多上総介麾下。

自年以来、常通翰札、屢々承命、不勝欣悅。數年間音問濶疎、思想恩情無時忘。却不知、足下亦能常念我否。茲今貴国人民、不同旧日。敝国貿易、放肆生端、商民被累。我欲法之、恐隔兩國情義。切思先年、貴国嚴令、札示船本弥七郎顯定、來国諸人、無不遵守法度。今也小人無知、不依先令、混擾各商、難以拘束。幸念旧恩、仍令七郎持札親來、以副我望使通兩國之好、以便商民貿易、是禱之念。厚亮不恭。

弘定十九年五月初四日

出典：『異国日記』「上」17頁（30-31）。

[史料⑪] 西曆 1618 年

日本国臣上野介藤原正純報章安南国大都統麾下。忽領遠書。茲知來意、不忘先契、親切之情義、無所欲謝。加焉兩種之芳惠、採納多幸。抑吾国之商民、到貴域者、不遵先年所示船本顯定之令札、貿易放肆、生端被累之告報、於事實者罪過難逃遁。自国他国背法令者、爭有寬宥之義乎。依所求聞吾大樹源君、重遣顯定、副以札書、相共計議。而究犯人之是非、糺罪過之輕重、任国政可被制之。聊莫訝復旧時嚴令、除新義邪曲、商船之往來行自由者。懷遠惠近之政事也。緒余期來音。不備。

元和四年戊午十月十二日 朱印

出典：『異国日記』「上」18頁（32-33）。

[史料⑫] 西曆 1618 年

自日本到交趾国、渡海之諸商人、可為船本弥七郎計。付於交趾、非法之輩在之者、屋形次第、可被成敗者也。右相背者於有之者、歸朝之刻隨言上、曲事可被仰付旨。執達如件。

元和四年戊午十月十二日

土井大炊助利勝 朱印

本多上野正純 朱印

出典：『異国日記』「上」18頁（33）。

[史料⑱] 西暦 1620 年

日本国 臣上野介藤原正純・大炊助藤原利勝相共呈書于安南国大都統麾下。去歲船本顯定帰朝、聞取口陳、知貴域之風土。海晏河清、祝々。抑奇楠香口片・油汁炮二挺、見獻吾大樹源君、兩臣相議以奏上之。忻納無他矣。遠方之異種、珍奇之芳意不淺矣。吾国之兵器鎧二領共六具、大刀二柄、見投贈之。実涓埃之報也。私趣載別楮不悉。

元和六年庚申二月十一日

出典：『異国日記』「上」19頁（35）。

※二重下線部は『外蕃通書』第13冊88頁にて補訂。

[史料⑳] 西暦 1619 年

安南国主与長崎木村宗太郎書。安南国殿下兼広南等所為立書事。蓋聞、重兩國之乾坤。斯言信矣。親一家之和睦、何貴如之。肆我阮家、自立国以来、務施仁義、遠来近説、惠澤均蒙。茲有日本国艘主木府〔村カ〕宗太郎、乘艘駕海、榮耀我国拜見、願承膝下。我乃推其所欲、仍加貴族阮大良巨名顯雄。非惟特宮廷之光顯。抑亦堅南北之利通。詩人賡曰。之趾之角之頂爾才稍令子之才。如日如月松。我壽等南山之壽、榮斯足矣。猗歟盛哉、国有常法、立書存照。

弘定貳拾年肆月貳拾貳日

出典：『外蕃通書』第13冊87-88頁。『異国日記』には載録されず。

[史料㉑] 西暦 1622 年

台徳公賜荒木宗太郎御朱印。從日本到交趾国船也。

元和八年十一月四日 御朱印

出典：『外蕃通書』第13冊89頁。長崎荒木氏所蔵。『異国日記』には載録されず。

[史料②] 西曆 1628 年

安南国都統官敬書奉于日本国国々王殿下。知会某曾聞貴国威声久矣。実所慕焉。奈何未便使通交隣兩國。已承大王好意、使年々商客往来。利及方民、某同威繳。豈期、前年某月、外姪背天從逆、失孝失忠、共聞天下、某誨訓而致讐、故教多而成怨、興兵犯境、天理乖違、膽喪心寒、敗兵逃鼠。昨得大王恩厚、戒艚客禁赴東京。此義難量。万無報一。茲某有方物、寄附大王以表寸忱、慕其納受。茲書。

計 手鏡二口 琦楠一片大好 沈香一片好 白領花大段五匹 白緝二十四  
永祚十年四月二十五日 書

出典：『異国日記』「下」、123 頁（108）。

[史料③] 西曆 1628 年

安南国都統官肅書、達于日本国貴職茶屋四郎次郎殿麾下。炤知我自結好於貴国等職以來、三十年余、其義未嘗有欠。至於前年、須有外姪、背義忘恩、興兵犯境、至公天不容奸、易使賊徒敗走。昨聞貴国各職存敬愛之心、禁商客之艚、不与東京交易、感貴職之恩厚矣。所恃貴職。奏于国王、自茲以還、係有貴国之商艚、勿放于東京清華又安等処。茲有方物、寄与貴職。以表交隣之大義。於是乎書。

計 琦楠一斤大好 白緝十疋  
永祚十年四月二十五日 書

出典：『異国日記』「下」123-124 頁（108-109）。

[史料④] 西曆 1610 年

都元帥総国政尚文（父力）平安王令旨。日本国艚長弟庄左衛門・客商甚右衛門・源右衛門・多右衛門・善左衛門・伝兵衛等、係所啓謂、上年跨岸越海、五月五日、到又安所処興元県復礼社開庸、貿易貨物。六月十六日、移艚回国、至丹涯海門被風波、其庄弟左及本艚客商共一百五人、寄跡淹久、恭乞許回等因。応許就僑居旅次、装整行李、任便回還本国。凡所經過、巡司把截、去所驗実放行。倘或没途。稍滯生事。国法孔嚴。必不容貸。茲令。

弘定十一年正月二十六日 令旨

出典：『異国日記』「上」13頁（23右）、「下」121頁（104）。

[史料②⑤] 西曆 1610 年

安南国又安処総太監掌事監事文理侯、達書与日本国艘長弟庄左衛門・彦兵・忠左・甚右・源右・多右・伝兵・彦二・善左・隆右・弥右・吉左・喜兵・又右・与次右・善次・是三等。原行往角倉艘難尾、合得一百五人。其本処官大都堂右府舒公文理侯駙馬官広富侯公意、欲功德、拾憫遠国飢饉之情、以家物給養、全生再赴京拜稟。主上徳広給与糧。旨判令回日本国。幸甚。其大都堂舒公等、官結作船艘、許回本国、以全功德之義。茲達書回日本国。

弘定拾壹年貳月一日 判

出典：『異国日記』「上」13頁（23左）、「下」122頁（105）。

[史料②⑥] 西曆 1610 年

安南国揚武威勇功臣錦衣衛署衛事駙馬都尉広富侯台下、採裁文書、冒竇達日本国国王殿下。俞允洞察、淺言、往年有日本艘。艘長角蔵等、盛載貨物。五月十一日、纔到本国又安処地方、宿往本処官、謹備啓来。其台下繼出将門、預操兵柄、以主上之義壻、受黎皇之厚恩。縁有家事、恭稟榮卿、伏蒙主上特差。其台下奉辞、巡守日本・福建等艘、開立庸舎、以便買壳。且台下探知角倉心中、謹厚結為義養。至六月十六日、角倉等辞回、到海門外、卒遇風波。其角倉等共十三人、投身跨波、不幸俱逝。存親弟庄左衛門及客商彦兵・中左・甚右・傳兵・源右・多右・彦次・善左・隆右・弥右・弁船役人善次・吉左・甚三等、合百人餘、擺尋生路、幸而得活。其台下任差兵卒、索求将回私第、給養四十九人。其台下嚴侍。大都堂右府舒郡公、憐養三十九人。与掌監文理侯祇養二十六人、共分貸衣食。⑦其庄左等、得聊其生、大抵皆由台下仁慈力量。茲台下業已施恩。欲全庄左等性命、再通引等曹、詣欠拜謁。其台下冒牘聖意、曲隆洪恩、伏乞令許、理作船艘、与庄左等、任便回国、庶其会帰郷貫。⑧庄左等得城国主面目、得酬師父義恩、得慰妻子願望、則其台下之功之徳。不特度得庄左餘曹、而台下之譽之名、亦且聞於本隣两国。恭望殿下觀覽嘉納、以知柔遠之心、以表和親之義。片言早々。謹備文書。

弘定十一年二月二十日 文書

出典：『異国日記』「上」12頁（22）、「下」122-123頁（106-107）。

※註：二重下線部は『外蕃通書』第12冊81頁にて補訂。



[史料⑳] 西曆 1610 年

安南国都堂官文理侯、奉差往乂安処興元鼎華園社、知日本鱧角藏助次右衛門及客商所往、守看販売。事畢許回本国、經呈給憑衙、門勘實得便往來販売。茲書。

弘定十一年五月十三日 書押

出典：九州国立博物館（編）前掲書、111 頁（88）。茨城・古河歴史博物館所藏。

[史料㉑] 西曆 1612 年

細川忠興派遣商船往經商於暹羅漂流於安南。安南都督救而送還之。忠興獻其土宜於家康、尋寄書於安南謝之如左。日本国豊之前後二州太守細川宰相源朝臣忠興奉書安南国布政州右奇副將北軍都督府華郡公麾下。去歲自敝国往暹羅国商船、羅風轉變、到貴城之海隅。足下施仁沢、撫育遠人者、如慈母之於嬰孩。愍惠深也、不可勝計。商船臨還旆之期、官使文擄候副使數侶超海來享。華緘落手、圭復再三、欣悅有餘。以故聞吾相公、押朱印示之。自今以還、不論他域隔絕海、交盟。兩國商売互往來而敗、則何異域中得契勿渝矣。靈区異産、如筆記領納。寔不意之芳信也。於敝所産有懇求之方物、可隨來意所思。不腆土宜投贈之。目錄具在別楮。其物雖菲薄、志之所也。採納唯幸。餘事付與船主問次良左衛門、口碑。循時自齎。不宣。

慶長十七年壬子孟春十有一日

出典：『南風雜誌』「古代我国与日本之交通」第 65 冊、56-57 頁。細川宰相源朝臣忠興所藏。

[史料㉒] 西曆 1616 年

松平薩摩守藤原家久復安南国華郡公書 [載南浦全集及異国日記]。日本国薩隅日三州太守藤氏家久、復書于安南布政州右奇副將北軍都督府都督同知華郡公。我聞貴国土宜土風、而仰慕年尚矣。今辱雲翰、展玩再四。宛然如拜貴面於千里之外矣。幸々甚々、伏蒙珍貺、却之為不慕、件々領焉、我国未嘗一有之、誠不意之芳惠也。且復有都元帥總国政尚文 [父力] 平安之命、而欲通好交鄰。兩地雖隔万里滄溟、交信之約豈有渝乎。伏願自今以往、歲々以其所有易其所無、則两国所須各得其所。是亦兩地聯遠之交、豈復有絕期乎。今也使船主洪玉山夥長郭慧田二人艤一隻船、裝載方物、且贈以戎衣十領・長劍十枝・弓韌各十具・琉黃一万斤。所愧少些之義、聊伸通問之忱。伏惟笑留。

元和二年六月日

出典：『外蕃通書』第13冊84-85頁。上記〔載南浦全集及異国日記〕とあるが『異国日記』には載録されず。

〔史料⑩〕西暦1619年

安南国華郡公呈長崎奉行書。安南国布政都堂右府華郡公拜書大邦日本国奉行大人麾下。久仰貴国法正・威明声名、天下諸国尊讓。茲小国華郡公、因戊午年、見貴国客艘来港貿易而回、奈風不及時、転在本地。有客九郎兵等、掲告口称奉行、朋友日本艘長、已収抽分、回他過船。其艘長交謂無抽分。此究其情理、暫減抽分半分。訴〔九〕郎兵等客、未還抽分、過他船。其艘長与〔九〕郎兵二客、愛同法断不忍。奉待貴国修其正法、以安両客。此瞻仰之至者。

計 右拝鷹土宜物 花縞四足 白絹一疋

弘定二十年四月十七日

出典：『外蕃通書』第13冊87頁。『異国日記』には載録されず。

〔史料⑪〕西暦1624年

元帥統国政清都王令旨。日本国義客弥右衛門、許通年装載各貴物就安南国、赴京拝稟買売。以通両国交易貨財、副其恩義。茲令。

永祚六年五月二十三日 令旨

出典：九州国立博物館（編）前掲書、110頁（85）。長崎歴史文化博物館所蔵。

〔史料⑫〕西暦1624年

安南国王大元帥統国政清都王、為建新本国、恢復中興〔事〕。土宇版章、都帰一統。四方隣国、和交相交、恵沢仁施、各成大義。茲年夏節、見日本国艘長、号角蔵号末吉等共二艘到国買売。我志欲親於大不在於小商、乃究問詳言。聞、日本国主、年春方長、性徳寛賢。我欲結為兄弟之国。仁義道愛、先以正義名為始相交。本国所産貴財。茲我有密物宝枕一件、真金所作七両、真琦南三十八捌両、付艘長角倉末吉等領回寄与。日本国王淳和学覚大政大臣日本大將軍源家光為信、結千年之義。勿爽毫厘。其日本国王有敬愛之心。慕貴貨之意、願来年又寄。日本甚好劍十柄、七刀十柄、細腰刀十柄以為本国。上々最好之美物并各異貨付与、艘長角倉末吉等艘将来本国。或答義若干、或交易安南貴産若干、我再答還如情所寄。海程万里。視一心同。義結兄弟。絲毫不爽。信情如此大義千年。義本財未以声名於両国。筆不尽詞。真心茲寄。

永祚六年五月二十日

出典：『異国日記』「上」57頁（110）、「下」116頁（94）。

[史料③] 西曆 1627 年

安南国清都王上書

（ア）安南国元帥統国政清都王手書、達日本国淳和莽学兩院別当氏長者征夷大將軍源家光。会曉、伝曰、与国人交止於信。上年余有書与日本国主、寄問金鏡二口・生絹広好四肆拾十匹・象牙貳拾二十枝、付艘長角倉。将因納与国主。至茲年未見信来。信安在乎。茲爾回本国備将我書札、通与爾国主、（イ）搜尋得角倉正身、究問上年余所寄財物、通達与否、得憑信来、以通懷遠之情、以尽交隣之義。書不尽言。茲計開一茲年寄貢絹広好十匹、頒与日本国王。

永祚九年五月二十二日

出典：『異国日記』「上」63頁。

[史料④] 西曆 1632 年

大元帥統国政師父清王令旨。日本艘義子艘長啓明及艘長角藏花遊等艘并客商、応開庸舍座肆各行時價買売以通財貨。事畢依通年期、回本国。不得衆留係諸府及當奇所、差隊船并等員人、毋得脅買潛行盜俠。違者許巡守官兵、挨捉正身并贓物、引就府門処治、以嚴法禁。茲令。

德隆四年四月二十五日

出典：九州国立博物館（編）前掲書、110頁（86）。東京大学史料編纂所所藏。

[史料⑤] 西曆 1634 年

安南国王派郡公示艘長助次右衛門書 [角倉氏所藏]

安南国府内監兼都察監総太監掌監事派郡公、示日本国義商角倉艘々長助次右衛等。於上年到安南国売買。遇絲貴時、難於所買、未及回船。仍留我国已經年、無作非為之事。果是良民。茲売買已完、応許回本国。経呈総督官准驗。安其生理、来年再将船、装載方貨、赴我国京売買、以通貨財貿易。茲示。

德隆六年六月初九日 示押

出典：『外蕃通書』第14冊94頁。『異国日記』には載録されず。

## 第3章 ホイアン日本町角屋氏とトンキン通事魏氏

### 第1節 ホイアン日本町角屋七郎兵衛

#### (1) 角屋七郎兵衛と関連文書の概要

本稿の第2章においては朱印船貿易時代の日越間の貿易の推移を述べてきたが、その後はトンキンおよびホイアンに残り、貿易活動を従事し続けた日本商人がいた。本章は日越間貿易で活躍し、かつ翻弄されたといえるホイアンに在住した日本人角屋七郎兵衛（栄吉とも。以下、七郎兵衛とする）という商人について検討してみたい。七郎兵衛は「鎖国」完成の直前に広南阮氏のホイアン（会安）に来航し、そのままホイアンに終生居住した。現地では日本町の長の役割も果たした。彼が残した手紙、注文の覚書などから当時の17世紀後半の日本人商人の心境および貿易活動、そして当地ホイアンでの生活の様子などをうかがうことができる。

周知のように鎖国体制下の長崎ではオランダ船・唐船に対して「糸割符仕法」に基づいて取引が行われていた<sup>155</sup>。糸割符制度は明暦元（1655）年には廃止され、長崎の対外貿易は商人における「相対売買仕方」に変わった。この仕法は売手と買手の商人が話し合いのうえ、売買価格を取り決める取引商法であり、相対自由売買商法であった<sup>156</sup>。このため、商売は自由化されることになり、寛文6年から七郎兵衛が取扱った安南商品はある程度自由に輸入できたと思われる。

後世、角屋七郎兵衛の名が知れわたるのは、「安南記」という史料の発見にあった。本章で使用する「安南記」とは神宮徴古館所蔵の国重要文化財の「角屋家貿易関係資料」の中にあり、七郎兵衛栄吉（1610-1672）に関わるもので、安南国交趾との書簡の写しや覚書、安南人物図などを収めている。これらは七郎兵衛の来歴と業績を子孫に伝えるために編纂されたものであり、角屋分家・松本六郎次郎家4代守善（?-1804年）が起稿した「安南国交趾角屋栄吉遺書」に、12年後角屋本家7代有喜（1752-1819年）と守善が増補・加筆し

<sup>155</sup> 浅田毅衛「鎖国政策下の日本貿易」（『明大商学論叢』82(1)、2000年）、38頁。糸割符仕法とは、当初ポルトガル船による日本貿易独占と巨額な利益すなわち日本銀の多額の流出の結果、慶長9（1604）年に幕府が白糸貿易を統制するため、堺・長崎等の商人に糸割符仲間を組織させ、輸入白糸に標準値段をつけて、独占的に一括購入させ、それから国内の諸国商人に時価で売却し、差益について一定の高率利潤を確保し、仲間の諸費用を支弁し、残る利益を仲間全員がそれぞれの持株に応じて分配するシステムである。

<sup>156</sup> 浅田前掲論文、38頁。

て、文化4（1807）年5月に成稿したものである<sup>157</sup>。

七郎兵衛が鎖国後も在住した広南阮氏の管轄地方ホイアンは「商業時代」に阮氏の国際貿易港としての機能を持ち繁栄した。当地で居留地設置を認められたのは日本人と中国人だけであった<sup>158</sup>。また、慶長の末年にオランダ船リーフデ Liefde 号の航海長 W.アダムズ（三浦按針）の報告には「日本町」という表現がみられる<sup>159</sup>。これはすなわち、日本町はそれ以前から建設されていたことを意味する。また1640年代に創設されたといわれる広南省にある普陀山碑文には日本町の17人（日本人10人。うち日本国から3人とベトナム人妻が7人）の名前が刻まれている。もちろん七郎兵衛夫婦の名もあり、また1665年から七郎兵衛が日本町の長となったこと<sup>160</sup>も知られている。日本町は「日本営」と呼ばれ、治外法権を許された自治的な居留地であった<sup>161</sup>。

第2章で述べたように、朱印船時代には多くの日本人商人および商船が広南に来航し、鎖国に至るまで交易活動を行った。松坂出身の商人七郎兵衛もその貿易活動家の一人である。彼は寛永8（1631）年に22歳の若さで朱印船八幡丸に乗り、安南に来航した。しかし帰国せず当地の女性阮氏慈号妙泰を娶って長男の呉順官をもうけた。

七郎兵衛の祖父角屋七郎次郎秀持は本能寺の変（1582年）の際、徳川家康が難を逃れる際、船で家康を若松浦から床鍋浦まで無事に送り届けたという。その功が大きく評価され、角屋家は家康から領国内の自由通行、諸港湾出入り役などの免除という朱印状を与えられ、「三葉葵」の船印をかけることも許された。角屋は徳川家康と親密な関係を手に入れたのである<sup>162</sup>。

【図①】に示したように、七郎兵衛は2代目忠栄の次男で、姉2人、兄七郎次郎と弟九郎兵衛の5人兄弟であった。安南に留まって30年余り経過した後、彼は再び本家と音信を交わすこととなるが、音信のほとんどは上記の七郎次郎と九郎兵衛に宛てたものであった。

ホイアンにおいて七郎兵衛は松本寺を建立したが、その寺の額の注文を七郎次郎に頼んだ手紙も残っている<sup>163</sup>。寺号の扁額も日本の僧侶に依頼している。寛文12（1672）年1月

<sup>157</sup> 松本吉弘「神宮徴古館所蔵・重要文化財「安南記」の紹介」（『地域社会研究所報三重中京大学』第22号、2010年）、397頁。

<sup>158</sup> 小倉『朱印船時代の日本人—消えた東南アジア日本町の謎』、59頁。

<sup>159</sup> 岩生『朱印船の日本町』、119頁。三浦按針らが江戸城に招かれて海外の情報を家康に言上した。

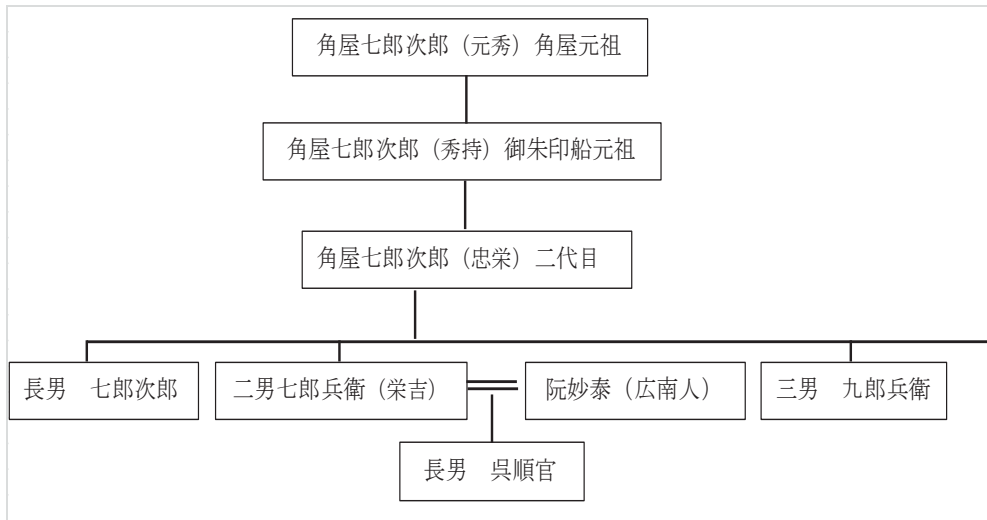
<sup>160</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、120頁。

<sup>161</sup> 岩生『南洋日本町の研究』、44-48頁。

<sup>162</sup> 久松倫生「角屋七郎兵衛—安南貿易家としての生涯・松阪」（『江戸時代一人づくり風土記24 三重』、農文協、1992年）。

<sup>163</sup> 松本前掲論文、387頁。

【図①】 角屋氏の家譜



出典：松本吉弘「角屋家の来迎寺墓石群と家譜」（『地域社会研究所報三重中  
京大学』21、2009年）、235頁より作成

9日、七郎兵衛は63歳で生涯を閉じ、松本寺に葬られた<sup>164</sup>。

なお角屋七郎兵衛の関係文書を示すと【表①】のようになる。これは、出典に記した通り「安南交趾角屋栄吉遺書」（以下「栄吉遺書」と略記）および「安南記」が三重中京大学の『地域社会研究所報』第22号に紹介されており、それを対比的に一覧したものである。両史料には文言が多少異なるところがあり、また一方だけにしか収録されていない文書もある。

この【表①】をみると、七郎兵衛関係史料は寛文6（1666）年から七郎兵衛の没した寛文11年に至るまで、それに彼の死後寛文12（1672）年から延宝4（1676）年に至るまでの書状類である。これらは七郎兵衛本人と彼の親族、とくに妻阮氏、息子呉順官、兄弟の七郎次郎・九郎兵衛およびホイアン日本町の谷村（平野屋）四郎兵衛が差出したものである。これらを分析することによって、当時の妻阮氏および呉順官そして在住ホイアン日本町の日本人の人数の状況などを知ることができる。

## （2）七郎兵衛の輸出品およびその商法

江戸幕府の1635年「鎖国令」で、日本人商人はそれまで交易してきた場である東南アジアから撤退することになった。したがって、安南国（トンキンおよび広南）においてはそれ以降、オランダ商人と中国商人等が日越間貿易の主役となった。

帰国できない身となった日本人商人は海外に定住した。七郎兵衛もそのなかの一人で、ホイアンに定住した。そののち彼と日本との音信は不通となった。また、彼の具体的な貿易活動も定かではない。

しかし「鎖国」から30年余りになって再び日本の家族との音信が許される時期が訪れ、角屋家本家へ連絡がとられた。これは延宝年中に、異国に居住する日本人とその親族が書翰音物を往復することが許されたことによるもので、入津帰帆する唐船に託されたのである<sup>165</sup>。ただしこれらの商品はすべて年行事方前で受取ること、もし疑わしいものがあれば受取ることとはできないという厳しい定めがあった。

<sup>164</sup> 松本前掲論文、382頁。角屋七郎兵衛の妻の阮氏慈号妙泰が伊勢松坂の角屋七郎次郎と泉州堺の九郎兵衛宛の1673年6月6日付手紙の中で、「家屋敷順官に渡し、我ら儀は寺（松本寺）に居住仕り、朝夕花香手向け申し候」とある。

<sup>165</sup> 柴謙太郎「角屋七郎兵衛の事蹟は何を語る（下）」（『歴史地理』56(5)、1930年）、346頁。



【表①】角屋栄吉関係文書「安南交趾角屋栄吉遺書」と「安南記」の内容一覧

年月日	作成者または送先→宛先 (内容)	「交趾安南角屋栄吉遺書」	「安南記」
寛政7.4.8 (1795)	松本有喜	序文	—
文化4.5 (1805)	同上	—	序文(「華夷通商考」引用あり)
年月日不詳	角屋七郎次郎・九郎兵衛 (安南産の所持品書上覚)	①「写覚書」 435-436頁	—
寛文10.11.26 (1670)	栄吉→兄弟 (大公子上進物)	②「上進大公子官」 435頁	⑪383-384頁
寛文10?	栄吉→兄弟 (松本寺用)	③「額之覚」 434-435頁	⑥386-387頁
寛文6.6 (1666)	栄吉→兄弟 (商品・銀子送り状目録)	④「覚」 433-434頁	②「安南国交趾より書状写シ」 ③「御最花物之覚」 389-391頁
寛文11 (1671)	兄弟→栄吉 (商品・銀子受取状)	⑤「此方控写し」 432-433頁	—
延宝元.6.8 (1673)	谷村四郎兵衛→七郎次郎 (栄吉死後、(石川三左衛門殿へ贈物依頼)	⑥「此書真」 432頁	⑭383頁
寛文11.10 (1671)	栄吉→兄弟、勘左衛門 (贈物目録)	⑦「小櫃壺ツ入日記」 432頁	⑫388頁
寛文10.5 (1670)	栄吉→荒木勘左衛門・久左衛門 (商品・贈物受取状・商品送り状)	⑧「角屋栄吉書状」 431頁	④388-389頁
寛文10.5 (1670)	栄吉→荒木勘左衛門・久左衛門 (日本産品の注文状)	⑨「覚」 430-431頁	⑤388頁
寛文11 (1671)	栄吉→兄弟、清次郎 (栄吉音信物ならびに栄吉より注文状)	⑩「安南国エ音信ノ大概」 「安南国ヨリ詠え物之写」 429-430頁	⑦「河内へ音信物之控」 ⑨「詠物之覚」 384-386頁
寛文11 (1671)	栄吉→兄弟 (唐津藩家臣石川三兄弟の消息依頼状)	⑪栄吉書状 429頁	⑩385頁
延宝元.6.6 (1673)	阮氏慈→兄弟、清次郎、七郎左エ門 (注文品受取ならびに品物送り状)	⑫角屋栄吉後家書状 428-429頁	⑮381-382頁
年月日不詳		—	①「安南国交趾土産」 391頁
寛文11 (1671)	栄吉→兄弟 (長崎衆への贈物目録)	—	⑧「長崎衆へ」 385頁
寛文12.1.21 (1672)	平野屋四郎兵衛→角屋七郎次郎 (栄吉の死報告・平野屋と五娘の渡海通告状)	—	⑬平野屋四郎兵衛之書状 382-383頁
延宝2.6.13 (1674)	阮氏慈→兄弟 (注文品請取状)	—	⑯栄吉後家之書状 381頁
延宝4.11.11 (1676)	七郎次郎→谷村四郎兵衛 (音信物受取礼状)	—	⑰「江田様御状之写」 380-381頁
延宝4.6.11 (1676)	谷村四郎兵衛→七郎次郎 (音信物受取礼状)	—	⑱谷村四郎兵衛之書状 380頁
年月日不詳	松本家族家譜覚書	—	⑲年不詳 「長崎ニ而安南衆振舞之写」 ⑳378-379頁
元禄4.3.23 (1691)	長崎春徳寺→七郎次郎 (祠堂料受取証)	—	㉑「覚」378頁
延宝7.4 (1795)		—	㉒「安南国伝来所持之物」 378頁

出典：門暉代司「名古屋大学附属図書館所蔵神宮皇学館大学文庫角屋文書の紹介」、松本吉弘「神宮徴古館所蔵・重要文化財「安南記」の紹介」(『地域社会研究所報三重中京大学』、第22号、2010年)をもとに作成。番号は分析上の便宜を図るため付けた。頁数は同雑誌の頁数を示す。

もっとも古い手紙は寛文6年の「六月吉日」付のものであり、これは七郎兵衛が七郎次郎および九郎兵衛へ宛てたものである（「栄吉遺書」）。

御江戸より、巳九月吉日之状、午の正月十一日之状、三艘舟より相届き拝見仕り候、其許御兩人無事に御仕合能く御座候由承り、爰許に於いて拙者大慶に存じ奉り候。其許一門無事之由是又満足に存じ奉り候、去年之詔物又々音信物残らず慥かに受取り申し候<sup>166</sup>。

これは冒頭部分であるが、七郎兵衛が江戸（日本の意）の兄弟からの「巳九月」（1665年）の手紙を午（1666）年1月11日に帰航した「三艘船」から受領したことが確認できる。巳の年は寛文5年であり、この手紙は異国に居住している日本人に対して、書簡などの往復を江戸幕府が許したことを裏付けるものである<sup>167</sup>。なお、この書状は前年の1665年に日本の兄弟七郎次郎および九郎兵衛からの手紙に対する返事である<sup>168</sup>。すなわち、この書状は最初に交換した手紙ではなく、1665年以前にも音信のやり取りがあったといえる。この点に関して柴謙太郎氏<sup>169</sup>はおそらく寛文初年に許可されたとし、川島元次郎もこの説を妥当としている<sup>170</sup>。また『通航一覧』第4に、延宝年中まで「異国に居住の本邦人猶存在のものに、その親戚より書翰音物の往復をゆるされ、入津帰帆の唐船に託して贈答す、長崎にて其改方等規定あり」<sup>171</sup>とあるように書状のやりとりが許可されていた。ただし次の2箇条の条件が示されている。

一、たとえ異国住宅之日本人たりというとも、異国より差越し候書状、ならびに送り荷物等迄も奉行所にてこれを改め、年行事方より其主々へ之相渡し、年行事手前に手形取り置き候事。

一、日本人より異国へ遣し候書状荷物等は、用人と与力とこれを改め、別状これ無きにおいては書状にも荷物にも相封いたし遣し候事<sup>172</sup>。

七郎兵衛は自分の手紙および商品銀貨などを中国人の商船に委託したのであった。この

<sup>166</sup> 松本前掲論文、391頁。

<sup>167</sup> 林『通航一覧』第4、471頁。ただし、許される日本人は寛永12年渡海禁止令以前に異国に居住していた人だけに限定とされたという。

<sup>168</sup> 1665年の手紙は不詳。

<sup>169</sup> 柴謙太郎前掲論文、346頁。

<sup>170</sup> 川島『朱印船貿易史』、470頁。

<sup>171</sup> 林『通航一覧』第4、471頁。

<sup>172</sup> 同前、472頁。

場合、上記史料によると、長崎奉行所で年行事の改めを受けてから相手に引き渡された。また日本から出される書状・荷物は奉行所の用人と与力が改めてから帰帆の唐船に渡された。このような幕府の許可はいつから始まったか判明しないが、先学の指摘のように寛文年間にはすでに行われたと思われる。

周知のごとく、日越間の帆船は年一回の往復である。手紙を託された商船は大体旧暦 6-7 月に南風に乗って安南から出航し、1 ヶ月くらいの後、長崎湾に着く。そしてホイアンに帰る時期は 11-12 月で、北風に乗って南へ下り、1 ヶ月後にホイアンに着く。この時期にあわせて七郎兵衛も品物や書状を送ったのである。

七郎兵衛が上記引用の寛文 6 (1666) 年 6 月の伊勢松坂在住の兄七郎次郎および和泉堺在住の弟九郎兵衛宛に送った手紙の続きを、「栄吉遺書」④から少し長い引用しておこう。

- 一、丁銀拾五貫目舟頭揚賛溪に借し遣し申し候、荒木久右衛門殿へ慥かに相渡し申す約束にて御座候間、久右衛門殿手前より御受取り成られるべく候
- 一、白砂糖式百斤、右同前に遣し申し候間、久右衛門殿より御請取り成られるべく候
- 一、丁銀拾五貫目は舟頭黄二官并に五娘式人に借し遣し申し候、則ち荒木久右衛門殿へ慥かに相渡し申す約束にて御座候間、久右衛門殿より御受取り成られるべく候
- 一、白綾子式疋半、久右衛門殿より御請取り成られるべく候
- 一、丁銀五貫目は舟頭魏九使・舟舵工長二哥に借し申し候、則ち荒木久右衛門殿より慥かに相渡し候約束にて御座候間、久右衛門どのより御受取り成られるべく候、白砂糖九十八斤同じく九衛門殿より御請取成られるべく候
- 一、吳二官舟之客王主老に丁銀五貫目借し申し候間、久右衛門殿より慥かに受取り成られるべく候、右之銀は舟頭吳巧哥より久右衛門殿へ其元にて元利合銀七貫五百目相渡る銀之内也、白砂糖百壹斤、右同前に御受取り成られるべく候
- 一、白砂糖百斤舟頭十二官より御受取り成られるべく候<sup>173</sup>

七郎兵衛は数人中国人商人のホイアン発ジャンク船に依頼し、銀貨および品物（白砂糖・白綾子）等を送っている。彼は自ら乗船できないので、一般の（唐船は東南アジアの産物も集めて長崎に行く）方法で商品を送達していると思われる。

この年（1666 年）日本に送った銀は、利息のためにホイアン発ジャンク船の船頭たちに貸付けており、揚賛溪に 15 貫目・黄二官と五娘に 15 貫目、さらに魏九使と二哥に 5 貫目、また吳二哥船の客王主老に銀 5 貫目、合計 40 貫目（4,000 テール）の銀を兄弟に送ったの

<sup>173</sup> 松本前掲論文、391 頁。

である。このように銀を分散して数人の中国人に分けて貸した（投資した）が、投資を受けた中国人たちは長崎で商品取引をして儲けたうえで、長崎町人の荒木久右衛門に約束の銀を渡したことが確認できる。

また、「呉二哥舟」<sup>174</sup>の客分であった王主老に貸した銀には唯一利息がつけられ、元銀5貫目に対して元利合わせて7貫500目であるから、その利率は5割であった。これは七郎兵衛が行った「投銀」であると考えてよい<sup>175</sup>。ただし、金利を表記しているのは呉二哥舟の王主老のみで、他の揚賛溪、黄二官ならびに五娘、魏九使ならびに二哥に貸した銀には利息が表記されていないが、白砂糖や白綾子が利息分なのか、それとも利息分に当たる銀で長崎にて商品を仕入れる約束であったのかよくわからないが、検討を要する。そしてこれらの銀は荒木久右衛門の経由で受け取るようになっていた。

ちなみに「トンキン—長崎」間貿易家として有名な魏九使<sup>176</sup>も七郎兵衛の銀を借りていること、これはすなわち魏九使が「広南—長崎」間の貿易も行っていたことを意味するから、魏は「広南・トンキン—長崎」間貿易に従事していたことが裏付けられる。

さて、銀子や商品は荒木久右衛門<sup>177</sup>より受け取るようにと書簡には書かれていたが、「御兩人共に長崎迄御下り成され候わんと存じ奉り候」<sup>178</sup>とあるように、兄角屋七郎次郎と弟九郎兵衛は荒木久左衛門から銀および商品を受取るために伊勢松坂と和泉堺を出発し、長崎で荒木氏から商品を受取ったのであった。

中国ジャンク船が長崎に来航すると、長崎貿易の代官である荒木氏（勘左衛門・久左衛門）は七郎兵衛が送ってきた商品をすべて受け取った後、彼の兄弟に直接渡した。また、彼らは七郎兵衛からの注文の通りに商品を用意し、再び帰帆する唐人ジャンク船に安南まで送ってもらうという貿易形態をとっていた。

松竹秀雄氏は当時の船舶の資本力について論じている<sup>179</sup>。氏によれば、日本の場合、複

<sup>174</sup> 寛文元（1660）年に長崎に来航した二十一番船広南船頭呉二官船であった（『唐通事会所日録』1、東京大学史料編纂所編纂、1955年、36頁）。

<sup>175</sup> 松竹秀雄「朱印船時代とそれ以後の長崎の海外貿易（2）」（『経営と経済』69(3)、1989年）、145-146頁。

<sup>176</sup> Iioka Naoko, "Literati Entrepreneur: Wei Zhiyan in the Tonkin-Nagasaki Silk Trade", Ph. D. Dissertation, National University of Singapore, 2009.

<sup>177</sup> 五井野貞雄「安南「松本寺(しょうほんじ)」建立記—われ異国の地に果てるとも—朱印船貿易に身を賭して異境に散った日本男児の峻烈なる生きざま」（『日本及び日本人』日本及日本人社、1998年）によれば、荒木久右衛門は、最初の渡航禁止令が出されたとき、七郎兵衛に帰国を促すために安南に赴いた元の番頭である。

<sup>178</sup> 松本前掲論文、390頁。

<sup>179</sup> 松竹秀雄「朱印船時代とそれ以後の長崎の海外貿易(1）」（『経営と経済』69(2)、1989年）によると、1600年にイギリス東インド会社、2年後にオランダ東インド会社が成立したが、これらの会社の船舶の所有権は、例えばイギリスの習慣にあつては船舶の所有権は

数人による共同経営ないし複数人による当座的出資が容易に想像できるが、いわゆる朱印船貿易家のなかには単独全額出資の自家船経営があり、また他の船主から傭船して経営するものがあり、さらに複数の朱印船貿易家の共同経営もあった。このほか客商として貿易船に船賃を支払って便乗し、相当量の商品を積んで現地で売捌き、また共同経営者と一緒に行動するものもあったようである<sup>180</sup>。

京都・大坂・堺・博多の豪商たちは、朱印船主又は朱印船運航者に資金を貸し付けることによって朱印船貿易家を援助し、自らもそれによって高利益を上げようとした。これが「投銀」と呼ばれるもので、ヨーロッパにおいてポットムリーbottomry とかレスポンデンシア respondentia と呼ばれた<sup>181</sup>。これらはほとんど第三者の「保証」あるいは本人らの担保のないリスクの高い投資であった。

前述したように七郎兵衛も「投銀」に類似した商法を利用した。借主の対象は中国人船主から乗組員、商客にまで至った。上記の寛文6年の手紙に明らかなように、合計40貫を5人の中国人商人に投資している。

17世紀前半においてこういった投資銀の金利は様々であったが、多くは3割半から4割半までであったとみられる<sup>182</sup>。したがって、七郎兵衛の5割は若干高めだったことが確認できる。貸付をする際には証文が取り交わされたはずで、こうした借用書を投銀証文という<sup>183</sup>。もちろん七郎兵衛関連文書には投銀証文は残らない。

手紙中にある投銀の借主6人、つまり船頭揚賛溪、船頭黄二官、五娘、船頭魏九使、船舵工長二哥、呉二哥船の客王主老のうち、前述のように5人には利息が付けられてはいなかった。よって、「借し遣し申し候」とはあるが、無利息の貸付＝送金目的か、あるいは商品を送るための費用として差し引かれたものかと思われる。

そこで、『唐通事会所日録』1の寛文8年12月2日条を引用してみよう。

一、寛文八戊申之年十二月二日、四拾壱番温玄官、日本人并に広南角屋七郎兵衛銀子并に諸船頭之銀子都合百三拾貫目程おいめ御座候...すみ屋七郎兵衛銀子之儀は、荒木

---

64の持分に分かれている。つまり共有者は64人となる。これより少ないこともあった。通常16人であったといわれるが、8人または4人のときもあったという。

<sup>180</sup> 松竹前掲論文、169頁。

<sup>181</sup> Bottomry と Respondentia は、ヨーロッパの航海法において航海のため経費のローンの契約のことで、借りる側の商船の持主が契約期間中において航海途中に事故などに遭い、商品等が失われた場合に契約が無効になることである。すなわちローンの払い戻しなどの条件は商船が無事に航海することが前提であった。

<sup>182</sup> 松竹前掲論文、189-194頁。

<sup>183</sup> 同前、169頁。

勘左衛門迄理り申すべきと呉順娘<sup>184</sup>共中間に理り申し候に付き、当地之日本人衆には理り仕り、今年先船を乗り出し、広南にて角屋七郎兵衛に詫言致し、来年当地に相渡り埒明申すべしと申し候に付き、日本人衆もその段聞き届け、船仕出し申す筈に極め、中間にて船頭若しくは役者共に判形いたさせ召し置き候、角屋七郎兵衛銀子之内五貫目は、広南之住宅人遣し物之替銀にてこれ有り候故、取申さでは爰許之親類共合点仕らず候と、荒木勘左衛門達して申され候に付き、右玄官より銀子三貫目、あまりは「（髷長）ほいちょう<sup>185</sup>何れも壹貫目出し、残る壹貫目は役者・（工社）こうくしゃ共に出し申すべしと申し候に付き、則客（ママ）恭舎之銀子を壹貫目、何もに買わせ、中間にて手形致させ召し置き申し候<sup>186</sup>

寛文 8（1668）年 12 月、「四拾壹番船」温玄官は出航を前にして銀 130 貫目の負債銀があるため、出航することができなかった。債務者の 1 人である七郎兵衛の銀子については荒木勘左衛門の承認を取り、呉順官と五娘が債務者の船頭仲間を説得したので、「当地（長崎）之日本人衆」には唐通事たちが理解を求め了解された。

ただし七郎兵衛の銀子のうち、5 貫目は「広南の住宅人」から借りたもので返済しなければならないので、船主の温玄官が 3 貫目を、「ほいちょう」および「こくしゃ」客分がそれぞれ 1 貫目を出すことになった。

以上が上記引用史料の概略である。七郎兵衛の投銀がいかほどであったか明らかではないが、「安南記」には初出の寛文 6 年の手紙の後、およそ 4 年間書簡を欠いているものの、七郎兵衛が広南発ジャンク船の船頭などに毎年商品と銀子を委託していたことが推測される。その商品の運賃についても手紙に記載されている。

寛文 10（1670）年 5 月吉日の七郎兵衛が荒木勘左衛門および荒木九左衛門宛に出した手紙のなかに「運賃掛り物此方にて相済し候間、出入有る間敷く候」<sup>187</sup>とあり、ホイアンからの商品の運賃については七郎兵衛がすでに支払を済ませているので、商品を受け取る 2 人が再び運賃を支払ってはならないと述べている。また、翌年寛文 11 年と思われる日本の 2 人の兄弟の手紙のなかにも、運賃について書かれている（【表①】「栄吉遺書」⑤）。

一、此度、御積渡し成され候六拾丸黒砂糖運賃に引き、正味五千斤、此代銀貳貫五百

<sup>184</sup> 呉順官と五娘のことであろう。

<sup>185</sup> 「ほいちょう」は羅針盤を司る者、水先案内人、按針のことである。

<sup>186</sup> 「唐通事会所日録」1（『大日本近世史料』東京大学出版会、1955 年）、49-50 頁。

<sup>187</sup> 松本前掲論文、389 頁。

目也、百斤に付き右之内廿匁長崎方々へ初尾に指し上げ申し候式四拾匁長崎上下飯米に払い申し候

三口合何程、引取して何程、金にして何拾両、此度某唐人へ言伝進せ申し候其元より御詠物之酒・醤油・干物は上方御兩人より音信に成され候間、左様御心得成られるべく候、私義も来年六月早々長崎へ罷り下り申すべく候間、御用之儀仰せ越さるべく候、目出度く御状相待ち申し候、以上

七郎兵衛が送ってきた商品のうち、黒砂糖 60 丸（俵）を運賃として差し引いており、なお残りの黒砂糖 5,000 斤（3 トン）の値段は 2 貫 500 目（250 テール）で、そのうち 20 匁を「長崎方々」の神社に初穂銀として献上したことが書かれている。

神社に対して金銭あるいは絵馬などを寄進することは恒例のことであったようで、他の年にもみられる。寛文 6 年の七郎兵衛の手紙中にも長崎の諸社および伊勢神宮へ銀を献上している（【表①】「栄吉遺書」④）。日本だけではなく、広南地方にある普陀山霊中仏碑に七郎兵衛夫婦および十数人の日本人の名前が刻まれているように、荒れている仏跡を再建するため寄進したのであった<sup>188</sup>。

さて黒砂糖代銀のうち 240 匁を船員たちの飯米として支払い、これらの費用を差し引いた残りの銀を「某唐人」に託したのであった。また七郎兵衛からの注文＝「詠物」は、「上方御兩人」（荒木氏 2 人）からの「音信」、すなわち贈与品ということになった。このように七郎兵衛の貿易は常に荒木氏 2 人と七郎兵衛の兄弟、そしてホイアン発ジャンク船船主の中国人によって行われていたことがわかる。そして長崎においては次のような商売の方法が行われていた（【表①】「栄吉遺書」④）。

右之銀にて一門之内より壺入りはつ成る者長崎へ下り仕り候様に、御兩人之御才覚を以て能き様に成されるべく候、毎年過分之銀子借し遣し申し候、此銀にて代物売渡し度く存じ申し候、今年も少々代物等五娘に持せ、久右衛門殿迄差し渡し申し候間、値段念を入れ御売り其の通り仰越されるべく候、万事之義は御兩人次第にて候、去り乍右之代物は相場知るために候間、御書付遣わさるべく候。又々万之代物相場書壺つ遣わされ候様頼み上げ候

七郎兵衛は貸付けた銀（投銀）を運用して長崎で商品を売り捌くために、頭の良い手代

<sup>188</sup> 佐久間貴士「七郎兵衛の名が刻まれた普陀山霊中佛碑について」（『地域社会研究所報』第 22 号、2010 年）。

を長崎へ派遣するように七郎次郎と九郎兵衛に願ひ出ている。そして、代物（商品）購入にあたっては七郎次郎と九郎兵衛に「万事」任せるが、商品の相場を知るために「相場書」届けてほしいと要求している。

その後、七郎兵衛が出した寛文 10 年 5 月吉日の手紙によれば、彼は去年日本の荒木勘左衛門と九左衛門から送ってきた安南商品購入用の金銭を中国ジャンク船から受け取った。その注文は以下のものであった（【表①】「栄吉遺書」⑧）。

西ノ十一月十五日之御状を拝見仕り候、其元無事に御入り候由大慶残らず存じ奉り候、此方我ら儀相替る義御座無く候、其元より之注文之通り慥かに金子請取り申し候

（中略）

- 一、黒砂糖四丸正ミ五百拾六斤、勘左衛門殿へ進上申し候
- 一、同百三拾斤、久左衛門殿へ
- 一、同百廿九斤、鎌田李助殿へ
- 一、同式百八拾六斤、七郎次郎殿・九郎兵衛殿、上方へ御上せ下されるべく候  
右合せて砂糖八丸ハ船頭某舎より慥かに御請取り成らるべく候（中略）
- 一、大北絹四疋・白紬式疋。黒紬三疋・龍詰三端上方へ遣わされ下さるべく候
- 一、黒紬一疋・龍詰老端、女ともより勘左衛門殿・久左衛門殿へ進上申し候
- 一、同紬一疋、右ハライ長ケンカウより御請取り成らるべく候
- 一、此方へ金子遣わされ候はば、かなにて小判と御書付遣わされ下さるべく候、数もこばんいくつとかなにて御書付遣わさるべく候、唐人之請取手形もこばんいくつと御かかせ頼み入り申し候
- 一、当暮に櫃樽とも御越し下され候はば、式艘船よりしわけ御積み越し下さるべく候、順官・五娘・ケンカウ今年渡海申され候間、其之万事頼み上げ候

まず注文用の金銭は小判が主であったことがうかがえる。そしてここに書かれている品は贈答用であるが、同時にこれらの品が商売用として大量に注文されていたと推測しても間違いのないであろう。すなわち黒砂糖と大北絹・白紬・黒紬・龍詰等の絹布である。

第 4 章でも論じるが、朱印船時代後の広南地方から発したジャンク船の積荷のうち、黒砂糖は 1650 年代から激増する傾向にあり、年平均 125 トンが長崎へ、さらに 1660 年代から 1680 年代には平均 155 トンも日本に輸出された。この七郎兵衛が送った贈答用の黒砂糖



【表②】長崎に送った贈答品（寛文11年）

贈先	①兩人 ※	②兩人 之姉	③鎌田 奎助	④鎌田伝 右衛門	⑤岡田 恕伯老	⑥松本九 左衛門	⑦荒木勘 左衛門	⑧荒木久 左衛門	⑨角屋 清次郎
らく染め北絹(疋)	1								
らく染め紬(疋)	1								
白紬(疋)	2	1	1	1	1	1	1	1	1
柄鮫(本)	2		1	1	1	1	1	1	

の総量は 8 丸なので、1,000 斤（600 キロ）程度であった。

七郎兵衛は白砂糖も取り扱っている。寛文 6 年の書状には、「白砂糖貳百斤、右同前に遣し申し候間、久右衛門殿より御請取り成さるべく候」であるが、「白砂糖九十八斤、同久右衛門殿より御請取り成さるべく候」、「白砂糖百一斤、右同前に御請取り成さるべく候」、「白砂糖百斤舟頭十二官より御受取り成されるべき候」（以上、【表①】「栄吉遺書」④）とあり、合計は 499 斤（300 キロ弱）であるが、すべては彼の兄弟が受け取ったものである。最初の 200 斤は贈答用であったが、残りは貿易品か贈答用か判断はつかない。

また同 11 年 10 月吉日付の、七郎兵衛が兄弟 2 人および荒木勘左衛門宛に送った書状（【表①】「栄吉遺書」⑦）を表にしてまとめたのが【表②】である。兄弟の七郎次郎と九郎兵衛には「らく染北絹」と「らく染紬」、白紬と鮫皮が送られている。鎌田壱助および鎌田伝右衛門は細川家の家臣であり、岡田恕伯老と松本九左衛門は長崎に在住した人である。なお、七郎兵衛の親族である角屋清次郎すなわち角屋八郎兵衛ともいわれる人には白紬と鮫皮を贈答している。

以上、贈答品として扱われたものをみてきたが、これらの他に貿易取引商品として七郎兵衛が輸出したものの存在も無視できない。

### (3) 日本からの商品とその特徴

上述のように、七郎兵衛は寛文 6 年に長崎に銀、黒砂糖、絹各種を送ったが、一部は贈答品であったと思われる。一方では、日本から送られてきた品物は、全体的に生活用品であると思われる。寛文 6 年より同 9 年に至るまでの記録はないが、下記の手紙は寛文 10 年 5 月吉日付のもので、七郎兵衛の注文した品物が確認できる（【表①】「栄吉遺書」⑨）。

- 一、此色之柄巻皮拾枚
  - 一、金扇子小鳥草花の類御ざ候を拾本
  - 一、上々具口さげを、但し京ねずみやのを五色の糸にて御くませ拾対
  - 一、麝香入墨三丁
- 右四品は杉之小櫃わぎによくささせ見事に頼み入り候、
- 一、白さやの小立四つ。但し他白に花はあかきか又こんあさき入り候を  
内
  - 一、壺つは貳尺七寸、貳つ貳尺五寸、壺つ貳尺貳寸
  - 一、柄巻皮百枚

- 一、かば色皮足袋拾足、但し九文八ぶ、ともひも
- 一、同 五足、九文半、むらさき皮のぼたん、忒所に付けさせ
- 一、浅黄木綿足袋拾足、九文半、ぼたん忒所に付けさせ
- 一、竹田牛黄円三具
- 一、葛曲物壺つ
- 一、定齋薬三拾包、これは余人より頼まれ候
- 一、真銅金物櫃壺つ
- 右、御調え下さるべく候

七郎兵衛の注文品の量は多いとはいえない。それに商売にふさわしいような商品は少ないように思われる。「定齋薬」30包は七郎兵衛の注文ではなく、「余人」より頼まれたものである。他の品物は七郎兵衛が欲したものともいえるが、すべて七郎兵衛用ではなく、ホイアン日本町に在住する日本人向けの品物であったと考えることもできよう。

そして七郎兵衛が亡くなった寛文12年1月9日直前に日本から届けられた品物を表示すると【表③】のようになる（【表①】「栄吉遺書」⑩）。

【表③】「安南国エ音信ノ大概」の品名一覧

品名	数量		
鯉節	50	艾草	2袋
鱈	1本	トッサカ	4升
松茸	2斤	墨	5丁
氷コンニャク	100	包丁	5枚
干ワラビ	2連	なら漬	2桶
干瓢	50把	醤油	2樽
干牛房	2袋	粕漬大根	1桶
小角豆	3升	白粉	小3筥
黒大豆	4升	さらし	1疋
ケシ	5合	ウルカ	1桶
干鮑	50	マナバシ	1
山椒	4斤	目薬	1箱
椎茸	3升	筆	6対
醤油	1樽	紙子	1反
梅干	2曲	酒	2樽
カンテン	10本	イリコ	2桶
干大根	2袋	麦	1俵
干蕪	2袋	真綿	200目
春豆	2升	干し鱧	
アラメ	3袋	八木	2俵

【表④】「詠物之覚」の内訳

品名	数量	品名	数量
酒	2樽	黒豆	5升
氷コンニャク	100	あらめ(若め)	少し
醤油	2樽	とくさ	1斤
けし	8合	干瓢	少し
ならづけ	2樽	梅干	少し
干牛房	少し	牛黄円	3貝
いりこ	5斤	干わらび	少し
塩松茸	少し	目薬	1箱
くし鮑	5斤	錠剤薬	30
鯉節	60	椎茸	10
干大根	少し	とっさか	5斤
		大根漬	2樽

出典：【表①】「栄吉遺書」⑩、「安南記」⑨より作成

この【表③】には、鯉節をはじめとして、梅干し、こんにゃく、醤油、松茸、漬物まで様々な産品が七郎兵衛に贈答されている。同史料と思われる「安南記」⑦の「河内へ音信物之控」は内容に若干の相違がみられ、七郎兵衛の息子順官用へ白粉、そして五娘へも白粉が贈られている。また「しんたん」という人物と「けんかう」という七郎兵衛の夥長ほいちょうにもそれぞれ醤油1樽が贈られている。また長崎の荒木久右衛門から醤油1樽、庄次郎から米2表、庄右衛門から醤油1樽と酒1樽、その他市右衛門・九左衛門・八郎兵衛（角屋清次郎）からも醤油、米などが贈られた。

伊勢と堺の兄弟だけではなく、長崎の商人達からの音信物にみられるように、七郎兵衛の交際の広さがみてとれよう。この点については同年七郎兵衛が「長崎衆へ」贈物を依頼した目録が残されている（【表①】「安南記」⑧）。おそらく七郎兵衛が貿易関係を持った人々であろう。

#### 長崎衆へ

- 一、鱈 壺本 金子七郎左衛門殿
- 一、醤油 壺樽 三四郎殿
- 一、同 壺樽 平戸左京殿
- 一、たら 式本 水沢九右衛門殿
- 一、酒 壺樽 高木彦右衛門殿
- 一、重箱 壺組 作兵衛殿
- 一、箸 一善 町使徳左衛門殿
- 一、紙衣 壺反 禅通坊
- 一、銀 壺両 同
- 一、銀 壺両 たけ
- 一、同 壺両 恕伯老妹
- 一、同 壺両 めうけい
- 一、同 壺両 春徳寺
- 一、同 壺両 七郎左衛門様御寺
- 一、同 壺両 八郎二郎殿むこ

この目録後半部の銀7両（700テール）も当然ながら貿易用資金ではなく、贈物であった。そして、同年に七郎兵衛は「詠物之覚」という注文目録ものこしているのので、それを示すと【表④】のようになる。

この年の注文も生活用品がほとんどであると思われるが、この文書の終わりに、「右之外干物色々頼み入り候、我ら如何様に罷り成り候共五年七年間は女共所へ遣わし候用頼み上げ奉り候」とあり、七郎兵衛は今後5年か7年の間、こういった品物をホイアンにいる妻のところに送るように依頼した。この時七郎兵衛は病気であり、音信が途絶することを危惧したのであろう。

#### (4) 七郎兵衛の交流と松本寺の建立について

前項で紹介したように七郎兵衛は長崎に贈答する度、長崎の諸社および伊勢神宮に銀子を寄進していた。まず、寛文6年吉日付の手紙を引用しよう（【表①】「栄吉遺書」④）。

##### 御最花物之覚

一、銀百廿匁、伊勢大神宮御上げ下されるべく候

但し是は去年我等煩い申し候に付き立願之銀也

一、同卅六匁右同前に御上げ下さるべく候

一、同八匁三分来香寺へ、式匁あたこ、式匁やくし、式匁みろく、式匁くわんおん<sup>189</sup>

右七口合わせて百七拾式匁式分、御上げ下さるべく候、但し此銀并にあつらえ物之銀、

右之銀之内より御払い下さるべく候、相残る銀御受取状委か<sup>た</sup>に侍ち奉り候

最初に伊勢大神宮に寄進する銀子のことが書かれているが、この銀子は去年(寛文5年)の流行病にかかったのものでその立願の銀である。すなわち前年献上できなかったのも、今年になってさらに銀36匁を追加している。そして、寛文10年5月吉日付の荒木勘左衛門・九左衛門宛手紙にも、「最花銀四匁三分清水へ、四匁三分八幡宮へ、四匁三分大音寺へ御上げ頼み申し候」（【表①】「安南記」④）とあり、長崎の清水寺・八幡宮・大音寺へ初穂銀を献上している。

ちなみに清水寺には寛永11(1634)年に奉納された博多出身の朱印船貿易家末次平蔵の御朱印船絵馬が残されている。また、大音寺には朱印船貿易で活躍し、自ら「荒木船」で安南まで行き、現地の女性を娶り、1636年に亡くなった荒木宗太郎の墓が残っている<sup>190</sup>。

<sup>189</sup> 来香寺とは菩提寺であった来迎寺である。松坂にある来迎寺の境内には三井家・長井家のほか朱印船貿易、廻船業を営んだ角屋家一族の墓石群がある。また、「あたこ」は火状の神として信仰され、各地に広く分布する。「やくし」は薬師寺のことで、一切の人間の病気を治すという如来である。「くわんおん」は観音(観世音菩薩)を信仰して救われ、現世利益を得ようとする信仰である。(小倉前掲書、92頁参照)。

<sup>190</sup> 小倉前掲書、95頁。

またこの手紙には続けて七郎兵衛が寺社の他にも以下のように懇意節へ銀を進上している。

- 一、銀子五拾三匁五分は上方にて最花銀方々に上げ申し候、御上せ下さるべく候
- 一、同百匁は岡田権兵衛殿へ、即ち父母之弔之為進上申し候
- 一、同式百匁、七郎次郎殿九郎兵衛殿姉方へ音信申し候
- 一、同壱貫九百四拾八匁五分、我等為父母之弔之為に
- 一、同百八拾七匁壱分は、貴様御内儀殿へ進上申し候

これらからは七郎兵衛と荒木氏との間に緊密な情報交換があったことがわかるが、この内容以上に色々な情報が交換されていたことは間違いなかろう。この手紙には岡田権兵衛など初めて現れる人物もいるが、ほとんど素性は明らかにならない。

一方で、現地ホイアン日本町の長として七郎兵衛は広南阮氏との関係を深めた。それは兄弟2人に依頼した品物リストを広南阮氏に献上したことからも明らかであった。そのことを示す寛文10年11月26日付の手紙は、以下の通りである（【表①】「栄吉遺書」②、「安南記」⑩）。

上進大公子官<sup>191</sup>

- |       |    |      |    |
|-------|----|------|----|
| 一、好帯釧 | 拾双 | 一、属皮 | 拾張 |
| 一、小衣  | 肆領 | 一、好墨 | 式塊 |
| 一、金紙扇 | 拾本 |      |    |

翁門歳固蔑僚啐於垣安南宜浪色作碎

翁明凜油門理時色忌籠恩翁門歳

寛文十年庚戌十一月廿六日 申

右書出仕り候分、戌年爰元大公子様其方両人之進物に仕り上げ申し候、自然重て御用等御状御上げ候はば、口之書出し仕り、右之ごとく成さるべく候、左も候はば、其元へ渡海之衆此地之様子御尋ね御談合然るべく候、国々作法御座候間申し入れ候、以上

霜月吉日 同七郎兵衛（花押）

角屋七郎次郎様

同 九郎兵衛様

まいる

<sup>191</sup> 「安南記」⑩は「宦」とするが、「栄吉遺書」②は「官」としている。

「大公子様其方兩人之進物に仕り」とあるから、形式的には角屋七郎次郎と九郎兵衛が広南政権の「大公子官」に献上したことになる。川島氏は、「大公子官」とは当時安南国の広南に駐屯していた瑞国公阮氏とすべきであるとしている<sup>192</sup>。しかし、この文書は寛文年間のもので、瑞国公阮福源（1563-1635年）はすでに亡くなっているため、「大公子」は第4代国主阮福瀨の長男にあたる人物と思われる<sup>193</sup>。

七郎兵衛が本国の兄弟とこの「大公子」との間を取り次いでいるのは、日越の貿易関係を維持していこうと考えていたからであろう。兄弟には「大公子」に書状を出す場合の「口之書出」、すなわち書状の形式まで「右之ごとく」と示し、詳細は長崎へ「渡海之衆」に聞くようにと述べているのである。

ところで、この寛文10年、七郎兵衛は姓の松本氏を冠した松本寺をホイアン日本町に建立することにした。これにあたって荒木勘左衛門・久左衛門宛寛文10年5月吉日付の手紙（【表①】「栄吉遺書」⑨）に、釣鐘の注文として「一、弍尺五寸廻り釣鐘壱つ、念を入御いさせ頼み上げ候、委敷事は小春に申遣し候」とある。そしてこの釣鐘に「景治捌年」「信主号福栄角屋七郎兵衛」「信主号妙太戸工如院阮氏寓」と銘を入れるように頼んでいる。また同年11月26日付けと推測される手紙には、本家の七郎次郎と九郎兵衛宛に寺号<sup>194</sup>とその「額」を注文しているが、その注文は極めて細々としたものである。

#### 額の覚

一、がく高サ壱尺六寸三分、但しがくの内のり高サ也

一、はば弍尺七分、板はば有り切り、但しかくの内のり也

右之通りの額也、是にふちを御付させ、則ちふちにも彫物御ほらせ、上下之ふちのほり物は、何にても草花、両脇のふちほり物ハ龍を御ほらせ成さるべく候、右之ふちのほり物は何も金薄にて念入れ下さるべく候、ふちの高さは右之がくにかつかう申し候様

これによれば額の高さは54センチ、幅は68.7センチである。それに、上下の縁には草花、両脇の縁には龍を、しかもこれらは金箔で丁寧に彫ってくれるようにと注文している。

<sup>192</sup> 川島前掲書、470頁。

<sup>193</sup> 「大公子官」は「大公子+官」なので、阮福瀨の息子にあたる人物であると思われる。

<sup>194</sup> 寺号は七郎兵衛がつけたのではなく、この「額之覚」の最後に「右之額交趾へ遣し候事、書状もこれ無く候得共、寺号を此方にて付、額にして遣し候」とあるから兄弟の命名であろう。

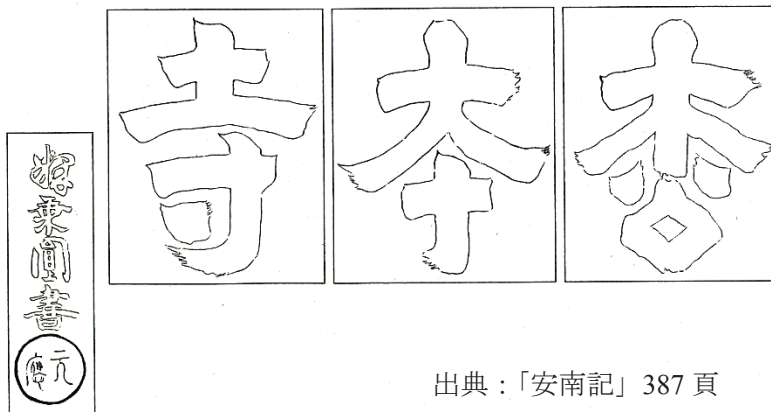


【図②】安南交趾松本寺の図



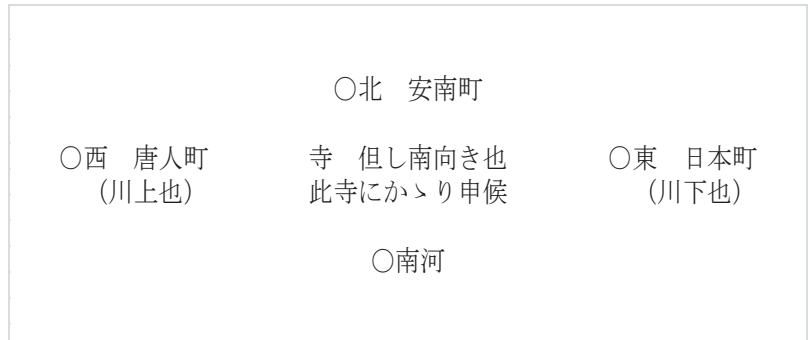
出典：櫻井祐吉『安南貿易家角屋七郎兵衛一附松本一族一』（角屋七郎兵衛贈位報告祭協賛会、1929年）

【図③】松本寺の扁額



出典：「安南記」387頁

【図④】松本寺の位置（推定）



出典：松本前掲論文、387 頁より転載



出典：菊池誠一『ベトナム日本町の考古学』（高志書院、2003年、103頁）を加筆修正

【図②】に示した松本寺の図には、この額は正門の上に飾られている。また（【表①】「安南記」⑥に所載されている釈乗円の書を示したのが【図③】である。

松本寺の位置が確定すると日本町の位置も確定することができる。日本町の位置の研究について、菊池誠一の説を支持したい。菊池は推定される17世紀代のホイアン居住範囲は、西はトゥレー、グエンティミンカイ通りから日本橋周辺地区、そしてチャンフー通りの北側で、ファンチューチン通りより南側、東は潮州会館付近にもとめることができるという。この範囲が16世紀末、あるいは17世紀からの居住域であるとされている<sup>195</sup>。すなわち、当時17世紀のチャンフー通りの南側は川であったことである。またホイアン日本町は旧市街の17世紀の居住地区にあることはほぼ間違いのないであろうと述べている<sup>196</sup>。

菊池の研究成果をふまえながら、上述の【図④】にある角屋七郎兵衛が遺した松本寺の図案で示したように、寺の南には河が流れていたことが一番大きなポイントである。したがって松本寺はチャンフー通りの北側・日本橋の東付近あたりに建立されたのであったかと思われる。なお角屋七郎兵衛が日本町は東側にあり、華人町は西側に、安南人町は北側にあると図を遺している。

30年余の間、本家との連絡が絶えてしまった後に連絡が再開できた時点で彼の両親はすでに他界していた。また彼は日本に戻れない身であった。望郷の念と自他の供養という諦念が松本寺の建立に到らせたのであると考えられる。前述の寛文10年5月吉日の手紙からして、寛文12年1月には鐘や額は七郎兵衛の手元に届いたはずだし、依頼発注と同時に松本寺の建立に着手したと思われる。そして翌年寛文12年1月9日に63歳で七郎兵衛は生涯を閉じた。そこで最後に七郎兵衛没後の手紙のやり取りをみることにする。

## (5) 妻阮氏・息子呉順官および日本町の日本人

七郎兵衛が没後の妻阮氏および息子呉順官をはじめ、当時日本人町に在住していた日本人の状況が知られる手紙がある。次の手紙は（【表①】「安南記」⑬）の、日本町に居住する平野屋四郎兵衛の寛文12年1月21日付の手紙で、宛先は伊勢松坂の兄角屋七郎次郎である。

其れ以後御状にでも申し上げず本意に背き候、先ず以て貴殿御無事大慶方々目出度く  
申し納め候

---

<sup>195</sup> 菊池前掲書、105頁。

<sup>196</sup> 菊池前掲書、115頁。

一、角屋七郎兵衛殿、去年七月より永々煩いにて今年正月九日午時終に往生遂げられ候（中略）夫に就き七郎兵衛殿存命之内、其元へ之仕送り状、去る十二月に認め封付け内儀に渡し具さに申し置かれ候条、此の度後家方より指し送り申さるべく候、将又其元より遣わされ候先船之状存命之内に相届見申され、殊之外悦び安渡仕り、今生に思い置儀是無しと悦び申され候、拙者も風と渡海仕り候に付、万事委敷き儀は五娘渡海仕られ候間、物語有るべく条細筆能はず候

子正月二十一日

安南国

平野屋四郎兵衛 判

勢州松坂

角屋七郎次郎様

参る

ホイアン日本町の平野屋四郎兵衛が七郎兵衛の死去を知らせ、去年12月に存命中の七郎兵衛が認めた仕送り状は、このたび送られるであろうと述べ、そして七郎次郎の書状を拝見して七郎兵衛が思い残すことはない満足したこと、また平野屋自身も長崎に渡海するかもしれないが、詳しい事情は五娘に聞くようにと述べられている。五娘という人物は七郎兵衛一家の従業員の存在であったと思われる。

そして翌延宝元（1673）年6月8日付で同じく谷村（平野屋）四郎兵衛は角屋七郎次郎宛に送った手紙（「安南記」⑭）がある。内容は寛文12年の「十月十九日之御状忝く拝見致し、御無事大慶此事に候、殊に御音信として木綿足袋御意に懸けられ忝く存じ奉り候」と、七郎次郎の心尽した礼を述べ、旧唐津藩家臣の三左衛門宛に音信物としての伽羅などを送る旨を知らせるものである。平野屋四郎兵衛は1640年頃にホイアン日本堂（日本町）の頭領であった平野屋六兵衛<sup>197</sup>の子であると思われ、おそらく七郎兵衛亡き後の頭領であったことは間違いないだろう。

次に同じく延宝元年6月6日付の七郎兵衛の妻阮氏の手紙（「安南記」⑮）も引用しておこう。

猶此地に於いて御用之義御座候はば順官へ仰せらるべく候

子の十二月十六日之御状并に注文のごとく色々指し送り下され候、慥かに請取り忝く存じ奉り候、先以て其御地御兄弟御無事に御座成され候承り満足存じ奉り候、此地相替わらず息災罷り居り候、御心安んずべく候

<sup>197</sup> 佐久間前掲論文、367頁。

一、七郎兵衛為に指し送り遣わされ候石、其れにて石牌仕廻い申し候、御心安んずべく候、七郎兵衛存命の内申し置かれ候如く、家屋敷順官に渡し我等儀は寺に居住仕り、朝夕花香手向け申し候、夫に就き七郎兵衛相果てられ、我等一人之力落ち御推量下さるべく候

一、七郎兵衛申し置かれ候書置きの如く、子の六月五娘持たせ指し送り申し候、算用不足之儀御座候はば、五娘手前にて算用成さるべく候、我等方には少しも出入御座無く候、万事順官御物語御座有るべく候、少々分御座候得共

一、屋形北絹 弍疋「江由事」 角屋七郎次郎様へ

一、木香 九十七斤「休清事」 同 九郎兵衛様へ

一、屋形北絹 壹疋「自休事」 同 七郎左衛門殿へ

一、同 壹疋 「八郎兵衛方」 同 清次郎殿へ

右は呉順官より御請取り成さるべく候、七郎兵衛へ存命の如く、毎年相替わらず御左右待ち上げ候、以上

丑六月六日

七郎兵衛 後家

伊勢松坂

角屋七郎次郎様

同 七郎左衛門殿

同 清次郎殿

泉州堺

同 九郎兵衛様

これは七郎兵衛の妻阮氏が前年12月16日付の兄弟らの手紙および七郎兵衛の注文品を受取った旨の受取状の類である。これにより、贈答品だけではなく本国と七郎兵衛家との間で貿易取引が続けられていたことがうかがえる。また女性の手紙らしく心情が吐露された手紙となっている。すなわち七郎兵衛のために送ってくれた石で墓石を作ったこと、七郎兵衛の遺言通り家屋敷は息子順官に渡し、自分たちは松本寺に住み、七郎兵衛のために毎日花や線香をあげていること、しかし落胆していることをほのめかしている。次に昨年6月に五娘に持たせた注文品物の算用は五娘とするように、この点については順官から詳細を聞いてほしいこと、そして絹や木香の贈物は順官から受け取ってもらいたいとしている。そして最後に、七郎兵衛が存命中であったように毎年来信を待っているということで結んでいる。

妻阮氏の最後の手紙となったのは延宝2年6月13日付の手紙（「安南記」⑩）であった。

丑の十一月十一日の御状を添え拝見仕え候、先以て御無事に大慶存じ奉り候、此の地我らも一人入り（？）無事に罷り居申し候、毎年ごとく干物品々御注文の通り慥に請け取り添える次第に候

一、七郎兵衛殿姉永休さま去年十月九日に御遠行の由、...為御吊銀子<sup>198</sup>五枚指し送り申し候、順官より御請け取り成されるべき候、(中略)

┌	らく 染め北絹 式疋	七郎次郎様へ進上
	ぬめの白綾子 壹端	
┌	らく 染め北絹 壹疋	九郎兵衛様へ進上
	白紬 壹疋	
	白綾子 壹端	

舟頭順官より御請取り成さるべく候 (中略)

寅の六月十三日

角屋七郎兵衛後家 ㊥

勢州松坂

角屋七郎次良 [郎] 様

泉州堺

角屋九郎兵衛様

参る

この手紙においても注文の干物を受取ったとあるから取引関係は続いていたことが確認できる。七郎兵衛の姉（理法栄休<sup>199</sup>）が昨年 1673 年 10 月に死去したことを知り、弔慰金として銀 5 枚を送ったので順官より請取ってもらいたいこと、そして七郎次郎と九郎兵衛への音物も順官より受け取るようにとされている。しかしこの手紙が出された後の同 1674 年 10 月 15 日に七郎兵衛の妻阮氏は病死したのであった（「安南記」⑳）。

一方、七郎兵衛の息子吳順官については、『唐通事会所日録』1 の寛文 8 年 12 月 2 日の条に順官の名が登場するのは前述した通りであり、その内容からすでに長崎に来航したことがうかがえる。「安南記」での初出は、上述の寛文 10 年 5 月吉日付の七郎兵衛の手紙で（「安南記」④）であった。この手紙の宛先は荒木氏の 2 人であり、七郎兵衛は「順官・五

<sup>198</sup> 弔慰の銀子だと思われる。「吊」とあるが、「弔」の異体字である。これは七郎兵衛の妻阮氏の死亡が同年 11 月 11 日の兄弟の手紙で分かったということであろう。

<sup>199</sup> 「安南記」⑳。

娘・ケンカウ今年渡海申すべく候間、其元万事頼み上げ申し候」とあり、この寛文 10(1670)年に七郎兵衛は息子呉順官に商品を持たせて中国ジャンク船に便乗させ、長崎へ向かわせるようにしたと長崎町人の荒木氏に知らせ、世話を頼んでいる。七郎兵衛が息子呉順官を長崎貿易に従事させたのは、自分の貿易活動を継承させるためであったことは想像に難しくない。

ところで長崎での会所貿易の規制は寛文 11(1671)年に実施され、七郎兵衛が亡くなった 1672 年には「貨物市法」が制定され、「相對売買仕法」から「貨物市法売買仕法」に改められ、会所貿易の規制は強化されることとなった。まず中国船・オランダ船が入港すると日本貿易商人(5ヶ所商人)が商品を鑑定して評価し入札させ、最高値から第三値までの平均価格を奉行が確認して中国商人に提示し、双方の合意により、その商品を購入することとなる。規制の第二条には、貿易商は7月5日までに長崎奉行所で名前を記帳するとある。入札するかどうかは別として、名を記帳しない限り商品は手に入らない<sup>200</sup>。すなわち、寛文 11(1671)年以前は荒木家の勘左衛門と久左衛門が代理で七郎兵衛が送ってきた商品を受取っていたが、規制の第一条では代理は認められないので、同年からは「代理」貿易はできなくなり、そこで順官の渡海が毎年行われるようになったと思われる。上述の七郎兵衛の妻阮氏の手紙(延宝元年6月6日付、同2年6月13日付)からも船頭として順官が長崎に毎年寄ったことが裏付けられている。

一方、ホイアンに居住するその他の日本人についてうかがえるものは、寛文 11(1671)年七郎兵衛が兄弟宛に出した手紙(「栄吉遺書」⑪)がある。

一、唐津寺沢志摩守様御内に石川三左衛門・同清右衛門・同利右衛門兄弟三人御座候、此衆御存命成され無事に御入り候哉承り度候、ケ様に申す老は谷村四郎兵衛と申す老にて候、御無事之御左右承り候はば重ねて状遣し申し度に付此如く候、老躰之儀にて存命無く候はば、右三人之子孫御座有るべき候、男女によらず御ざ候はば御書付下さるべく候、右は伊勢之大夫殿へ御頼み候はば、如何様相知れ申すべく候、御心得として此如く候、重ねて御報御申し越しこれ有るべく候、已上

亥霜月吉日 河内 七郎兵衛 判  
角屋七郎二郎様  
同 九郎兵衛殿

この手紙は前述した谷村(平野屋)四郎兵衛が、唐津藩主寺沢広高の家臣石川三左衛門・

<sup>200</sup> 浅田前掲論文、38頁。

同清右衛門・同利右衛門兄弟三人の消息を知りたがっていること、もし存命ならば手紙を差し出したいこと、また三人の子供が判明したら男女にかかわらず知らせてほしいという内容である。この1671年は七郎兵衛が日本町の頭領であった。前に紹介したように四郎兵衛は七郎兵衛の死亡を本国の兄弟に知らせており、その点では七郎兵衛の盟友ともいうべき存在であった。四郎兵衛と石川三兄弟の関係はもちろんわからないが、寺沢家が正保4(1647)年に改易となったことを知っており、その家臣であった石川氏を伊勢大夫に行方を探索してほしいと依頼しているのは、おそらくかつて世話になった恩に報いるためであったと思われる。そして果して三左衛門は見つかったのであった。

拙者数十年異国に罷り有り候得ば、三左衛門殿失念尤もに候、仰せ遣わされ候通り三左衛門殿方へ切紙并に少音信物指し送り候、誠に方々遠路之所遣わさるべき事憚りに存じ申し兼ね候得共、御憐愍之仰せ上げ願ひ奉り存じ候、当暮御左右次第に重ねて申し上げるべく候、仍て是式に御座候得共、伽羅六拾匁数壺つ三左衛門殿へ遣し申し、音信小櫃之内に御座候

この延宝元(1673)年6月の四郎兵衛の書状(「栄吉遺書」⑥)からうかがえるように、石川三左衛門は見つかったが、三左衛門自身谷村四郎兵衛を覚えていなかったと角屋七郎次郎から返答があったようである。四郎兵衛はそれでも七郎次郎の助言の通りに、七郎次郎を通して三左衛門へ手紙と伽羅を贈呈しようとしたのであった。その後も谷村四郎兵衛と角屋七郎次郎の交信は続く。

卯九月十九日之御状を忝く拝見致し候、(中略)殊に御音信として紺地着物表壺疋、并に酒樽二斗入壺つ、鯉節、長崎御手代喜兵衛殿より遣わされ、慥かに相届き、忝く次第浅からず御礼申し納め候

一、九郎兵衛様御遠行之由扱々御力落、是より察し奉り候、我等も一入御残り多く存じ奉り候、爰元も日本仁皆々相果兄二人に罷り成り、無為方体御推量成らるべく候  
一、是式には御座候得共、存命之験迄、大北絹壺疋并に黒紬壺疋進上申し上げ候

これは延宝4(1676)年6月11日付の七郎次郎宛四郎兵衛書状(「安南記」⑱)である。長崎の角屋の手代喜兵衛を通じて着物生地や酒等を贈られたころに対する礼状である。このなかで、七郎兵衛の弟である九郎兵衛が死去したことを知らされ、ひとしお名残り惜しいと述べ、そしてここホイアンでも日本人は亡くなってしまい、ただ2人だけになってし



まったと歎いている。あと1人がだれであったのか判断できないが、ホイアンと長崎間の交易は彼ら日本人とホイアンの女性との間に生まれた世代によって継続することは考えられるのであろう。

## 第2節 トンキン通詞魏氏について

通事は近世長崎貿易において、外国貿易の促進および情報管理等のために幕府あるいは長崎奉行にとって欠かせない存在であり、なかでも阿蘭陀通詞および唐通事に関して多くの研究がある。

唐通事は唐通事役諸国方または異国通事と総称される<sup>201</sup>。そして本節で取りあげるトンキン通事は異国通事に含まれていた。トンキン通事の設立時期は1650年代であるとされ、最初トンキン久蔵がトンキン通事を担ったとされている<sup>202</sup>。久蔵は魏氏のトンキン人下僕であったが、その死後魏喜が任命されて以降、魏氏がトンキン通事の後を世襲した。この魏氏はトンキン語の辞典である『訳詞長短話』を編集したことで知られている<sup>203</sup>。このト

<sup>201</sup> 和田正彦「長崎唐通事の異国通事について—東京通事を中心として」(『東南アジア 歴史と文化』9、1980年)、24頁。

<sup>202</sup> 武藤長平「東京通事魏氏龍山遺写本『訳詞長短話』に就きて」(『西南文運史論』(月岡書院)6、1926年)によれば、徳川時代における長崎の唐貿易はかならずしも中国のみに限らず、毎年春夏秋の三季に入港する中国商船中には暹羅、トンキンなどの分をも包含していた。長崎の唐通事の中に特別に暹羅通事、トンキン通事、もうる(ペルシャ)通事等の名目が付けられ、暹羅通事には森田、泉屋、大寺の三氏が、トンキン通事には東京(久蔵)、魏の二氏が、もうる通事には重松、中原の二氏というように代々その任務にあたっていた。

<sup>203</sup> 高山百合子「トンキン通事魏龍山『訳詞長短話』成立の背景」(『筑波女学園大学短期大学部紀要』8、2013年)、230頁。なお「訳詞長短話」とは長崎県立図書館に所蔵されている寛政8(1796)年書写本で、官命によりトンキン通事が編纂した語学書で、全5冊から成るが2冊を欠いている。本文には中国語を記す傍らに南京語のみならず、安南、トンキン、オランダ語などの発音が付けられている。この「訳詞長短話」についての研究は、上記の高山氏のほか、次のような先行研究がある。まず、武藤前掲論文は、トンキン魏氏について調べた結果「訳詞長短話」を発見するに至った。そして曾田廉吉「帰化唐人の日本学研究と魏氏の『訳詞長短話』」(『長崎談叢』第34輯、1944年)は、帰化した中国人が古典的研究、とくに古事記から神道まで研究した呉氏と魏氏に注目し、魏氏の「訳詞長短話」の記載内容を紹介し、一部の単語についての解釈も行った。それから中田喜勝「魏氏の用いた特殊な音符について—「訳詞長短話」を史料として—」(『長崎県立国際経済大学論集』8(2)、1974年)および同「魏氏と『魏氏楽譜』—徳川時代の中国語—」(『長崎県立国際経済大学論集』9(3・4)、1976年)がある。さらに研究を深めたものとして、大橋百合子「唐通事の語学書—『訳詞長短話』管見—」(『語文研究』55、1983年)および同「方言資料として見た長崎通事の語学書—魏龍山『訳詞長短話』及び岡島冠山の著作など—」(『語文研究』59、1985年)、同「魏龍山『訳詞長短話』—翻刻と解題—(一)」(『江戸時代文学誌』4、1985年)があげられ、「訳詞長短話」の内容を解明する作業が進んだといえる。

ンキン通事は唐通事役が慶応 3（1867）年に廃止されるまでその名が残存していたことが明らかになっている<sup>204</sup>。

トンキン通事はトンキンおよび広南からジャンク船が来航した時、あるいは漂流してきた時に、船の乗組員から事情を聴取し、代書を書くことが職務内容であった。かつ魏氏は、

(1) 大官の意志を異国人（安南人）に申し聞かせ、また安南人の言うことを偽りなく申し上げるべきこと、(2) キリスト教の道具類、書物などについて入念に調べること、(3) お上の威光をかざして諸人に慮外のことをしないこと、に関して起請文を作成して長崎奉行に提出し、忠勤を誓う存在であった<sup>205</sup>。

しかし、トンキンあるいは広南「風説書」にトンキン通事の氏名が表記することはなく、唐通事の名前で表記されることが普通であった<sup>206</sup>。人数および給与に関してもトンキン通事役の人数は少なく、その扶持が唐通事よりも少ないのは<sup>207</sup>、年間に来航するトンキンおよび広南発ジャンク船の数が少ないので当然のことであった。

ところでトンキン通事をつとめた魏氏には 2 つの家系があり<sup>208</sup>、1 つは魏九使および 2 人の子が天和 3（1683）年に日本に帰化し、鉅鹿<sup>きょりく</sup>の姓を名乗った家系で、もう 1 つは魏九使と一緒に長崎に来たトンキン人下僕「喜」が同年に帰化し、魏の姓を名乗り、魏五平次と称したものであった。『訳司統譜』では喜が「寛文十二（1672）年より来し、天和三年に日本人になり、五平次と申し候」<sup>209</sup>とある。他の史料『唐通事会所日録』にも魏五平次の名がみえる。『訳詞統譜』や『唐通事会所日録』では五平次とするが、魏氏系図【図②】は伍平治と書く。『長崎実録大成』などでは先名を「喜」と記しているが、「熹」とされている<sup>210</sup>。本節では史料通り「喜」を用いる。

和田氏はトンキン通事魏氏についての考察があるものの、その活動の特徴については言及していない。また、前述したように飯岡氏は魏九使が 17 世紀半ばごろに「トンキン—長崎」間の貿易に従事した人物であることを論じている。実際に、魏九使は広南のホイアンにおいて

<sup>204</sup> 和田前掲論文、35 頁。

<sup>205</sup> 若木太一「東京通詞魏氏の家系—魏五左衛門龍山を中心に—」（『長崎大学教養部紀要人文科学編』37、1997 年）、2 頁。

<sup>206</sup> 『華夷変態』『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』『年番阿蘭陀通詞史料』などでトンキンおよび広南「風説書」の状況が確認できる。

<sup>207</sup> 和田前掲論文、26-27 頁。

<sup>208</sup> 中田前掲論文、62 頁。

<sup>209</sup> 瀬川君平編『譯司統譜』（大阪活版製造所、1897 年）、119 頁。

<sup>210</sup> 宮田安『唐通事家系論攷』（長崎文献社、1979 年）、950 頁。

も貿易活動を行ったことがわかる<sup>211</sup>。さらに園田一亀氏は、魏九使は広南阮氏との関係もあったとしている<sup>212</sup>。

周知のように「明王朝復興」のために、魏九使は監国魯王の勅を蒙った朱子瑜（舜水）<sup>213</sup>とともに安南へ行き国王に援兵を乞うたが、かえって捕縛された。その後、「復興」活動は頓挫し、魏九使は東京奴喜一を従えて福州に帰り、やがて長子高、次子貴、僕喜を連れて寛文12（1672）年に長崎へ渡来し、彼は、1679年に鉅鹿氏へと改名が許された<sup>214</sup>。魏九使の長男高は清左衛門となり、二男貴は清兵衛となった。【図①】に魏九使の家系を示してみた。

一方、最初のトンキン通事久蔵については、次の引用史料（『訳司統譜』、117頁）によれば、明暦年中（1655-1658年）に久蔵が通事の職に就いたということになる。久蔵の亡くなる元禄12（1699）年から魏（喜）五平次がトンキン通事役となり、やがて同家の世襲となった。

- |                                                             |                       |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 一、明暦年中                                                      | 東京久蔵                  |
| 一、元禄十二卯年四月廿九日仰せ付られ候                                         |                       |
| 寛文十二子年魏九官に附添致し渡海候住宅唐人喜東京人                                   |                       |
| 正徳二辰年二月六日 病死                                                | 久蔵跡役魏五平次              |
| 一、正徳二辰年四月十三日仰せ付け候                                           | 父五平次跡同五左衛門            |
| 一、宝暦七丑年                                                     | 同人跡同五平次               |
| 一、天明元丑年十月十五日仰せ付けられ候                                         |                       |
| 天保十四卯年六月二日御暇御免                                              | 六十三ヶ年相勤め候に付御褒美銀下し置かれ候 |
|                                                             | 同人跡同五左衛門              |
| 一、是迄見習仰せ付けられ置候処、天保十四卯年六月二日父跡相続仰せ付けられ、御扶持方并受用銀御手当共是迄通り下し置かれ候 |                       |
| 安政二卯年四月廿四日阿蘭陀通詞仰せ付けられ、すべて暹羅へ仰せ渡され候通                         |                       |
| 魏豊太郎                                                        |                       |

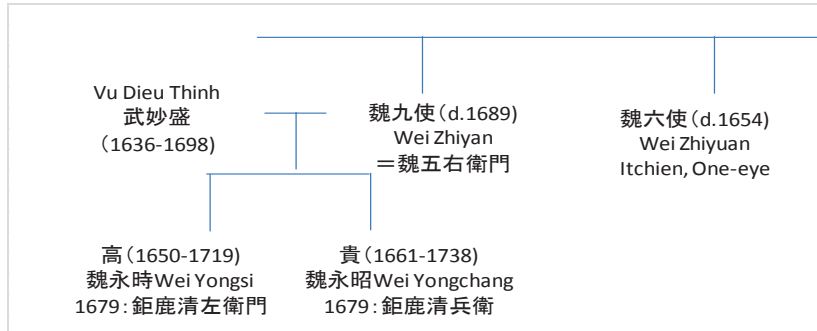
<sup>211</sup> 角屋七郎兵衛の手紙に魏九使に銀を貸したことが書かれている（本章第1節10頁参照）。

<sup>212</sup> 園田一亀「安南国太子から明人魏九使に寄せた書翰に就いて」（『南亜細亜学報』1、1942年）。

<sup>213</sup> 朱子瑜（1600-1682年）は雅号舜水で、中国・安南・日本の三角貿易に従事し、一時安南に抑留されたこともあった。寛文5（1665）年に水戸藩の賓客となり、水戸学派の学者と深く交わった（『国史大辞典』7、375頁）。

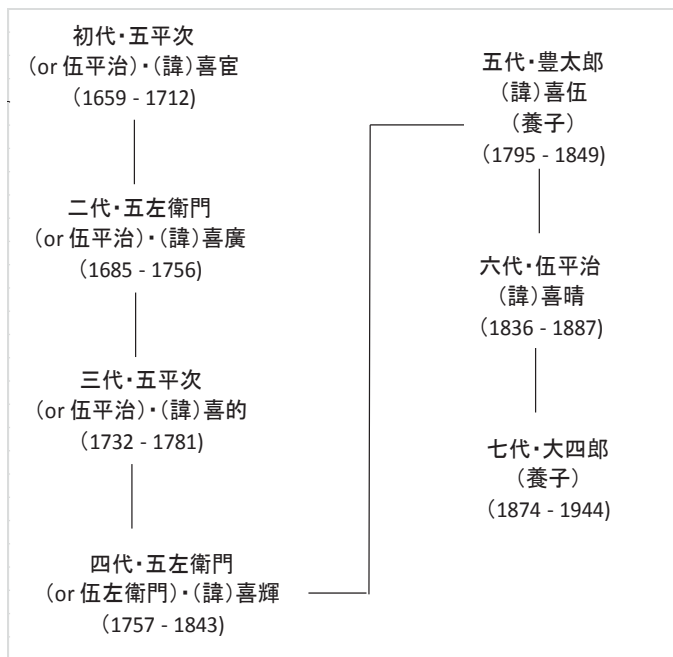
<sup>214</sup> 若木前掲論文、3頁。田中前掲論文が引用した『訳司統譜』では魏氏が天和3（1683）年に日本人に帰化したことになっている。

【図⑤】 17 世紀の魏氏（鉅鹿氏）家系



出典：『通航一覽』第4巻148、178頁。園田前掲論文1-23頁、Iioka, op. cit., p. xxii.

【図⑥】 17 世紀のトンキン通事魏氏家系



出典：『譯司統譜』、園田前掲論文1-23頁

魏五平次は正徳2（1712）年2月6日に病死し、トンキン通事二代目は五左衛門（魏五平次の子）が継承し、宝暦7（1757）年には三代目五平次が継ぐことになった。それから、四代魏五左衛門が63年間トンキン通事を勤め、天保14（1843）年6月2日の引退の際に褒美として銀が送られた。そして通事の見習いをしてきた五代目魏豊太郎が同日この役を継承し、扶持受用銀・御手当これまで通り支給されることとなった。彼は安政2（1855）年4月24日に阿蘭陀通詞に任じられている。

久蔵の寛文年間および元禄初年にかけての活動に関しては、『通航一覽』および『唐通事会所日録』をもとに和田氏が明らかにしている<sup>215</sup>。『通航一覽』によれば、寛文10（1670）年12月に半年分の扶持方米として2石6斗7升5合を久蔵は受け取っている。同じく「しゃむろ（暹羅）通事の森田長助」も「ろそん（ルソン）通事の末永五郎助」も均しく方米を年に2回夏冬に受け取ったとのことである<sup>216</sup>。下記の史料は、長崎代官末次平蔵（第四代・代官末次茂朝）宛に通達したものである。

扶持に関しては、トンキン通事久蔵の給与は「寛宝日記」の天和元（1681）年の記事では、唐通事の小通事程度、暹羅通事と同様で「役料壺人前に銀拾枚宛」であった<sup>217</sup>。

その後、トンキン通事の給与に関しては、魏五次の在役中の数値が記されている。宝永5（1708）年には3人扶持520匁で、暹羅通事の3人扶持2貫773匁または2貫47匁より少なく、もうる通事の400匁より多かったが、唐小通事の1人あたり17貫147匁から8貫770匁であったのに比べてかなり少額であった<sup>218</sup>。

さらに、宝暦5（1755）年以來、入港する商船の数が激減し、唐船12、13隻に対してオランダ船が1、2隻の時代になり、トンキン通事魏五左衛門は「当時本役動向これ無く、依て唐方諸役場に出勤致し見習通弁等心懸くべき旨命せられ、且つ手当として年々銀百目宛賜う」<sup>219</sup>とあるように、通事の仕事はなくなり、唐通事の見習をし、手当も年に銀100目に減給されたのであった。さらに、慶応元（1865）年になって、暹羅通事やその他の通事も廃止され、唐通事およびトンキン通事のみが残り、そのトンキン通事も3人扶持銀360目に減額された<sup>220</sup>。

<sup>215</sup> 和田前掲論文、26-29頁。

<sup>216</sup> 林『通航一覽』巻148、185頁。

<sup>217</sup> 富永種夫校著『寛宝日記と犯科帳』（長崎文献叢書、第2集第5巻、2012年）、239頁。

<sup>218</sup> 和田前掲論文、31-32頁。

<sup>219</sup> 『続長崎實録大成』（長崎文献叢書、第1集第4巻、1974年）、398-399頁。若木前掲論文、11頁。

<sup>220</sup> 和田前掲論文、35頁。

唐通事の場合は、長崎に来航した唐船からの礼物があり、これを売却して唐通事方に分配することもあった。「寛宝日記」の貞享4年11月の条<sup>221</sup>には次のように記されている。

唐船三拾八番船より常例売りと申す儀初まり申し候、諸役人礼銀・置銀等を唐人方より代物直段荷役之寄せ之通りにして請取り、其礼物之売出し銀これ有り候を諸役人へ下され候

これらの銀は唐通事の大通事・小通事ならびに稽古通事らにも与えられたが、トンキン通事にはおそらくこのような収入源はなかった。

以上のようにトンキン通事の仕事は徐々に減り、その活動についても記録されることは少なかった。『唐通事会所日録』の元禄元（1688）年8月2日の条には、トンキン通事久蔵が唐通事、オランダ通事、もうる通事、暹羅通事とともに長崎奉行の立ち合いのもと、薩摩に漂着した2名の外国人に通訳を試みたが、いずれの通事も通訳できなかったことが以下のように記されている。

今日薩摩より異形之者式人送り参り申し候に付き、…御両殿御寄合之上、通事共口聞き申し候えども、何れの通事も口通じ申さず<sup>222</sup>

そして、東京久蔵の活動についての最後の記事は同書の元禄6（1693）年8月4日の条<sup>223</sup>にある。それによれば、肥前松浦郡五島へ漂着した「七拾四番」温州（浙江省）船と、肥前彼杵郡（大村）へ漂流した「七拾五番」暹羅船に乗っていた暹羅人4人と広南の男女18人から事情を聞くために、暹羅通事と東京久蔵それに「喜」も呼びだされたとある。

このように、東京久蔵の事迹に関する史料は極めて少ない。上記の記録からは彼がトンキン通事になった当時においても通事の活動は限られていたようである。また久蔵の後に魏氏が代々トンキン通事の役職を継承したが、五代目豊太郎は養子であり、七代目の大四郎も養子であったことが判明している（【図②】）。

久蔵および魏氏らがトンキンおよび広南船が長崎に来航した際に、現地の情報などを聞き、風説書を作るのは通常のことであったが、こういった風説書には東京久蔵およびトン

<sup>221</sup> 富永『寛宝日記と犯科帳』、299頁。

<sup>222</sup> 「唐通事会所日録」1（『大日本近世史料』東京大学出版会、1955年）、194-195頁。

<sup>223</sup> 同前、357-358頁。

キン通事魏氏らの署名はなかった。それはトンキンおよび広南より来航するジャンク船の船頭はほとんど中国人だったからである<sup>224</sup>。

トンキン通事の出番は長崎および周辺に漂着した船がトンキンあるいは広南船と判明した場合で、長崎奉行の立ち合いのもと漂着した乗組員との会話（口通）などを通し、そこから情報収集をしたと思われる。

しかし、上述のトンキン通事魏氏の活動は次第に史料からは見られなくなる。文化 12 (1815)年 8 月 13 日に松平豊後守の領地隅州屋久島に異国の 5 人が漂着したとの報告があり、直ちに長崎へ護送された。唐官の異国通事などに通弁させてみたが、言葉が通じず、安南国へ渡海した経験のある蔡隲使<sup>225</sup>が通弁した。そして彼らは安南国会安（ホイアン）府の農民であったと判明した<sup>226</sup>。しかしこの出来事については第 4 代の魏五左衛門の出番はなかった。魏氏が通事を務めるにはすでに限界があったと思われる。19 世紀の後半までトンキン通事は名目的に続いたが、すでに通訳としての対応が出来ない事態にあったと思われる。

これまで、ホイアン残留をした日本人商人の貿易形態および長崎におけるトンキン通事について述べてきた。これらは一角となった日越貿易関係であった。では、下記の第 4 章では朱印船時代を通して、さらに VOC 時代を経過したその背景にいたベトナム発ジャンク船について当該期の日越貿易関係を詳細にみよう。

---

<sup>224</sup> 『華夷変態』をみても風説書には唐通事の署名がほとんどである。

<sup>225</sup> 詳細は不詳であるが、ホイアン長崎貿易経験者で中国人商人である。

<sup>226</sup> 富永校訂前掲書、345-346 頁。

## 第4章 17、18世紀の日越間貿易関係の実態

既述のごとく、近世前期のアジア海域においては開放性と流動性が卓越しており、一種の交易バブル（ブーム）<sup>227</sup>となった。近世中後期には、東・東南アジアの海域には新たな局面が生まれ、東アジア諸国の中国・朝鮮・日本では海外貿易に対する管理体制が整えられることとなった。結果として国内産業が発達し、貿易および商業における商品への生産技術・開発事業が促進された。

一方、東南アジア諸国では17世紀を通じて、フィリピンやジャワの一部では植民地支配が拡大され、ヨーロッパ勢力による貿易支配の試みが実行された。また18世紀後半からの華人商人の時代とされているのである。

従来の日越貿易の研究は、朱印船貿易とともに、VOC トンキン商館の貿易活動が中心に議論されてきた<sup>228</sup>。また広南と会社の関係についてはブッフ Buch W. J. M.<sup>229</sup>は、広南における東インド会社の貿易活動は悲惨な結末となったとする。リ・タナ Li Tana<sup>230</sup>は広南の経済はほとんど貿易に頼り、貿易は北にあるトンキン鄭氏に対する戦争の基盤であったとする。

近年、17世紀後半にトンキンと長崎間の貿易に従事した在トンキン華人商人の活動を明らかにした新たな研究が展開されるようになった<sup>231</sup>。それ以前は近世期の日越貿易の担い手およびその貿易ルートは以下のように認識されてきた。

①朱印船時代<sup>232</sup>（1601-1630年代前半）では日本人が主に「広南—長崎」間の貿易ルー

<sup>227</sup> 桃木至朗編『海域アジア研究入門』（岩波書店、2008年）、107頁。

<sup>228</sup> Klein P. W. “De Tonkinees-Japanse Zijdehandel van de Verenigde Oostindische Compagnie en het Inter-Aziatische verkeer in de 17e eeuw”, in: Frijhoff, W. and Hiemstra, M. (eds.), *Bewogen en Beweging - De historicus in het spanningsveld tussen economie en cultuur*, Tilburg, 1986. (クライン, P. W., 「17世紀における VOC のトンキン・日本生糸貿易とアジア域内の交通」、フライホーフ, W. & ヒームストラ, M. 編『移行と移動—文化および経済の間の拡大における歴史—』、トゥーバーク、1986年)。永積洋子「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」（『城西大学大学院研究年報』8、1992年）。Hoàng Anh Tuấn “Mạng lưới thương mại Nội Á và bang giao Hà Lan – Đại Việt (1601-1638)” *NCLS*, số 422, 2011. (「アジア域内貿易網とオランダベトナム関係（1601-1638）」『歴史研究』422号)。

<sup>229</sup> Buch W. J. M. *De oost-indische Compagnie en QuiNam--De betrekkingen der nederlandsers met Annam in de XVII<sup>e</sup> eeuw*, H. J. Paris Amsterdam, 1929. (ブッフ, W. J. M. 『東インド会社と広南—17世紀におけるオランダと安南の関係』パリ・アムステルダム、1929年)

<sup>230</sup> Li Tana Nguyễn *Cochinchina - Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Cornell University, 1998.

<sup>231</sup> Iioka Naoko “Literati Entrepreneur: Wei Zhiyan in the Tonkin-Nagasaki Silk Trade”, Ph. D. Dissertation, National University of Singapore, 2009.

<sup>232</sup> 朱印船時代の日越貿易関係についての個別の研究は皆無に近いが、拙稿（フイン・トロ



トで銀—生糸貿易に従事した。朱印船時代の終焉後は②VOC 船<sup>233</sup>（1636-1670 年代）がオランダ人によって「トンキン—長崎」間の貿易ルートで銀—生糸貿易の継続することになった。

本章では上述の①と②に、ベトナム（トンキン&広南）から発した中国ジャンク船が長崎において行った貿易を再検討する。この貿易は 17、18 世紀日越関係のなかでもっとも重要な部分を占めており、オランダ船に加えてベトナム発ジャンク船が長崎に輸出入した商品の種類や数量を分析することが必須となる。日越生糸貿易は 1655-1670 年頃に衰退期となったとの指摘があるが、本章ではベトナム発ジャンク船＝中国人商人が担った「トンキン—長崎」と「広南—長崎」間の貿易では生糸・絹織物が少なくても 1680 年代までは続き、同時にその他の商品、銅銭・砂糖・鹿皮・鮫皮・沈香・肉桂などベトナムから輸出主力商品を長崎に多量輸送したことを明らかにしたい。そして同時期は貿易が衰退したのではなく、おそらく 17 世紀末まで日越貿易は全体としては盛んであったということを主張したい。

したがって、本章の課題となるのは以下のルート③である。それは①および②の期間中においても、そして②の時代が終焉後からも③中国人によってベトナム発ジャンク船<sup>234</sup>が「トンキン—長崎」および「広南—長崎」間の貿易ルートで生糸はもちろんその他の商品も日本へ運んでいった。この貿易ルートを総体的に論じたい。

---

ン・ヒエン「朱印船時代前後の日越関係」『史学研究』第 279 号、2013 年）は、交換文書にもとづき両国の外交の推移について考察した。拙稿は徳川家康も安南船を誘致する環境を整える文書が発給していたことなどを明らかにし、年平均 3-4 隻が約銀 1,200 貫目（12 万両）の資金をもって来航し、岩生成一（『新版・朱印船貿易史の研究』吉川弘文館、1985 年）に基づき、その貿易利潤が 185 パーセント程度であったことなどを論じた。

<sup>233</sup> 広南とオランダの関係が順調ではなかったため、「銀—生糸」貿易が困難であった[Buch, *op. cit.*, pp. 10-73]。また「銀—生糸」貿易活動は 1670 年代をもって終焉したとされる(Klein, *op. cit.*, 永積前掲論文, Tuân, *op. cit.*)。

<sup>234</sup> 飯岡直子は 1636 - 1666 年の間、トンキン発中国ジャンク船がトンキン生糸を長崎に輸入した量の方が VOC トンキン商館の商船よりも多いことを指摘している [Iioka *op. cit.*, pp. 222-228]。拙稿（「1630 年代から 1700 年代まで環シナ海における日越貿易について」『中国四国歴史学地理学協会年報』9、2013）は、VOC トンキン商館の貿易が指摘された衰退期においてもベトナム発ジャンク船が生糸、絹織物の他にも、砂糖、鹿皮、鮫皮、沈香、肉桂といった主力商品を長崎に多量輸出し、貿易が 17 世紀末に至っても隆盛であった可能性を示唆した。本章は同論文を大幅に加筆修正したものである。

## 第1節 朱印船時代後の日越貿易の新たな担い手

17世紀初頭ベトナムの対日貿易は鄭阮氏両政権それぞれの対応があったが、江戸幕府の寛永令によって環シナ海における朱印船の活動は途絶することになった。

鎖国後、日越両国の交換文書は減少し、幕府の鄭氏および阮氏に対する返書は皆無となった。鄭阮両者からの文書は一方的で、最後の文書は1695年付で阮氏が幕府宛に送ったもので、内容は漂流の広南商人の返還に対して謝意を表すものであった<sup>235</sup>。両国の関係が絶えることは日本町の衰退を意味した。

しかし朱印船貿易は終わったとはいえ、直ちに両国の関係が完全に絶えることはなかった。VOCおよび中国人商人が日越両国間貿易を継承することになったからである。

日本の「鎖国」という好機に乗じて華人商人とVOCが日本商人のあとを引き継ぐかたちで日越間貿易に大きな役割を果たすことになった。華人商人は朱印船時代からもすでにベトナム貿易を行っていた。中国の閩・広（福建と広東）から順化・広南処までは3から4日の行程なので、広南と順化の港に彼らが集まることとなった<sup>236</sup>。

また、VOCは朱印船時代にも広南阮氏との交易を試みたが、結果としては両者の関係が順調ではなく<sup>237</sup>、その貿易拠点も1630年代の後半に広南からトンキンに代わった。

オランダ人が環シナ海に到達する以前から「中国絹・日本銀」貿易はポルトガル人、中国人、日本人商人によって担われた。VOCは日本貿易でポルトガルの主導権を次第に奪うことに成功したが、中国との貿易が生命線であることを認識しつつも中国の警戒により思い通りの策はとれないでいた。

そのため、VOCは中国の境域外で中国絹を入手するために「第三国」で貿易を行わなければならなかった。VOCが17世紀の最初の30年間、地理的に中国に近く、中国人のジャンク船が頻繁に来航する広南阮氏との交易を求めたのは、この「中国絹・日本銀」貿易に参入するためであった<sup>238</sup>。

中国ジャンク船を操る華人商人も広南地方に在住し、日本人商人と同じく貿易商品の調達係を担った。彼らは広南阮氏の許認を受け、「日本人町」と並びに「華人町」を建設した。VOCも日本との関係を考慮しながら商館設立を望んだが、それはVOCの、アジア域内に貿易ネットワークを築くという総合的な戦略に基づくものであった<sup>239</sup>。

<sup>235</sup> 近藤『外蕃通書』「安南国書」第14冊99頁。

<sup>236</sup> 黎貴燾『撫辺雜録』巻4、順化処 水陸連接広南の条、43葉表。

<sup>237</sup> Buch *op. cit.*, pp. 9-18.

<sup>238</sup> Tuấn *op. cit.*, p. 23

<sup>239</sup> VOCは1609年に平戸、1619年にバタヴィア、1624年にゼーランディア（台湾）に商

広南政権と VOC の最初の接触については、1602 年 4 月 5 日付書簡が残っている。これは絹専門家イエアロニムス・ウオンディアアラ Jeronimus Wonderaer がホイアン（広南）から船隊の副指揮者であったカスパイ・ホンスペアヘン Caspar Groensbergen 宛に送ったコーチシナの状況を述べた手紙である<sup>240</sup>。

VOC 設立以前にヤコブ・ファン・ネック Jacob van Neck 提督が 6 隻の船隊を引いて 1600 年 7 月にインドに、翌 1601 年 7 月にマレー半島に至った。その直後 8 月、彼はボルネオ島の北東部からマカオを経た後、チャンパ沖（現ベトナム中南部海岸）に到着した。しかし現地人が彼らのことを恐れたため、安南（広南）に止まらずパタニへ帰った。ついでネックはレ・ハーレルレム Le Harlem 号とレ・レーデ Le Leyde 号の 2 隻を商人カスパイ・ファン・ホンスペアヘン Caspar van Groensbergen に託し、中国に向うように命令した<sup>241</sup>。

しかし、航海の途中に、この 2 隻はチャンパあるいは安南の沿岸部で休憩を取ろうとした際、敵対勢力だと誤認されて 23 人が虐殺され、フロエンスベルヘン自身もしばらくの間、囚人として、ポーロチャム Pullu Cham 劬勞占（ホイアンの沖にある現クー・ラオ・チャム島）の近くにあるツーランへ連れて行かれた。そこには国王の王子が居住しており、寛大な待遇を受けたが、その後、報復としてオランダ人が海沿いの村々（？）を焼き払ったため、オランダ人は安南人に悪い印象を与えることとなった<sup>242</sup>。

ここで注目されることは広南阮潢が彼等に 2 人の女性すなわちポルトガル語、マレー語通訳者を介して接近させたことである。またこれらの商人は Toulon（安南人である）という商人を介してマンダリン（官人、阮氏の側近）に接していることである。それに、そもそもベトナムに来る目的はなかったと思われるが、ヴォンダーラエらの胡椒価格交渉に関与したのは中国人商人<sup>243</sup>であったことである。すなわち広南阮氏のもとに通事役・管理交渉役という貿易に対する姿勢を整っているように思われる。

VOC 商船の広南地方における活動はこうして始まった。一方、VOC が 1609 年に平戸において商館設立を許されてからも、アジア域内貿易ネットワーク拡大企画はとくに東南アジアに限られていた<sup>244</sup>。

1609 年に VOC は平戸に商館を置くことが許可されたことによって中国からの絹を日本へ供給することが可能となった。環シナ海貿易の主要物産は「中国絹・日本銀」であった

---

館を設立した。

<sup>240</sup> Li Tina, Anthony Reid (eds.), *Southern Vietnam under the Nguyễn; Documents on the Economic History of Cochinchina (Đàng Trong), 1602-1777*, Singapore ISEAS, 1993, pp. 6-7.

<sup>241</sup> Buch *op. cit.*, pp. 114-118.

<sup>242</sup> *Ibid.*, pp. 114-118.

<sup>243</sup> Li Tina, Anthony Reid (eds.) *op. cit.*, p. 26.

<sup>244</sup> Tuấn *op. cit.*, p. 22.

ため、1602年にVOCは誕生してからすぐに2隻を中国へ派遣した。しかし、明朝は警戒しており、オランダ人の期待とは違って中国との貿易は承認されなかった<sup>245</sup>。実際に中国での中国人商人との競争は激しかったので、中国に近い貿易港が必要となった。しかし、上述した1601年にオランダ人が起こした事件の影響は甚大であり<sup>246</sup>、安南国がVOCにチャンスをもたらす可能性は薄かった。

ところが、平戸に商館が設立されてからVOCの戦略は変わり、中国絹を購入できる広南のホイアンは、VOC—日本間の貿易を維持するための重要な拠点とみなされた<sup>247</sup>。それは1660年代まで日本が中国産品輸入のために大量の銀を輸出していたからである<sup>248</sup>。しかし1610年代には平戸においてはスペインのレアル銀貨が盛んに使われていたことから、日本の銀の輸出は盛んではなかったと推測されている。そのためVOCは1610年代まで中国生糸の確保はできなかった<sup>249</sup>。

広南との貿易進展が進まないなか、対日貿易を維持するためには、日本の輸入品の首位を占める中国産絹織物や生糸を確保することが必要であった。しかし、中国との関係はうまくいかなかったため、阮氏との貿易関係を回復させる必要があったのである。

1613/14年にヘンドリック・ブラウワーHendrik Brouwer（当時平戸商館長）がトンキンおよび広南にオランダ船2隻を送った<sup>250</sup>。しかし広南とVOCの関係は順調ではなく、ボルリも両者「コーチシナの王（阮氏）がオランダ人は海賊であるとよく理解したため、彼らの商品を奪われるのは当然であると考えている」というように不和な関係を描写している<sup>251</sup>。

平戸商館長ブラウワーはトンキンとホイアンで中国産絹と生糸を購入するための資金

---

<sup>245</sup> Buch *op. cit.*, pp. 114-118.

<sup>246</sup> *Ibid.*, pp. 114-118..

<sup>247</sup> Kato Eiichi "From Pirates to Merchants: The VOC's trading policy towards Japan during the 1620s", In: Reinhold, Karl Haellquist (ed.), *Asia Trade routes: Continental and Maritime*, London: Curzon Press, 1991, pp. 181-193. Hoàng Anh Tuấn *op. cit.*, 2011, p. 24.

<sup>248</sup> 浜下武志&川勝平太『アジア交易圏と日本工業化 - 1500-1900』（Libro社、1991年）、131頁。

<sup>249</sup> 鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』（思文閣出版社、2004年）、40-41頁。

<sup>250</sup> Buch *op. cit.*, pp. 12-13. VOCはペッパー2,931cattis (1caty = 0.61kg)、4,376 cattis のcargaisoi 象牙、布2箱、505cattis の鉛とガラス商品の箱を合わせて約9,000ギルダーの商品をもってきた。しかし、広南王に対する軽率および不名誉な主張をしたので、乗組員オランダ人1人、日本人1人が殺され、会社の商品が没収された。ほかのオランダ人1人は日本へ帰らされた。一方、『イギリス商館長日記（訳文編之上）』（東京大学史料編纂所刊行、1979年）、570頁では、鉛の値段は「1ピコル（約60キロ）＝銀の60匁」とされている。

<sup>251</sup> John Pinkerton (ed.) *A Collection of the Best and Most interesting Voyages and Travels in All parts of the world*, London, 1811, p. 796.

9,000 ギルダーを持たせた船を派遣した<sup>252</sup>。しかし、最悪の事態がオランダ商船に降りかかった。阮福源によってこの商船は奪われ、オランダ商人が惨殺されたのであった<sup>253</sup>。

ブラウワーの後継者であるジャック・スペックス Jack Specx は阮氏政権に対する損害賠償を要求するために使者を送ったが、これも拒否され、阮氏政権とのさらなる緊張関係が高まっていった。

イギリス東インド会社の商館も平戸に設立されたが、1623年には早くも日本との関係の終焉を迎えてしまった。それでも平戸商館長リチャード・コックス Richard Cocks は1613年にイギリス船をコーチシナへ派遣したが、イギリス東インド会社は安南との関係をそれ以上に進められなかった。一方、イギリス人自由商人らはトンキンと広南へ散発的に交易に赴いている<sup>254</sup>。

ポルトガル商船も1614年以降、ベトナムに関心を向けた。それは江戸幕府がキリシタン宣教師を外国に追放したからである。そしてトンキンに入ったのは1626年が最初であった<sup>255</sup>。しかし、広南阮氏は1617年に交趾に住む棄教者 (renegages=反宗教、キリスト教を指す) たちをすべて追放してしまったから、イギリス商船の来航を望んでいるとしている<sup>256</sup>。

一方、日本国内では1616年に秀忠によってVOCは平戸と長崎以外で貿易することが禁じられた。それに加えてオランダ船のもたらす生糸は一定価格で買い取るいわゆるパンカ

<sup>252</sup> Buch *op. cit.*, p. 117.

<sup>253</sup> John Pinkerton, *op. cit.*, pp. 796-797. Tuán *op. cit.*, 2011, p. 34.

<sup>254</sup> Tuán *Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*, Brill Leiden Boston, 2007, p. 53. この事件は『イギリス商館長日記 (訳文編附録)』(東京大学史料編纂所刊行、1981年)、45-46頁。1619年3月10日条によると、1614年にイギリス商館使用人テンペスト・ピーコック Tempest Peacock とウォター・カーワーデン Walter Carwarden の二人がコーチシナにおいて生命を喪失した。この事件にもかかわらず、失われたものを回復 (「1618年に館員エドモンド・セイヤー Edmond Sayer と使用人頭リチャード・キング Richard Kinge が肥後四官 (中国人商人) のジャンク船で交趾へ向かったことを指している」) しようと考えたがその努力は無駄であった。なぜなら王自身 (阮福源) と息子 (阮福瀾) や貴人たちがなかでも最大の盗賊であって、ただ取り繕った言葉とその関係への回復を求めに赴く人々の生命の危険以外、何の得るところもない次第であったからである。上記の1614年殺人事件は『イギリス商館長日記 (訳文編之上)』(東京大学史料編纂所刊行、1979年)、599頁では、ピーコックは船の災難のため溺死し、カーワーデンはジャンク船に乗って日本へ帰ったということであった。この事件については、交趾王 (阮福源) が長崎奉行の長谷川藤広に書状を送り、自らはその両商人殺害に無関係だが、イギリス商館からの賠償請求に応じる用意があるとしている。

<sup>255</sup> コーチシナへのキリスト教布教は早くも1572年にイエズス会ゴア管区のパードレ達によって着手され、フランシスコ会修士も1580年代前半に、またアウグスチノ会修士は1590年代にマカオから同地方に至って布教活動に従事した。17世紀初期のコーチシナ布教はマラッカ司教が統括し、1615年には司教代理の教区司祭フランスシスコ・ダ・コスタがフェフォ (ホイアン) に居住した (五野井隆史「イエズス会日本管区によるトンキン布教のはじまり」『史学』60(4)、1991年、91-96頁)。

<sup>256</sup> 『イギリス商館長日記 (訳文編之上)』(東京大学史料編纂所刊行、1979年)、798頁。

ド制度の対象となり<sup>257</sup>、1610年代のVOCの日本貿易の進展はみられなかった。

阮氏との接触がうまくいかなかったため、VOCの貿易拡張は難しかった。阮氏の領域内での貿易市場に参加した中国商人・日本人商人などの間では貿易競争が激しかった。それに、阮氏との関係がうまくいかなかったので、成立後のVOCはほとんど貿易上の優位を占められなかった。このため、本社からの資金を十分得ることができず、東アジア貿易網の開発が困難に陥り、中国・コーチシナとの交渉は失敗に終わった。また、他にマレー半島が貿易戦略地域として採用されたため、この段階ではコーチシナについてのVOCの関心はいまだ十分ではなかった<sup>258</sup>。

1617年の記事によると、広南においてオランダ人の商敵である中国商人及び日本商人の貿易ぶりについても述べている<sup>259</sup>。1617年に日本を出航したオランダ商船5隻が20万両(taylen = tael、両)の銀をもって交趾にやってきた。この年にVOCと広南との関係を回復するチャンスがやってきた。広南阮氏の官人がパタニならびにアユタヤオランダ商館宛にオランダ商船を招致する手紙を送ってきたのである<sup>260</sup>。そこでパタニのオランダ商館は状況を打開するため、4,000リアルrealen<sup>261</sup>を積んだアウド・ゾンネ Oude Zonne号とカウリア Galjas号の2隻をホイアンに送ったが、この2隻は指示に従わず平戸まで行ってしまい、広南との関係回復のチャンスを逃してしまったのである<sup>262</sup>。

翌1618年5月1日付のクーン宛の手紙<sup>263</sup>によれば、初代平戸商館長ヤックス・スペックス Jacques Specxが広南に商船と資金50万realenを贈ることを申し出たとある。スペックスは中国貿易を維持するために広南との貿易を促進しようとしたのである。

クーンも同様の期待を強く抱いていたが、上記の2隻アウド・ゾンネ Oude Zonne号とガ

<sup>257</sup> 永積昭『オランダ東インド会社』（近藤出版社、1981年）、91頁。

<sup>258</sup> Tuấn, *Tư liệu các công ty Đông Ấn Hà Lan và Ảnh về Kê Chợ - Đàng Ngoài thế kỷ XVII*, Nxb. Hà Nội, 2010, pp. 25-26 (『17世紀のケチョーダンゴアイ（トンキン）に関する蘭英東インド会社史料—』、2010年）。

<sup>259</sup> Colenbrander, H.T. (ed.) *Jan Pieterszoon Coen, Bescheiden omtrent zijn bedrijf in Indië, eerste deel*, 's-Gravenhage Martinus Nijhoff, 1919, p. 295. (コレンブランダー『ヤン・ピーテルスゾーン・クーン、インド領における我が社のビジネスについて』ハーグ、マルティヌスネイホフ、295頁、1617年12月18日条)

<sup>260</sup> Buch, *op. cit.*, p. 15.

<sup>261</sup> 決済貨幣はスペイン銀貨である。1606年では1real = 2ギルダー7スタファ。1622年では1real = 2ギルダー7スタファ。Buch, *op. cit.*, 1929, p. 16および『イギリス商館長日記（訳文編之上）』（東京大学史料編纂所刊行、1979年）、134頁では、1615年当時「60リアルすなわち480匁」と換算されている。同書の186頁では、1615年当時「丁銀600匁を…その分75リアルを払った」とある。要するに1リアル=8匁となる。

<sup>262</sup> (Tuấn, *op. cit.*, 2011, p. 25)、(Colenbrander, H.T., (ed.) *op. cit.*, eerste deel, p. 433)、(Buch, *op. cit.*, p. 16)。

<sup>263</sup> Buch, *op. cit.*, p. 16

ルヤス Galjas 号が乗組員の不注意で広南に寄らず日本まで渡航した<sup>264</sup>。

平戸イギリス商館長リチャード・コックスの 1618 年 2 月 21 日付け書状によれば、幕府の朱印状を受け、元和 5 年 2 月 10 日に三浦按針が平戸を出帆して安南国トンキンに到り、ヤン・ヨーステンに迎えられ、取引を終えた後、8 月末ごろ帰航した<sup>265</sup>。

また、コックスの許へ同年 8 月 4 日に届いた情報によれば、トンキンへ行ったチャイナ・キャプテン (ハウ) <sup>266</sup> のジャンク船は同地で難破したが、乗組員全員が救助された。さらにキツキン (杵築) 殿のジャンク船とセミ (佐川信利) 殿のジャンク船はともにコーチシナに到着したが、セミ殿のジャンク船は欺かれて生糸代金のうち 70 貫目を盗まれたという<sup>267</sup>。

1621 年 1 月にコックスの渡海朱印状を借用した李旦のジャンク船がトンキンへ、伊丹屋治右衛門のジャンク船船長ヤコベ・サンデ Jacobe Sande が交趾 (コーチシナ) へ向かった<sup>268</sup>。またこの年にテン・ブルッケ (ブルック、名不詳) 等が耶揚子船<sup>ヤン・ヨーステン</sup>で広南へ向かった。広南阮氏は 1624 年にもバタヴィアのオランダ商館に手紙と贈物を送って、オランダ商船が積極的にツーランとホイアンへ寄港することを要請した。中国チンチェウ (漳州) からのジャンク船もバタヴィアへ入港するだけでなく、1626 年 1 月には中国ジャンク船 4 隻がコーチシナに向かい、他の東南アジア諸地域にも約 100 以上の船が生糸その他高価な商品を多く搭載して渡航した<sup>269</sup>。

広南におけるオランダの貿易は 1630 年代になっても試みの段階に過ぎなかった。1633 年にパウルス・トロウデニス Paulus Traudenius とフランソワ・カロン François Caron が船長をつとめるオランダ商船 2 隻が資金 278,000 ギルダーをもってホイアンまでやってきた。

<sup>264</sup> Buch *op. cit.*, pp. 16-17. しかし反対で『イギリス商館長日記 (訳文編之下)』(東京大学史料編纂所刊行、1980 年)、323 頁では、オランダ小型帆船ハリアス Gljas 号を交趾シナへ派遣したが、同地に彼らは 3 日と滞泊しなかったけれども、そこへはシナのジャンク船が 6 隻入港して、オランダ船はこの中国ジャンク船を捕獲し、そして連れ去ったとあり、事実に食い違いがある。

<sup>265</sup> 『イギリス商館長日記 (訳文編附録)』(東京大学史料編纂所刊行、1981 年)、10-11 頁では、同年イギリス商館の館員エドモンド・セイヤー Edmond Sayer と使用人頭リチャード・キング Richard Kinge が肥後四官 (中国人商人) のジャンク船で交趾へ向かったが目的が達成できず帰航したとある。『イギリス商館長日記 (訳文編之上)』(東京大学史料編纂所刊行、1979 年)、677-678 頁では、長崎奉行長谷川藤広が三浦按針に交趾王 (広南阮氏) 宛の書状を委託し、またこの船に修道士アポナリオという人物が便乗するつもりだったが許されなかったという。

<sup>266</sup> チャイナ・キャプテンは中国人船長であるが、詳細不明。

<sup>267</sup> 『イギリス商館長日記 (訳文編之上)』(東京大学史料編纂所刊行、1979 年)、379 頁。杵築殿、佐川信利殿は平戸藩の重臣である。

<sup>268</sup> 『イギリス商館長日記 (訳文編之下)』(東京大学史料編纂所刊行、1980 年)、567-732 頁。

<sup>269</sup> 村上直次郎訳『バタヴィア城日誌』第 1 輯 (平凡社、2003 年)、84 頁。

この時のオランダに対する広南阮氏の待遇はよかったが、ホイアンにいる日本商人および中国商人に対して交易の面で競争できなかつたため、持って来た資金は使い切れず、その残りは台湾へ送ることになった<sup>270</sup>。

中国ジャンク船は1631年に5隻が交趾に向かった<sup>271</sup>。その前年の1630年に、コーチシナの大使<sup>272</sup>が中国人三官という銀吹師の船に乗り、日本まで来たが、皇帝（＝将軍）に謁見できず、帰国した<sup>273</sup>。

1632年には、VOCがポルトガルから拿捕した船がベトナム海岸へ漂着するという事件があった。慣例では漂流船や商品すべてが没収され、乗組員は入獄ということになるが、阮福源はこれを許し、中国ジャンクに付き添わせて彼らをバタヴィアへ帰らせると同時に、バタヴィア総督宛に事情報告書と交易のため来航を促す招待状を送った<sup>274</sup>。

翌1633年にバタヴィアからオランダ商船がホイアンに到着した。上席商務員パウルス・トラウデニスが広南を去る際には、商務員補および水夫である日本人頭人（Domigo<sup>275</sup>）の不適切な処置により未だに売捌くことができない鉛150ピコル（約9トン）が残っているが商況は好く、日本の銭即ち銅銭の需要は甚だしく、持って来た資金の大部分は広南金（200テール）、内地の生糸、鉄その他の広南および中国商品に換えうる状況であった<sup>276</sup>との記述がある。

同年11月13日にVOCはコーチシナへ派遣したヤハト船ゼーブルフ号（翌年2月、中国艦隊からの攻撃で破壊寸前の状況）とジャンク船広南号2隻に資金132,986ギルダーをレアル貨と日本ソーマ銀で積込んだ。この航海は会社の利益となる取引を行うことと同地において貿易を試みるためであった。この2隻の貿易資金追加のためにさらに4,000レアルが追加交付された<sup>277</sup>。同年の広南の貿易状況はまだ必ずしも好い方向にむかっていたわけではないが、オランダは広南仮商館設置を許された<sup>278</sup>。これはVOCにとって貿易拡大のチャンスであった。

翌1634年、ホイアン商館長アブラハム・ダイケル Abraham Duijcker の要請によって、オ

<sup>270</sup> Buch *op. cit.*, 1929, p. 23.

<sup>271</sup> 村上直次郎訳前掲書、第1輯、106頁。

<sup>272</sup> この人物についての情報は不詳。

<sup>273</sup> 永積洋子訳『平戸オランダ商館長の日記』第1輯（岩波書店、1980年）、317頁。VOCは毎年この三官という人物と銀を交換している。

<sup>274</sup> Tuán, *op. cit.*, p. 25.

<sup>275</sup> 岩生成一『南洋日本町の研究』（岩波書店、1978年）、48頁。

<sup>276</sup> 村上直次郎訳前掲書、第1輯、162-163頁。

<sup>277</sup> 同前、159-160頁。さらに同書の229頁では、この商船がダイケルの渡航免状を所持したが、澎湖諸島周辺で暴風に遭い、海を遂げる不可能のため風に任せて広南に戻ったとある。

<sup>278</sup> 岩生前掲書、1978年、49頁。



ランダ商船が商品を積載しホイアンにやってきた。1月7日にヤハト船フェンロー号がタイオワンより出航し、同30日にトロン（現在ダナン市）湾に出て広南に到着した。このフェンロー号が日本およびタイオワンより14,400ギルダ―11ストイフェルにも上る商品とスホイト貨100テールを貿易のために搭載して広南に至った<sup>279</sup>。

だが、『バタヴィア城日誌』の1634年5月14日の条では「広南貿易にのみ用いるべき日本銭を買い入れる契約については、得た収益が少ないため広南貿易額を少なくし、（中略）また会社の大きな不名誉な事件が発生したため、広南貿易を中止するのはやむを得ず」とあり、さらに「会社は昨年（1633）広南において遭遇した不幸に対して強力をもって広南国および人民に復讐するときは、日本において新たな困難および不幸をひき起こすかどうか、また日本にいる会社の良友に対して悪いことであるかどうかを考える」とある<sup>280</sup>。

それでも5月25日に、バタヴィア総督はアウデワテール Oudewater 号を広南およびタイオワン経由で日本へ派遣し、広南貿易のための銭を送った。そしてその銭を広南にいる上級商務員ダイケルに交付し、なるべく早めに売捌き、金銀または生糸に替え、タイオワンへ輸送するよう通達している<sup>281</sup>。

さらに、VOCは暹羅に向かう商船のブライスワイク号を広南へ派遣し、ダイケルに貿易状況を長官プットマンス宛に報告するように連絡させている。ブライスワイク号は9月2日ダイケルを乗せてタイオワンに到着した。彼によると、バタヴィア総督の書翰および贈物を広南の王に呈し、広南王が貿易を許し、また商館を建設すべき所を与えてくれたとのことである。

当時トロン湾にはすでにその他のオランダ商船3隻がいた。フェンホイゼン Venhuijsen 号、スハーヘン Schagen 号、及びスヒップ船グローテンブルーク Grootenbroek 号がそれで、7月20日にトロン湾を出てタイオワンに向かった。グローテンブルーク号はトロン湾において現金・胡椒・その他（価格にして63,690ギルダ―18ストイフェル8ペニングに上る）の貨物を搭載して台湾へ向かった<sup>282</sup>。しかし、残念ながらこのグローテンブルーク号は途中パラセル Pracel 諸島にて海難に遭い、搭載商品を失い、上級商務員ヤン・デ・ソーメア Jan de Sormeau その他8名が命を落とした<sup>283</sup>。

<sup>279</sup> 村上前掲書、第1輯、93頁。

<sup>280</sup> 同前、193頁。

<sup>281</sup> 同前、198-199頁。

<sup>282</sup> 同前、216頁。

<sup>283</sup> ブーフ (Buch, *op. cit.*, 1929, p. 35) およびトゥアン (Tuán, *op. cit.*, p. 26) によれば、このグローテンブルーク号が海難に遭った後、商品 23,580ギルダ― (ブーフは 23,580 rijksdaalders であったとし、1 rijksdaalders = 2.4ギルダ―とする) 相当を当地の官人に没収され、また生き残った13人が悪い待遇を受けたという (Buch, *op. cit.*, p. 36)。

翌 35 年にもオランダ商船 3 艘が相次いで広南にやって来ている<sup>284</sup>。しかし、ホイアンではオランダは日本人商人に圧倒されて交易は順調にいかず、小規模の資金と 2 人の従業員をホイアン商館に置き、その存在を維持するのみの状態であった<sup>285</sup>。

それでも 33 年 4 月 4 日のヤハト船デル・グース号の船長の報告によると、漳州において貿易をすることは不可能で、取引先の一官(李旦の子)は全く貿易に同意しなかったので、中国人に託すことを躊躇し、さらに厦門港でもこの取引は禁止され<sup>286</sup>、中国人商人との貿易が緊張状態になりながらも、一方で日本貿易の状況は好ましいもので、日本に輸出した商品の売れ行きは良好で、大いなる利益を収めることができた<sup>287</sup>とある。

1635 年に日本人商人では平野藤次郎と末吉孫右衛門が東京渡海朱印状を、茶屋四郎次郎と末次平蔵が交趾渡海朱印状を受け取っている<sup>288</sup>。1635 年も朱印船渡航の最後の年となった。これは朱印船制度が VOC の陰謀によるものであった<sup>289</sup>。これによって日本は「鎖国」体制に入った。オランダ人はこれを機とし、広南から商館を退けると同時にトンキンに商館を置くことに成功した。オランダ人と日本人がいなくなっても広南の貿易が衰弱したわけではなく、それ以降も広南における中国ジャンク船の活動を無視することはできない。

鎖国後に、VOC がトンキンに拠点を置いたため、トンキン—長崎間貿易が維持され、多くの商品をトンキンから長崎に運んで行った。一方、中国商人もトンキンのみならず、広南阮氏からも特別な待遇が与えられた<sup>290</sup>。

ここに日越貿易において新たな担い手オランダ勢力が再出現し、勢力を拡大してゆく中、中国国内では、明朝の貿易管理の力が徐々に衰えてきたため、中国の海沿いに多様な辺境勢力が出現するようになり、のち華夷変態＝明清交替とつながった<sup>291</sup>。

第 2 章で論じたように、朱印船時代に交換された日越間文書からみると、広南阮氏の方が海外貿易に対してトンキン鄭氏よりも積極的であったことが知られる。しかし鎖国以降、オランダ船が「トンキン—長崎」間貿易に特化した。そのため、オランダ人が「トンキン—長崎」間貿易は 1670 年に完全に終焉を迎え、それ以降衰退したことが通説になっている

<sup>284</sup> Dương Văn Huy, "Quản lý ngoại thương của chính quyền Đàng Trong thế kỷ 17-18", *Nghiên cứu Đông Nam Á* số 12, 2007, p. 52 (ズオン・ヴァン・フイ「17-18 世紀のダンチョン政権の貿易管理」『東南アジア研究』12、2007 年)。

<sup>285</sup> Tuấn, *op. cit.*, p. 25.

<sup>286</sup> 『バタヴィア城日誌』第 1 輯、147-148 頁。

<sup>287</sup> 同前、155-156 頁。

<sup>288</sup> 永積洋子訳『平戸オランダ商館長の日記』第 3 輯、(岩波書店、1980 年)、103 頁。

<sup>289</sup> 永積洋子『近世初期の外交』(創文社、1999 年)、83-90 頁。

<sup>290</sup> Borri, *op. cit.*, pp. 96-98.

<sup>291</sup> 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」(『岩波講座世界歴史』13、岩波書店、1998 年)。

中国ジャンク船について永積洋子は中国ジャンク船がトンキン生糸を日本に大量に輸出したと述べている<sup>293</sup>。同様に、飯岡直子も魏之琰（魏九使）のトンキン—長崎間貿易について詳細に分析している<sup>294</sup>。

これらの先行研究では、鎖国後の分析対象をトンキン市場に集中し、かつ生糸を考察の中心としてきた。そのため、ベトナムからの他の商品輸出量の比率や重要性への注目が不足していると言わざるをえない。

それに当該期ベトナムにおいては、オランダ船のみならずベトナム発のジャンク船が長崎に運んだ商品も少なくなかった。当該期のベトナムにおいては、オランダ船が担った「トンキン—長崎」間貿易とベトナム発ジャンク船が担った「広南・トンキン—長崎」間貿易が同時に行われていたのである。

次節では当該期の日越貿易関係に関わったオランダ人が担った「トンキン—長崎」間貿易に加えて中国商人が担った「広南・トンキン—長崎」間貿易を検討し、当該期の日越貿易の実態について論じたい。

---

<sup>292</sup> クライン (Klein, op. cit.) および (永積前掲論文、21-46 頁)、(Tuấn, “Mạng lưới thương mại Nội Á và bang giao Hà Lan – Đại Việt (1601-1638)” NCLS, số 422, 2011 (「アジア域内貿易網とオランダベトナム関係(1601-1638)」『歴史研究』422 号) ) .

<sup>293</sup> 永積前掲論文、21-46 頁。

<sup>294</sup> Iioka Naoko, “Literati Entrepreneur: Wei Zhiyan in the Tonkin-Nagasaki Silk Trade”, Ph. D. Dissertation, National University of Singapore, 2009.

## 第2節 17、18世紀の日越貿易関係の実態

オランダはベトナム各地から生糸を調達し、日本で売却した。ベトナムは国内事情に従い、とくに武器（大砲）等を輸入し、軍備増強の<sup>295</sup>ために広南阮氏およびトンキン鄭氏（禁教しながら）が貿易且つ布教目的を兼ねるポルトガル人との交易を許した。

周知のとおり、17世紀初めから1630年代までのベトナム貿易の主役は朱印船貿易家であった。「鎖国」後にVOCならびに在越中国商人がそれにとって代わり貿易の中心となった。日本の「鎖国」に続き明清交替も起こり、それまでアジア域内貿易に関わっていた商船に大きな影響を及ぼした。しかしVOCのトンキン商館の貿易は1670年代以降衰退し、1700年にトンキンから完全に撤回することになった。18世紀に入ると在ベトナムの中国商人も、正徳新例といった信牌令が発足されて以降、ベトナムのみならず、東南アジアから日本へ発船するジャンク船の規模は小さくなり、18世紀の日越貿易は断続的な状況となった。

こういった流は海域アジア史の近世前期の後半（17世紀初頭まで）と近世後期（17世紀中葉から）にあたる。つまり海域アジアにヨーロッパ勢力が台頭することと日本人がアジア進出すること、そして海域アジアにおける交易バブルを生んだ。ベトナムもこの交易バブルに包まれ、周辺から来航した外国商船の商品等の売買によって、ベトナム国内の経済に影響を与えたに違いないであろう。一方、ベトナムからの産品も日本といったもっとも大きな市場で消費された。こういった双方の流れを検討したい。

### (1) ベトナムから長崎へ来航船数

朱印船時代、1604-1635年の渡海朱印船の総数356隻<sup>296</sup>のうち、ベトナムへの来航船の数はおよそ130隻で、全体の約36.5%を占め、これはすなわち年平均4隻の朱印船がベトナムに来航したことになる。

日本に初めてベトナム発とされる「交趾」船が入港したのは文禄4（1595）年と記録されている<sup>297</sup>。『通航一覽』では「交趾船」は唐国福州、漳州等の船が交趾へ行き産物を調達してから日本に来るジャンク船であり、トンキン船等も同様であると解説している<sup>298</sup>。しかし、すべてそうであるとは限らず、トンキン発ジャンク船および広南発ジャンク船もいた

<sup>295</sup> 五野井前掲論文、96頁。

<sup>296</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、347頁。

<sup>297</sup> 林復斎『通航一覽』巻171（清文堂出版社、1967年）、480頁。

<sup>298</sup> 同前、巻171、481頁。

のではなからうか<sup>299</sup>。

17 世紀の長崎にベトナムから来航するジャンク船はオランダ商船の他にベトナム発ジャンク船すなわちベトナムに貿易拠点を置いて同地から出帆したジャンク船であったとも思われる。

周知のように、近世期では中国ジャンク船が長崎に来航した数は少なくない。【図表①】によれば中国ジャンク船が計 804 と圧倒的に多く、その次にベトナム発ジャンク船が 87 隻であり、カンボジア船が 37 隻、そしてシャム、台湾と続く。

寛永 10 (1633) 年に第 1 回の鎖国令が出されて以後、中国船の来航は急激に増え始める。すなわち【図表①】では中国船の長崎来港船数は寛永 11 年に 36 隻、12 年に 40 隻、14 年に 64 隻、16 年に 93 隻、17 年に 74 隻、18 年に 97 隻となる。とくに寛永 14 (1637) 年以降の急増は、それまでポルトガル人に依存していた商品を大量にもたらすように要望されたことと密接な関係があると思われる<sup>300</sup>。

しかし 1640 年代にはいつてからは中国からのジャンク船の長崎来航は激減する。これは幕府によって 1639 年から出された奢侈禁止令のためで、庶民に絹織物の着物着用を禁じたからであった。また、輸入面でも生糸各種を多く輸入していたため売行きが悪く、価格も暴落し、そのため中国ジャンク船が激減したのであった<sup>301</sup>。

その後、1650 年代からは、中国発ジャンク船が長崎に年平均 40 隻程度の来航となっていた。一方、ベトナム発ジャンク船は年に 5 隻足らず来航するが、1650 年に 10 隻以上に上り、1660 年代までほとんど毎年長崎に来航している。

1660 年代になると、中国船の日本来航船数が激減している。これは清朝が鄭氏に対する対策であった遷界令が適応され、海上貿易が禁止になったためである。この禁止令は 1680 年代まで続いた。この遷界令のなかでも、ベトナムから発した商船（ジャンク船）は 1670 年以後も長崎に来航していたことが確認できる。

【表⑤】によれば、1675 年から 1724 年までの間に 98 隻がトンキンおよび広南（安南）から長崎に来航したことがわかる。トンキン船は 26 隻で、広南船は安南船を含めて 72 隻となっている。当該期間中、とくに 1680 年代から 1690 年代終わりごろまでは多い年に 6-7 隻が長崎に来航したが、1700 年代になると、ジャンク船の数は減少している。とくに正徳新例が 1715 年に出された後、長崎に来航する奥船<sup>302</sup>（東南アジア発ジャンク船）は激減し

<sup>299</sup> 商船の出帆地はつまり出帆地＝商船の船籍とみなす場合もありうる。

<sup>300</sup> 前掲『唐船輸出入品数量一覧』、8 頁。

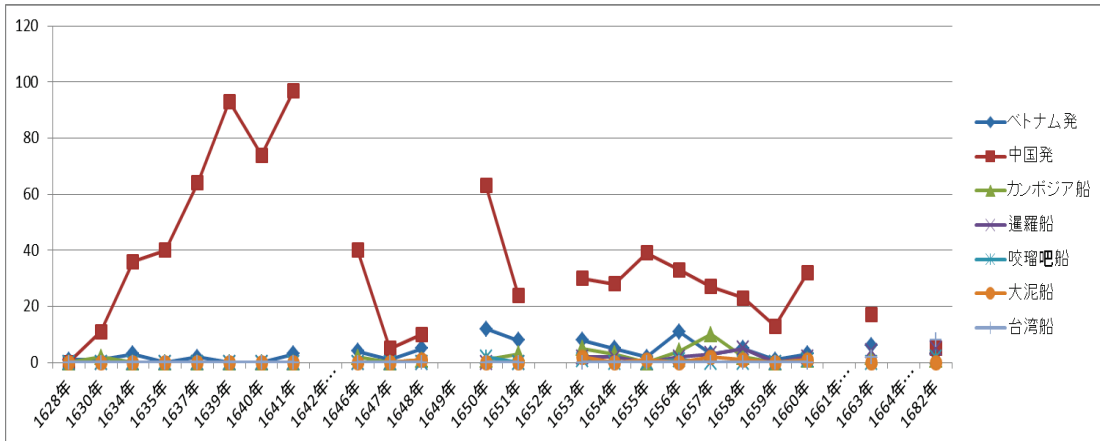
<sup>301</sup> 同前、9 頁。

<sup>302</sup> 唐船のうち、長崎に来航して貿易する商船は 3 種類に分けられた。

奥船＝トンキン・広南・占城・柬埔寨・暹羅・バタヴィアの遠国東南アジア諸国の商船。

【図表①】長崎来航船数（1628-1682年）

	1628年	1630年	1634年	1635年	1637年	1639年	1640年	1641年	1642年 ~45年	1646年	1647年	1648年	1649年	1650年	1651年	1652年	1653年	1654年	1655年	1656年	1657年	1658年	1659年	1660年	1661年 ~62年	1663年 ~81年	1682年	計	
ベトナム発	1	1	3	nd	2	nd	nd	3		4	1	5		12	8		8	5	2	11	3	5	1	3	6		3	87	
中国発	nd	11	36	40	64	93	74	97		40	5	10		63	24		30	28	39	33	27	23	13	32	17		5	804	
カンボジア船	nd	2	nd	nd	nd	nd	nd	nd		2	nd	1		1	3		5	3	nd	4	10	2	nd	1	2		1	37	
暹羅船	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd		nd	nd	nd		nd	nd		2	2	nd	2	3	5	nd	2	4		5	25	
咬増吧船	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd		nd	nd	nd		2	nd		1	nd	nd	1	nd	nd	nd	1		nd		2	7
大泥船	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd		nd	nd	1		nd	nd		2	nd	1	nd	2	1	nd	1	nd		nd	8	
台湾船	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd		nd	nd	nd		nd	nd		nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	2		8	10



出典：『平戸オランダ商館長の日記』、『唐船輸出入品数量一覧』より作成

中奥船＝福建・広東・広西の所からきた商船。  
口船＝南京・寧波など比較的長崎に近い所からきた商船。

【表⑤】長崎に来航したベトナム発ジャンク船数（1675-1724年）

	頁	番船、船名	東京	広南	安南
上册	卷3	延宝3（1675）乙卯年			
1	109	・2番 東京船	1		
	126-127	・22番、広南船		1	
	卷5	延宝5（1677）丁巳年～延宝6（1678）戊午年			
2	208-209	・13番 東京船	1		
	卷6	延宝6（1678）戊午年			
3	274	・21番 広南船		1	
	卷7	延宝7（1679）己未年～天和元年（1681）辛酉			
4	316	・25番 東京船	1		
	卷8	天和2（1682）壬戌年～天和3（1683）癸亥年			
5	343	・4番 東京船	1		
6	388	・15番 広南船		1	
7	390	・16番 広南船		1	
8	392	・17番 広南船		1	
	卷9	貞享元年（1684）甲子			
9	417	・2番 東京船	1		
10	420	・4番 東京船	1		
11	430	・10番 広南船		1	
12	430	・11番 広南船		1	
13	432	・12番 広南船		1	
	卷11	貞享3年（1686）丙寅			
14	607	・71番 東京船	1		
15	608	・72番 東京船	1		
16	609	・73番 広南船		1	
17	612	・78番 広南船		1	
18	623	・87番 広南船		1	
19	634	・94番 広南船		1	

中冊	卷15	貞享5 (1688) =元禄元年 戊辰			
20	1034	・185番 広南船		1	
31	1048	・186番 広南船		1	
32	1052	・189番 安南船			1
33	1054	・191番 広南船		1	
34	1057	・193番 広南船		1	
	卷16	元禄2 (1689) 己巳年			
35	1108	・37番 広南船		1	
36	1113	・42番 東京船	1		
37	1115	・44番 東京船	1		
38	1131	・56番 広南船		1	
39	1148	・69番 広南船		1	
40	1153	・73番 広南船		1	
	卷17	元禄3 (1690) 庚午年			
41	1185	・14番 広南船		1	
42	1213	・39番 東京船	1		
43	1275	・82番 東京船	1		
44	1284	・87番 東京船	1		
45	1289	・89番 広南船		1	
46	1291	・90番 広南船		1	
	卷18	元禄4 (1691) 辛未			
47	11305	・7番 広南船		1	
48	1313	・14番 広南船		1	
49	1316	・18番 東京船	1		
50	1396	・89番 広南船		1	
51	1397	・90番 広南船		1	
	卷19	元禄5 (1692) 壬申年			
52	1471	・59番 東京船	1		
53	1482	・68番 広南船		1	
	卷20	元禄6 (1693) 癸酉			
54	1516	・17番 広南船		1	
55	1519	・19番 広南船		1	
56	1521	・21番 広南船		1	
57	1527	・26番 広南船		1	
58	1565	・58番 東京船	1		
59	1574	・65番 広南船		1	
60	1575	・66番 広南船		1	
61	1608	・81番 広南船		1	
	卷21	元禄7 (1694) 甲戌年			
62	1635	・27番 広南船		1	
63	1684	・67番 広南船		1	
64	1691	・73番 広南船		1	
	卷22	元禄8 (1695) 乙亥年			
65	1713	・11番 広南船		1	
66	1717	・15番 広南船		1	
	卷23	元禄9 (1696) 丙子年			
71	1803	・48番 広南船		1	
72	1806	・49番 広南船		1	
73	1808	・50番 広南船		1	
74	1810	・51番 広南船		1	

下冊	卷24	元禄10 (1697) 丁丑			
75	1933	・86番 東京船		1	
76	1945	・98番 広南船			1
	卷25	元禄11 (1698) 戊寅年			
77	1968	・14番 広南船			1
78	1974	・21番 広南船			1
79	1978	・24番 広南船			1
80	1979	・25番 東京船		1	
81	2009	・56番 広南船			1
82	2020	・68番 広南船			1
83	2022	・70番 東京船		1	
	卷26	元禄12 (1699) 己卯年			
84	2065	・37番 東京船		1	
85	2087	・60番 広南船			1
86	2089	・61番 広南船			1
87	2090	・62番 広南船			1
	卷30	元禄16 (1703) 癸未年			
88	2345	・80番 広南船			1
	卷31	元禄17 (1704) =宝永元年 癸未			
89	2412	・83番 広南船			1
90	2413	・84番 広南船			1
	卷32	宝永2 (1705) 乙酉~4 (1707) 丁亥年			
91	2434	・87番 広南船			1
92	2435	・88番 広南船			1
93	2451	・46番 広南船			1
	卷33	宝永5 (1708) 戊子年			
94	2580	・101番 東京船		1	
95	2581	・102番 東京船		1	
96	2581	・103番 広南船			1
	卷34	宝永6 (1709) 己午年~7 (1710) 庚寅年			
97	2677	・49番 広南船			1
98	2679	・51番 広南船			1
99	2680	・52番 東京船			1
	卷35	正徳元年 (1711) 辛卯~享保2 (1717) 丁酉			
100	2689	・55番 東京船			1
101	2690	・62番 東京船			1
102	2715	・4番 広南船			1
	崎港商説巻一 享保2~3 (1718) 戊戌				
103	2728	・広南			1
104	2771	・20番 広南船			1
	崎港商説巻二 享保3~4 (1719) 己亥				
105	2824	・33番 広南船			1
106	2854	・34番 広南船			1
	崎港商説巻三 享保5 (1720) 庚子~7 (1722) 壬寅				
107	2892	・27番 広南船			1
108	2900	・3番 広南船			1
109	2917	・29番 広南船			1
	卷37 享保7 (1722) 壬寅~享保9 (1724) 甲辰				
110	2989	・29番 広南船			1
	補遺 松平家本 華夷変態巻二				
111	3000	・15番 東京船			1
	計			98	26 71 1

出典：『華夷変態』より作成



た。この新例は幕府の17世紀後半における来船の船数・貿易高の制限などの貿易政策を引き継いだものである。

正徳新例において開始された信牌制度は、長崎に来航する中国ジャンク船の出帆地を定め、その出帆地と貿易額を規定した。この信牌をもつジャンク船が貿易を許され、この制度は安政の「開国」まで継続された<sup>303</sup>。しかし、この新例の発布以来、奥船が長崎に来なくなったため、1723年には長崎を出航するジャンク船の船主に、トンキン・占城・柬埔寨からの来航を許可する信牌を追加的に発給している<sup>304</sup>。そのため、1724-1735年には奥船の来航船数は年平均6-7隻まで上昇した。

そのことは【表⑥】に示したように、1716-1735年には東南アジア諸国からの船（奥船）がまだ年に3-5隻程度長崎に来航していることから明らかであろう。この表の典拠となった「長崎渡来唐人事蹟及び唐船主摘録」<sup>305</sup>には、正徳5（1715）年から享保年間を経て元文3（1738）年までの間の長崎に来航したジャンク船およびその船主についての記録が残る。またトンキンおよび広南からのジャンク船の詳細が「唐船進港回棹録」中にある。それらを示したのが【表⑦】および【表⑧】である。

ちなみに【表⑦】には、該年のジャンク船の出港地および船主名、信牌有無のことも示されており、これに下記の【表⑧】が情報をさらに補足するかたちになっている。

【表⑦】によると、1715年に長崎に来航した広南船の船主名は陳啓登であり、彼が無信牌であったが6月12日に入港を申し出ている。しかし【表⑧】に示したようにこの年、別の人物郭亭統に信牌が与えられている。

該年に来航した船が次の年に再び来航したい旨の願いがあった場合、それに応じて長崎奉行が信牌を発行するが、信牌の授与まではたいてい4ヶ月ほど待つことになる。それ以上1年も待つジャンク船も少なくなかった。

たとえば、享保7（1722）年正月13日に32番董宜叶の広南船が前年度の信牌をもって入港した。しかし、ジャンク船とともに彼が帰国したのは翌年正月25日に信牌を受領してからであった。

信牌を得たジャンク船が再び来航することができなければ、その受領した信牌を他のジャンク船に譲ったりして、あるいは代理の者が来船したりすることもある。享保12（1727）

<sup>303</sup> 大庭脩編『享保時代の日中関係史料』（関西大学東西学術研究所資料集 9-2、関西大学出版会、1986年）、355-356頁。

<sup>304</sup> 島田竜登「唐船来航ルートの変化と近世日本の国産代替化 - 蘇木・紅花を事例として -」（『早稲田経済学研究』49号、1999年）、60頁。

<sup>305</sup> 長崎県立長崎図書館所蔵「渡辺文庫」。

【表⑥】 18世紀長崎来航唐船数の動向

年次	口船数 (A)	中奥船数 (B)	奥船数 (C)	唐船全数(A+B+C)
1716-1720	111	37	15	163
1721-1725	91	32	20	143
1726-1730	100	39	36	175
1731-1735	87	31	32	150
1736-1740	29	4	4	37
1741-1745	47	11	9	67
1746-1750	26	17	4	47
1751-1755	62	18	4	84
1756-1760	30	7	1	38
1761-1765	53	1	2	56
1766-1770	52	3	3	58
1771-1775	41	0	0	41
1776-1780	38	0	0	38
1781-1785	56	0	0	56

出典：島田竜登「唐船来航ルートの変化と近世日本の国産代替化 - 蘇木・紅花を事例として -」（『早稲田経済学研究』49号、1999年）より作成。来航唐船数には出帆地不明な唐船は除かれている。

【表⑦】長崎来航ベトナム発ジャンク船数一覧（1715-1733）

頁	No.		東京	広南
		<b>正徳5(1715)乙未年</b>		
67	1	・1番 広南 陳啓登 本年6月12日 進港 無牌 (厦門1、広東1、バタヴィア1、台湾2、暹羅1) 計:7隻		1
		<b>正徳6(1716)丙申年 (7月改元享保)</b>		
68	2	・4番 広南 郭享統・陳啓登 本年10月初3日 帶申牌 進港。丁酉4月初9日 領西牌回棹。 (台湾2、広東1、バタヴィア1、厦門2) 計:7隻		1
		<b>享保2(1717)丁酉年</b>		
60	3	・30番 広南 郭享統 本年10月初6日 帶西牌進港。戊戌6月10日 領戊牌回棹。 計:43隻		1
		<b>享保3(1718)戊戌年</b>		
70	4	・[村]33番 広南 郭享統 本年11月17日 帶戊牌進港。己亥7月12日 領亥牌回棹。 計:40隻		1
		<b>享保4(1719)己亥年</b>		
72	5	・[村]33番 広南 (郭享統牌) 郭享聯 本年11月25日 帶亥牌進港。庚子7月26日 領丑牌回棹。(丑=1721年) 計:37隻		1
		<b>享保5(1720)庚子年</b>		
73	6	・[村]127番 広南 (新加 陳祖觀牌 改港門寧波劉有病不出) 陳堪瓏 本年7月初7日 帶亥牌進港。辛丑4月15日 領卯牌回棹。 計:36隻		1
		<b>享保6(1721)辛丑年</b>		
74	7	・3番 広南 (董宜日牌) 董宜叶 本年2月15日 帶子牌進港。本年9月初5日 回棹。		1
75	8	・[劉]29番 広南 (郭享聯牌) 陳啓輝 本年12月12日 帶丑牌進港。壬寅4月25日 領卯牌回棹。 計:33隻		1
		<b>享保7(1722)壬寅年</b>		
77	9	・[劉]32番 広南 董宜叶 癸卯正月13日 帶寅牌進港。甲辰正月25日 領辰牌回棹。 計:33隻		1
		<b>享保8(1723)癸卯年</b>		
79	10	・[村]129番 広南 郭享聯 本年12月13日 帶卯牌進港。甲辰10月13日 領巳牌回棹。 計:34隻		1
		<b>享保9(1724)甲辰年</b>		
79	11	・[劉]12番 東京 翁聖初 本年12月24日 帶卯牌進港。乙巳3月初7日 領巳牌回棹。 計:13隻		1
		<b>享保10(1725)乙巳年</b>		
80	12	・[村]5番 東京 吳子明・吳子衡 本年2月初3日 帶辰牌進港。本年5月初9日 領午牌回棹。(106頁文書参照)		1
80	13	・[村]15番 広南 董宜叶 本年6月29日 帶辰牌進港。午2月17日 領午牌回棹。 (此船ノ客何彌禮二丁未四ヲ給劉書本王君貽ノ票系也) (111頁文書参照)		1
81	14	・[村]17番 東京 翁聖初 本年7月20日 帶巳牌進港。午2月18日 領丁未牌回棹。 (23番ノ財副朱孔音寧波丁未五ヲ給劉(劉)書) (112頁文書参照)		1
		<b>享保11(1726)丙午年</b>		
82	15	・[村] 広南 鍾聖玉 本年25番之代船主 本年11月16日 領臨時丁未牌回棹。 ([劉]25番 寧波 鍾聖玉(鐘鏡揚此名) 本年10月9日 帶午牌進港。未2月20日 領戊申牌回棹。)		1
83	16	・[劉] 広南 董昌來 右29番之客(寧波・林浩西・魏益卿・鄭孔彰) 新給本港丁未を本船ヨリ回棹。 (是ハ董宜叶ノ弟也兄董宜叶漂没不知何地。今願二依テ給テ)		1
84	17	・38番 東京 吳子明・吳子衡 本年12月24日 帶午牌進港。未4月29日 領甲牌回棹。(121頁文書参照) 計:42隻		1
		<b>享保12(1727)丁未年</b>		
85	18	・20番 広南 鍾觀天(鍾聖玉代 不給牌) 本年6月21日 帶未牌進港。申2月初4日 回棹。(130頁文書参照)		1
85	19	・[村]21番 広南 (郭享聯讓) 陳振裕・陳大成 本年6月21日 帶巳牌進港。申2月初4日 回棹。(131頁文書参照)		1
85	20	・[野]22番 東京 (翁聖初讓) 翁漢陽 本年6月21日 帶未牌進港。申正月晦日 領己酉牌回棹。(132頁文書参照)		1
86	21	・[河]42番 広南 (董昌來代) 吳子明 本年12月26日 帶未牌進港。申9月24日 領庚戌牌回棹。 計:42隻		1
		<b>享保13(1728)戊申年</b>		
87	22	・[村]19番(11月23日 收入番内) 広南 鄭大成 本年6月13日 無牌乘象進港。酉3月24日 領庚戌牌回棹。 (3月20日 願二因テ牌ヲ給テ外二漢文御渡被遊候)。(村給暹羅牌文句船隻内該暹羅港門一艘以補丁未年暹羅港門之欠、20日 領牌、24日 回棹。)		1
87	23	・[野]22番 東京 (吳子明代) 吳子衡 本年12月19日 帶申牌進港。己酉五月初1日 領戊牌回棹。 計:22隻		1
		<b>享保14(1729)己酉年</b>		
88	24	・[村]17番 東京 翁漢陽 本年10月28日 帶酉牌進港。戊5月12日 領辛亥牌回棹。		1
89	25	・[村]29番 広南 (邵又張讓) 吳子衡・黃西山 本年12月10日 帶申牌進港。戊9月24日 領壬子牌回棹。(牌名改黃西山) 計:31隻		1
		<b>享保15(1730)庚戌年</b>		
89	26	・[河]3番 広南 (郭享聯讓) 陳承浩・丁書岳 本年正月21日 帶酉牌進港。本年10月19日 領辛亥牌回棹。		1
90	27	・[野]11番 広南 (董昌來代) 尹師中・董昌熙 本年4月15日 帶戌牌進港。亥2月16日 領癸子牌回棹。 計:38隻		1
		<b>享保16(1731)辛亥年</b>		
91	28	・[村]6番 東京 (吳子明代) 吳子礼 本年2月初3日 帶戌牌進港。子閏5月初4日 領癸丑回棹。		1
93	29	・[野]28番 東京 (翁漢陽代) 翁漢光 本年7月19日 帶亥牌進港。丑4月13日 領甲寅牌回棹。		1
93	30	・[野]130番 広南 (陳承浩代) 莫天一 本年7月初2日 帶亥牌進港。丑5月10日 領癸丑牌回棹。 計:38隻		1
		<b>享保17(1732)壬子年</b>		
94	31	・[河]16番 広南 (董昌來代) 費霞如 本年3月22日 帶子牌進港。寅2月27日 領甲寅牌回棹。		1
94	32	・18番 東京 (邱永泰代 牌先達而言伝遺ス) 鄭孔修 本年4月1日 帶子牌進港。寅2月28日 回棹。 計:36隻		1
		<b>享保18(1733)癸丑年</b>		
96	33	・18番 東京 吳子明・吳子礼 本年5月18日 帶丑牌進港。卯4月29日 領乙卯牌回棹。 計:欠 計:33隻		1
			11	22

出典：『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留書-近世日中交渉史料-』より作成

【表⑧】 ベトナム発ジャンク船・船主名および信牌の状況（1714-1738）

正徳4(1714)年甲午	・蘭船3艘、唐船51艘	享保13(1728)年戊申	・蘭船2艘、唐船22艘 ・22番船、東京:1艘 呉子衡代 ・東京:1艘。東京:1艘 呉子明
正徳5(1715)年乙未	・蘭船3艘、唐船7艘（外積矣船13艘） ・1番船、広南:陳啓登申、改牌主郭亭統 ・外積船のうち、広南:1艘	享保14(1729)年己酉	・蘭船2艘、唐船31艘 ・17番船、東京:1艘 翁漢陽 ・29番船、広南:呉子衡、黄西山讓 ・東京:1艘。広南:1艘。広南:1艘郭亭聯 これは貼紙なり
享保元(1716)年丙申	・蘭船2艘、唐船7艘（外積矣船19艘） ・4番船、広南:郭亭統 ・外積船のうち、広南:1艘	享保15(1730)年庚戌	・蘭船2艘、唐船38艘 ・3番船、広南:陳承浩と丁書岳讓 ・11番船、広南:董昌熙代 ・広南:1艘
享保2(1717)年丁酉	・蘭船2艘、唐船43艘（外積矣船7艘） ・30番船、広南:1艘郭亭統 ・外積船のうち、広南:1艘	享保16(1731)年辛亥	・蘭船1艘、唐船38艘(唐船主名前書は37番 までありて38番はなし) ・6番船、東京:呉子禮代 ・28番船、東京:翁漢先代 ・30番船、広南:莫天一代 ・東京:1隻、広南:1隻。
享保3(1718)年戊戌	・蘭船2艘、唐船40艘（外積矣船1艘） ・33番船、広南:1艘 郭亭聯 ・外積船のうち、広南:1艘	享保17(1732)年壬子	・蘭船2艘、唐船36艘 ・13番船、広南:費露如代 ・広南:1艘。※14番船:丁書岳、寧波船
享保4(1719)年乙亥	・蘭船欠、唐船37艘（外積矣船3艘） ・33番船、広南:1艘 郭亭聯 ・外積船のうち、広南:1艘	享保18(1733)年癸丑	・蘭船2艘、唐船28艘 ・18番船、東京:呉子明、呉子禮 ・東京:1艘。広南:1艘 陳承浩。東京:呉子明。 東京:徐元諒
享保5(1720)年庚子	・蘭船2艘、唐船36艘（外積矣船1艘） ・外積船のうち、広南:1艘 董宜日	享保19(1734)年甲辰	・蘭船2艘、唐船31艘 ・12番船、東京 金漢昭と陳煥文讓 ・27番、広南 呉采若代 ・29番船、広南 董可亭代 ・東京:1艘。広南:1艘。広南:1艘 董昌来。 東京:1艘翁漢陽※莫天一カンボジア船。
享保6(1721)年辛丑	・蘭船3艘、唐船33艘 ・3番船、広南:董宜叶不給牌、再給牌董宜日 ・29番船、広南:陳啓輝 ・外積船のうち、広南:1艘 郭亭聯	享保20(1735)年乙卯	・蘭船1艘、唐船29艘 ・20番船、東京 呉子衡と彭両亭 ・東京:1艘。東京:呉子明
享保7(1722)年壬寅	・蘭船1艘、唐船33艘 ・32番船、広南董宜叶 ・外積船のうち、広南:1艘	元文元(1736)年丙辰	・蘭船2艘、唐船16艘（外積矣船1艘） ・2番船、広南 董昌照と林達新代
享保8(1723)年癸卯	・蘭船2艘、唐船34艘 ・29番船、広南:1艘郭亭聯 ・外積船のうち広南:1艘、東京:1艘呉子明	元文2(1737)年丁巳	・蘭船2艘、唐船5艘
享保9(1724)年甲辰	・蘭船2艘、唐船30艘 ・12番船、東京:1艘翁聖初 ・東京:1艘	元文3(1738)年戊午	・蘭船2艘、唐船5艘
享保10(1725)年乙巳	・蘭船2艘、唐船30艘（外積矣船1艘） ・5番船、東京:1艘 呉子明 ・15番船、広南:1艘 董宜叶 ・17番船、東京:1艘 翁聖初 ・東京:1艘、広南:2隻		
享保11(1726)年丙午	・蘭船2艘、唐船42艘（外積矣船1艘） ・38番船、東京:1艘 呉子明 ・東京:1艘		
享保12(1727)年丁未	・蘭船2艘、唐船42艘（外積矣船1艘） ・12番船、広南:1艘鐘觀天代、不給牌、 鐘聖玉の代ならん ・22番船、東京:1艘 翁漢陽西讓、 翁聖初の讓となるへし ・42番船、広南:1艘 呉聖明 ・広南:1艘。東京:1艘。 広南:1艘 鐘聖玉。東京:1艘 翁聖初		

出典:「長崎渡来唐人事跡及び唐船主摘録」より作成

年に長崎に来航した広南からの3隻とトンキンからの1隻はすべて信牌の代理人と被譲渡者によるものであった。

しかし信牌の受領ができなかったジャンク船もいた。たとえば、享保6(1721)年に董宜叶の広南船には信牌が「不給」とされたが、この年、兄弟(?)の董宜日は信牌を受領することができた。おそらく享保7年の董宜叶来航は董宜日の信牌があったからであろう。

また【表⑧】によれば、享保17年に広南船の船主丁書岳は寧波より出帆した記録があるが、もちろん長崎に来航した時の彼の船名は広南船ではなく寧波船であった<sup>306</sup>。これと同じく、享保19年に、広南船の船主莫天一もカンボジアから長崎へ来航している。すなわち、中国商人の活動範囲は必ずしも一つに定まってはおらず、商品の需要に応じて異なったルートも使用したのである。

これに関して、享保2(1717)年を境にして、奥船の長崎来航ルートに変化が生じたことが関係していると思われる。奥船といえども東南アジア地域から直接日本に来航することは次第に稀になり、上海・寧波から出帆した後、一度東南アジア諸地域へ赴き、荷積みの後再び上海・寧波に戻り、それから日本に来航するケースが増加していく<sup>307</sup>。正徳新例の発布以後、1721年に初めて広南から2隻同時に長崎に来航し、2隻とも信牌制度の保護を受けている<sup>308</sup>。

なお【表⑧】では、「外積」<sup>309</sup>という船の存在がある。これらの船は毎年現れ、その中には広南船・トンキン船も存在した。1715-1722年間は毎年1隻の外積(沖積み?)とされる広南船が来ている。1723-1735年間は外積船のうち、広南船に加えてトンキン船も来航している。たとえば1723年の外積船のうち、広南1隻とトンキンから1隻(船主呉明子)が来ていることがわかる。

該期にベトナム発ジャンク船が来航した船数について、長崎入港時の整理番号がある広南船は20隻、トンキン船は12隻で、外積船の場合は広南船21隻にトンキン船17隻であった。よって非法(?)ジャンク船の数も少なくなかったと思われる。

<sup>306</sup> 「長崎渡来唐人事跡及び唐船主摘録」による。

<sup>307</sup> 島田前掲論文、62頁。この指摘は妥当であると思われる。しかし、すべて奥船に当てはまるかは検討する余地があると思われる。たとえば同論文【表②】の1724年の奥船総数1隻、翌年は奥船総数6隻とあるが、これは上述のルートで日本に来航した。しかし、「長崎渡来唐人事跡及び唐船主摘録」によると、1724年に奥船の数は9隻もあった。翌年も10隻であった。

<sup>308</sup> Yao Keisuke, "The Chinese Junk Trade between Japan and Southeast Asia in the 17-18<sup>th</sup> centuries", (『北九州市立大学文学部紀要』第68号、2004年)、12頁。

<sup>309</sup> 「外積船」からの詳細記録はないため、入港手続きをしなかったと思われる。港の外で商品を積載したりする違法商船(?)であると思われる。

17世紀から18世紀の正徳新例まではベトナム発ジャンク船の活動は盛んで、長崎に來航する船数も平均年に5-6隻であったのに対して、信牌制度が適用されだすにつれてジャンク船数が減ったが、1723年に追加的に信牌が発布されることでベトナム発ジャンク船の数も再び増え、多い年には7隻まで回復した。しかし、1735年以後は長崎にはほとんど姿を見せず、1745年に4隻、1754年に1隻、1763年に2隻、1767年に3隻が來航しただけであった<sup>310</sup>。

## (2) 広南・トンキンにおける外国船

阮氏の管轄する順化・広南地方には多くの国の商船が貿易のためにやってきた。広南阮氏は外国商船に対して入港税と出港税を課した。17世紀初めからのベトナム來航朱印船数の正確な数値は不明だが、朱印状の発行数297通の内、ベトナム（安南と交趾）宛が108通<sup>311</sup>（3.6割）であったことは第1章で指摘したとおりである。そして、渡航商船356隻のうちベトナム來航数は130隻<sup>312</sup>で、年平均10隻うちの3.7隻が、途中異なる地域へ渡航したり難破したりしたことを除き、ベトナムに渡航したこととなる。

上述のように1635年まで交趾（コーチシナ、広南）およびトンキンに來航した朱印船の数は130隻であった。そのうち広南には93隻に対してトンキンには37隻渡航となっており、トンキンに対して広南への來航船は約3倍であった。

では、朱印船の他にベトナムに來航した商船はどうであったかという点、【図表②】に示したように、中国ジャンク船は1610年代後半から初めて登場する。そして1626年のように中国ジャンク船の船数が朱印船の数を超える年もあった。また、オランダ船やポルトガル船、イギリス船も断続的にベトナムに來航したことがわかる。したがって「鎖国」1635年までは広南では日越貿易が活発であったといえよう。また朱印船はとくに「広南—長崎」間貿易ルートを中心としていた。「トンキン—長崎」間貿易ルートはサブルートとして位置づけであったと思われる。

1630年代まではオランダ商船は主に広南における貿易を断続的に試みたが、当時貿易における強敵である日本商人と中国商人に勝てず、広南から撤退することになったことはすでに述べたとおりである。またポルトガル船は、マカオを拠点に広南での布教の目的も兼ねて武器・銅銭を中心にした貿易を行ったが、長くは続かなかった。

朱印船時代の後にオランダは対日本貿易の拠点としてトンキンで品物を調達し、長崎に

<sup>310</sup> 永積『唐船輸出入品数量一覧』、116-154頁。

<sup>311</sup> 岩生『朱印船と日本町』、38-39頁。

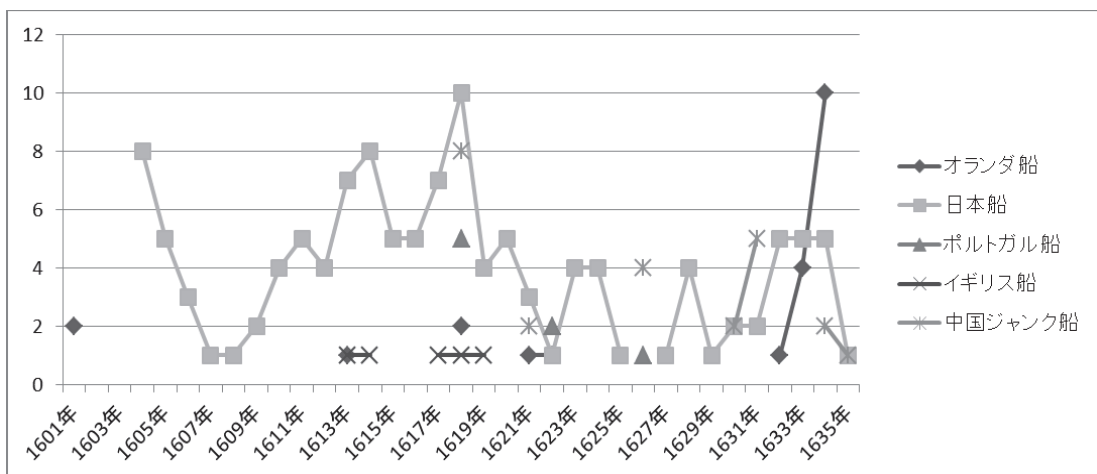
<sup>312</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、127頁に基づき計算。

【図表②】 広南・トンキンへの来航船数（1601-1635）

	1601年	1602年	1603年	1604年	1605年	1606年	1607年	1608年	1609年	1610年	1611年	1612年	1613年	1614年	1615年	1616年	1617年	1618年
オランダ船	2												1					2
日本船				8	5	3	1	1	2	4	5	4	7	8	5	5	7	10
ポルトガル船																		5
イギリス船													1	1			1	1
中国ジャンク船																		8

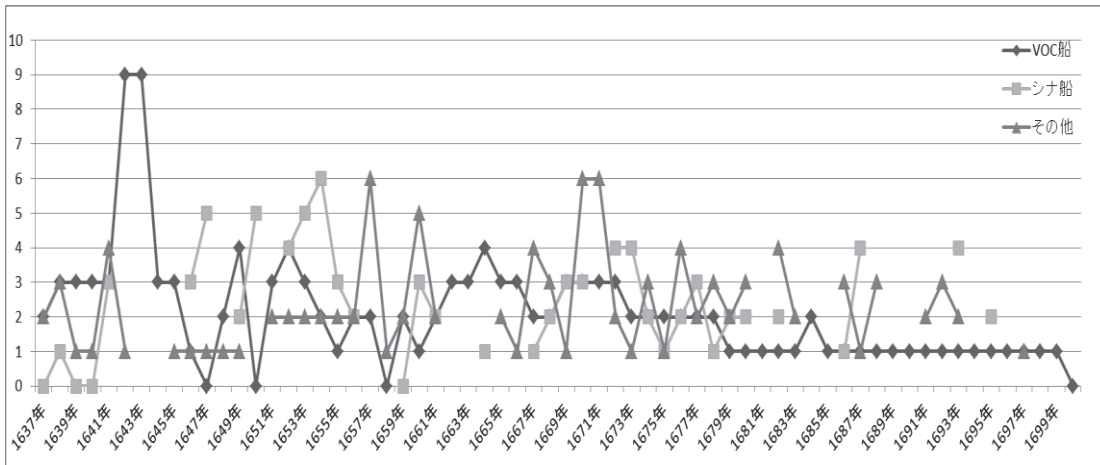
  

	1619年	1620年	1621年	1622年	1623年	1624年	1625年	1626年	1627年	1628年	1629年	1630年	1631年	1632年	1633年	1634年	1635年
オランダ船			1	1										1	4	10	
日本船	4	5	3	1	4	4	1		1	4	1	2	2	5	5	5	1
ポルトガル船				2				1									
イギリス船	1																
中国ジャンク船			2					4				2	5			2	1



出典：『平戸オランダ商館長の日記』、『イギリス商館長日記』、『バタヴィア城日誌』、*Generale Missiven, De Oost-Indische Compagnie en Quinam - De betrekkingen der Nederlandesrs met Annam in de XVIIe eeuw*, 『新版・朱印船貿易史の研究』、「イエズス会日本管区によるトンキン布教のはじまり」、『朱印船』、“Mạng lưới thương mại Nội Á và bang giao Hà Lan – Đại Việt (1601-1638)”より作成

【グラフ①】 トンキンへの来航船数



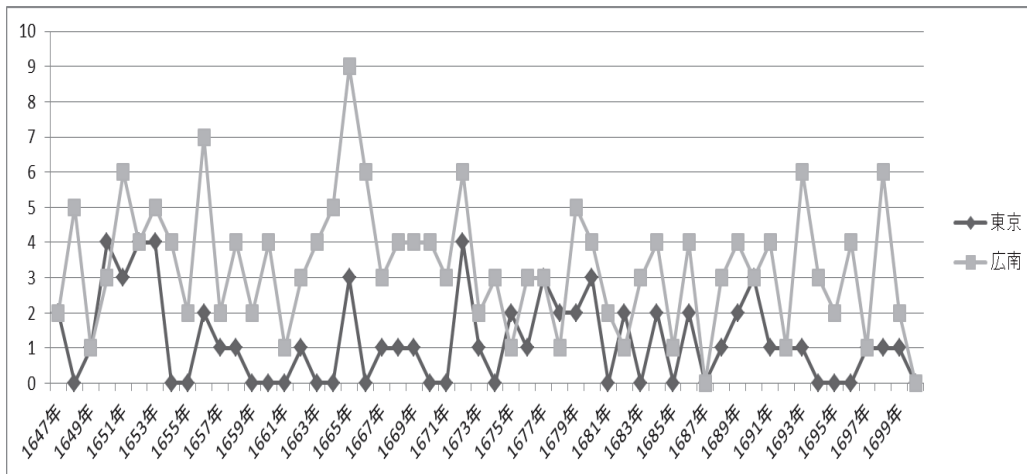
出典 : *Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*, Appendix4 より作成

【図表③】 トンキンおよび広南への来航船数 (1647-1700)

年次	1647年	1648年	1649年	1650年	1651年	1652年	1653年	1654年	1655年	1656年	1657年	1658年	1659年	1660年	1661年	1662年	1663年	1664年	1665年	1666年	1667年	1668年	1669年	1670年	1671年	1672年	1673年
東京	2	0	1	4	3	4	4	0	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	3	0	1	1	1	0	0	4	1
広南	2	5	1	3	6	4	5	4	2	7	2	4	2	4	1	3	4	5	9	6	3	4	4	4	3	6	2

年次	1675年	1676年	1677年	1678年	1679年	1680年	1681年	1682年	1683年	1684年	1685年	1686年	1687年	1688年	1689年	1690年	1691年	1692年	1693年	1694年	1695年	1696年	1697年	1698年	1699年	1700年	計
東京	2	1	3	2	2	3	0	2	0	2	0	2	0	1	2	3	1	1	1	1	0	0	1	1	1	0	65
広南	1	3	3	1	5	4	2	1	3	4	1	4	0	3	4	3	4	1	6	3	2	4	1	6	2	0	174



出典 : 「近世日支貿易に関する数量的考察」より作成



供給するようになった。またこれまで蘭越関係を軸にした研究は、1637年以後トンキンが広南に代わってオランダ・長崎間の貿易の拠点となったとされる<sup>313</sup>。そこで【グラフ①】を検討しよう。

これはオランダ船と中国船とその他（ポルトガル・イギリス等）の船がトンキンに来航した数を示したものである。これによってトンキンにおける外国商船の来航船数および貿易状況の活発さがうかがえる。

このグラフに示した1637年から1699年までのオランダ船は133隻であったが、中国船88隻、その他の外国船の数は110隻であった。この地域別データからみると、オランダ商船はもっとも多く来航していることがわかるが、大きさは別にして、このデータ年別からみると、1645年以後はオランダ船よりも中国船およびその他の船のほうが多いのである。

とくに1660年代初めまではオランダ商船より中国ジャンク船およびその他の船数が圧倒的に多かった。そして1680年代からオランダ商船は毎年1隻に限ってトンキンに来航するようになった。これに対して、中国ジャンク船およびその他の商船はさらに多く、少なくとも1690年代の半ばまでは貿易活動は継承されていたと思われる。では、トンキンだけではなく広南も含めた来航船の変遷を【図表③】として示してみよう。

この【図表③】の当期間中において、広南に来航した174隻に対してトンキンには65隻の商船が来航している。とくに、1655年から1665年の間にトンキンに来航するジャンク船の数は減少し、トンキン・広南合わせて年平均6隻の来航であり、この状況が17世紀末まで継続した。明らかにトンキンより広南に来航するジャンク船のほうが多く、このように朱印船貿易後も広南地方における貿易は衰えていなかったことがわかる。また1647年から1699年まで広南においては明らかに中国ジャンク船の来航がほとんどであるので、広南に来航した後トンキンに寄り、その後、長崎に向かったことも考えられる。そうした場合、【グラフ①】の中国ジャンク船とその他の商船は【図表③】の広南に来航した船と同一のものであると思われる。

### (3) オランダ船・ベトナム発ジャンク船による「広南・トンキン—長崎」間貿易

オランダ東インド会社のアジア域内貿易ネットワークの運営方針は次のとおりである。利益追求のため、インドネシア群島の「香料および胡椒」貿易に対して欠かせない商品である「インド絹糸」に「銀」を投資し、またその香料の大半をヨーロッパまで送り、中国・

<sup>313</sup> Tuấn, *Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*, pp.66-70

トンキン・ベンガル・ペルシアから購入した「絹糸」を日本まで運び、「銀」と交換するというものであった<sup>314</sup>。

これまでみてきたように 17 世紀初頭には日本人商人が広南およびトンキンにおける貿易活動の主体であった。交趾においても日本人を駐在させ、生糸の買付など現地の住民と巧妙に行った<sup>315</sup>。トンキンでも和田理左衛門、日本女性ウルサンなどが、水先案内、通訳、外国商船とトンキン政権の間の貿易斡旋などの役割を果たした。また中国の海禁という厳しい状況のなかで、17 世紀初めから鎖国までの間、広南のホイアン港は貿易ハブ港として機能していた。

トンキンにおける生糸貿易の方式については、フロル Grol 号とワルモント号のトンキン調査報告がある。この貿易の様式はおそらく広南地方においても同様であると思われるが、角倉氏のジャンク船の舵手フランソワ・ヤコブセン・フィッセルのトンキン貿易情報によると、自由貿易ではなく、制限貿易であると述べている<sup>316</sup>。

トンキンでは養蚕期が夏と秋 2 回あり、毎年生糸 15-60 万斤(90-360 トン)、反物は 5-7,000 枚が輸出され、ダイケルの報告によれば、日本からの商船が毎年銀 2,500-3,000 貫目を持って貿易に来航したという<sup>317</sup>。

では鎖国後、VOC 商船ほどの程度長崎に生糸を持ち込んだのか検討しよう。それが【図表④】である。輸入生糸総額に占めるトンキン生糸額の割合をみると、1636-1640 年は 10 パーセント以下で、長崎輸入生糸の多くが中国産であったことがわかる。しかし 1641-1654 年には割合が高まり、1648 年前後は 70 パーセント以上を示しているようにトンキン生糸が中心であった。その後はベンガル生糸・中国生糸がほとんどとなる<sup>318</sup>。

繰り返すことになるが、この【図表④】から 2 つのことが指摘できよう。1 つ目は、オランダ東インド会社の長崎に運んだアジア諸国からの生糸の総額は当期間中に 1637 年(142 万ギルダー)から 1640 年(345 万ギルダー)までピークであったが、1641 年(47 万ギルダー)に落ち込み、そこから 1660 年までは 100 万ギルダーに達しなかった。これは、幕府の糸割符制の強化という貿易管理体制および奢侈禁止令などの生活規制によるものであり、またオランダ商船のほかに中国ジャンク船、ベトナム発ジャンク船によって日本市場のニーズ以上に生糸の大量が運ばれてきたためであると思われる。1662 年から 1674 年までのオランダ東インド会社の運んできた生糸総額が 100 万ギルダーを上回る年もあるが、

<sup>314</sup> Tuấn, *Tư liệu các công ty Đông Ấn Hà Lan và Anh về Kẻ Chợ - Đàng Ngoài thế kỷ XVII*, p. 24.

<sup>315</sup> 岩生『朱印船と日本町』、117 頁。

<sup>316</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第 3 輯、13 頁。

<sup>317</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、349-350 頁。

<sup>318</sup> Tuấn, *Silk for Silver: Dutch-Vietnamese Relations, 1637-1700*, p. 67.

これは当時清朝がとった 1661 年の遷界令の影響であったと思われる。

2 つ目は、トンキンから運んだ生糸総額をみると、1641 年から 1654 年までの間、オランダのトンキン商館からの生糸の額は高い年が 5-7 割以上に上った年も少なくなかった。すなわち、利益の面などはともかくとしてこの期間中の「トンキン-長崎」間貿易あるいはオランダ東インド会社の対日本貿易はトンキンの生糸が主役である。

上述のことから、「日越貿易関係」を論じる場合、VOC の「トンキン—長崎」間貿易だけではなく、ベトナム全土、つまり広南（安南）地方も含めて、各港から出帆し長崎に來航したジャンク船<sup>319</sup>、そして広南・トンキン経由で長崎に商品を輸入した一部の中国商人のジャンク船をも考慮してはじめて「日越貿易関係」を論じることになると考える。よって生糸貿易の再検討に加えて、他の商品も論じることが必要となる。そこで、まずオランダ船のトンキン貿易の実情を再検討し、ついでベトナム発ジャンク船が担った商品の状況と比較してみる必要がある。

すでに指摘したようにトゥアン Tuán によれば、「1637-1640 年」はオランダのトンキン—長崎間貿易において貿易の試験期ともいべき時期で、「1641-1654 年」が高利益期、そしてその貿易の衰退期は「1655-1670 年」であった<sup>320</sup>。

【図表④】によれば、1636-1639 年までの平均生糸購入額は 14 万ギルダー程度で、会社全体の生糸購入総額の 8.6 パーセントにすぎなかったが、【グラフ②】に明らかなように 1636-1639 年のトンキン生糸の利益は好調であった。そのため 1637 年のトンキン生糸・絹織物から 80 パーセントの利益を納めたことがわかると、1638 年 1 月には生糸購入資金を 29 万 8,609 ギルダーに増やしてトンキンに貿易船を派遣したという<sup>321</sup>。なお【グラフ②】は、トンキンでの生糸の買値と長崎での売値を比較したものである。もちろん、長崎であらかじめ定められた売値は買値よりも高い数値になってはいるものの、商品の売れ行きが悪いと全体の売上に影響することになる。よって実情に関しては未だに明らかにされておらず、今後検討の余地があると思われる。

1640 年と 1641 年（【図表④】では 1639 年と 1640 年）に長崎に送った生糸の購入額が大幅に増加したのに対して、【グラフ②】からみてとれるように 1640 年は 40 パーセントに満

<sup>319</sup> 『唐船輸出入品数量一覧』では、安南船、交趾船、広南船、東京船と表記するが、これらの商船の所有者は中国商人であり、船の出港地は安南、交趾、広南、トンキンであると思われる。本稿では、ベトナム国内出発商船数の比較することを除き、ベトナム発ジャンク船と称してきた。

<sup>320</sup> Tuán, “Mậu dịch tơ lụa của Công ty Đông Ấn Hà Lan với Đàng Ngoài, 1637-1670”, *NCLS* 3(359) & 4(360), 2006, (「オランダ東インド会社と Đàng Ngoài の間生糸貿易 1637-1670」『歴史研究』)。この 3(359) を「2006 a」と 4(360)を「2006 b」と書く。

<sup>321</sup> Tuán, *op. cit.*, 2006 a, p. 12.

たない利益となり、1641年は赤字となった。その理由は、江戸幕府の奢侈禁止令によると指摘されている<sup>322</sup>。この状況は1641年の寛永大饑によりさらに深刻となり、外国商品の売れ行きは落ち込んだ<sup>323</sup>。

それにもかかわらず、年々トンキンから長崎に輸出される生糸額は増加し、1643-1654年までオランダ船による長崎への輸出生糸総額のおよそ60パーセント前後を占めていることは前述したが、この増加傾向の背景には、1640年代にはいつてタイオワンにおけるオランダの中国貿易（タイオワン商館の貿易）が停滞したことが考えられる。中国国内における動乱、明清交替により、タイオワン商館貿易に大きく影響を与えた台湾鄭氏親子（鄭之龍と子鄭成功）がオランダの貿易を妨害したため、商館経営が困難な状況に陥ったからである<sup>324</sup>。

1644年の明清交替以後は、中国ジャンク船の日本到来数が激増したため、オランダのタイオワン貿易の状況は悪くなる一方であった。そのため、タイオワンから生糸等の主力商品を購入することが困難となり、トンキンのほうに商品を求め、購入資金額が大幅に増加したのであった。

さて、ともあれトゥアンによれば1641年の貿易高も赤字となり、また1646年の利益も激減し、1648年は管理能力の不足によって低利益、1649年にトンキンでは洪水のため商品調達が困難、1650年も低利益の状況と悪い状態が続いたと分析している<sup>325</sup>。1641-54年の高利益期ですら、100パーセント以上の利益のあがった年は3ヵ年（1643、1644、1651）で、70-100パーセント未満の利益年も3ヵ年（1637、1647、1653）であるのに対して、赤字および低利益の年は少なくとも7ヵ年あった。また【グラフ②】に示したように1650-1651年には長崎への輸出記録は空欄となっている。上述のことをふまえると、生糸貿易の高利益期が1641-1654年の期間であることは妥当であると思われるが、貿易の利益は変動が大きく、オランダ船のトンキン生糸貿易は高利益かつ不安定性大であったといえよう。

1655年以降はオランダ東インド会社のトンキン生糸貿易は衰退し、1670年頃以降はトンキンで買入れた商品をすべて一旦バタヴィアへ送り、そこから長崎に再び送ることにな

<sup>322</sup> Ibid., p. 12. 再三指摘されているこの奢侈禁止令は、寛永17年正月の儉約令（『御触書寛保集成』1050号）であろうか。しかしこれは譜代大名等に出されたものであり、VOCの生糸取引を赤字にするほどの効果があったかどうかは疑問である。

<sup>323</sup> 鈴木『近世日蘭貿易史の研究』、57頁。この時期は日蘭の銀貿易の停滞期にはいり、1636-1640年の平均輸出額150万テールであったが、半分以下になり、1641-1645年には平均68万強テールに落ち、1646-1650年にも平均42万テールにさらに下がり、1651-1655年の平均は多少回復したが、46万テール程度で、その後も多少上がったものの1661-1665年の平均は51万テール強程度に止まった。

<sup>324</sup> 同前、67頁。

<sup>325</sup> Tuấn, op. cit., 2006 a, pp. 15-18.

【図表④】 VOC 船による生糸輸入総額およびトンキン生糸輸入額の変遷（1636-1697）

単位：ギルダー

年次	1636年	1637年	1638年	1639年	1640年	1641年	1642年	1643年	1644年	1645年	1646年	1647年	1648年	1649年	1650年	1651年
トンキン生糸の輸入額	80,000	198,000	168,000	110,000	622,000	179,000	89,000	118,000	235,000	297,000	308,000	296,000	327,000	212,000	299,000	374,000
日本輸入生糸の総額	1,116,000	1,420,000	2,219,000	1,687,000	3,457,000	470,000	423,000	351,000	525,000	939,000	459,000	400,000	431,000	277,000	579,000	584,000
割合	7.2%	14%	7.6%	6.5%	18%	38%	21%	26%	45%	32%	67%	74%	76%	77%	52%	64%

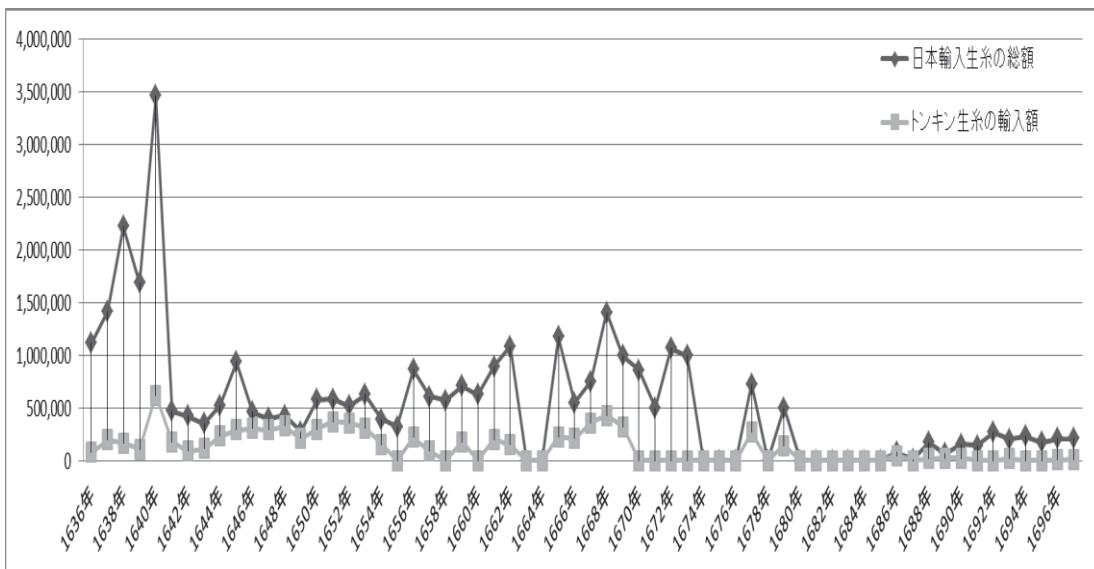
1652年	1653年	1654年	1655年	1656年	1657年	1658年	1659年	1660年	1661年	1662年	1663年	1664年	1665年	1666年	1667年
362,000	310,000	159,000	0	225,000	90,000	0	183,000	0	207,000	150,000	n.d	n.d	231,000	208,000	358,000
521,000	626,000	395,000	323,000	867,000	611,000	571,000	710,000	626,000	896,000	1,083,000	n.d	n.d	1,174,000	551,000	750,000
69%	49%	44%	0%	26%	15%	0%	26%	0%	23%	14%			20%	38%	48%

1668年	1669年	1670年	1671年	1672年	1673年	1674年	1675年	1676年	1677年	1678年	1679年	1680年	1681年	1682年	1683年
432,000	322,000	0	3,000	0	0	0	0	0	268,000	0	148,000	0	0	0	0
1,409,000	998,000	860,000	501,000	1,065,000	997,000	n.d	n.d	n.d	729,000	n.d	500,000	n.d	n.d	n.d	n.d
31%	32%	0%	0.6%	0%	0%				37%		30%				

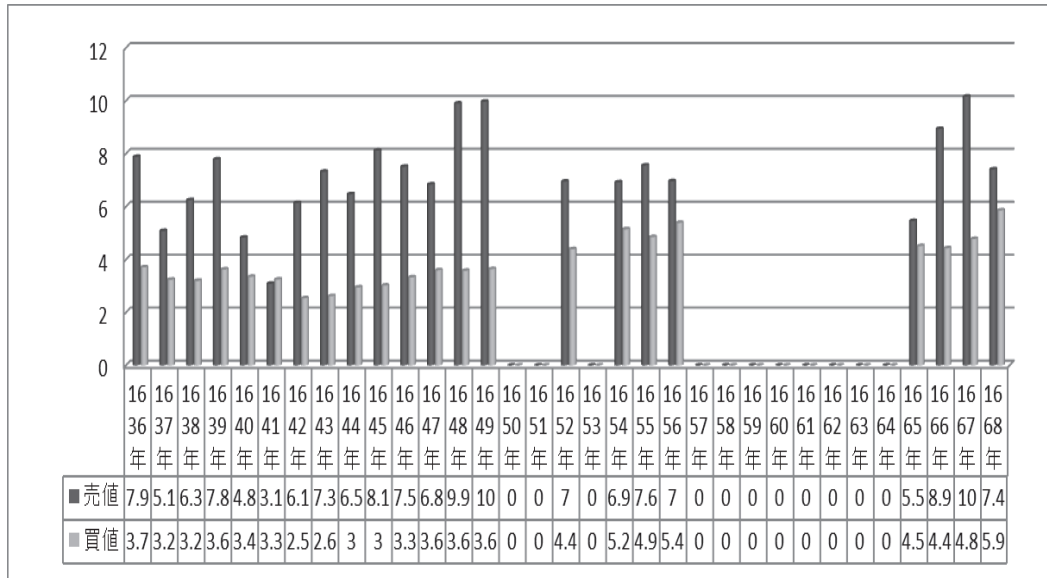
1684年	1685年	1686年	1687年	1688年	1689年	1690年	1691年	1692年	1693年	1694年	1695年	1696年	1697年
0	0	52,000	0	22,000	24,000	26,000	3,000	0	20,000	0	0	11,000	16,000
n.d	n.d	80,000	12,000	173,000	70,000	157,000	144,000	270,000	204,000	237,000	177,000	208,000	210,000
		6%	0%	13%	34%	17%	2%	0%	10%	0%	0%	5%	7%



出典：“De Tonkinees-Japanse Zijdehandel van de Verenigde Oostindische Compagnie en het Inter-Aziatische verkeer in de 17e eeuw”および *Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*, Appendix 6 より作成。1643年データは両者異なっているが、Klein氏のデータを利用した。

【グラフ②】 オランダ船によるトンキン生糸買値と長崎売値（1636-1668年）

単位：ギルダー／斤



出典：Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700, Appendix 7 より作成

った。トンキン生糸貿易の衰退の原因は、ベンガル産生糸のほうが利益高であることに加えてトンキン商館館員の個人貿易が目立ち、また日本市場の需要が不安定であったことなどであった<sup>326</sup>。

そして【グラフ②】からも、1650年代半ばのトンキン生糸販売価格が利益につながるようなことは期待しえないことが知られる。この時期は、ベンガル生糸がトンキン生糸に代わり日本へ大量に輸入されるようになった時期にあたる<sup>327</sup>。ベンガル生糸の長崎での利益が140-190パーセント以上となったことに対して、トンキン商館長デ・キソア De Keyserの1653年の報告によると、トンキンでの洪水はすべての商品に損害を与え、物価が20パーセントもあがり、生糸の買値も高騰した<sup>328</sup>。ベンガル生糸の高利益によってVOCはトンキン生糸購入資金を大幅に削減し、1655年にその購入を停止することになった<sup>329</sup>。1655年にはパンカド価格が決められた後で多量の生糸を輸入する中国ジャンク船の手段を阻止するため、幕府は糸割符制度を廃止した<sup>330</sup>。

こうした事情でVOCのトンキン生糸貿易は大打撃を受け、トンキンから長崎への輸出はなくなった。ベトナム発ジャンク船が長崎に持ち込んだ生糸の値段は以下のものであった。1630年に中国人商人が長崎にもたらした生糸は非常に上等で、1ピコルにつき530から580テールで売れた。ポルトガル人も大量に持って来た<sup>331</sup>。1636年の長崎における生糸の1ピコルの売値は、トンキン生糸だと初めに305テールであったが、後には290テールに下がり、コーチシナ生糸の方は255テールであった<sup>332</sup>。

1637年にポルトガルのガレオット船6隻がトンキンおよび広南から生糸・絹織物等の商品を長崎に持ち込んできた<sup>333</sup>。商品の覚書（産地記入商品のみ挙げる）を示すと次のようなものであった。

- ・広南産デンスス（？）272反（100反＝約695テール）、
- ・東京産の紬409反（100反＝約413テール）、
- ・東京北絹1,324反（100反＝約160テール）、
- ・東京産のバース1,055反（100反＝約513テール）、
- ・東京産生糸87,431斤＝約52トン（1ピコル＝100斤＝約162テール）

<sup>326</sup> Ibid., pp.15-18.

<sup>327</sup> 永積洋子「オランダ史料から見た輸出銀」（『石見銀山遺跡総合調査報告』平成5年度～平成10年度、第4冊、島根県教育委員会、1999年）、126-129頁。

<sup>328</sup> Tuan, op. cit., 2006 a, p. 18.

<sup>329</sup> Klein op. cit., pp. 169.

<sup>330</sup> 永積『唐船輸出入品数量一覧』、12頁。

<sup>331</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第1輯、377頁。

<sup>332</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第3輯、398頁。さらに絹織物の売値は408頁に詳細。

<sup>333</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第4輯、26-28頁。

おそらくこれらの商品の値は買値であろう。1637年の長崎における生糸の売値は、第1種 1ピコル=265 テール、第2種 240 テール、第3種 210 テールであった。トンキン生糸は買ったたかれ、180 テールで売られた<sup>334</sup>。

1640年になるとパンカド価格が応用され、トンキン発ジャンク船が持ち込んだ(フロス)糸は100斤につき12 テールで、また生糸100斤につきそれぞれ質によって200 テール、190 テール、170 テールとなった。1645年11月25日の記録では、トンキン生糸100斤につき290 テールに値上がりし、翌1646年に広南粗ボギー糸100斤につき350 テールと高価で売られ、そして1654年にはトンキン生糸100斤につきそれぞれ248 テール、204 テールと決められた<sup>335</sup>。

また、長崎奉行により評価され、最高入札者に売られた商品価格が判明する。1680年において交趾生糸1斤の評価額は1 テール3 から4 マスで、販売価格は1 テール6~8 マスとなっている。同年にトンキン生糸1斤の評価額は1 テール1 マスで、販売価格は1 テール6~7 マスであった。1682年には少し値が上がった。同年のトンキン生糸の評価額は1斤につき2 テール1 マスで、販売価格は2 テールから3 テール3 マスくらいとなった。同年の交趾生糸1斤の評価額は1 テール5 マスから2 テールで、販売価格は1 テール9 マスから2 テール4 マスであった。翌1683年にトンキン生糸1斤につき2 テール3 から7 マスで、販売価格は2 テール8 マスから3 テール5 マスであった<sup>336</sup>。

さらに1697年にジャンク船が長崎に輸出した生糸の価格もわかっている。トンキン生糸カベッサ100斤につき195 テール9 マスと220 テールであった<sup>337</sup>。こういったことから、17世紀末に至ってもトンキン生糸、交趾(広南)生糸が長崎に入っていることが確認できる。そこで次に、長崎に輸出されたトンキン発オランダ船とベトナム発ジャンク船の年毎の生糸および絹各種の量を比較してみよう。

【図表⑤】の該当商品の単位は斤(生糸各種)と反(絹各種)で表示した。もちろん通常ならば商品の金額をギルダーあるいはテール単位で表記しなければならないが、中国ジャンク船の場合はそれを斤と反で表記しているからである。したがってベトナムおよび中国両国の船が長崎に持ち込んだ商品を比較する際、換算をせざるをえない。しかしそうすることで、時価および地域性等の事情を考慮せざるをえない。また、そこから換算値に差異が生じる恐れがある。そのため毎年の生糸および絹織物の単価が変わり、同じ資金でも購入該当商品の数量が異なることになるので、比較する際はそのことを考慮しなければな

<sup>334</sup> 同前、36 頁。

<sup>335</sup> 永積『唐船輸出入品数量一覧』、352-358 頁

<sup>336</sup> 同前、357-361 頁。

<sup>337</sup> 同前、368 頁。



らない。よって上述のように斤・反という単位で商品の輸入量で、オランダ船とベトナム発ジャンク船両者の長崎向輸出生糸および絹の各種商品を比較せざるをえないのである。

まず 1637 年の事例を検討してみよう。オランダ船がトンキンで合計 198,000 ギルダールの生糸および絹織物各種を購入し、長崎に輸出した。【図表⑤】では生糸 53,695 斤（購入金額 168,378 ギルダール、凡そ 32 トン）と 9,665 反（11,268 ギルダール）の絹織物各種が長崎に輸出されている。これは 198,000 ギルダールと一致しない。それにしても、この年のトンキン生糸は 30 トン以上長崎に輸出され、80 パーセントの利益を得たという。

1640 年にはオランダ船によって 148,292 斤（凡そ 90 トン）の生糸がトンキンから長崎に輸出された。同年ジャンク船もトンキンおよび広南から同地に生糸 25,648 斤（凡そ 15.4 トン）と、他一件 9,350 斤（凡そ 5.6 トン）を輸出したとある。この数値からオランダ船の生糸輸出が大量であったかということがわかる。

しかし、翌 1641 年のオランダ船の輸出数量 50,501 斤（凡そ 30 トン）に対して、ベトナム発ジャンク船は一件 20,750 斤（凡そ 12.5 トン）と 86,950 斤（凡そ 52 トン）の生糸をトンキンから長崎に輸出している。ベトナム発ジャンク船が長崎に輸出した商品の量は 1641 年にオランダ船トンキン商品の倍になっているのである。

また 1647 年のトンキン生糸商品 38.5 トンで 12,500 テールの利益（100 パーセント近く）が出たため<sup>338</sup>、翌 1648 年に同地に投資した金額はさらにアップした。しかしこの年のトンキン生糸は銀 120,000 テールをもってきた中国商人によって生糸 1 ピコルにつきさらに 20 テール値上げとなった。1648 年トンキンにおいてオランダ船の生糸の買値は【グラフ②】によると、1 斤に 3.6 ギルダールで、この年の購入生糸の量はすなわち 52,200 斤（31 トン）であった。売値は 1 斤につき 9.9 ギルダールで、安値である。すなわち今年の長崎の売上全体の不調になり、ベンガル生糸もペルシア生糸も 20 パーセント以下の利益しか得なかったことになる<sup>339</sup>。

前年の 1647 年ベトナム発ジャンク船が長崎に輸出した生糸量は 43,400 斤（26 トン）であるのに対し、1648 年に上記のとおりオランダ人は 1 ピコルにつき銀 20 テール（57 ギルダール）アップでトンキンの生糸売り商人から 12 万テールで購入した。試算すると、オランダ人が購入した生糸は（100 斤あたり 360 ギルダール＋57 ギルダールで）417 ギルダールになる。そうとなると、12,000 テールは 342,000 ギルダールに換算できる。すなわち、ベトナム発ジ

<sup>338</sup> *Generale Missieven* II, pp. 325-326. Tuán, op. cit., 2006 a, p.16.

<sup>339</sup> Tuán, op. cit., 2006 a, p. 16 では 1648 年にトンキン生糸の長崎での売値は 333 テールと 279 テールであった。換算すると 1 テール＝2.85 ギルダールであり、333 テール＝949 ギルダール、279 テール＝795 ギルダール。そうすると【グラフ②】のデータと食い違いがある。

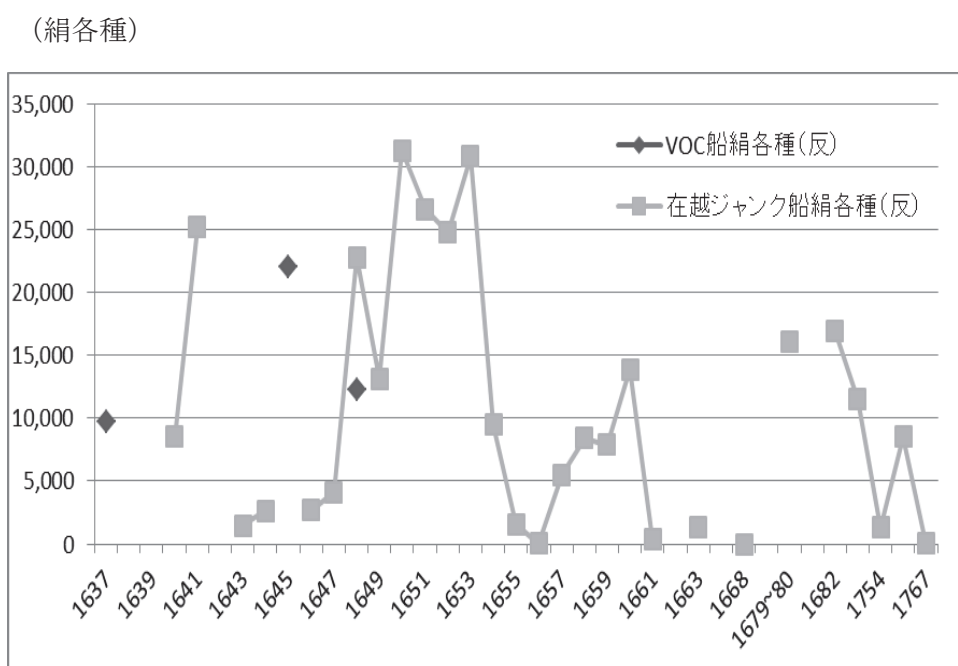
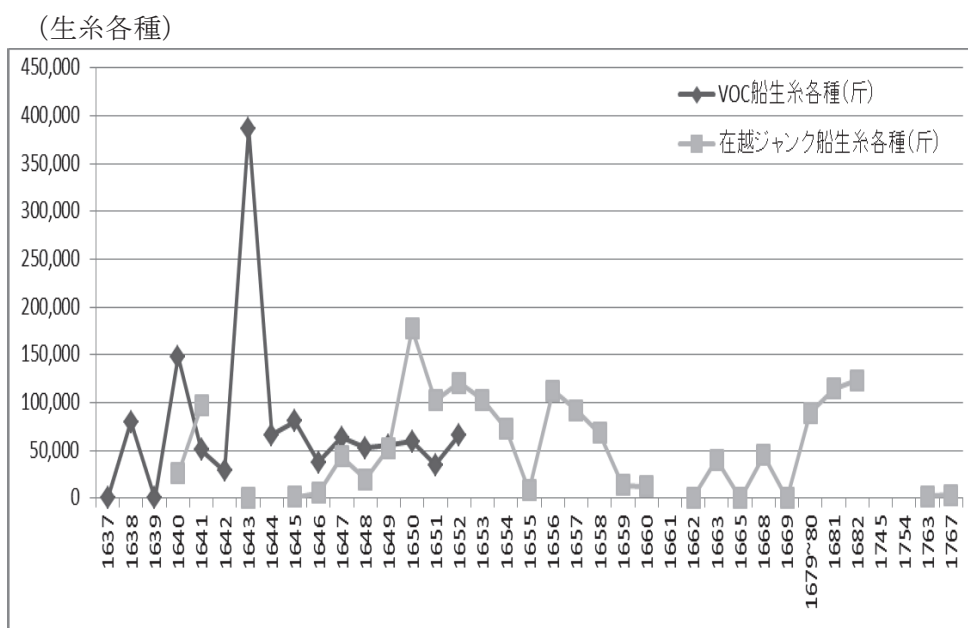
【図表⑤】 トンキン発オランダ船・ベトナム発ジャンク船の長崎輸出生糸・絹の量  
(1637-1767)

年次	1637年	1638年	1639年	1640年	1641年	1642年	1643年	1644年	1645年	1646年	1647年	1648年	1649年
VOC船	生糸各種 (斤)	(a)53,695 (=168,378fl)	(a)80,000 (b)49,271	(a)68,500	(b)148,292	(b)50,501	(b)28,369	(b)386,461	(a)66,500 (=229,572fl)	(b)80,475	(b)37,849	(a)64,300 (=393,584fl)	(a)52,200 (=393,584fl)
	絹各種 (反)	(a)9,665 (=11,268fl)								(e)22,000			(a)12,273
在越ジャンク船	生糸各種 (斤)			(b)9,350 (c)25,648	(b)20,750 (c)86,950		(c)580		(b)/d)1,300	(b)3,700 (c)5,200	(c)3,400 (a)40,000	(c)19,585 (c)19,585	(b)26,500 (c)52,242
	絹各種 (反)			(c)8,549	(c)25,194		(c)1,470	(c)2,627		(c)2,692	(c)4,146	(c)22,765	(c)13,138

年次	1650年	1651年	1652年	1653年	1654年	1655年	1656年	1657年	1658年	1659年	1660年	1661年	1662年
VOC船	生糸各種 (斤)	(a)59,500 (=257,939fl)	(b)58,208 (f)300packs	(f)35,000	(b)66,454								
	絹各種 (反)												
在越ジャンク船	生糸各種 (斤)	(a)82,000 (b)30,500 (c)177,020	(c)102,640	(c)120,827 (c)51,720	(c)103,273 (c)266,217	(c)173,304 (c)20,800	(c)18,160 (c)2,350	(c)112,630 (c)295,650	(c)147,835 (c)291,918	(c)167,974 (c)2,250	(c)113,400 (c)21,873	(c)12,041	(c)450
	絹各種 (反)	(c)31,297	(c)26,632	(c)130 (c)24,741	(b)30,700 (c)130,785 (c)2,737	(c)19,500 (c)1,566 (c)2,1261	(c)11,979 (c)18,265	(c)15,523 (c)21,604	(c)15,649 (c)28,413	(c)15,823 (c)27,881	(c)13,871	(c)358	

年次	1663年	1665年	1668年	1669年	1679年	1680年	1681年	1682年	1745年	1754年	1763年	1767年
VOC船	生糸各種 (斤)			(g)380,103fl								
	絹各種 (反)											
在越ジャンク船	生糸各種 (斤)	(c)40,290	(c)703 包	(g)45,000 700packs	(c)489,571	(c)114,702	(c)123,342				(c)2,010	(c)3,600
	絹各種 (反)	(c)1,324		(g)130catties	(c)16,062		(c)16,913		(c)11,506	(c)1,290	(c)8,509	(c)99

【図表⑤の続き】



出典：(a)＝“Mậu dịch tơ lụa của Công ty Đông Ấn Hà Lan với Đàng Ngoài, 1637-1670”, 2006  
a、(b)＝「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」、(c)＝『唐船輸出入品数量一覧』、  
(d)＝「近世日支貿易に関する数量的考察」、(e)＝*Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*、  
(f)＝ *The Deshima* vol. 12、(g)＝ *The Deshima* vol. 13。斜体字は産地名記入品

ジャンク船の中国商人は 49,000 斤 (30 トン) の生糸を購入することができ、オランダ船と同じくらいの量を輸出したことが推測される。しかし、【図表⑤】には 19,585 斤 (12 トン) しか記載されていなかった。

1649 年にも前年に続き両船の長崎に輸入したトンキン生糸の量はほぼ同じである。オランダ船は 33 トン、ベトナム発ジャンク船は 31 トンであった。絹織物においては、【図表⑤】によればオランダ船による輸入数量はベトナム発ジャンク船よりも少ない。

その後【図表⑤】の「生糸各種」によれば、1650 年代にはいるとベトナム発ジャンク船の長崎宛輸出生糸の数量が上昇している。これは前年に長崎において生糸の売値が高騰した<sup>340</sup>ため、ベトナム発ジャンク船も翌年から買付量を増して長崎に輸出したからである。

オランダ船のトンキン生糸貿易は 1670 年代になると、購入資金金額も激減した。空白欄になっているのはこの時からトンキン商品を一旦バタヴィアに送り、長崎に再輸送する形になったからである。またベトナム発ジャンク船の生糸・絹各種の貿易は 1670 年代にも継続していた<sup>341</sup>。

次に【図表⑤】の「絹各種」をみてみよう。記録のある年にはベトナム発ジャンク船も長崎に多く輸出していることがうかがえる。オランダ船はトンキンの絹織物に関心が欠けるところがあったか、その数量からみるとベトナム発ジャンク船よりも少ない。しかし商品はトンキンだけではなく広南からのものもあり、毎年一定の量を長崎に輸入していた。1650 年以後の絹織物の長崎輸出量はそれ以前より多くなり、オランダ船のトンキン長崎貿易の衰退期にはいつてからもその輸出は変動しつつも継続していった。

以上よりすると、ベトナムと日本間の生糸・絹貿易は 1670 年をもって衰退するのではなく、ベトナム発ジャンク船の活動はまだ存続していたといえる。【図表⑤】の通り、1682 年まで大量の商品が長崎に輸出され、その勢いは終わることはなかった。また、ベトナムからの生糸および絹織物を長崎に輸出することは 18 世紀の後半にもわずかながらみられた。しかし、輸出件数かつ数量も少なく、ベトナムからの商品は主要な商品ではなく、副次的な商品の性格をもつようになったと思われる。

次に、当該期にベトナム発ジャンク船と中国発ジャンク船を比較できるのは 20 ヶ年しかないが<sup>342</sup>、年毎に両船がどれくらいの商品量を長崎に輸出したかを比較してみよう。両船数は前者が 90 隻、後者が 477 隻となる。ベトナム発ジャンク船が年平均 4.5 隻日本に來航しているが、その 6 倍ほどの中国ジャンク船が來航した。それは当然輸出入品の数量に影響しよう。比較可能な 20 ヶ年数量をみると、【グラフ③】の通りである。

<sup>340</sup> Tuán, *op. cit.*, p. 153-154.

<sup>341</sup> Iioka, *op. cit.*, p. 228.

<sup>342</sup> 永積『唐船輸出入品数量一覧』。

この 1641 年の長崎宛輸出商品の数量は同年の附録データは含まれていない。1641 年 7 月 23 日に広南船 1 隻、そして同月 26 日にトンキン船 2 隻が生糸と絹布を搭載して長崎に入港した。3 隻合わせて絹各種を 11,000 反強しか持ってきていないのに対して、生糸各種はおよそ 52,900 斤 (31.7 トン) で、その内訳はトンキン生糸の量が多かった。広南船は約 3 割にあたる 15,150 斤の生糸のうち半分近くの 7,700 斤が「中国生糸」であった。これに対してトンキン船 2 隻はトンキン生糸 37,750 斤を持って来た。

同年の附録データ中の同年 10 月 11 日付の記録では、広南船 3 隻とトンキン船 3 隻で合わせて 6 隻、それに中国から 89 隻が来航した。これらのジャンク船は品物を船ごとに申告するのではなく、まとめて報告したように思われる。この 10 月 11 日付の記録は【グラフ④】に示した通りである。

図示したようにベトナム発ジャンク船は絹各種 13,713 反のほか、生糸各種 34,000 斤ほど (約 20 トン) を長崎に持って来た。附録データからは 10 月以降にもベトナム発ジャンク船が入港することがあり、これは生糸パンカド価格が決められた後に来航したのであった。また、前述のようにこの 1641 年のオランダ船のトンキン生糸貿易はひどく赤字であった。

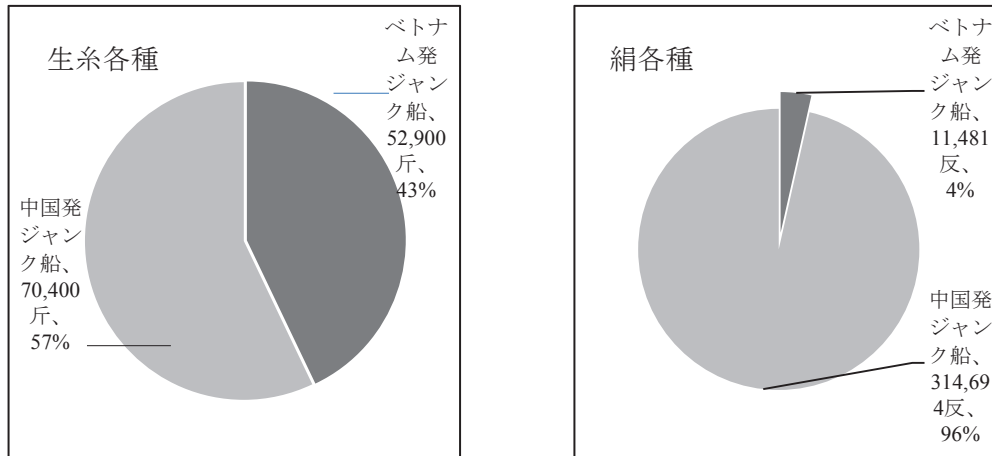
この年以降のベトナム発ジャンク船がどうなったのかは不詳であり、翌 1642 年から 1646 年までの間の記録は不十分で少量の数値であった。貿易が好転するのは【図表⑤】によれば 1647 年以降である。1647 年にトンキンから中国人のジャンク船が 400 ピコル (40,000 斤=24 トン) ほどの生糸を長崎に輸出し、この年の生糸は豊作なのでオランダ船も 643 ピコル (64,300 斤=38.6 トン) の生糸を持ってきた。【グラフ②】から推測して同年のオランダ船のトンキン生糸交易は 100 パーセント近くの利益を得た。

またベトナム発ジャンク船は 1648 年には絹織物を 1641 年以降の 2 万反こえる量を長崎に輸出している。1649 年になると、ベトナム発ジャンク船の長崎宛輸出生糸量はオランダ船とほぼ同じ量になってきている。この年にトンキンでは大洪水のため、生糸等の調達が困難で、オランダ船はトンキンに持って来た生糸購入資金をタイオワン商館に送った<sup>343</sup>。しかし、『唐船輸出入品数量一覧』1649 年 11 月 15 日付の附録データでは、入港した広南船とトンキン船がそれぞれ 25,742 斤と後者 26,500 斤の生糸を計 52,242 斤長崎に持って来たことになっている。同年、オランダ船はトンキン生糸を 54,979 斤長崎に輸出し、日本でのトンキン生糸の売値は品質によって 100 斤につき 257 (=732 ギルダ) から 416 テール (=1,185 ギルダ) という高値をつけた<sup>344</sup>。しかし、ベンガル生糸はこの年 510 テールで

<sup>343</sup> Tuán, op. cit., p. 17.

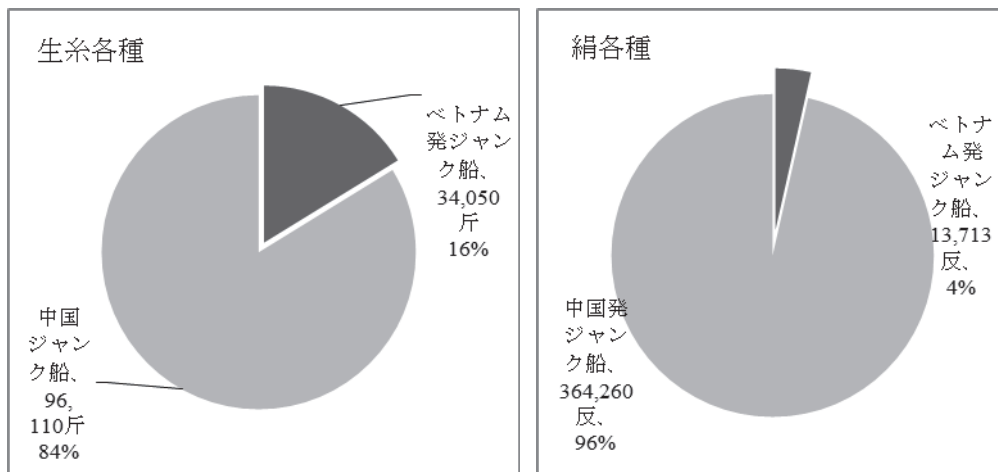
<sup>344</sup> 永積「17 世紀中期の日本・トンキン貿易について」の表 4、35 頁。テール=2.85 ギル

【グラフ③】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸  
・絹各種 (1641年)



出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

【グラフ④】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸  
・絹各種 (1641年附録)



出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

ダー (純粹換算)

トンキン生糸よりも高値がついたため、オランダ人はベンガル生糸に大きな期待をもったのであった<sup>345</sup>。

【グラフ⑤】は1650年のベトナム発ジャンク船によって長崎に輸出された生糸と絹布の数量を示したものである。これは附録データを含めない数字であるが、1650年には中国ジャンク船63隻に対してベトナム発ジャンク船は計13隻（トンキン3、広南5、安南4、交趾1）で、生糸各種126,370斤（=76トン）、中国ジャンク船も195,028斤の生糸各種を輸出した<sup>346</sup>。ベトナム発ジャンク船の生糸は125,370斤であるから、【図表⑤】の数値と合致しないが、ジャンク船全体の約4割を占めている。また絹布は2割を占め、1641年との比較でいえば、ベトナム産絹布の輸出は好調を維持しているといえる。

一方、この1650年からオランダ船のトンキン生糸貿易の利益は下り坂になり、オランダ商館員の私貿易も目立ち、ますますトンキン貿易は衰退していった。そのためトンキン商館を維持することは不合理である<sup>347</sup>とバタヴィア政庁は評価を下した。この背景には、オランダ船の生糸がこの1650年に595ピコル（=59,500斤=35.7トン）の低値で売られ、前年比1ピコルあたり174テール（=495ギルダー）の損失を出し、同年のベンガル生糸値も下落したことにあった。トンキン生糸の値が落ちた要因は中国ジャンク船とベトナム発ジャンク船によって大量な生糸がもたらされたからであるとされた<sup>348</sup>。

次に【グラフ⑥】を検討しよう。この1651年のデータによると、中国からの長崎輸出生糸の量は195,028斤から21,114斤と激減し、これに対して、ベトナム発ジャンク船は102,640斤であり、およそ61.6トンの生糸が輸出された。この状況は、前年の鄭成功と清朝の戦いがあった、貿易額に影響が及んだと思われ、絹織物各種も前年より半減している。

このような傾向は、翌1652年附録データによれば回復したようである。1652年にベトナム発ジャンク船は前年より増加して、120,827斤つまり72.5トンの生糸を長崎に輸出したのに対して、中国ジャンク船も171,611斤を輸出した<sup>349</sup>。

前述したように1650年代になると、オランダ船のトンキン貿易はベンガル生糸等の理由で停滞あるいは低利益となり、トンキンから長崎に輸出する生糸の調達も洪水などのため

<sup>345</sup> Tuán, *op. cit.*, p. 17.

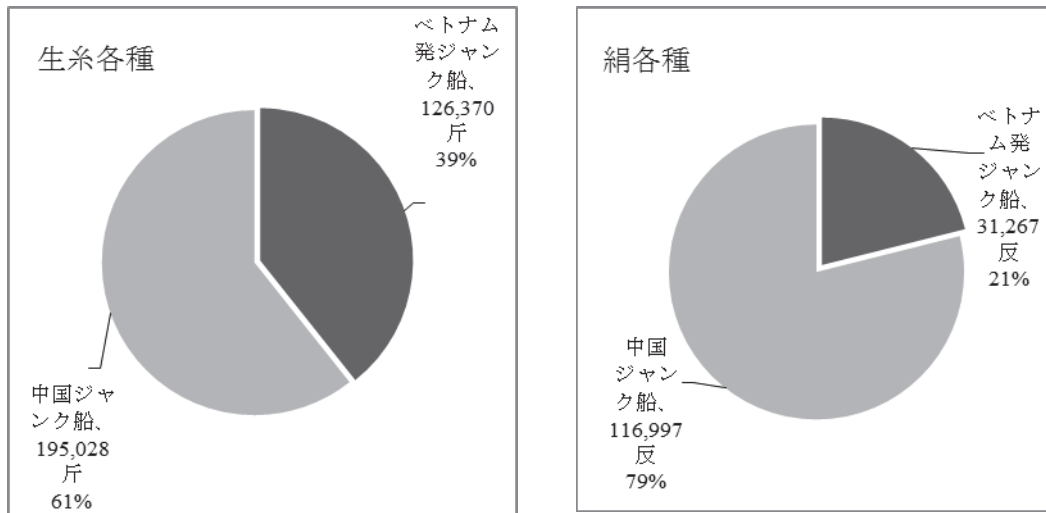
<sup>346</sup> この1650年には中国ジャンク船の長崎輸入生糸の数量は比較的減っている。これは当年鄭成功が清朝に対して攻撃し、厦門等を奪い、日本に武器・火薬等援助の要請を乞いだ。（対外関係史総合年表編集委員会『対外関係史総合年表』吉川弘文館、2000年、649頁）。

<sup>347</sup> Tuán, *op. cit.*, p. 18. 唯一1651年の商品で高利益を得た。

<sup>348</sup> *Ibid.*, p. 17.

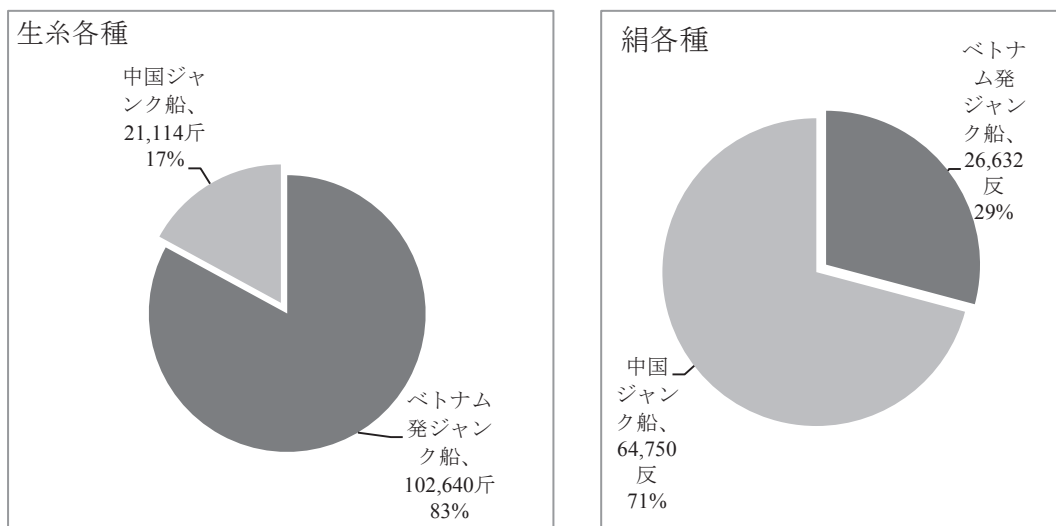
<sup>349</sup> 永積『唐船輸出入品数量一覧』、337頁。1652年附録の書き方に変化あり、1652年11月10日から1653年11月10日と12日までのものが一つにまとめられた。そしてこの変化は1656年まで続く。

【グラフ⑤】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸  
・絹各種 (1650年)



出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

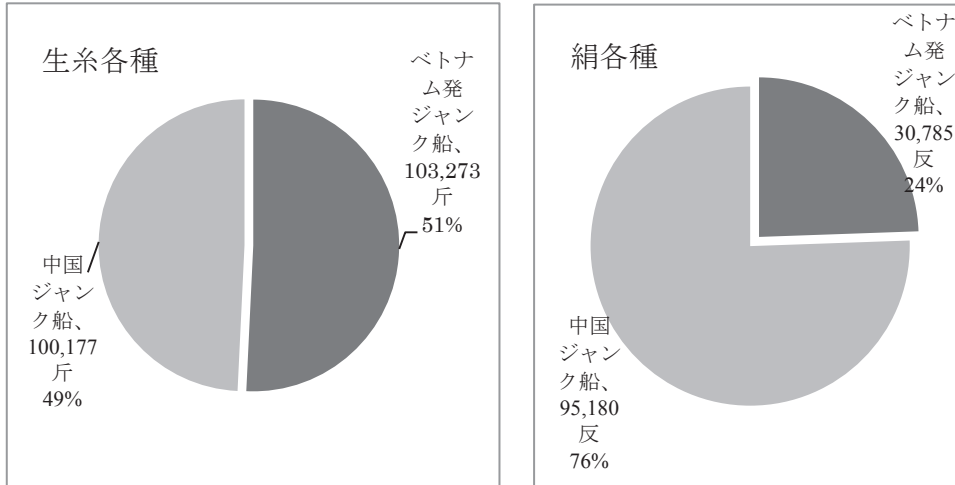
【グラフ⑥】 ベトナム発ジャンク船および中国発ジャンク船の長崎宛輸出生糸  
・絹各種 (1651年)



出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成



【グラフ⑦】 1653年 長崎輸入生糸・絹各種



出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

【表⑨】 ベトナム発ジャンク船の年平均長崎輸入ベトナム生糸の推移 単位：斤

	1640-1650年 (A)	1651-1660年 (B)	1663-1682年 (C)	1745,1763,1767年 (D)
ベトナム発 ジャンク船	31,848 (約 19 トン)	60,140 (約 36 トン)	91,680 (約 55 トン)	2,805 (約 1.7 トン)
中国発ジャンク船	91,165 (約 55 トン)	125,478 (約 75 トン)	101,644 (約 60 トン)	4,915 (約 3 トン)

出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

【表⑩】 ベトナム発ジャンク船の年平均長崎輸入ベトナム絹織物 単位：反

	1640-1650年 (A)	1651-1660年 (B)	1663,1679,1682年 (C)	1743,1763,1767年 (D)
ベトナム発 ジャンク船	12,548	15,329	11,371	6,705
中国発 ジャンク船	157,267	87,917	69,241	51,056

出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

困難となった<sup>350</sup>。一方、ベトナム発ジャンク船の活動は益々活発となっていく傾向にあった。

【グラフ⑦】によれば、1653年（同年附録データ含まない）にベトナム発ジャンク船は103,273斤の生糸と絹各種約3万反を長崎にもたらした。この傾向は翌年も続いた。1654年に前者が73,304斤の生糸を輸出したのに対して、後者すなわち中国発ジャンク船は66,577斤の生糸を長崎へ輸出した。また、1656年のデータによれば、前者は112,630斤、後者は121,031斤の生糸量であった。

ところで1655年に糸割符制は廃止となり、生糸は他の商品と同じように取り扱われるようになった。糸割符制の廃止は、生糸および絹などの商品の輸入を直接増加させることにはならなかった<sup>351</sup>。しかし、糸割符制が廃止をされた後、輸出量は3倍ほどになった。すなわち1657年の中国ジャンク船が長崎に持って来た生糸は367,667斤であった。その後の長崎宛輸出生糸の数量は10万斤台を維持して1680年代まで変動がありながらも続いている。

またベトナム発ジャンク船も該年の附録データも含めば139,753斤となり、前年度より27,000斤（＝16トン）も増加した。しかし糸割符制の廃止と同時にオランダ船のトンキン貿易は衰退に陥った。ベトナム発ジャンク船や中国ジャンク船が多量の生糸や絹を長崎へ持っていくことによって、オランダ船トンキン貿易の立ち位置がなくなり、さらにベンガル生糸の利益に目をつけたことによって、この貿易は終焉を迎えることになった。このようにオランダ船による「トンキン-長崎」間貿易は1650年代をもって衰退したが、日越間の貿易が衰退したとはいえないのである。以下このことを検証してみよう。

【表⑨】によれば、ベトナム発ジャンク船によって長崎に輸出された生糸数量は徐々に増加していく傾向にある。(B)の期間は(A)より2倍程度になっている。1663年から1682年の(C)には、年平均55トンの生糸を日本へ輸出している。これは「糸割符制」そして1655年の「相対自由貿易施行」、1672年の「市法売買法施行」によるものであり、生糸取引を中心とする重要な貿易の改変があつたにもかかわらず、生糸の総輸出量にはあまり影響はなく、その増減はむしろ輸入制限や日本国内における和糸の増産および品質向上によるものであつた<sup>352</sup>。

絹織物も上記の生糸貿易の傾向とほぼ同様である。【表⑩】をみると、1651年から1660年までの間は量的に少し増加したが、1660年代後半から1680年代初めにかけて減少し、

<sup>350</sup> Tuán, *op. cit.*, pp. 17-18.

<sup>351</sup> 永積『唐船輸出入品数量一覧』、13頁。

<sup>352</sup> 岩生成一「近世日支貿易に関する数量的考察」(『史学雑誌』62-11、1953年)、29頁。

18世紀の後半は激減している。中国からの商品も同じ傾向にあった。これらの原因は、中国およびベンガル産の商品に比べると品質が劣っていたからである。

18世紀前半は不詳であるが、(D)の3ヶ年のデータからみると、商品量が激減していることがわかる。同期間の中国船の生糸輸出量も少なかった。生糸・絹布貿易はすでに衰退したと評価してよいであろう。【図表⑤】によれば、1680年代までベトナム発ジャンク船の活動は続いた。そして1682年をもって日越貿易が終わりになったとはいえない。

#### (4) ベトナム発ジャンク船「広南・トンキン—長崎」間の銅・砂糖・胡椒・沈香・鹿鮫皮貿易

近世日本は朱印船貿易時代から中国・東南アジア・南アジア諸国からの生糸以外に香辛料および砂糖・鹿皮・鮫皮等を輸入し続けた。日本国内からは銀そして銅・銅銭が輸出された。オランダトンキン商館が生糸および絹織物を日本に輸出し、1650年代まで精力的に貿易を行ったが、その後オランダトンキン商館の生糸貿易は衰退し、銅貿易が取って代わるようになった。

VOCは日本から銅、とくに銅銭をトンキン地方に大量輸入し、日本に必要な生糸・絹織物・鹿皮・鮫皮などの商品を集めた。この銅貿易は1660年代半ばから1670年代の後半までトンキンで日本銭を輸入したことが議論されている<sup>353</sup>。

いうまでもなく、長崎貿易においては「生糸-銀」貿易の外に銅貿易も重要な役割を果たした。日本銅・銅銭に関する研究は数多いが、課題としては日本銅の輸出後、それがどのように流通したかということ、それについてはあまり検討されたことはない。また日本銅の輸出はアジアや世界の貿易・経済構造のなかでどのような役割を果たしていたのかも判然とはしていない。近年では、日本の銅の流通や消費に関する実証的研究が現れつつあり、とくにオランダ東インド会社の日本銅貿易についての研究が飛躍的に進歩している<sup>354</sup>。

ここでは、上記の研究成果をふまえながら、当時のベトナム（トンキンのみならず広南地方も）においてベトナム発ジャンク船のもたらした貿易商品について考察する。

##### (a) 日本との銅貿易について

<sup>353</sup> Tuấn, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyên biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”, *NCLS* no. 12 (404), 2009. (「日本の金属貨幣と17世紀トンキン地方の経済・社会の変化」『歴史研究』404、2009年)

<sup>354</sup> 島田竜登「世界の中の日本銅」(『近世的世界の成熟』吉川弘文館、2010年)、305頁。

周知のようにベトナムでは、中国からの貨幣を輸入して使用していた。しかしベトナムにおいても、貨幣鑄造は、独立を遂げた丁朝から阮朝まで、各時代に貨幣の鑄造は行われていた。11-13 世紀の李朝の貨幣鑄造の真の目的は「政治的」であったとされている<sup>355</sup>。つまり貨幣の鑄造自体は「国」の存在感を強調することだと考えられたのである<sup>356</sup>。

そして 1396 年に初めて紙幣が発行されたことは、ベトナム貨幣史の中で画期的事件であった。しかし、この紙幣の発行は 15 世紀当初の胡朝の貨幣恐慌につながり、その後黎朝 (1428-1788) はこの貨幣恐慌に直面した<sup>357</sup>。

17 世紀には長崎から唐船やオランダ船によって世界中に銅が輸出された。1637 年から 1646 年の間は銅の輸出が禁止されたが、オランダは銀を大量に日本から持ち出した<sup>358</sup>。

【グラフ⑧】はオランダ船 (細線) および唐船 (太線) が日本銅を長崎から輸出した量を示したものである。オランダ船が 1646 年に 424,246 斤 (255 トン)、1657 年に 1,000,000 斤 (600 トン)、1670 年には 2,000,000 斤 (1,200 トン) を持ち出している。とくに 1680 年代の清朝の海禁が緩和されると、唐船の数も増えて銅の輸出も増加し、1697 年に唐船は 7,000,000 斤 (4,200 トン) を輸出している。

入関後、清朝は 1646 年に銭貨鑄造のために日本銅の調達を開始した。中国大陸に供給されたほか、東南アジアを経てインドへも再輸出されていた<sup>359</sup>。日本銀が輸出禁止となった後になると、日本銅輸出はさらに急増したのである。

正徳新例 (1715 年) は唐船に対して 3,000,000 斤 (1,800 トン) とオランダ船に 1,500,000 斤 (900 トン) と規定されている。唐船の日本銅輸出は 1663 年以降知られるが、オランダ船の三分の一程度しか輸出していなかった。そして、長崎からの銅は大部分清朝の銭貨鑄造に用いられた<sup>360</sup>。

そこで【図表⑥】を検討しよう。これは 1710 年から 1764 年までの唐船およびオランダ船の日本銅輸出货量を表したものである。1710 年代前半はオランダ船の日本銅輸出は唐船と比較すると圧倒的であった。正徳新例の後もその輸出は増加する傾向あり、1718 年の輸出は、オランダ船が 1,300,000 斤 (780 トン) に対して唐船が 1,130,000 斤であった。しかし

<sup>355</sup> John K. Whitmore, "Vietnam and the Monetary Flow of Eastern Asia, Thirteenth to Eighteenth Centuries", in J. F. Richards, (ed.), *Precious Metals in the Later Medieval and Early Modern Worlds*, California Academic Press, 1983, p. 365.

<sup>356</sup> Đỗ Văn Ninh, *Tiền cổ Việt Nam*, Nxb Khoa học xã hội Hà Nội, 1992, p. 307. (『ベトナム古銭』HaNoi 社会科学出版)

<sup>357</sup> *Ibid.*, p. 58. なお 1428 年以降の黎朝は紙幣を廃止している。

<sup>358</sup> 島田前掲論文、305-306 頁。

<sup>359</sup> 同前、306-307 頁。

<sup>360</sup> 同前、306-307 頁

1725年に前者は1,050,000斤(630トン)に対して、後者は1,559,000斤(935トン)と逆転している。正徳新例の後、オランダ船が年平均1,000,000斤、唐船の場合は1740年代から毎年の輸出量が把握でき、年平均3,000,000斤の銅輸出が許された<sup>361</sup>とされるが、【図表⑥】を見る限り、唐船の輸出量が3,000,000斤に迫っているのは1745年と1749年の2年間だけである。

こういった状況の中、17、18世紀の日本銅がどれくらいベトナムに持ち込まれたのであろうか。当時ベトナムにおいては、ポルトガル人がマカオで鑄造した銅銭、以前から中国商人が輸入していた銅銭、朱印船が日本から運んだ寛永通宝などが併存し、現地では多様な銅銭が流通していた。

オランダ船が1633年から1637年の間に平戸から輸出した銅銭は12,819,000個と集計されている。これは主として以前に中国から日本へ輸入された銅銭であり、主に広南とトンキンに運ばれた。寛永15(1638)年に銅輸出が禁止されると、とくに1644年からトンキンにおいて銅銭価格が高騰しつづけ、当地での生糸貿易の際銀貨で支払っていたオランダは大きな打撃を受けた<sup>362</sup>。

銅は決算通貨でありながら、商品としての性格もあったと思われる。たとえば1650年代の広南では銀価格にして120,000両の銅銭が輸入され、これから銀180,000両もの利益がもたらされ、同様に1652年にポルトガル船はマカオから中国銅銭を大量にトンキンへ運び、銀20,000両の利益を得た<sup>363</sup>。銅・銭は二つの性格をもっていたのである。つまりオランダが銅銭をトンキンに持って来たのは利益のためのみならず、商品調達時の決算通貨として銀安からくる赤字を防止するためでもあったとされ、オランダ船は1661年に400,000個の銅銭を試験的にトンキンで消費させようとして成功し、その後1663年から1677年までの間、年々日本銅銭を輸入して、銀で生糸購入を調整し、銀安からの赤字を減少させたのであった<sup>364</sup>。

こういった大量の銅銭輸入によって、トンキンにおける銭不足は回復するようになった。このことは1668年以後のオランダ船のトンキン貿易において特別な意味があった。すなわち、毎年トンキン商館に送金する銀の代わりに銅銭を送るようになり、1664年の銅銭は資金総額の40パーセントを占め、1674年の銅銭は66パーセント、1676年は73パーセント

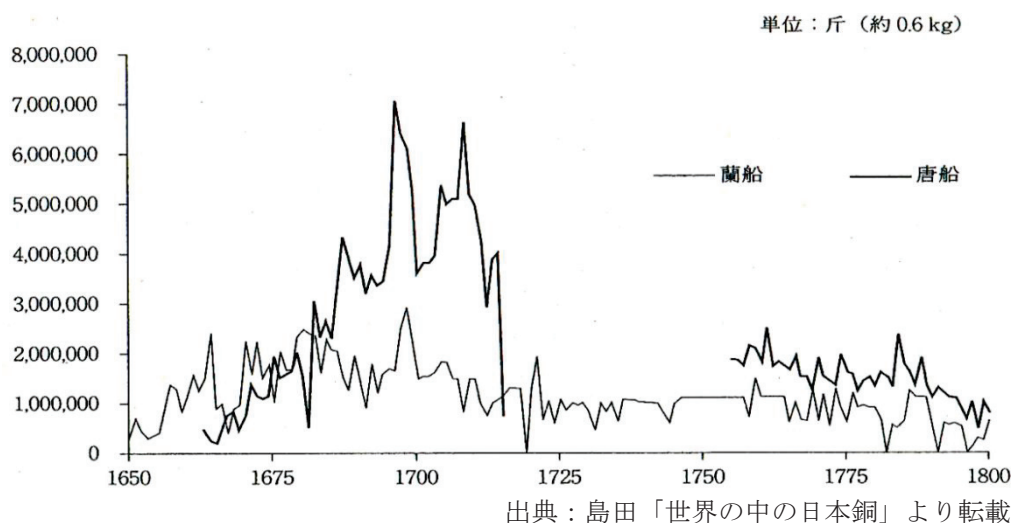
<sup>361</sup> 同前、307頁。

<sup>362</sup> 山脇悌二郎『長崎のオランダ商館』(中公新書、1980年)、132-133頁

<sup>363</sup> Tuấn, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyển biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”, NCLS no. 12 (404), 2009, p. 23. (「日本の金属貨幣と17世紀トンキン地方の経済・社会の変化」『歴史研究』12(404))

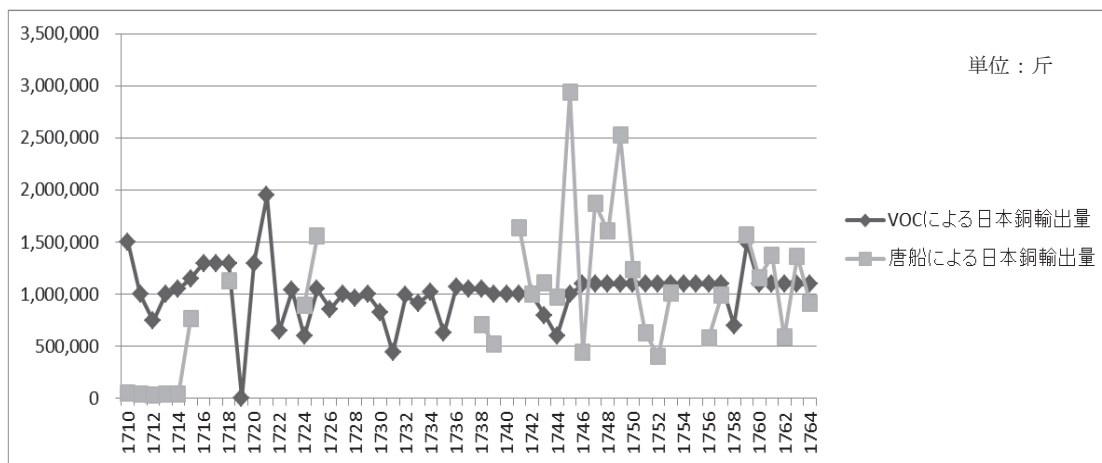
<sup>364</sup> Tuấn, op. cit., p. 24.

【グラフ⑧】長崎からの銅輸出力（1650-1800年）



【図表⑥】長崎での銅輸出力（1710-1764年） 単位：斤

	1710年	1711年	1712年	1713年	1714年	1715年	1716年	1717年	1718年	1719年	1720年
オランダ船	1,500,000	1,000,000	746,900	1,000,000	1,050,000	1,150,000	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0	1,300,000
唐船	49,553	42,579	29,386	39,020	39,999	763,700	n.d	n.d	1,130,000	n.d	n.d
	1721年	1722年	1723年	1724年	1725年	1726年	1727年	1728年	1729年	1730年	1731年
	1,950,000	650,000	1,038,400	600,200	1,050,000	860,000	1,000,000	960,000	1,000,000	830,000	444,000
	n.d	n.d	n.d	895,104	1,559,000	n.d	n.d	n.d	n.d	n.d	n.d
	1732年	1733年	1734年	1735年	1736年	1737年	1738年	1739年	1740年	1741年	1742年
	990,800	911,320	1,020,000	630,000	1,070,000	1,050,000	1,050,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	n.d	n.d	n.d	n.d	n.d	n.d	712,000	520,900	n.d	1,636,300	1,002,000
	1743年	1744年	1745年	1746年	1747年	1748年	1749年	1750年	1751年	1752年	1753年
	800,000	600,000	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	1,112,700	977,664	2,941,727	441,900	1,871,850	1,604,800	2,525,978	1,241,290	630,450	409,918	1,010,300
	1754年	1755年	1756年	1757年	1758年	1759年	1760年	1761年	1762年	1763年	1764年
	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	700,000	1,500,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	n.d	n.d	586,596	992,710	n.d	1,573,434	1,159,858	1,372,732	590,795	1,366,681	912,250



出典：VOC船データは“Japanese Copper Trade by the Dutch East India Company, 1646-1805”。  
唐船データは『唐船輸出入品数量一覧』、『日本銅鋳業史の研究』より作成

【表⑪】日本産銅銭のベトナム輸入の推移（1618-1764年）

出	年次	商船	送先	内容	出典
1	1618	中国船	広南	Tozaemon donoがjunk船に41picol 39cattis 6ta Goco copper to Cochinchina	<i>Dairy of Richard Cocks</i> vol II, p. 22
2	1633	VOC船	広南	VOC船が16,530,000銅銭を交趾シナに輸入	Li Tana 1998, p. 90
3	1634	VOC船	東京	VOC船が602束の日本銅を東京へ	『バタヴィア商館日誌』1634年4月4日の条
4	1634	VOC船	広南	VOC船が10,084,000銅銭を交趾シナに輸入	Li Tana 1998, p. 90
5	1635	VOC船	広南	VOC船が41,625,000銅銭を交趾シナに輸入	Li Tana 1998, p. 92
6	1636	中国船	広南	阮氏（広南）が大砲鑄造の目的⇒30,000テールの銅銭を購入	Li Tana 1998, p. 90
7	1636	VOC船	広南	VOC船が13,500,000銅銭を交趾シナに輸入	Li Tana 1998, p. 90
8	1637	VOC船	広南	VOC船が24,275,000銅銭を交趾シナに輸入	Li Tana 1998, p. 90
9	1637.1.18	VOC船	広南	VOC船が76,314斤の銅を交趾に輸入	<i>De dagregister van het Kasteel Zeelandia Taiwan</i> deel 1, pp. 299~302.
10	1637.2.13	VOC船	東京	Voor Tonquin: 300picol gockjes (玉銅) ende 300 ditto staefkens koper (棒銅) ...	<i>De dagregister van het Kasteel Zeelandia Taiwan</i> deel 1, p. 305.
11	1637	中国船	東京	Chinese junk go to Tonkin with 2,000,000 coins	Buch 1929, p. 67
12	1647	VOC船	東京	6,835,000個の銅銭を東京に	山脇佛二郎 1980年、133頁
13	1652.10.17	VOC船	東京	VOC send 1,500picul bar copper to Tonkin by the Liefde 3ships, total 421,555 guilders...	<i>The Deshima Dagregister</i> vol 12, p. 86
14	1655.10.27	中国船	広南	Large junk sailed to Quinam loaded with cash (coins), copper, iron, cotton and earthenware.	<i>The Deshima Dagregister</i> vol 12, p. 233
15	1664	VOC船	東京	VOC船が10,000斤の銅を東京へ	岩生成一 1928
16	1665	VOC船	東京	26,980,000個の銅銭を東京へ	山脇佛二郎 1980年、135頁
17	1668	VOC船	東京	2,222,000個の銅銭を東京へ	山脇佛二郎 1980年、135頁
18	1669	中国船	東京	Chinese junk go to Tonkin with 20,000 tael's copper, they did not wish to take a letter from VOC Deshima	<i>The Deshima Dagregister</i> vol 13, p. 287
19	1670	中国船	東京	The Chinese Tonquan is leaving for Tonkin January 21th carrying 21,000-22,000 tael's copper, koban and small goods	<i>The Deshima Dagregister</i> vol 13, p. 324
20	1670.1.10	VOC船	東京	VOC船が銅銭を積み、バタヴィア経由でTonkinへ	<i>The Deshima Dagregister</i> vol 13, p. 324
21	1676/1677	中国船	広南・東京	中国船が(広南)交趾および東京それぞれ5,000斤の銅を輸入	永積洋子編集 1987
22	1679	中国船	広南・東京	中国船が交趾向5000斤、東京向5000斤の日本銅を輸入	岩生成一 1953
23	1679.3.20 と同年4.1	中国船	東京	日本から支那ジャンク2隻東京に到着し、9万両の資金をもらしたが、8万両と銅銭440箱(44,000斤程度)以上は報告もせず、...7月末再び日本へ向かい、出帆	岩生成一 1953
24	1684	中国船	広南・東京	中国船が交趾は218,000斤、東京は4000斤	岩生成一 1953
25	1687	中国船	広南	中国船が交趾のみ68,000斤の日本銅を輸入	岩生成一 1953
26	1724	中国船	広南	中国船が交趾に64,632斤の日本銅を輸入	永積洋子編集 1987
27	1725	中国船	広南・東京	中国船が交趾に152,000斤、東京に76,000斤の日本銅を輸入	永積洋子編集 1987
28	1741	中国船	東京	中国船が東京に330,000斤の日本銅を輸入	永積洋子編集 1987
29	1750/1754	VOC船	広南	VOC船が28,000斤の日本銅を交趾へ	Shimada 2006, p. 20, 203
30	1753/1754	VOC船	広南	VOC船が84,300斤の日本銅を交趾へ	Shimada 2006, p. 20, 203
31	1763	中国船	東京	中国船が東京に100,000斤の日本銅を輸入	永積洋子編集 1987
32	1764	中国船	東京	中国船が東京に149,700斤の日本銅を輸入	永積洋子編集 1987

出典： *The Deshima Dagregister* vols 12& 13, *Diary of Cock*, *De Dagregister van het Kasteel Zeelandia Taiwan*, *Nguyễn Cochinchina - Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*. 「江戸時代初期トンキン在住の日本人」、「近世日支貿易に関する数量的考察」、『長崎のオランダ商館』、『唐船輸出入品数量一覧』、「18世紀における国際銅貿易の比較分析—オランダ東インド会社とイギリス東インド会社」より作成

を占めたのである<sup>365</sup>。

オランダはトンキン貿易の存続を維持しようとした。しかし、貿易の強敵である中国商人も銅銭貿易からの利益に目を離さなかった。上述したように、朱印船貿易時代からもすでに大量の銅銭が広南およびトンキンに流れ込んでいたのである。そこで【表⑩】にもとづきながら朱印船貿易時代に再び立ち帰ってベトナムの日本産銅銭の輸出を検討しておこう。

この【表⑩】では、オランダ船のほか、中国船（唐船）が広南およびトンキンに輸出した銅・銭を含んでいる。朱印船時代を経て日本の銅・銭がベトナムに輸出されたが、1670年代の終わりごろからベトナムに銅の輸出を担ったのは中国船であったことがわかる。

R.コックスの日記によると、1617年に長崎で銅を調達し、銅1ピコル（100斤）あたりの銅は銀65匁5分だったとある<sup>366</sup>。この銅はすでにコーチシナで交易されていた。そして平野屋藤左衛門がイギリス商館のエド・セイヤーにゴロ銅41ピコル39カッティ60匁（約2.5トン）を引き渡し、それをコーチシナ航海のために肥後四官船に積み込んだ。1ピコルあたりの価格は65匁であった<sup>367</sup>。

日本銅の貿易に関してオランダ船の事例を紹介しよう。スヒップ船ゼーランド号は1625年12月21日に日本より日本銅1,000ピコル（約60トン）を積み、バタヴィアに着岸した<sup>368</sup>。1626年2月2日にもスヒップ船ジーリックゼー号が日本より銅1901ピコル76カッティ（約114トン）と他の商品を満載してバタヴィアに着いた<sup>369</sup>。さらに1627年3月6日にバタヴィアに着いたスヒップ船ノールト・ホルラント N. Hollant 号は銅2,000ピコル（約120トン）と56ピコルの鉄を日本から持って来た<sup>370</sup>。

VOCが受けた報告では、1633年にはポルトガルの日本での布教は迫害され続けていて、おそらく中国およびトンキンへも伝わってくるのであろうとあり、この機会を活かして銅銭搬送（貿易）を強化<sup>371</sup>するようにとある。また朱印船の輸出入品目には、広南およびトンキンに輸出する品物として銅・銭も当然含まれていた<sup>372</sup>。

オランダ船は1633-1637年間、毎年広南に銅を送った。広南阮氏は大砲を鑄造するために、日本から古い銅銭をすべて買い取るとオランダ人に注文した。この【表⑩】1636年に

<sup>365</sup> Ibid., p. 26.

<sup>366</sup> 『イギリス商館長日記（訳文編の上）』、692頁。

<sup>367</sup> 『イギリス商館長日記（訳文編の下）』、265頁。

<sup>368</sup> 『バタヴィア城日誌』第1輯、83頁。

<sup>369</sup> 同前、85頁。

<sup>370</sup> 同前、94頁。

<sup>371</sup> *Generale Missiven*, deel1: 1610-1638, 'S-Gravenhage Martinus Nijhoff, 1960, p. 397, Fol. 17-18 「Versterking aan Copper toegezonden＝銅銭搬送強化」とある。

<sup>372</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、288頁。



あるように、広南阮氏は 30,000 テールで長崎からの銅銭を購入した。広南では銅銭の値段が買値の 10 倍で売ることが不可能ではない<sup>373</sup>とされた。

広南に送る銅の利益については、1633 年 5 月 31 日付のニコラス・クーケバッケルの訓令書に、広南に要求されただけ調達し、長崎で銅の買値より広南での売値のほうは少なくとも 1 セント高いから、銅は著しく貿易に役に立っている<sup>374</sup>と述べられている。

また、オランダのヤハト船フェンロー号が 1634 年 1 月 7 日にタイオワンより広南に向い、同 30 日にトロン（現在ダナン市）湾に出て広南に至り、日本およびタイオワンより銅等 14,400 ギルダー 11 ストイフェルにのぼる商品（銅銭 172 箱、1 箱＝100 斤程度）を運んできた<sup>375</sup>。

コーチシナにおいては日本人商人とオランダ人商人間の競争が激しかった。ニコラス・クーケバッケルの日記の寛永 10（1633）年 11 月条に大坂町奉行はオランダ人が銅および銅銭をコーチシナに送ることを禁止させるように将軍へ願った。この動きは平野藤次郎と茶屋新九郎の要求をうけてのものであり、彼等がコーチシナで銅を販売するのが困難になるためである<sup>376</sup>。この要求に対して平戸オランダ商館長は松浦肥前守殿に手紙でこの要求を撤回するように願い、結局この要求は実行不可能となった<sup>377</sup>。銅銭を問題にした日本人商人の一人弥左衛門は、引き受けた 1,000 ピコルのうち、500 ピコル（30 トン）しかオランダ商館に渡さなかった<sup>378</sup>。そこで 1634 年にオランダのヤハト船フェンロー号はタイオワンとコーチシナの貿易を続けるために、必要な銅銭を積んで送ることにした。同年 2 月 12-14 日に平戸商館が銅商人と契約した 10,654,000 枚の銅銭が長崎から届いた<sup>379</sup>。

1636 年に日本から広南に到着したオランダ商船グロルおよびワルモント号は日本の銅銭と雑貨を広南に輸出し、上席商務員アブラハム・ダイケルの手に渡した。その送状によればその総額は 115.762 ギルダーくらいとなっている<sup>380</sup>。同年の銅銭の買値は昨年より約 1.5 マス高くなっていたが、銅銭を広南に送ることは長崎奉行によって許可されたのであった<sup>381</sup>。

以上のように 1630 年代には VOC 船のさかんな銅取引によって 1 億 60 万個余の銅銭が

<sup>373</sup> Li Tana, *Nguyễn Cochinchina - Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Cornell University, 1998, p. 91.

<sup>374</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第 3 輯、533-534 頁。

<sup>375</sup> 『バタヴィア城日誌』第 1 輯、93 頁。

<sup>376</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第 3 輯、31 頁。

<sup>377</sup> 同前、50-53 頁。

<sup>378</sup> 同前、87 頁。

<sup>379</sup> 同前、66 頁。

<sup>380</sup> 『バタヴィア城日誌』第 1 輯、246-247 頁。

<sup>381</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第 3 輯、403 頁。

広南およびトンキンに輸出されており（【表⑩】【グラフ⑨】）、銅銭がかなり大量に主に広南に流れ込んだことは明かである。これはただのバラスト<sup>382</sup>という役割もあるが、商品としての役割のほうが重要であったと思われる。

翌 1637 年から 1648 年まで、幕府は銅の輸出を禁止した。しかし、トンキンおよび広南においては、1639 年までポルトガル船がトンキンへ日本銅を輸出し、ポルトガルと日本の関係が絶えた後はマカオから中国銭をトンキンに輸出するようになった<sup>383</sup>。1644 年に出島オランダ商館は銅を長崎から各地に送ったが、トンキン向けは 100 ピコル（60 トン）であり、率にして僅かに 0.5 パーセントであった<sup>384</sup>。

銅はトンキンで消費される一方、再輸出する動きもあった。1644 年にトンキン在住日本人商人和田理左衛門は当地で購入した銅 100 ピコル（約 60 トン）をタイオワンへ輸送する予定であったが、途中で商品が盗賊にすべて奪われた<sup>385</sup>。この時は、まだ銅銭の不足時期にはなっていなかったが、同年以後に銅銭の値は上がりつづけ、1653 年に銀の値が半分ぐらいに下がったのである。銅の値上がりのため、1651 年にポルトガル船はトンキンに運んできた銅から 20 万両（銀）の純利益を獲得した。前 1650 年にポルトガル船が広南に送った銀価値 12 万両相当の銅銭から 18 万両の総売り上げを獲得したことをオランダ人も知った。

1660 年代に入ると、銅銭貿易において、ポルトガル、中国ジャンク船、オランダ船が熾烈な競争を展開した<sup>386</sup>。1661-1677 年までの間、日本の銅銭はオランダ船の年平均トンキン資金額の 22 パーセント占めたが、1668 年に日本の銀輸出禁止令がだされてからは、オランダ船がトンキンに送った資金額のうち 4 割から 7 割が銅であった<sup>387</sup>。1670 年代後半は以前より大量に銅銭を輸出したが、この時期、トンキンにおいて銅の値段が暴落したため、オランダ船は銅をトンキンに輸出しなくなった<sup>388</sup>（【グラフ⑩】参照）。

以上のように、日本銅銭が大量輸入されたことによってトンキンでの銭不足は回復し、

<sup>382</sup> 近世初期において、銅は船の安定のためバラスト役として銅を搭載した。

<sup>383</sup> [George Bryan Souza, *The Survival of Empire: Portuguese Trade and Society in China and the South China Sea 1634-1754*, p. 114, Cambridge University Press, 2004] および [Tuân, *op. cit.*, 2007, p. 51]

<sup>384</sup> 岩生「江戸時代における銅銭の海外輸出について」、122 頁。

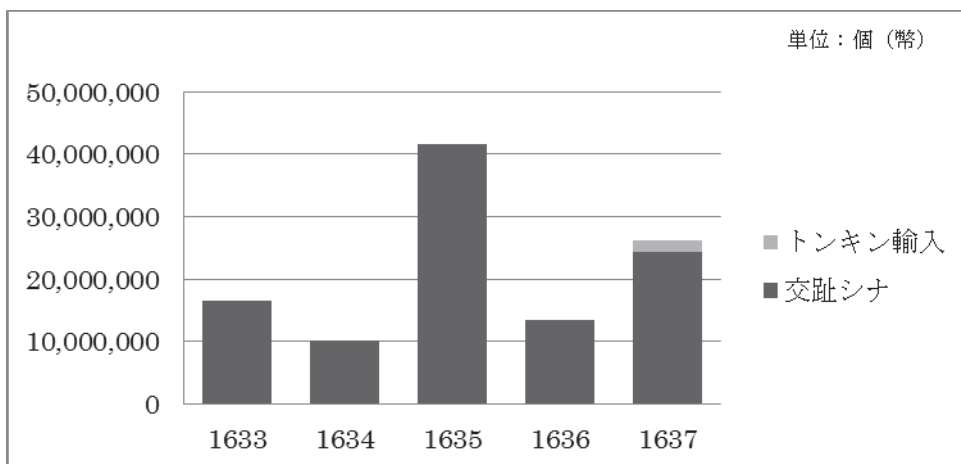
<sup>385</sup> 永積『朱印船』、213 頁。

<sup>386</sup> *Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*, p. 51.

<sup>387</sup> Tuân, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyên biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”, NCLS no. 12 (404), 2009, p. 26. (「日本の金属貨幣と 17 世紀トンキン地方の経済・社会の変化」『歴史研究』12 (404))

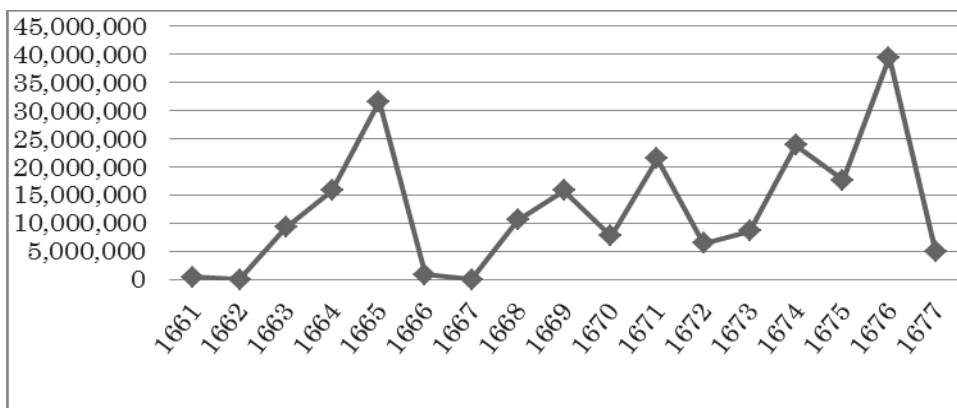
<sup>388</sup> *Ibid.*, p. 26.

【グラフ⑨】 オランダ船による 1630 年代銅銭の輸入



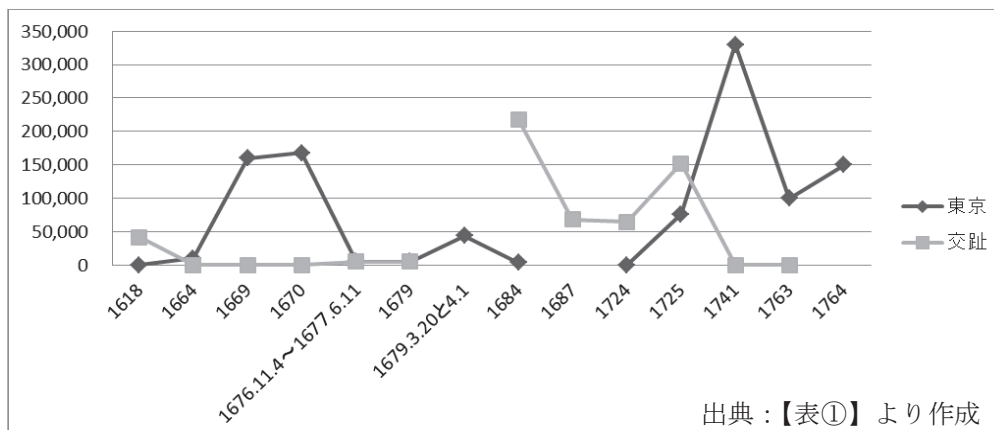
出典：Nguyễn Cochinchina - Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries より作成

【グラフ⑩】 VOC 船によるトンキン輸入日本銅銭 単位：個（幣）



出典：，“Kim loại tiền Nhật bản và chuyên biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”，（「日本の金属貨幣と 17 世紀東京地方の経済・社会の変化」）Appendix2 より作成

【グラフ⑪】 ベトナム宛中国ジャンク船による日本銅銭の輸入



出典：【表①】より作成

状況は安定した<sup>389</sup>。1670年代以後、オランダ船によるトンキンへの銅輸出はなくなったが、中国ジャンク船およびベトナム発ジャンク船の扱っていた量に関しては、18世紀にはデータ不足でかつ数量も少ないので正確な状況は不明である。

【グラフ⑩】は、中国ジャンク船がトンキンおよび交趾（広南）両地方に送った年毎の日本銅の数量を示したものである。1689年と1695年には「安南国王」（阮氏）が長崎奉行宛に銅および銭について書簡を出し、日本から銅・銭を供給してくれるように呼びかけている<sup>390</sup>。17世紀末になってもベトナムにおいて日本の銅銭はまだ必要とされていたことが知られる。

18世紀はデータが乏しく、1724年から1764年までの間、5件の記録が確認できるのみである。1724年と1725年には広南およびトンキン両地方に銅の輸出がなされたが、その後、トンキンのみとなった。5ヶ年のデータのみをもとにして議論するが、数量からいえば、1724年に中国船が広南に39トンほどの銅を、1725年に広南に91トン、トンキンに46トン程度、1741年にトンキンに198トンを運んでいる。

この【グラフ⑩】以外に、オランダ船も1750年から1751年の間に広南へそれぞれ17トンと51トンの銅を運んでいる。最後の2ヶ年の輸入量60トンと90トンは、中国船がトンキンに運んできたものである。

17世紀からから18世紀のデータ（【グラフ⑧】【図表⑥】）に基づくと、オランダ船と中国船が日本から持ち出した銅の総量はそれぞれ数百トンから数千トンであったことがわかる。しかしながらベトナムに持ち込まれた日本銅量は比較的少量であるかと思われ、これらの銅は阮氏の注文によって運ばれた可能性があると思われる<sup>391</sup>。

## (b) 砂糖・肉桂・胡椒・沈香・鹿皮・鮫皮について

アジア諸国の砂糖生産は唐の終わりごろから中国の広東省で発展し、その現物や生産技術は東南アジア諸国にも伝わり、17世紀の初めには広南、暹羅、カンボジア、バンテンといった東南アジア諸国では砂糖生産量が伸び、中国にも輸出されたが、もっとも大きな市

<sup>389</sup> Tuấn, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyển biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII” (stt), NCLS no. 1 (405), 2010, p. 56 (「日本の金属貨幣と17世紀トンキン地方の経済・社会の変化」(続)『歴史研究』1 (405), 2010.

<sup>390</sup> 近藤『外蕃通書』第14冊、95-99頁。

<sup>391</sup> 銅銭の鑄造については(『撫辺雑録』4巻、24葉表およびLi Tana, *op. cit.*, 1998, p.94)では広南阮氏阮福澍(1725-1738)が1725年に銅銭を鑄造した。この年ジャンク船がおそらく日本から広南に91トンの銅を持ち込んだことがわかる。

場は日本であった<sup>392</sup>。日本向けの中国船の輸出品としても砂糖は主要商品の一つであった。1630年代から1680年代までの年平均中国産砂糖輸入量は1,690,000斤(1,014トン程度)であった<sup>393</sup>。

1637年に広南に滞在する商務員カザールは、入手した黒砂糖42,163斤(およそ25トン)をベトナム発ジャンク船2隻に依頼し長崎へ送った記録も残されている<sup>394</sup>。朱印船時代には砂糖・鮫・鹿皮、沈香および肉桂等は生糸とともに日本に送られたものであり、ベトナム、とくに広南からの砂糖は量的に目立つものであった。

オランダ船が砂糖を長崎に搬入するようになったのは、生糸貿易の衰退期になってから、すなわち貞享から元禄年間の間である。1641年から1690年の間、オランダはほとんど砂糖を輸出しておらず、また1702年から10年間には毎年800トン程度を長崎に搬入したのみであった。その後、数量はさらに落ち、400トン程度となり、1749年から1760年の間、再び回復するもその後もまた激減した<sup>395</sup>。

以上は、オランダ船による砂糖貿易の概略であったが、次にジャンク船による諸商品の取引を検討しよう。【表⑫】ベトナム発ジャンク船砂糖(黒・白)・肉桂・胡椒・沈香、鹿・鮫皮を長崎に輸出した量を示した表である。まずこれも砂糖から検討しよう。

そこで【表⑬】としてベトナム発ジャンク船と中国発ジャンク船が運んだ砂糖の量を比較した表をあげた。1640年代から1660年代までは連続的にデータが存在するが、1680年代に1ヶ年、18世紀には3ヶ年のみが判明するのみである。

これによれば、1640年代(A)に年平均22.3トンの砂糖各種が日本に輸出されたことが知られる。そして1650年代からは増加し、年平均125トンに上り、1660年代から1680年代の間に数カ年のデータしかないが、平均すると153トンとかなり高い数字を維持している。そして18世紀に入ると、これまた断続的ではあるが、年平均440トンと激増していることがうかがわれる。

一方、中国発ジャンク船も1640年代に大量の砂糖を日本へ送っていた。しかし、1650年代には激減するものの、1660年代からは輸出量は回復する。

これらのベトナムからの砂糖輸出の増加期は、1650年代から1660年代にかけて生糸貿易が不振となる時期に重なっている。しかし砂糖の値段は安価なため、その量からみると利益ともなわなことが生じる。一例をあげてみよう。1642年の中国船輸入品品種別価格

<sup>392</sup> David Bulbeck, Anthony Reid, Lay Cheng Tan, Yiqi Wu (eds.), *Southeast Asian Exports since the 14<sup>th</sup> century Cloves, Peper, Coffee, and Sugar*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1998, p. 107.

<sup>393</sup> 岩生「近世日支貿易に関する数量的考察」、31頁。

<sup>394</sup> 『平戸オランダ商館長の日記』第3輯、473頁。

<sup>395</sup> 山脇前掲書、65頁。

表<sup>396</sup>には、同年の輸入生糸 33,661 斤（20 トン）が価格 875,180 匁に対して白砂糖 240,000 斤（144 トン）は 132,000 匁で、生糸 1 斤が 26 匁に対し砂糖 1 斤は 0.6 匁であった。よって安値の際に砂糖のほかに、値段の高い商品も一緒に持って行かない限り、貿易は成り立たなかった。その商品というのが肉桂・胡椒・沈香、および鹿・鮫皮である。

日本市場が必要とする商品の一つは香辛料の胡椒、医薬などに用いる肉桂・沈香などで、それに高価な鹿・鮫皮も輸出された。【表⑫】をもとにした【表⑭】は、中国船によって長崎に輸出された肉桂・胡椒・沈香・鹿皮および鮫皮の年平均数量である。1640 年代にベトナムからは年平均 1.4 トンの肉桂が長崎に輸出され、1650 年代にはその量は倍になった。

1660 年代から 1680 年代の間には 2 ヶ年分のデータしかないが、年平均 0.7 トンの肉桂が輸出されていた。18 世紀もデータが乏しいが、数字の残る 3 ヶ年の年平均は 1.7 トンである。

沈香と胡椒の長崎輸入はともに 1650 年代から増加している。1663 年と 1682 年にはそれぞれ胡椒 18.6 トンと沈香 2.6 トンが輸入された。沈香の輸入は 18 世紀にも続き、判明した年には平均 1.7 トンが長崎に運ばれている。

鹿皮と鮫皮も同じ傾向にあり、1640 年代には 1 万枚ほどが輸出されたが、1650 年代に激減しているものの、1663 年と 1682 年には鹿皮は平均 3 万枚、鮫皮は平均 1 万枚以上運ばれた。

以上のように生糸・砂糖のみならず、胡椒・沈香・肉桂も 1650 年代から輸出量が増加し始めた。これにくわえて 1650 年代には銅銭の高騰によってオランダのトンキン貿易の利益が激減し、1652 年の利益は 1646 年の半分まで下がり<sup>397</sup>、経営は衰退する傾向にあった。そこでオランダトンキン商館は中国人商人との競争を避け、中国人商人の取引が終了して後に取引を行うようになったが、それでも商品の確保は困難で、貿易は消極的となっていた<sup>398</sup>。

次に掲げる【表⑮】は 1640 年から 1700 年までの間にトンキンおよび広南からの商品価格の推移を示したものである。

砂糖各種は 1645 年に少し値上がりしたが、1654 年以降、とくに 1680 年代になってからは 1640 年代よりもかなり高くなった。上述のように、1650 年代からはベトナム産の砂糖各種が大量に長崎に運ばれた。オランダ船の砂糖輸出ブームは 18 世紀であったとされている。確かに日本国産砂糖は 18 世紀後半になってようやく外国産に取って代わったのであ

<sup>396</sup> 岩生成一「江戸時代の砂糖貿易について」（『日本学士院紀要』31(1)、1973 年）、6 頁。

<sup>397</sup> 山脇前掲書、136 頁。

<sup>398</sup> Tuấn, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyên biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”, p. 23.

【表⑫】 ベトナムからの砂糖・肉桂・胡椒・沈香・鹿皮・鮫皮の量

年次	1640年	1641年①	1641年②	1646年	1647年	1648年	1650年	1651年	1653年	1654年	1655年	1656年①
砂糖各種(斤)	28,300	40,400	24,000	56,000		37,000	238,500	230,400	138,850	145,650	90,000	559,550
肉桂(斤)		1,850	4,300				1,050	5,850	1,450	700		15,250
胡椒(斤)	4,300	13,600	8,300	45,000		10,300	9,100	3,000	22,400	72,100	700	26,200
沈香各種(斤)	3,010	1,200	450	200		2,483	462	414	3,017	3,300	990	6,341
鹿皮各種(枚)	5,690	4,050	4,000	27,250	2,000	14,350	7,500	5,900			26	4,790
鮫皮各種(枚)	9,171	33,800	3,500	3,000			3,200	840	2,557		557	8,240

年次	1656年②	1657年	1658年	1659年	1660年	1663年	1682年①	1682年②	1745年	1754年	1763年	1767年
砂糖各種(斤)		184,000	240,000	40,000	131,050	528,760	105,567		597,570		374,468	1,225,889
肉桂(斤)	6,500	3,000	10,500	1,300	1,100	100	2,072	135	4,423	1,010	150	5,981
胡椒(斤)		20,650	14,450		22,000	31,080						
沈香各種(斤)		3,102	63	410	4,500	8,155	616		1,965		990	5,646
鹿皮各種(枚)		50	3,900			64,482	335		330			300
鮫皮各種(枚)		40	600	820	3,500	21,078	5,698		250			

出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

【表⑬】 年平均長崎輸入砂糖の量

	1640-1649年 (A)	1650-1659年 (B)	1660,1663,1682年 (C)	1747,1763,1767年 (D)
ベトナム発 ジャンク船	37,140 斤 (約 22.3 トン)	207,439 斤 (約 125 トン)	255,126 斤 (約 153 トン)	732,642 斤 (約 440 トン)
中国ジャンク船	2,187,078 斤 (約 1,312 トン)	675,003 斤 (約 455 トン)	1,059,626 斤 (約 636 トン)	1,272,964 斤 (約 764 トン)

出典：『唐船輸出入品数量一覧』により作成

【表⑭】 ベトナム発ジャンク船による年平均長崎輸入その他の商品の数量（1640-1767）

	1640-1650年 (A)	1651-1660年 (B)	1663,1682年 (C)	1745, 1754, 1767年 (D)
肉桂(斤)	2,400 (約1.4トン)	5,072 (約3トン)	1,154 (約0.7トン)	2,891 (約1.7トン)
胡椒(斤)	15,100 (約9トン)	22,688 (約13.6トン)	31,080 (約18.6トン)	なし
沈香各種(斤)	1,301 (約0.8トン)	2,460 (約1.5トン)	4,386 (約2.6トン)	2,867 (約1.7トン)
鹿皮各種(枚)	9,263	2,933	32,409	315
鮫皮各種(枚)	10,534	2,144	13,388	250

出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成

※なお、上記のデータに1654年に鮫皮が115束と30包、1654年に沈香が47箱、1658年に鮫皮4束は未加算。

【表⑮】 各種商品値段の推移 単位：テール

	1640年	1645年	1646年	1648年	1654年	1680年	1682年	1683年	1697年	1698年	1699年	1700年
白砂糖(100斤)	4.9-6	6	3.5	-	8	7	6-8	7	7.1	10-11	13-14	5.3
黒砂糖(100斤)	1.6-3.5	2.3	2	-	6	5	3-4	4-5	3	5.7-6.8	5-7	310?
氷砂糖(100斤)	-	8.5	5.5	-	9	10-13	15-21	13-14	9.1	16-17	21	8.2
胡椒(100斤)	15	12	-	14.5	-	8-10	8	11-14	-	-	-	-
肉桂(100斤)	-	-	20	20	-	10-12	25-30	14-25	21	22-222	243	221
沈香(100斤)	130-400	100	200	-	-	-	400-450	64-70	78	-	-	-
鹿皮(100枚)	-	30	35	28	-	12-50	-	34-45	25-75	24-140	28-78	10-74.9
鮫皮(100枚)	-	24.7	20	-	-	25	-	-	16	15-249	-	12.5

出典：『唐船輸出入品数量一覧』『唐船の商品価格』より作成

【表⑯】 各年代別ベトナム商品の長崎輸入推移

	1640～1650	1651～1660	1663と1682	1745～1767
砂糖各種(×100斤)	707	1,955	3,172	7,326
肉桂(斤)	2,400	5,072	1,154	2,891
胡椒(斤)	15,100	22,688	31,080	
沈香各種(斤)	1,301	2,460	4,386	2,867
鹿皮各種(枚)	9,263	2,933	32,409	315
鮫皮各種(枚)	10,534	2,144	13,388	250

出典：『唐船輸出入品数量一覧』より作成



て、17世紀はまだ外国産に依存していたのである<sup>399</sup>。17世紀の砂糖の価格は変動がしながら、世紀の後半から値上がりをし、1640年代の倍近くなったことがわかる。

胡椒と肉桂について言及すると、胡椒は17世紀後半にオランダがバンテンを征服し胡椒供給権の独占をした後、オランダおよび日本へ輸出された。江戸時代には胡椒消費量は明らかではないが、年間消費量は2,000斤(12トン)程度とされている<sup>400</sup>。胡椒の値は17世紀中に変動が少なく安定していたが、肉桂は1690年代になってから値上がりし、とくに1699年と1700年には1640年代の10倍にまではねあがった。

菓に使われる肉桂についてはベトナム肉桂の質はセイロンなどの肉桂より品質が劣り、1693年のオランダ商館のベトナム産肉桂の取引量はわずか839斤(503キロ)であった。これはオランダが肉桂貿易に熱心でなかったからである。それに、日本市場の肉桂に対する需要も低下していたので、この少量でも江戸時代の日本人は中国発ジャンク船から輸入したトンキン産肉桂で満足していた<sup>401</sup>とされた。

次に沈香を大量に日本に輸出したのは暹羅船・カンボジア船であった。単位は数万斤であるが、断続的でもあった。ベトナム産の沈香は17世紀後半に価格が下落し、1640年代の半分までさがった。この時期には過去最高の年2.6トン程度の量が運ばれることもあった。

鹿と鮫皮は、皮のランクによって値段の差が激しい。一枚あたり200テール以上のものもあれば一枚で数10テールのものもあった。これらは朱印船時代から暹羅船によって30万枚程度が日本に送られ、1650年代にオランダ船は鹿皮を年毎に30万枚単位で輸出したといわれる<sup>402</sup>。ベトナムからは1640年代には年平均1万枚の鮫皮が運ばれ、数値のわかる1660年代と1680年代の2ヶ年の平均では3万枚の輸出があった。とくに1681年に展海令が發布されてより、中国からのジャンク船の数も急増し、ベトナム発ジャンク船のみならず、ベトナム経由の中国ジャンク船も多く存在し、そのためにベトナムからの輸出商品の数量も以前より増加したと思われる。

【表⑩】は、ベトナムから長崎に輸出された年代別の商品量の推移であり、砂糖も胡椒も沈香も17世紀中に長崎宛の輸出量が増えたこと、18世紀にはいると砂糖のみ増加したが、その他の商品は減少傾向になったことがわかる。17世紀の半ばには肉桂の輸出量が高額となった。鹿と鮫皮は17世紀の後半は増加傾向が見られたが、18世紀にその数量は激減した。

<sup>399</sup> 山脇前掲書、67と203頁。

<sup>400</sup> 同前、71頁。

<sup>401</sup> 同前、74頁。

<sup>402</sup> 岩生『新版・朱印船貿易史の研究』、298頁。

## 結論

近世日越関係史についての研究が少ない中、本稿の第1章では日越関係史の背景にある域内アジア貿易がより拡大されていた。この域内アジア貿易は世界的な規模になった近世期において日越両国の貿易もその枠の中に位置付けられたことを検討した。政治および経済的背景の面では、明朝から清朝へと移り代わり、さらにオランダ東インド会社および幕府の貿易対策等から、日越両国の関係も影響され変動されつつあったが、ベトナム発ジャンク船によって18世紀の後半まで両国の交易は絶えることはなかったと思われるのである。

第2章では、光興14(1591)年閏3月21日付の広南阮氏から日本国王宛の書簡があり、広南阮氏が日本との関係を築くつもりであったことを論じた。また江戸時代初期に、広南阮氏およびトンキンの黎鄭政権と徳川家康・秀忠・家光・幕臣らとの間で交わされた書簡が多く残っている。これらの書簡を基に当時の日越両国間の政治から貿易関係について論じ、徳川幕府が朱印船貿易を制度化した慶長6年からの両国間の貿易上の取り決めや従事者の役割を定めた文書などを分析し、その関係の推移について検討した。貿易船は日本からベトナムに航海することがほとんどであり、ベトナム側もさまざまな方法を用いて朱印船商人を誘致したので、ベトナム国内が内戦状態にあるにもかかわらず、日本商人が毎年多数来航することとなった。

朱印船制度によって両国はその信頼性や親密感を増したと思われる。本稿がもっとも明らかにしたかったことは、貿易制度が整備された過程において家康がベトナム商船を招致したことである。また初期段階の両国(阮氏・徳川氏)の関係は対等かつ親密であり、次第に幕府が渡海当事者(本多正純、土井利勝および朱印船商人船本弥七郎)に任せるときからの文面にも変化がみられた。とくにトンキン鄭氏の交換文書からは一時的に幕府に返書が却下されていたことが明らかになった。鄭氏の家臣からの文面が低姿勢になるとともに、鄭氏と幕府の関係は回復されたが大きな進展はみられなかった。ベトナムの両氏(阮・鄭氏)においては日本からの商船・商品を歓迎する姿勢が鎖国前はもちろん鎖国後も変化はなかった。鎖国後はオランダ東インド会社がトンキン鄭氏と長崎との貿易間に入り込み、大きな役割を担うことになった。

次に第3章では、近世日越間貿易が展開した時代に、広南阮氏のホイアンに成立した日本人町の角屋七郎兵衛、そして長崎唐通事に所属するトンキン通事職を世襲的に担っていた魏氏(魏九使の下僕喜の一族)について検討を加えた。

鎖国の後、1660年代ごろから日本人商人角屋七郎兵衛は貿易が一部再開された折に、中

国人商船と荒木家を通して安南の商品を日本へ送ることを開始した。彼は17世紀後半の日越関係の仲介役として大きな役割を果たしたといえよう。

七郎兵衛は寛文6(1666)年以前から本国の本家との連絡を再開したと思われ、それから毎年安南から品物および銀子を長崎に送っていた。この時、鎖国体制下の長崎の対外貿易は、幕府の規制が加わらない相対自由売買商法であったうえに、外国に在留している日本人が親族との書簡などをやり取りすることも許されていたのであった。

七郎兵衛の品物等は寛文11年までは荒木家の勘左衛門と久右衛門が代官の前で代理として商品を受取っていたが、寛文11年からは幕府はこういった代理を認めなくなった。そこで七郎兵衛は息子呉順官をホイアンから長崎へ行かせたが、七郎兵衛のその後の注文品は生活用品が主となり、商売は小規模となっていた。七郎兵衛が亡くなった後、呉順官は長崎貿易を継承し、七郎兵衛生前からの五娘および夥長(=水先案内人)の助けを受けながら貿易を行った。

七郎兵衛にとって松本家一族への思いは絶えがたく、彼はホイアンに松本寺を建立した。寺の建立にあたって「額之覚」などが残っており、日本町の位置を想定できる貴重な史料となっている。彼は商売の傍ら長崎の清水寺・大音寺等だけでなく、長崎から遠い伊勢松坂の来迎寺にも金品を奉納している。また日本にいる知り合いが不幸に遇った際にも銀を送っている。

七郎兵衛関係史料に基づくと、鎖国の後30年ほどしてから本家との連絡が再開され、連絡する度に商品も送られた。これは中国船を利用して送られたものであるが、長崎では荒木氏の兄弟と本家の兄弟がそれぞれの役割を果たしていた。それに、日本固有の「投銀」活動、すなわち投資活動を図っていたことも知られている。数年でこういった貿易は終焉を迎えることになったが、当時の両国間の商人レベルの文書から、その物(商品・文書)を通じた関係があったことが知られる。また、七郎兵衛の寡婦の亡夫に対する愛情、本家への関心、家業への心配等がうかがえた。政府レベルの関係のみならず、物を通して人の考え(文化)を分かち合うような庶民間の交流もあったことは近世期の日越関係史の大きな特徴である。

長崎では明暦年間に唐通事に所属するトンキン通事が設立され、トンキン久蔵という人物がその役割に就いた。また、上記の七郎兵衛とも関係をもった魏九使が寛文12(1672)年にトンキン生まれの下僕「喜」を連れて長崎に在住することになり、トンキン久蔵とトンキン通事を担った。「喜」はのち、魏氏の姓を名乗り、久蔵の死後、トンキン通事を世襲することになった。ただ魏氏の仕事の内容は、ベトナム(トンキン・広南)から漂着した商船や遭難民に対しての通訳のみで、長崎に来航したベトナム発商船から風説(事情)を

聴く役割はほとんど唐通事によったものと思われる。時代がたつにつれて、漂流船の数も減少していき、トンキン通事の給与も徐々に削減されていった。トンキン通事の名は 1860 年代まで残るが、事実上その活動はほとんど見られない。

第 4 章では、近世期における日越貿易関係が、朱印船貿易時代の終焉後から VOC という仲介者によってのみ継続されたのではなく、ベトナム発ジャンク船（トンキン発、広南発）の活動の広範囲および商品も多様であったことを論じた。

17 世紀後半（朱印船時代後）から 18 世紀後半までの記録によれば、ベトナム発ジャンク船（広南発ジャンク船が圧倒的に多かった）はトンキンのみ活動を行った VOC と同じかあるいはそれ以上の商品等を長崎に運んでいったことがうかがえる。すなわち、トンキン商館の衰退した 1670 年代の後も、このベトナム発ジャンク船の活動は継続したのであった。

18 世紀初頭の日本による貿易制限政策のため貿易量は減少するが、それでもベトナムからのジャンク船は毎年多量の商品を積んで長崎へ向かった。これはベトナム商品が日本において需要があったからであろう。また、この時期の日越貿易では、ベトナムに貿易拠点（とくに広南）を置くベトナム発のジャンク船が日越間貿易に占める役割が大きかったといえよう。

日越間貿易における輸出輸入品量の分析によれば、17 世紀の前半の「広南—長崎」間の貿易の担い手は主に朱印船であり、その主力商品は日本からは銀と銅、ベトナムからは生糸と絹織物であった。オランダ船の「トンキン—長崎」間貿易の商品は主に生糸と絹織物であったが、ベトナム発ジャンク船の「広南・トンキン—長崎」間貿易においては様々な商品、とくに砂糖、胡椒、肉桂、鹿・鮫皮が長崎まで運ばれた。1660 年代には生糸貿易の衰退のため、日本からの別の商品であった銅銭がオランダ船によってトンキンに運ばれ、トンキンでの銭不足状況を解決したといわれてきたが、それ以前から広南およびトンキンに輸入された銅の量は決して少なくなかった。1610 年代にはイギリス商船、1620 年代から 1630 年代にはオランダ船が広南に、それからベトナム発ジャンク船も銅を広南に輸入していたことが確認できる。また、実際に銅がオランダ船によって輸入される前の時点で、ポルトガル船および中国船が銅を大量に運んだため、広南・トンキンにおける銅銭不足の状況は解決されつつあったと思われる。実際、銀銅の為替レートは 1660 年代の前半にはすでに 1640 年代の時点に戻っていた。そのため、1670 年代初めに銅銭の値が安くなり、オランダ船の銅貿易の利益は激減し、数年後にこの銅貿易は終焉となった。

1670 年代になってオランダ船のトンキン貿易にほとんど展望が開けない時期に、ベトナム発ジャンク船は上記の生糸のほか、砂糖、胡椒、肉桂、沈香、鹿・鮫皮を大量に長崎

に運んでいった。18世紀のデータは乏しいが、数量が判明している20ヶ年の年平均の商品の数量は決して少なくない。このようにベトナム発ジャンク船の活躍は否定できず、日越間貿易はこうした形で少なくとも17世紀の末まで維持されたといえよう。さらに18世紀の日本における貿易制限令のために、ベトナムから長崎に来航する船は年平均1、2隻になり、貿易全体が衰退したといわざるをえない状態になったが、それでも細々と日越間貿易少なくとも18世紀後半までは続いたと思われる。

今後の課題としては第2章で論じた17世紀の江戸幕府と広南阮氏・トンキン鄭氏との関係をさらなる他の史料にあたってより明らかにし、また同時代の他国の史料も参考にし、江戸幕府を中心とした東アジア諸国およびポルトガル・オランダ・イギリスとの関係と比較し、どのような特徴があったかを解明することである。

第3章で論じた角屋七郎兵衛の息子呉順官の貿易活動に関する史料をさらに探究し、ホイアン日本町およびその位置比定を可能にする史料を求めることも必要である。また長崎のトンキン通事魏氏が代々その役を世襲するが、詳細にその仕事内容および待遇、給与の推移を調べることで、魏氏の貢献を改めて歴史的に評価する必要があると思われる。

第4章も同様で、貿易の数量の面からだけみるのではなく、各国商船に関する事情および社会背景にも目を配る必要がある。すなわち未刊行オランダ史料および17世紀末のトンキンのイギリス商館史料を分析することが求められる。

## <引用史料一覧>

### I. 日本語 (50音順)

1. 異国日記刊行会編『影印本異国日記—金地院崇伝外交文書集成』(東京美術、1989年)
2. 穎川君平編『譯司統譜』(大阪活版製造所、1897年)
3. 九州国立博物館編『The Great Story of Vietnam—大ベトナム展カタログ・ベトナム物語』(九州国立博物館、2013年)
4. 近藤守重「外蕃通書」『近藤正斎全集』(国書刊行会、1905-1906年)
5. 田邊八右衛門著・丹羽漢吉、森永種夫校訂『長崎実録大成』正編(長崎文献社、1973年)
6. 富永種夫校著『寛宝日記と犯科帳』(長崎文献叢書、第2集第5巻、2012年)
7. 永積洋子編『唐船輸出入品数量一覧 1637-1833年—復元唐船貨物改帳・帰帆荷物買渡帳』(創文社、1987年)
8. 永積洋子訳『平戸オランダ商館長の日記』第1輯(岩波書店、1980年)
9. \_\_\_\_\_『平戸オランダ商館長の日記』第3輯(岩波書店、1980年)
10. 皆川三郎著『平戸英国商館日記』(訂正増補版、篠崎書林、1974年)
11. 宮田安『唐通事家系論攷』(長崎文献社、1979年)
12. 村上直次郎校註『異国日記抄』(三秀舎、1911年)
13. \_\_\_\_\_訳『バタヴィア城日誌』第1輯(平凡社、2003年)
14. 林春勝・林信篤『華夷変態』(東洋文庫、1958-1959年)
15. 林復斎『通航一覧』第4、巻171-178(清文堂出版社、1967年)
16. 黎貴惇『撫辺雜録』巻4(Centre National de la Recherche Scientifique, Paris 所蔵写本)
17. 「唐通事会所日録」1(『大日本近世史料』東京大学出版会、1955年)
18. 「長崎渡来唐人事跡及び唐船主摘録」(渡辺文庫、長崎県立長崎図書館所蔵)
19. 『イギリス商館長日記(訳文編之上)』(東京大学史料編纂所刊行、1979年)
20. 『イギリス商館長日記(訳文編之下)』(東京大学史料編纂所刊行、1980年)
21. 『イギリス商館長日記(訳文編附録)』(東京大学史料編纂所刊行、1981年)
22. 『続長崎實録大成』(長崎文献叢書、第1集第4巻、1974年)
23. 『大南一統志』巻15(阮朝国史館刊、維新3(1909)年)
24. 『大南寔録前編』巻1(慶応義塾大学言語文化研究所、洋装影印本)
25. 『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳—近世日中交渉史料集』(関西大学東西学術研究所、1974年)

26. 『長崎実記年代録』九州文化史研究所史料集 3 (九州文化史研究所史料集刊行会、1999年)

## II. 英語・オランダ語・ベトナム語の他 (ABC 順)

1. Christoforo Borri, *Realatione della Nvova Missione della P. P Compagnia de Giev al Regno della Cocincina*, Roma, 1631 (『コーチシナ王国とイエズス会宣教師の関係』)
2. Christopher Borri, "An acount of Cochin-china" in Pinkerton, John (ed.), *A Collection of the Best and Most Interesting Voyages and Travels in all Parts of the World*, London, 1811
3. Jacobus Anne van der Chijs (ed.), *Dagh-registe gehouden int Casteel Batavia*, 31 vols
4. H. T. Colenbrander (ed.), *Jan Pietersz Coen Bescheiden omtrent zijn bedrijf in Indie*, Eerste Deel, s-Gravenhage Martinus Nijhoff, 1919
7. Dương Văn An biên soạn *Ô Châu Cận lục*, Viện nghiên cứu Hán Nôm, Nxb. Khoa học xã hội, 1997 (『烏州近録』Hán Nôm 研究院、社会科学出版社)
5. Léonard Blussé, Margot E. van Opstall, Yung-ho Ts'ao (eds.) *De Dagregister van het Kasteel Zeelandia Taiwan deel 1*, M. Nijhoff, 1986 (『台湾ゼランダニア城日記』第1巻)
6. Murakami Naojiro (ed.) *Diary of Richard Cocks, 1615-1622*, vol. 2, Tokyo Sankosha, 1899
8. Sở Cuồng Lê Dư "Cổ Đài Nam Nhật giao thông khảo" *Nam Phong Tạp Chí*, quyển 54&65 (『南風雜誌』「古代南日交通攷」54&65 冊)
9. *The India Office Records* Bristish Library in London
10. Vermeulen, Ton et al, (eds.), *The Deshima dagregisters: Their Original Tables of Contents*, Leiden Centre for the History of European Expansion, 13 vols, 1986-2010
11. W. Ph. Coolhaas (ed.), *Generale missiven van gouverneurs-generaal en raden aan Heren XVII der Verenigde Oostindische Compagnie*, deel1: 1610-1638, Martinus Nijhoff, 1960 (『年次報告』)

## <参考文献一覧>

### I. 日本語図書

1. 伊藤真昭と他共編『相国寺西笑和尚文案』自慶長2年至慶長12年（思文閣出版社、2007年）
2. 岩生成一『朱印船の日本町』（至文堂、1966年）
3. \_\_\_\_\_『南洋日本町の研究』（岩波書店、1966 & 1978年）
4. \_\_\_\_\_『新版・朱印船貿易史の研究』（吉川弘文館、1985年）
5. 植村泰夫「Ⅲ インドネシア（後期）」（『アジア歴史研究入門』第5巻 南アジア・東南アジア・世界史とアジア、同朋舎、1984年）
6. 小倉貞男『朱印船時代の日本人—消えた東南アジア日本町の謎』（中公新書、1989年）
7. 大庭脩編『享保時代の日中関係史料』（関西大学東西学術研究所資料集9-2、関西大学出版会、1986年）
8. 片桐一男・服部匡延校訂『年番阿闍陀通詞史料』（近藤出版社、1977年）
9. 川島元次郎『朱印船貿易史』（巧人社、1942年）
10. 菊池誠一『ベトナム日本町の考古学』（高志書院、2003年）
11. 小葉田淳『日本銅鋳業史の研究』（思文閣出版社、1993年）
12. 櫻井祐吉『安南貿易家角屋七郎兵衛—附松本一族—』（角屋七郎兵衛贈位報告祭協賛会、1929年）
13. 鈴木康子『近世日蘭貿易史の研究』（思文閣出版社、2004年）
14. 東亜研究所『安南史』（岩波書店、1942年）
15. 中村質『近世長崎貿易史の研究』（吉川弘文館、1988年）
16. 永積昭『オランダ東インド会社』（近藤出版社、1981年）
17. 永積洋子『近世初期の外交』（創文社、1999年）
18. 桃木至朗『南シナ海世界におけるホイアン（ベトナム）の歴史生態的位置』I（文部科学省研究費報告、大阪大学文学部、1995年）
19. \_\_\_\_\_編『海域アジア研究入門』（岩波書店、2008年）
20. 浜下武志&川勝平太『アジア交易圏と日本工業化—1500-1900』（Libro社、1991年）
21. 林屋辰三郎『角倉素庵』（朝日新聞社、1978年）
22. 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』（吉川弘文館、1964年）
23. \_\_\_\_\_『長崎のオランダ商館』（中公新書、1980年）
24. 『徳川實記第一篇』（吉川弘文館、1964年）



25. 『藤原惺窩集』上巻（思文閣出版、1978年）
26. 『当代記駿府記』（続群書類従完成会、1995年）

## II. 日本語文献

1. 浅田毅衛「鎖国政策下の日本貿易」（『明大商学論叢』82(1)、2000年）
2. 岩生成一「江戸時代における銅銭の海外輸出について」（『史学雑誌』39-12、1928年）
3. \_\_\_\_\_「江戸時代初期トンキン在住の日本人」（『歴史地理』第53巻6号、1929年）
4. \_\_\_\_\_「安南国渡海朝鮮人趙完璧について」（『朝鮮学報』6、1944年）
5. \_\_\_\_\_「近世日支貿易に関する数量的考察」（『史学雑誌』62-11、1953年）
6. \_\_\_\_\_「江戸時代の砂糖貿易について」（『日本学士院紀要』第31巻第1号、1973年）
7. 大橋百合子「唐通事の語学書—『訳詞長短話』管見—」（『語文研究』55、1983年）
8. \_\_\_\_\_「方言資料として見た長崎通事の語学書—魏龍山『訳詞長短話』及び岡島冠山の著作など—」（『語文研究』59、1985年）
9. \_\_\_\_\_「魏龍山『訳詞長短話』—翻刻と解題—（1）」（『江戸時代文学誌』4、1985年）
10. 門暉代司「名古屋大学附属図書館所蔵神宮皇学館大学文庫角屋文書の紹介」（『地域社会研究所報』、第22号、2010年）
11. 菊池理夫他「松阪・ホイアンの交流の過去と現在—角屋七郎兵衛を中心として」（『地域社会研究所報』第21号、2009年）
12. 岸本美緒「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」（『岩波講座世界歴史』13、岩波書店、1998年）
13. 五井野貞雄「安南「松本寺（しょうほんじ）」建立記—われ異国の地に果てるとも—朱印船貿易に身を賭して異境に散った日本男児の峻烈なる生きざま」（『日本及び日本人』日本及日本人社、1998年）
14. 五野井隆史「イエズス会日本管区によるトンキン布教のはじまり」（『史学』60(4)、1991年）
15. 佐久間貴士「七郎兵衛の名が刻まれた普陀山霊中佛碑について」（『地域社会研究所報』第22号、2010年）
16. 柴謙太郎「角屋七郎兵衛の事蹟は何を語る（下）」（『歴史地理』56(5)、1930年）
17. 島田竜登「唐船来航ルートの変化と近世日本の国産代替化—蘇木・紅花を事例として—」（『早稲田経済学研究』49号、1999年）
18. \_\_\_\_\_「18世紀における国際銅貿易の比較分析—オランダ東インド会社とイギリス東インド会社」（『早稲田政治経済学雑誌』362号、2006年）

19. \_\_\_\_\_ 「世界の中の日本銅」(『近世的世界の成熟』吉川弘文館、2010年)
20. 曾田廉吉「帰化唐人の日本学研究と魏氏の『訳詞長短話』」(『長崎談叢』第34輯、1944年)
21. 高山百合子「トンキン通事魏龍山『訳詞長短話』成立の背景」(『筑波女学園大学短期大学部紀要』8、2013年)
22. 辻善之助「南洋の日本町」(『増訂・海外交通史話』、1930年)
23. 中田喜勝「魏氏の用いた特殊な音符について—「訳詞長短話」を史料として—」(『長崎県立国際経済大学論集』8(2)、1974年)
24. \_\_\_\_\_ 「魏氏と『魏氏楽譜』—徳川時代の中国語—」(『長崎県立国際経済大学論集』9(3・4)、1976年)
25. 永積洋子「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」(『城西大学大学院研究年報』8号、1992年)
26. \_\_\_\_\_ 「オランダ史料から見た輸出銀」(『石見銀山遺跡総合調査報告』平成5年度～平成10年度、第4冊、島根県教育委員会、1999年)
27. 松本吉弘「神宮徴古館所蔵・重要文化財「安南記」の紹介」(『地域社会研究所報』、第22号、2010年)
28. 桃木至朗「ヴェトナム史の時代区分」(『古代文化』46号、1994年)
29. 武藤長平「東京通事魏氏龍山遺写本『訳詞長短話』に就きて」(『西南文運史論』(月岡書院)6、1926年)
30. 久松倫生「角屋七郎兵衛—安南貿易家としての生涯・松阪」(『江戸時代一人づくり風土記24 三重』、農文協、1992年)
31. Huỳnh Trọng Hiên<sup>フイェン トロン ヒェン</sup>「朱印船時代前後の日越関係」(『史学研究』第279号、2013年a)
32. \_\_\_\_\_ 「1630年代から1700年代までの環シナ海における日越貿易について」(『中国四国歴史学地理学協会年報』第9号、2013年b)
33. 若木太一「東京通詞魏氏の家系—魏五左衛門龍山を中心に—」(『長崎大学教養部紀要人文科学編』37、1997年)
34. 松竹秀雄「朱印船時代とそれ以後の長崎の海外貿易(1)」(『経営と経済』69(2)、1989年)
35. \_\_\_\_\_ 「朱印船時代とそれ以後の長崎の海外貿易(2)」(『経営と経済』69(3)、1989年)
36. 松本吉弘「角屋家の来迎寺墓石群と家譜」(『地域社会研究所報』21、2009年)
37. \_\_\_\_\_ 「神宮徴古館所蔵・重要文化財「安南記」の紹介」(『地域社会研究所報』三重中京大学、第22号、2010年)

38. 和田正彦「ヴェトナムにおける宦官の受容とその呼称について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』8、1976年)
39. \_\_\_\_\_「ヴェトナム李・陳・黎三朝の宦官について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』9、1977年)
40. \_\_\_\_\_「ヴェトナム李・陳・黎三朝の宦官について」(『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』10、1978年)
41. \_\_\_\_\_「長崎唐通事の異国通事について—東京通事を中心として」(『東南アジア 歴史と文化』9、1980年)

### III. 英語・オランダ語・ベトナム語の他図書

1. Anthony Reid, *Southeast Asia in the Age of Commerce, 1450-1680*, 2 vols, Yale University Press, 1988 & 1993
2. C. J. Purnell *The Log-book of William Adams, 1614-1619*, London, 1916
3. David Bulbeck, Reid Anthony, Lay Cheng Tan, Yiqi Wu (eds.), *Southeast Asian Exports since the 14th century Cloves, Peper, Coffee, and Sugar*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1998
4. Đỗ Văn Ninh, *Tiền cổ Việt Nam*, Nxb Khoa học xã hội Hà Nội, 1992 (『ベトナム古銭』HaNoi 社会科学出版)
5. George Bryan Souza, *The Survival of Empire: Portuguese Trade and Society in China and the South China Sea 1634-1754*, Cambridge University Press, 2004
6. Hoàng Anh Tuấn, *Silk for Silver: Dutch - Vietnamese Relations, 1637-1700*, Brill Leiden Boston, 2007
7. \_\_\_\_\_, *Tư liệu các công ty Đông Ấn Hà Lan và Anh về Kẻ Chợ - Đàng Ngoài thế kỷ XVII*, Nxb. Hà Nội, 2010 (『17世紀のケチョーダンゴアイ(トンキン)に関する蘭英東インド会社史料—』)
8. John Pinkerton (ed.), *A Collection of the Best and Most interesting Voyages and Travels in All parts of the world*, London, 1811
9. Li Tana, *Nguyễn Cochinchina - Southern Vietnam in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Cornell University, 1998
10. Li Tina, Anthony Reid (eds.), *Southern Vietnam under the Nguyễn; Documents on the Economic History of Cochinchina (Đàng Trong), 1602-1777*, Singapore ISEAS, 1993
11. Rhodes A. de (author), Nguyễn Khắc Xuyên (trans.), *Hành trình và Truyền giáo*, Nxb. Ủy ban Đoàn kết Công giáo Tp. Ho Chi Minh, 1994 (アレキサンドル・ド・ロード著、グエン・カク・スエン訳『旅程と宣教』ホーチミン市キリスト教団結委員会出版社、1994年)

12. Sở Cường Lê Du, *Dấu Tích Thăng Long*, Nxb. Lao Động, 2006 (レ・ズ『昇竜の痕跡』労働出版社、2006年)
13. Thành Thế Vỹ, *Ngoại thương Việt Nam hồi thế kỷ XVII, XVIII và đầu XIX*, Hà Nội: Nxb. Sử học, 1961 (『17、18世紀および19世紀初頭のベトナムの外国貿易』、ハノイ史学出版社、1961年)
14. W. J. M., Buch, *De Oost-Indische Compagnie en Quinam - De betrekkingen der Nederlanders met Annam in de XVIIe eeuw*, H. J. Paris, Amsterdam, 1929 (ブーフ『東インド会社と広南—17世紀におけるオランダと安南の関係』)

#### IV. 英語・オランダ語・ベトナム語の文献

1. Dương Văn Huy, “Quản lý ngoại thương của chính quyền Đàng Trong thế kỷ 17-18”, *Nghiên cứu Đông Nam Á* số. 12, 2007 (ズオン・ヴァン・フイ「17-18世紀のダンジョン政権の貿易管理」『東南アジア研究』12号、2007年)
2. Hoàng Anh Tuấn, “Mậu dịch tơ lụa của Công ty Đông Ấn Hà Lan với Đàng Ngoài, 1637-1670”, *Nghiên cứu Lịch sử* (3), 2006 a (「オランダ東インド会社と Đàng Ngoài の間生糸貿易 1637-1670」『歴史研究』3、2006 a)
3. \_\_\_\_\_, “Mậu dịch tơ lụa của Công ty Đông Ấn Hà Lan với Đàng Ngoài, 1637-1670”(tt), *Nghiên cứu Lịch sử* (4), 2006 b (「オランダ東インド会社と Đàng Ngoài の間生糸貿易 1637-1670」(続)『歴史研究』4、2006 b)
4. \_\_\_\_\_, “Vietnamese-Japanese Diplomatic and Commercial Relations in the Seventeenth Century”, originally presented at the session of “Diplomacy as Cultural Interaction in Early modern East Asia” of the International Conference Cultural Reproduction on Its Interface: An Approach from East Asia, Kansai University, 13-14 December, 2008
5. \_\_\_\_\_, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyển biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”, NCLS no. 12 (404), 2009 (「日本の金属貨幣と17世紀ダンゴアイ地方の経済・社会の変化」『歴史研究』)
6. \_\_\_\_\_, “Kim loại tiền Nhật bản và chuyển biến kinh tế xã hội Đàng Ngoài thế kỷ XVII”, NCLS no. 1 (405), 2010 (「日本の金属貨幣と17世紀ダンゴアイ地方の経済・社会の変化」続、『歴史研究』)
7. \_\_\_\_\_, “Mạng lưới thương mại Nội Á và bang giao Hà Lan – Đại Việt (1601-1638)” NCLS, số 422, 2011 (「アジア域内貿易網とオランダベトナム関係(1601-1638)」『歴史研究』422号)
8. Iioka Naoko, “Literati Entrepreneur: WEI ZHIYAN in the Tonkin-Nagasaki Silk Trade” Ph. D. Dissertation of National University of Singapore, 2009

9. John K. Whitmore, “Vietnam and the Monetary Flow of Eastern Asia, Thirteenth to Eighteenth Centuries”, in J. F. Richards (ed.), *Precious Metals in the Later Medieval and Early Modern Worlds*, California Academic Press, 1983
10. Kato Eiichi, “From Pirates to Merchants: The VOC’s trading policy towards Japan during the 1620s”, In: Reinhold, Karl Haellquist (ed.), *Asia Trade routes: Continental and Maritime*, London: Cruzon Press, 1991
11. Kawamoto Kunie, “Nhận thức quốc tế của Chúa Nguyễn ở Quảng Nam căn cứ theo Ngoại phiên thông thư”, *Kỷ yếu Hội thảo Đô thị cổ Hội An*, Nxb. Khoa học Xã hội, 1991 (川本邦衛、『外蕃通書』に基づく広南阮氏の国際認識『ホイアン古町』、社会科学出版社、1991年)
12. Li Tana, “Cochinchinese Coin Casting and Circulating in Eighteenth-century Southeast Asia”, In: Tagliacozzo Eric and Wen-Chin Chang (eds.) *Chinese Circulations*, Duke University Press, 2011
13. Nguyễn Văn Kim, “Về cơ chế hai chính quyền song song tồn tại trong lịch sử Việt Nam và Nhật Bản”, *NCLS số 326*, 2003 (「ベトナムと日本の歴史における並立政権システムについて」『歴史研究』326)
14. Nguyễn Văn Kim, “Xứ Đàng Trong trong các mối quan hệ và tương tác quyền lực khu vực”, *NCLS*, no. 362, 2006 (「地域権力の相互作用と諸関係におけるダンジョン (コーチシナ) 地域」『歴史研究』362号、2006年)
15. \_\_\_\_\_, “Ứng đối của chính quyền Đàng Trong đối với các thế lực Phương Tây” *Tạp chí Khoa học*, no. 26, ĐHQG Hà Nội ĐHKHXHNV, 2010 (「西洋勢力に対するダンジョン政権の対応」、『科学雑誌』26号、ハノイ国家大学所属人文社会科学大学、2010年)
16. P. W. Klein, “De Tonkinees-Japanse Zijdehandel van de Verenigde Oostindische Compagnie en het Inter-Aziatische verkeer in de 17e eeuw”, In: Frijhoff W. and Hiemstra, M. (eds.) *Bewogen en Bewegen - De historicus in het spanningsveld tussen economie en cultuur*, Tillburg, 1986. (P. W. クライン、「17世紀における VOC のトンキン・日本生糸貿易とアジア域内の交通」、W. フライホーフ & M. ヒームストラ、『移行と移動—文化および経済の間の拡大における歴史—』トゥーバーク、1986年)
17. Phan Thanh Hải, “Về những văn thư trao đổi giữa Chúa Nguyễn và Nhật Bản (thế kỷ 16-17)”, *NCLS số 375*, 2007 & số 381, 2008 (「16-17世紀日本と阮氏の交換文書について」『歴史研究』375号、2007年と続編381号、2008年)
18. Suzuki Yasuko, “Japanese Copper Trade by the Dutch East India Company, 1646-1805” 『花園大学文学部研究紀要』(32), 2000

19. Yao Keisuke, “The Chinese Junk Trade between Japan and Southeast Asia in the 17-18th centuries” (『北九州市立大学文学部紀要』第 68 号、2004 年)